

東京都子供・子育て支援総合計画
(第2期)
中間見直し(案)

令和5年1月



目次

計画の策定に当たって

| | |
|------------------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の性格 | 4 |
| 3 計画期間 | 5 |
| 4 計画の構成 | 5 |
| 5 子ども・子育て支援新制度 | 6 |
| 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策 | 9 |

第1章 計画の目指すもの

| | |
|---------------------------|----|
| 1 計画の基本的な考え方 | 18 |
| 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」 | 20 |

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

| | |
|----------------------------|----|
| 1 東京都の子供と子育て家庭をめぐる状況 | 28 |
| 2 東京都における子供・子育て支援の状況 | 62 |

第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

| | |
|--|-----|
| 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり | 101 |
| 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実 | 109 |
| 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実 | 117 |
| 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実 | 123 |
| 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備 | 137 |

第4章 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 母子保健 | 148 |
| 2 子育て支援 | 149 |
| 3 幼児教育 | 151 |
| 4 保育 | 153 |
| 5 認定こども園 | 156 |
| 6 <u>子供の居場所づくり</u> | 157 |
| 7 児童相談所 | 158 |
| 8 社会的養護 | 158 |
| 9 ひとり親家庭支援 | 159 |
| 10 障害児支援 | 160 |

第5章 子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

| | |
|----------------------|-----|
| 1 東京都の役割..... | 164 |
| 2 区市町村の役割..... | 165 |
| 3 事業主の役割..... | 166 |
| 4 地域社会・都民の役割..... | 166 |
| 5 計画の推進体制..... | 168 |
| 6 計画の進捗状況の評価・公表..... | 169 |

第6章 計画事業

| | |
|---|-----|
| 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり..... | 172 |
| 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実..... | 175 |
| 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実..... | 178 |
| 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実..... | 181 |
| 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備..... | 188 |
| <u>「『未来の東京』戦略」の推進プロジェクト</u> | 193 |
| 目標を掲げている取組..... | 194 |

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度
 - (1) 子ども・子育て支援新制度の概要
 - (2) 幼児教育・保育の無償化
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策
 - (1) 都道府県設定区域の設定
 - (2) 量の見込みと確保方策

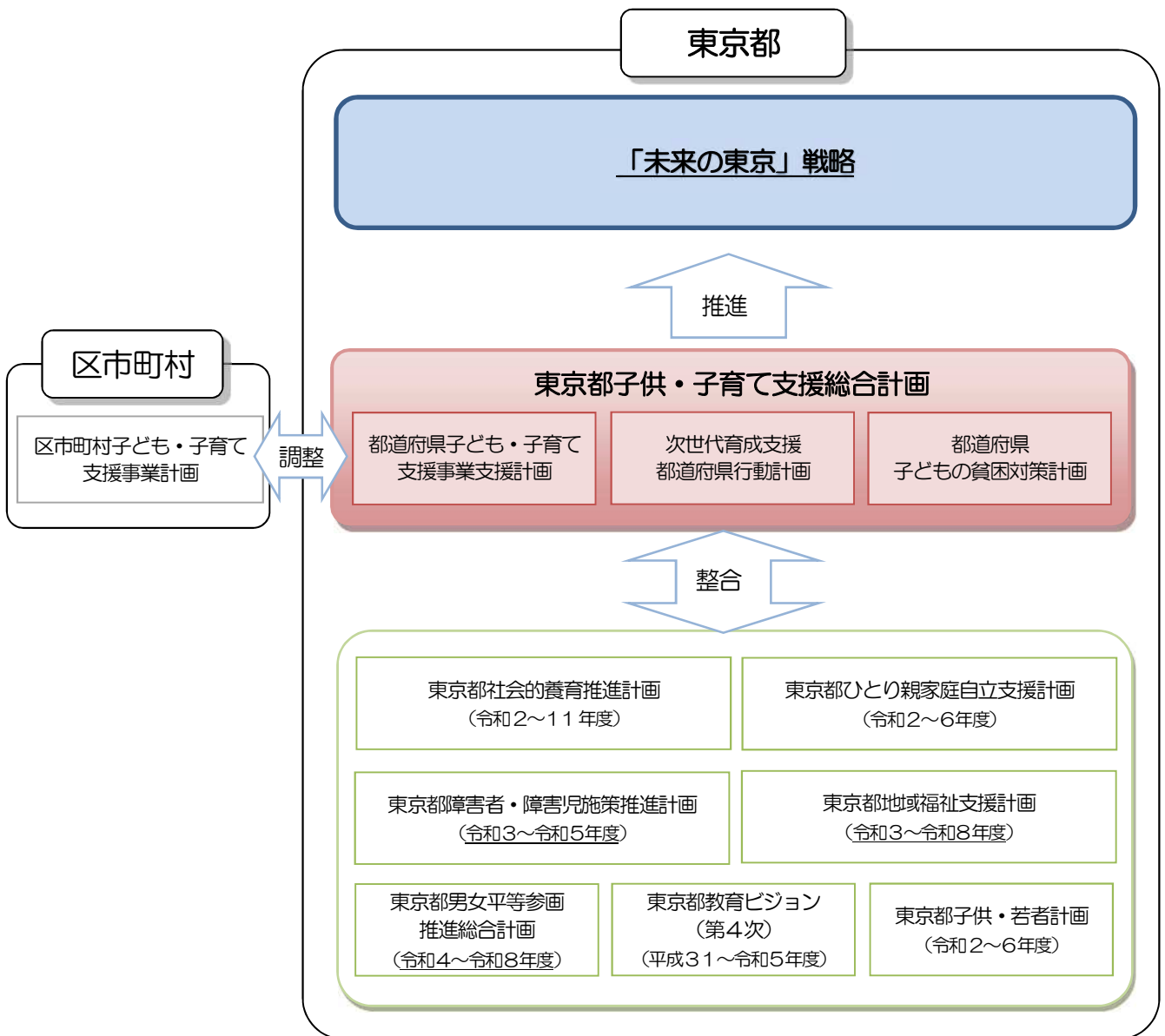
1 計画策定の趣旨

- 我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化したこと、子育てと仕事とを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められました。
- そうした状況を受けて、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとされました。
- また、10 年間の集中的な取組を進めるものとして平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）も改正され、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が令和 6 年度末まで 10 年間延長されました。
- 平成 26 年 1 月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。
- 平成 26 年 7 月には、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）が告示されました。
- こうしたことを踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成 26 年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。
- 平成 29 年度末には、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値の更新並びに子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確化するなど、第 1 期計画の中間見直しを行いました。

- 国においては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、令和元年5月、子ども・子育て支援法を改正し、同年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- また、令和元年6月には、子どもの貧困対策法の改正により、子供の意見の尊重や包括的かつ早期に支援を講ずることを基本理念に加えるとともに、同年11月に、新たな子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、さらなる施策の推進を図ることとされました。
- 都においては、令和元年12月、今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」を取りまとめました。ビジョンでは、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、2030年に向けた戦略として、「子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする」「子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する」「『チルドレンファースト』を社会に浸透させる」を提示しています。
- こうした状況や、これまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、令和2年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。
- 本計画策定後、都は、新たな都政の羅針盤となる「『未来の東京』戦略」を令和3年3月に策定し、子供の笑顔のための戦略を第一に掲げました。
- また、令和3年4月には、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を施行しました。
- 令和4年4月には、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、子供政策連携室を設置しました。
- 一方、約3年にわたる新型コロナウイルス感染症の流行が、東京の子供や子育て家庭に影響をもたらしたほか、令和4年の全国の出生数は、80万人を下回る見通しとなりました。
- 今回（令和4年度）の中間見直しでは、こうした経緯や、これまでの取組の成果などを踏まえ、新規事業の追加や、保育サービス・学童クラブの整備目標の更新などを行っています。

2 計画の性格

- 本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定するものです。
- また、本計画は、「『未来の東京』戦略」を推進する計画と位置付けるとともに、東京都の他の関連する計画と整合を図り、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



3 計画期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。
- 各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年である令和4年度に計画の見直しを行いました。

4 計画の構成

- 本計画は、5つの章で構成しています。
- 第1章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。
- 第2章では、東京における子供と家庭をめぐる状況を俯瞰します。併せて、子供と家庭への支援などの施策について、これまでの都の取組を概観します。
- 第3章では、目標ごとに施策の方向性と、具体的な都の取組を示します。
- 第4章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。
- 第5章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会・都民の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

5 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。

令和元年（2019年）の子ども・子育て支援法の一部改正により同年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

◆ 新制度における給付・事業

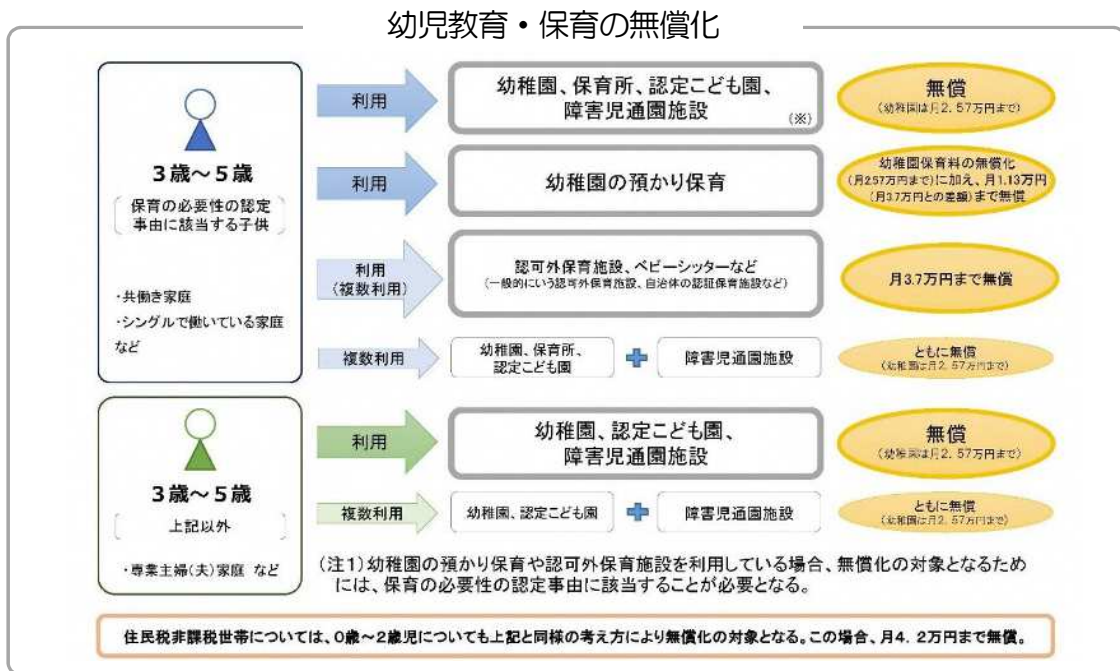
| | | |
|---------------------------------|--|--------|
| 子ども・子育て支援給付 | 子どものための現金給付 児童手当等に基づく児童手当等の給付 | 区市町村主体 |
| | 子どものための教育・保育給付 教育・保育給付認定子どもが幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付 ① 施設型給付費 …幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園 ② 地域型保育給付費…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 | |
| | 子育てのための施設等利用給付 ※令和元年10月から 施設等利用給付認定子どもが幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 ■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | |
| 地域の 子育て支援 の 実情に 応じた | 地域子ども・子育て支援事業 ①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊婦健康診査事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 | 区市町村主体 |
| | 仕事・子育て両立支援事業 ■企業主導型保育事業 …企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 …繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援 | |

(2) 幼児教育・保育の無償化

- 幼児教育の重要性と子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、区市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月に施行されました。この法改正等に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供の利用料が無償化されました。

| 区分 | 概要 | |
|------------------------|---------|---|
| 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供 | 対象施設 | 幼稚園 保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業 |
| | 対象となる子供 | <p>3～5歳児クラス：全ての子供たちの利用料が無料 ※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額2.57万円まで ※企業主導型保育事業については、標準的な利用料の金額が減額 ・対象期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間。 ・通園送迎費、食材料費、行事費等は保護者負担 ただし、食材料費については、 年収360万円未満相当世帯は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除 全世帯の第3子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除</p> <p>0～2歳児クラス：住民税非課税世帯は無料 ※企業主導型保育事業については、標準的な利用料の金額が減額</p> |
| 幼稚園の預かり保育を利用する子供 | 対象施設 | 幼稚園の預かり保育 |
| | 対象となる子供 | <p>3～5歳児クラス：最大月額1.13万円まで無償 ○幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円まで無償。 ※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けする必要があり、その際、就労等の要件を満たす必要がある</p> |
| 認可外保育施設等を利用する子供 | 対象施設 | 認可外保育施設 |
| | 対象となる子供 | <p>3～5歳児クラス：月額3.7万円まで無償 0～2歳児クラス：住民税非課税世帯が対象。月額4.2万円まで無償 ※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けする必要があり、その際、就労等の要件を満たす必要がある ※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となる ※認可外保育施設は、都道府県に届出し国が定める基準を満たす必要あり（5年間の猶予期間あり）</p> |
| 就学前の障害児の発達支援を利用する子供 | 対象施設 | 障害児の発達支援 |
| | 対象となる子供 | <p>満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間 ・幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合は、両方とも無料 ・利用料以外の費用（医療費、食材料費等）は保護者負担</p> |

- 幼児教育・保育の無償化により、従来から新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の原則3歳以上の子供の保育料が無料になるほか、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。



6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の実情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援しています。

(1) 都道府県設定区域の設定

- 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。
- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することとされています。
- 都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

＜都における区域設定＞

| | |
|--|---|
| <p>1号認定</p> <p>〔3歳以上で、幼稚園等での教育を希望〕</p> | <p>都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。</p> <p>また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されていない。</p> <p>よって、都全域を一つの区域設定とする。</p> |
| <p>2・3号認定</p> <p>〔0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望〕</p> | <p>保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。</p> <p>また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。</p> <p>よって、区市町村が設定する区域と同一とする。</p> |
| <p>地域子ども・子育て支援事業</p> | <p>地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。</p> <p>よって、区市町村ごとに1区域とする。</p> |

(2) 量の見込みと確保方策

- 区市町村は、必要とする全ての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるよう、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。
- そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めています。
- 都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

<都における量の見込みと確保方策>

(1) 教育・保育について

- 都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、待機児童を解消しその状態を継続するため、地域の実情に応じた区市町村の積極的な取組が進むよう、必要な支援策を講じていく。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

- 子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。
- しかし、都は、区市町村の計画的な取り組みを支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むこととした。

「未来の東京」戦略(令和3年3月)

東京都では、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤として、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『未来の東京』戦略を策定しました。

◆ 2040年代の東京の姿「ビジョン」と2030年に向けた「戦略」

ビジョン01 子供 (Children)

子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京

目指す2040年代の東京の姿

- 子供の目線に立ち、子供に寄り添った政策やまちづくりが徹底され、「社会の宝」である子供の笑顔で一杯のまちが実現
- 社会全体でのサポートにより、子育てに関するあらゆる負担が解消され、子供を産み育てたいという希望を持つ人で溢れている
- 多様な子育て施設の存在に加え、テレワークなど子育てに優しい働き方が基本となり、「長時間労働」、「待機児童」は死語に
- 子供を産み、育てることが社会全体の喜びとなっている。その結果、合計特殊出生率が先進国最高水準の2.07となり、少子化からの脱却に成功



2030年に向けた戦略

戦略 1 子供の笑顔のための戦略

子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京



子供が笑顔になると、周りの人も自然と笑顔になる。子供目線に立って、出産・子育てに関わる家族の負担を社会全体で支え、子供が過ごしやすい地域のまちづくりを進めるとともに、社会のマインドチェンジを図ることで、子供が笑顔で、子供を産み育てることに喜びを感じる人で溢れる社会を目指す。

1 子供や子育て世帯に寄り添い、あらゆる負担を徹底的にサポートする

- ・ 子供が健やかに育つことができるよう、産前から出産、子育てが終わるまで、子育て世帯が直面する様々な困難に寄り添い、切れ目なく、多面的な支援を徹底する。
- ・ 「子供を大切に」視点から、都が率先して子供の声に耳を傾け、子供目線に立った政策を展開する。

2 子供目線に立って、身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する

- ・ 子育て環境の整備や、公園や遊び場など子供が過ごしやすいまちづくりなど、地域での健やかな子育てに全力で取り組む区市町村を、都が強力に支援する。
- ・ 産官学民の様々な力を結集し、子供や子育て世代に優しいまちを創出する。

3 「チルドレンファースト」を社会に浸透させる

- ・ 「子供を大切に」ことを最優先とする社会に向け、産官学民が協働したムーブメントを展開し、社会全体のマインドチェンジを図る。
- ・ 若い世代が「子供と触れ合い、子育ての楽しさと大切さを学ぶ」教育を推進する。

(『未来の東京』戦略) 50・116ページより抜粋)

◆ 「未来の東京」戦略 version up 2023

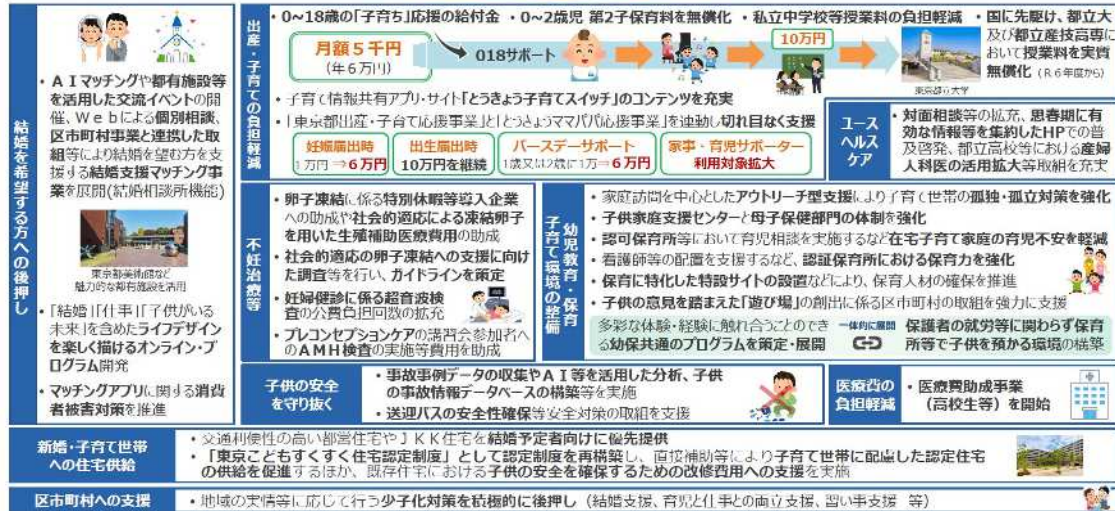
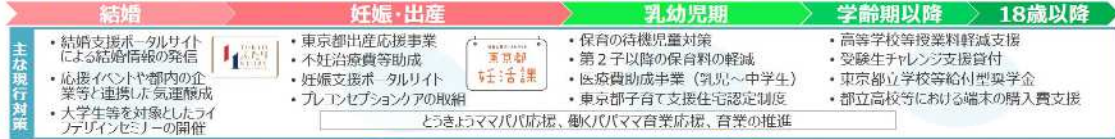
チルドレンファーストの社会

次世代へ希望を引き継ぐ社会の実現

戦略1・2・3・5・7

➤ 各局の垣根を超え、あらゆる政策を総動員し、「静かなる脅威」である少子化の問題に真正面から取り組むとともに、仕事と子育ての両立やサポートが必要な子供の様々な状況に応じた支援を展開して、次世代を担う子供たちに輝く未来を継承する

1. 一刻の猶予も許されない少子化対策・子育て支援に対し、大胆に政策を拡充

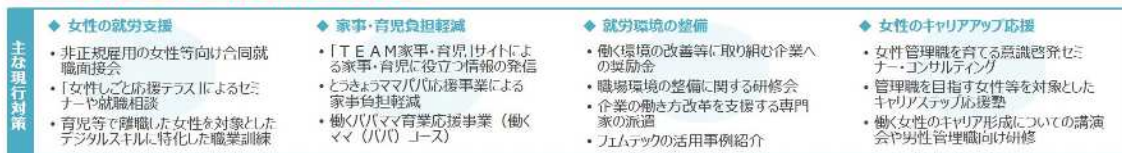


チルドレンファーストの社会

次世代へ希望を引き継ぐ社会の実現

戦略1・2・3・5・7

2. 仕事と子育ての両立に向けた社会づくり



（「『未来の東京』戦略 version up 2023」 18・19 ページより抜粋）

3. 全ての子どもが自分らしく、健やかに成長できる社会づくり

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>主な現行対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校や教育現場における施策 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の教育支援センターや不登校特例校の設置支援 ・不登校等を経験した生徒に学びの場を提供するチャレンジスクールの設置 | <p>◆ 医療的ケア児への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを実施する都立特別支援学校数の拡大 ・医療的ケア児支援センターを区部・多摩に開設 ・保育所等における受入体制整備 | <p>◆ 困難を抱える子供等へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高生に向けて相談窓口を記載したポケット相談メモを配布 ・ヤングケアラーに対するピアサポート等の支援の推進 ・総合的ないじめ対策の推進 | <p>◆ 児童相談体制や社会的養育機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の子供家庭支援センターの体制強化 ・都児童相談所の体制強化 ・児童養護施設の機能強化 ・施設入所児童の自立支援 |
| <p>不登校・いじめ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対応専門教員の配置や、校内の別室であれば登校できる児童・生徒への支援の充実 ・体験活動プログラムの提供を通じた社会的自立支援 ・いじめの早期発見と深刻化の防止に向けた、教職員への対応力の強化や専門性の向上策の実施 | <p>伸びる才能を伸ばす教育等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・得意な才能ある児童・生徒に対し、現行の理数分野に加え、新たに芸術分野も支援 ・困難を抱える生徒の特性を把握し、一人ひとりに合った就労支援を実施 | <p>学齢期の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリースクール等に通った子供や支援団体へのアウトリーチ型ヒアリング、国内外の先進事例調査等を通じて、子供目線に立った政策を企画立案・実践 | |
| <p>ヤングケアラーへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの社会的認知度を向上させる様々なコンテンツを当事者等と共に制作し、デジタルを活用した情報発信を展開 ・小中学校のスクールソーシャルワーカー活用を一層促進するとともに、都立高校のユースソーシャルワーカー（主任）を増員 ・オンラインサロンやピアサポート等を行う団体への支援を拡充 | <p>児童相談所の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年々深刻化する児童虐待にも速かつ的確に対応するため、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化 ・都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりとめ細かな相談体制の整備を推進 ・区立児童相談所の設置が進められているものの、緊急性や重要性を鑑み、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化 ・児童相談を担う人材の配置・育成や予防的支援の取組についても支援を実施 | <p>日本語を母語としない子供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教室の設置など区市町村が行う外国人の子供の就学促進に関する取組を支援 ・子供とその保護者の困りごとに寄り添い、適切な支援や情報につなぐ「多文化キッズコーディネーター」を配置する区市町村をリポート ・子供が集い交流する「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援 | |
| <p>自殺対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都自殺相談ダイヤルについて、相談体制を更に強化 ・大学等向け自殺対策用動画コンテンツの作成等、若年層対策を強化 | <p>医療的ケア児等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の保育所等における受入のため、看護士の配置等に対する支援を拡充 ・医療的ケア児コーディネーター支援体制及び訪問看護ステーション体制の整備促進 ・障害者（児）ショートステイ事業により医療的ケア児等の短期入所の受入れ先不足へ対応 | | |

都市が発展する力の源泉である「人」への様々な支援を展開し
次世代を担う子供たちに輝く未来を継承

➢ 子供の目線を大切にしたい取組が求められる中、未来の東京を担う子供たちの声に耳を傾け、不断に対話するとともに、多様な主体と連携し、チルドレンファーストの社会を実現する

| | |
|---|---|
| <p>官民一体となった「こどもスマイルムーブメント」を戦略的に展開</p> <p>◆ こどもスマイル大冒険のバージョンアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもスマイルムーブメント参画企業・団体と一体となって、子供たちの興味・関心が高い事項を「共通テーマ」として設定し、様々な取組を実施することで、ムーブメントとしての一体感を創出 <p>◆ 子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育業に関する課題と対応をまとめたハンドブックや訴求力のある映像の制作、育業窓口を活用した効果的なキャンペーン等により普及・啓発を推進 | <p>子供をあらゆる場面で権利の主体として尊重</p> <p>◆ 東京都こども基本条例の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を分かりやすく伝える解説動画を子供と一緒に制作 ・ハンドブックや動画等を活用しながら、国内外に情報発信するとともに、ワークショップを開催し条例の理解を促進 <p>◆ 様々な状況の子供が意見を表明するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供アドホケート検討委員会（仮）を設置し、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みを検討・構築 ・施設等に措置されている幼児や障害児に対する権利啓発や相談方法の周知のための取組を推進 |
|---|---|

こどもスマイルムーブメント
参画企業・団体の
アクションを促進

社会の多様な主体と連携し、社会全体で子供をサポートする

こども未来会議における
幅広い視点での議論

| | | | |
|--|--|--|---|
| <p>未来を担う子供との双方向コミュニケーション・情報発信の強化</p> <p>◆ 多様な手法で子供の意見を聴く仕組みを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供や保護者の意見等を継続的に収集し、都政に取り入れるため、子供版都政モニターを設置するとともに、デジタルツール等も活用した意見収集を実施 ・子供政策の形成等に活用するため、子供に関する定常調査を開始 <p>◆ 東京都こどもホームページのバージョンアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが、東京に魅力や愛着を感じ、都政に興味・関心を持ってもらえるよう、遊び・学びの要素を織り交ぜ、子供の目線でコンテンツを充実 | <p>区市町村と緊密に連携し、地域の子供の笑顔につながる取組を推進</p> <p>◆ 区市町村の先駆的・分野横断的な取組支援を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに応え、子供の目線を取り入れた取組や地域における少子化対策を支援 <p>R4年度における採択事例 ◆ 子供の権利擁護の推進</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="813 1769 1085 1926"> <p>【江東区】</p> <p>原っぱの整備と整備後の活用イベントに区民が参加する仕組みを通じ、子供達の自然体験や地域内・子育て世代同士の交流促進を実現</p> <p>➡ 幅広い世代が安心して外遊び</p> </td> <td data-bbox="1085 1769 1356 1926"> <p>【清瀬市】</p> <p>児童館・図書館等の複合施設とオープンスペースである中央公園を一体的に整備し、子供を中心とした多世代交流拠点を実現</p> </td> </tr> </table> | <p>【江東区】</p> <p>原っぱの整備と整備後の活用イベントに区民が参加する仕組みを通じ、子供達の自然体験や地域内・子育て世代同士の交流促進を実現</p> <p>➡ 幅広い世代が安心して外遊び</p> | <p>【清瀬市】</p> <p>児童館・図書館等の複合施設とオープンスペースである中央公園を一体的に整備し、子供を中心とした多世代交流拠点を実現</p> |
| <p>【江東区】</p> <p>原っぱの整備と整備後の活用イベントに区民が参加する仕組みを通じ、子供達の自然体験や地域内・子育て世代同士の交流促進を実現</p> <p>➡ 幅広い世代が安心して外遊び</p> | <p>【清瀬市】</p> <p>児童館・図書館等の複合施設とオープンスペースである中央公園を一体的に整備し、子供を中心とした多世代交流拠点を実現</p> | | |

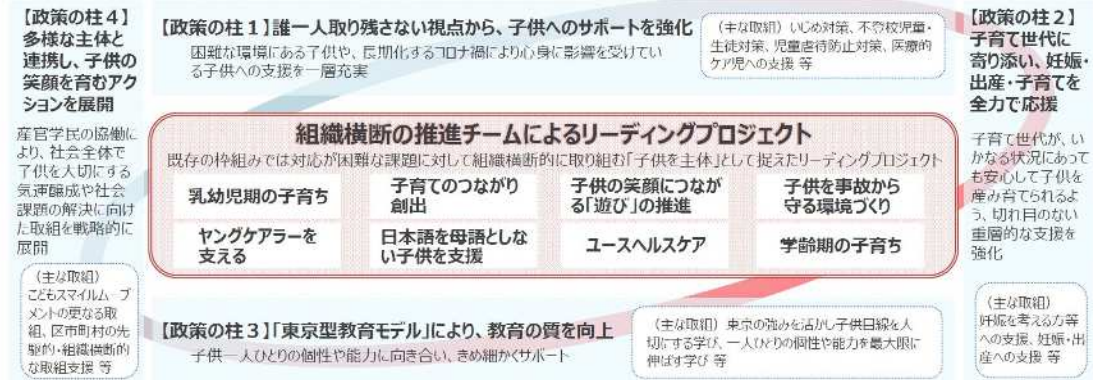
子供の笑顔あふれる東京へ

「こども未来アクション」を策定

- 子供の笑顔は未来への希望であり、「子供の最善の利益」という観点から、子供政策のあり方を捉え直し、子供との対話から得られた声を中心に据えて、取組を体系的に取りまとめ

策定に当たっては、4歳から18歳までの2,500人を超える子供から、様々な工夫を凝らして生の声を聞き取り
 子供の居場所におけるとアリング SNSを活用したアンケート 出前授業

子供との対話を実践しながら、都庁一丸となって子供目線に立った政策を練り上げ



区市町村やNPOなど地域における多様な主体とも協働・連携して新たな課題に柔軟に対応できるよう、地域の実情に応じた独自の取組を支援

今後も「こども未来アクション」を活用して、継続的に子供との対話を実践し、子供政策をバージョンアップしていく

(『未来の東京』戦略 version up 2023) 22ページより抜粋)

- 本計画は、「『未来の東京』戦略」を推進する計画として、こうした視点や考え方を踏まえ、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。

第1章

計画の目指すもの

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」
 - (1) 3つの「理念」
 - (2) 5つの「目標」
 - (3) 施策推進の5つの「視点」

1 計画の基本的な考え方

- 地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」や、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。合わせて、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、少子化が急速に進行しており、東京都においても、年少人口は、すでに減少に転じています。また、少子化の要因の一つである未婚率や母親の初産年齢は、全国の中でも高くなっています。
- 結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、全ての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。
- とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。
- 都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保・資質向上や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。
また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で子育てを応援していく機運を高めていくことも重要です。
- こうした考え方に立って、都は、東京都子供・子育て会議における意見も踏まえて、令和2年3月に本計画を策定しました。
- この間、全国の令和4年の出生数は、80万人を下回る見通しとなり、東京都の令和3年の出生数は、95,404人、合計特殊出生率は1.08となっています。
- 今回の中間見直しでは、少子化の進行やコロナ禍の影響などを踏まえ、新規事業の追加や、保育サービス・学童クラブの整備目標の更新などを行っています。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月告示（平成30年3月並びに令和元年9月及び12月並びに令和2年9月並びに令和3年12月改正告示））

指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

- 子供・子育て支援の意義に関する事項
- 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- その他子供・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

次世代法第7条第1項の規定に基づく「地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針」（平成26年11月告示（令和元年11月改正告示））

指針においては、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

子供の貧困対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策法第8条第1項に基づき、平成26年8月閣議決定（令和元年11月新たな大綱を閣議決定）

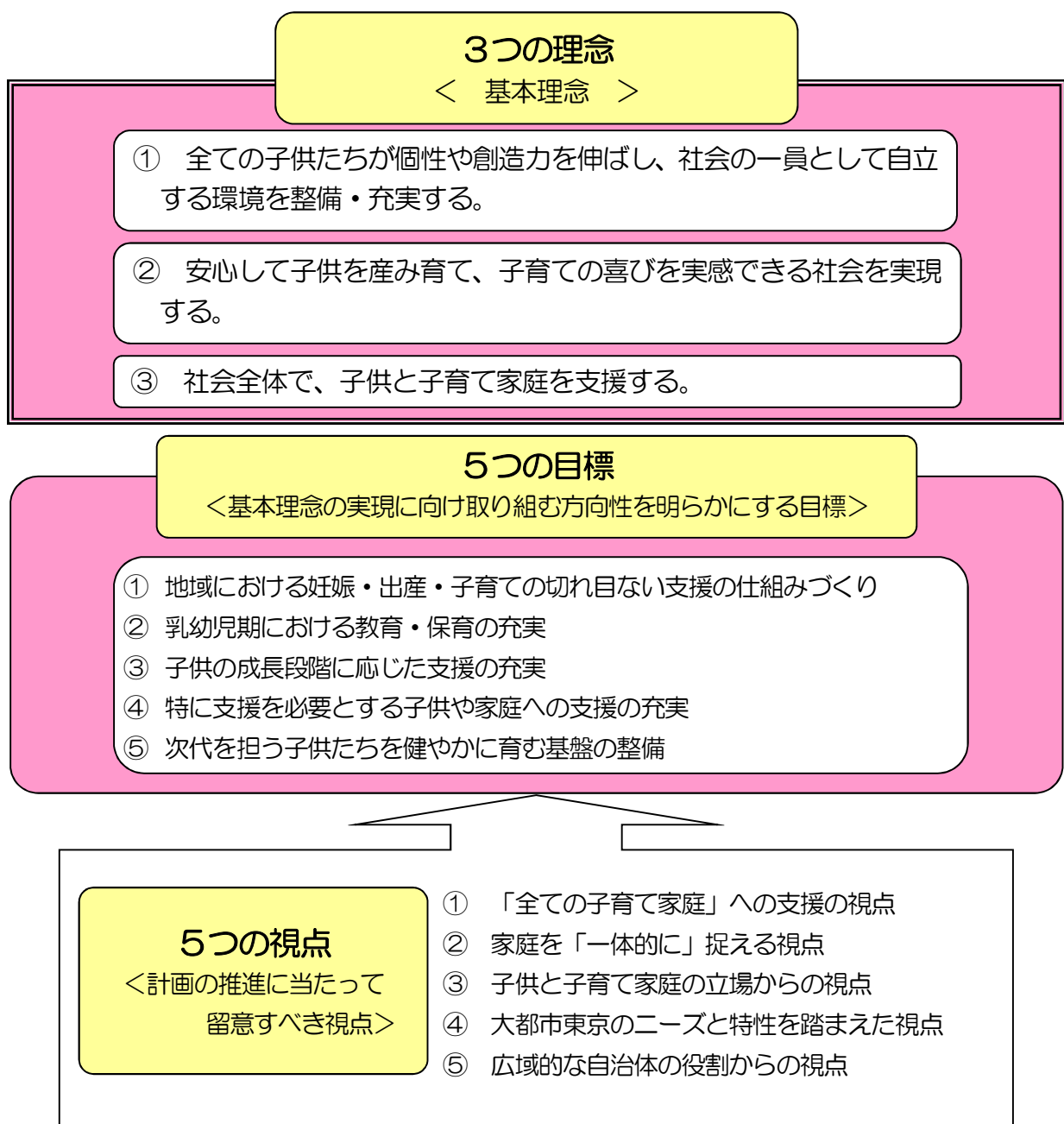
大綱においては、「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。」
「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。」などの分野横断的な基本方針や分野ごとの6の基本指針とともに、子供の貧困に関する指標が定められ、指標改善に向けた重点施策として、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つの分野で具体的な施策が盛り込まれています。

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを併せて策定する計画です。

第1期計画では、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定し、子供・子育て支援の取組を進めてきました。

本計画は、第1期計画における理念・目標・施策推進の視点を引き継いだ上で、子供・子育て支援の多様な取組を一層推進していきます。



(1) 3つの「理念」

本計画では、

- ・「子供自身」に焦点を当てた理念 (理念①)
- ・「子育てへの支援」に焦点を当てた理念 (理念②)
- ・「社会全体で支える」ことの重要性に焦点を当てた理念 (理念③)

の「3つの理念」を掲げています。

理 念 ① 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在で、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。

そして、成長段階に応じた教育・保育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成長していきます。

子供の意見を尊重し、子供の最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、夢や希望を持つことができるとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域で必要な環境の整備や連携を進めていくことが必要です。

理 念 ② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の場でもあります。かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実、ライフ・ワーク・バランスの推進や多様で柔軟な働き方の実現などにより、出産・子育てを希望する全ての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理 念 ③ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有し、子供と子育てを応援する機運を醸成するとともに、都民・企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政（国・都・区市町村）が、それぞれの役割を踏まえて、子供の育ちと子育て家庭を支援していくことが必要です。

(2) 5つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、5つの目標を設定しています。

目標① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

- 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。
- また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに子育て家庭が抱える課題を早期に把握するためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。
- 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。
- また、全ての子供たちの育ちを切れ目なく支援していきます。

目標② 乳幼児期における教育・保育の充実

- 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。
- 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行っていきます。

目標③ 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 次代を担う子供たちが、これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくためには、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動するなどの資質や能力を育てていかなければなりません。
- 社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に応じて促される仕組みが必要です。
- また、共働き家庭の増加や、都市化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。
- 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、子供の居場所づくりを進めていきます。

目標④ 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の権利擁護の観点から、体罰等によらない子育ての推進や子供の意見表明権を保障する取組が必要です。
- 支援が必要なヤングケアラーに対して、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見し、適切な支援につなげる取組が求められます。
- 貧困の状況にある子供に対し、その状況に応じて支援を包括的かつ早期に講ずることが求められています。
- また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えており、関係機関が一層の連携強化を図り、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援などの取組を進める必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供、医療的ケア児、外国につながる子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。
- 様々な環境の下で育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を確保する観点から、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきます。

目標⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<家庭生活と仕事との両立の実現>

- 多様で柔軟な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。
- ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、性別にかかわらず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。
- また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、社会全体で子育てしやすい環境を整備>

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。
- また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。
- 子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 様々な分野の関係機関・団体の連携を通じて、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成します。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点① 「全ての子育て家庭」への支援の視点

- 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を抱えている状況があります。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。
- 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。
- 全ての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的に情報提供していきます。

視点② 家庭を「一体的」に捉える視点

- 児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。
- 子供や親への個別の対応だけでなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合的に展開していきます。

視点③ 子供と子育て家庭の立場からの視点

- 子育て支援に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、子供の最善の利益が最優先されなければなりません。
- 子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決定されることなく、全ての子供が希望する進路を選択できる環境を整えていくことが求められています。
- 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割のもとに、子供と子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに対応していきます。

視点④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京では、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関するニーズが多様化しています。
- 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内の全ての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援するとともに、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

第2章

東京の子供と家庭をめぐる状況

- 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況
 - (1) 人口の変化と少子化の現状
 - (2) 少子化の要因と背景
 - (3) 子供のいる世帯の形態
 - (4) 子供のいる世帯の就労状況
 - (5) 子育て家庭の状況
 - (6) 子育てと仕事との両立（ライフ・ワーク・バランスの状況）
 - (7) 子供の安全・安心
 - (8) 子供の貧困

- 2 東京都における子供・子育て支援の状況
 - (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況
 - (2) 幼稚園の状況
 - (3) 保育サービスの状況
 - (4) 認定こども園の状況
 - (5) 学齢期の子供たちの状況
 - (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況
 - (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

東京の子供と家庭をめぐる状況

1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況

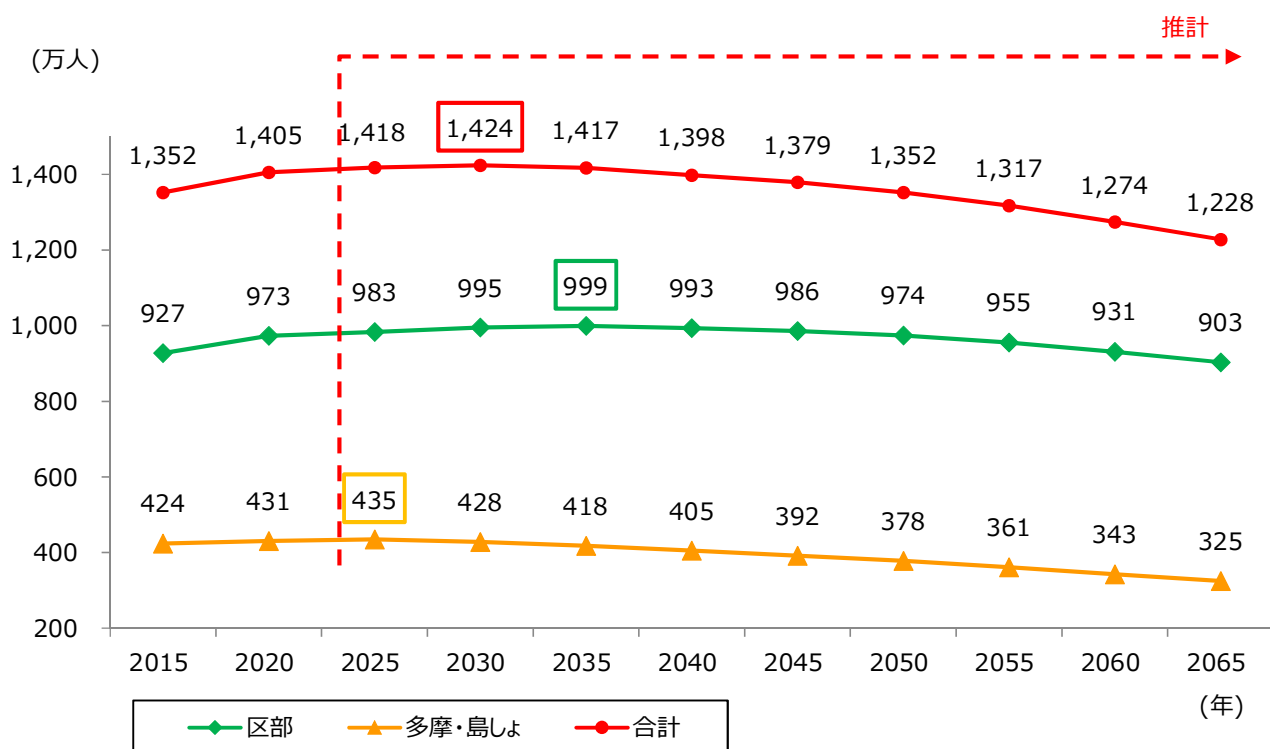
ここでは、少子化の進行や子供のいる家庭の世帯類型や就業状況、子育て家庭のニーズなど、東京の子供と子育て家庭をめぐる状況を、全国の状況とも比較しながら俯瞰します。まず、少子化の状況とその背景について見ていきます。

(1) 人口の変化と少子化の現状

ア 人口の変化

- 新型コロナの影響により、2021年の東京都の人口は26年ぶりに減少に転じた。
- 2022年春以降、東京都の人口は、徐々に増加しつつあり、今後もしばらく増加を続け、2030年に1,424万人でピークを迎えて、その後、減少に転じると見込まれます。
- また、東京都の年少人口（0～14歳）は、すでに減少に転じており、今後も減少すると見込まれます。

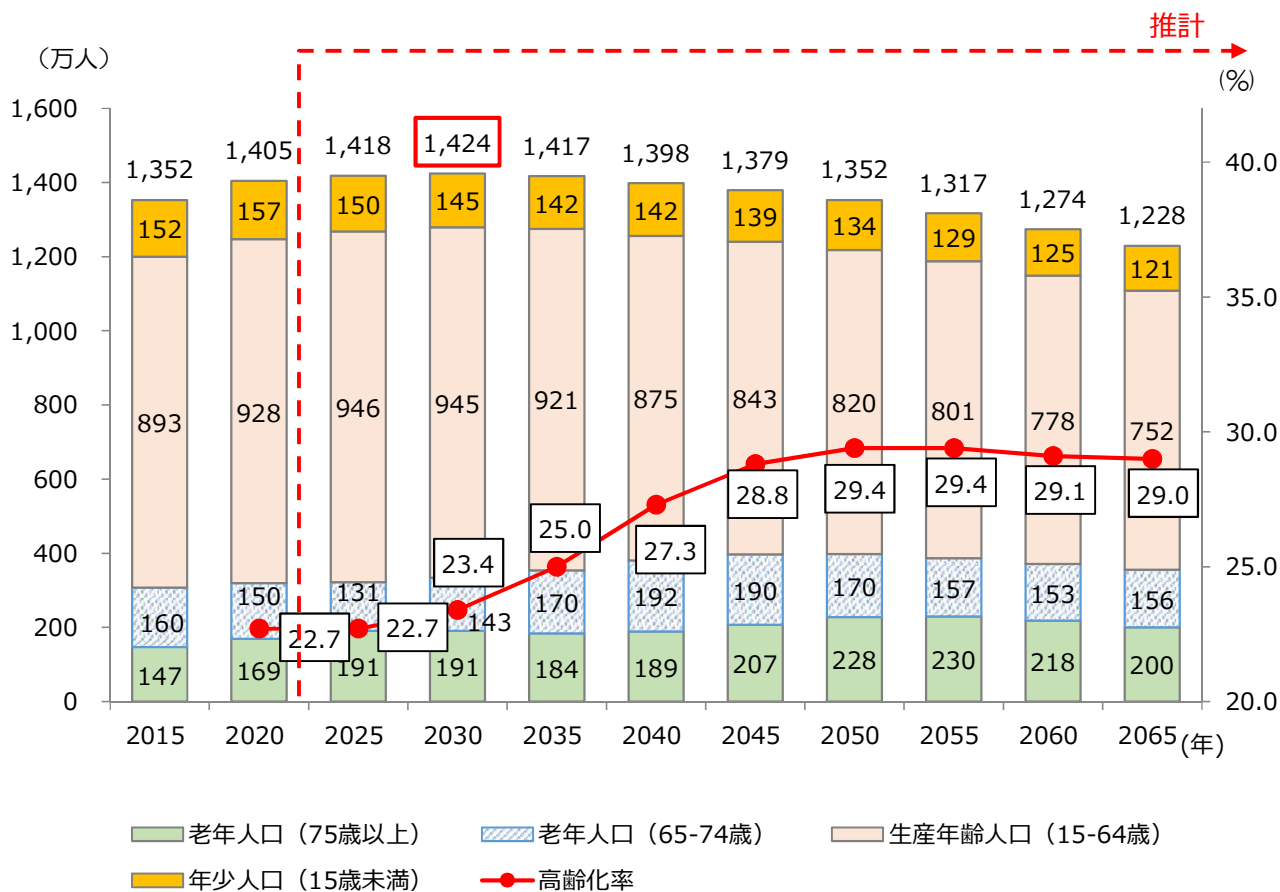
図表1 東京都の地域別人口の推移



資料：「国勢調査」（総務省）等より作成

注：2025年以降の東京都の人口は東京都政策企画局による推計

図表2 東京都の年齢階級別人口及び高齢化率の推移



資料：「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」（総務省）より作成

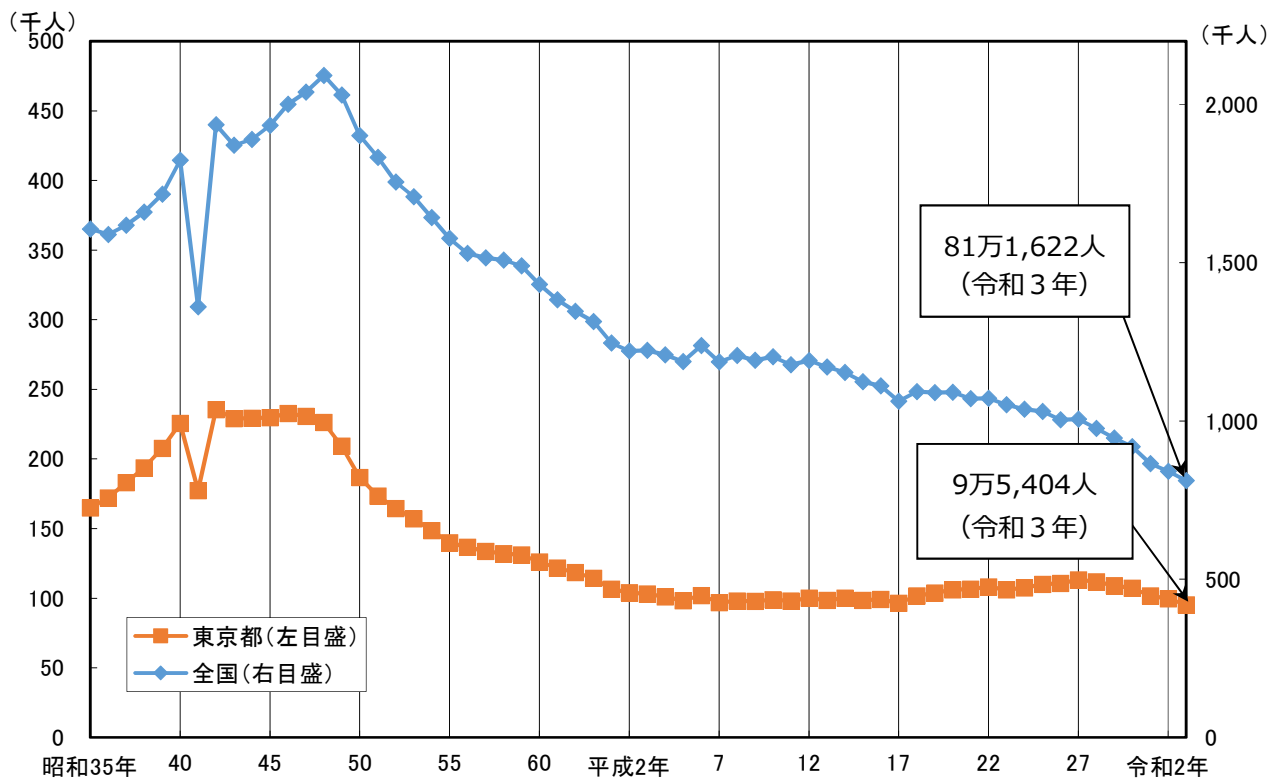
注：2025年以降は東京都政策企画局による推計

注：四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

イ 出生数・合計特殊出生率・就学前児童数の変動

- 全国における年間の出生数は減少傾向が続き、令和3年の出生数は81万1,622人となっています。東京都における年間の出生数は、昭和40年代後半以降減少傾向が続き、平成17年を底に微増傾向に転じていましたが、平成28年に再び減少に転じ、令和3年の出生数は9万5,404人となっています。

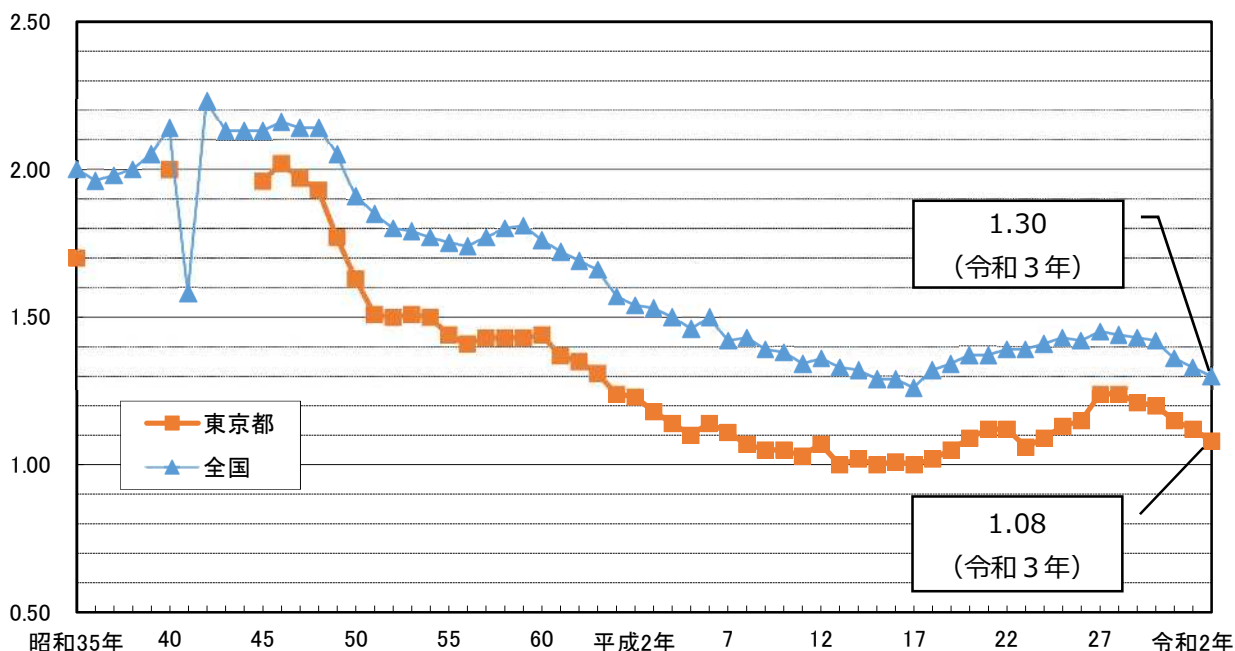
図表3 出生数の推移（全国・東京都）



資料：厚生労働省「令和3年人口動態統計（確定数）」
東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（令和3年）

- 全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム以降減少傾向が続き、平成17年には1.26と過去最低の水準となりました。その後微増傾向が見られましたが、再び減少に転じ、令和3年は1.30となっています。東京都の合計特殊出生率も、平成17年の1.00を底に増加傾向にありましたが、平成28年の1.24をピークに減少に転じ、令和3年は1.08と全国最低となっています。

図表4 合計特殊出生率の推移（全国・東京都）

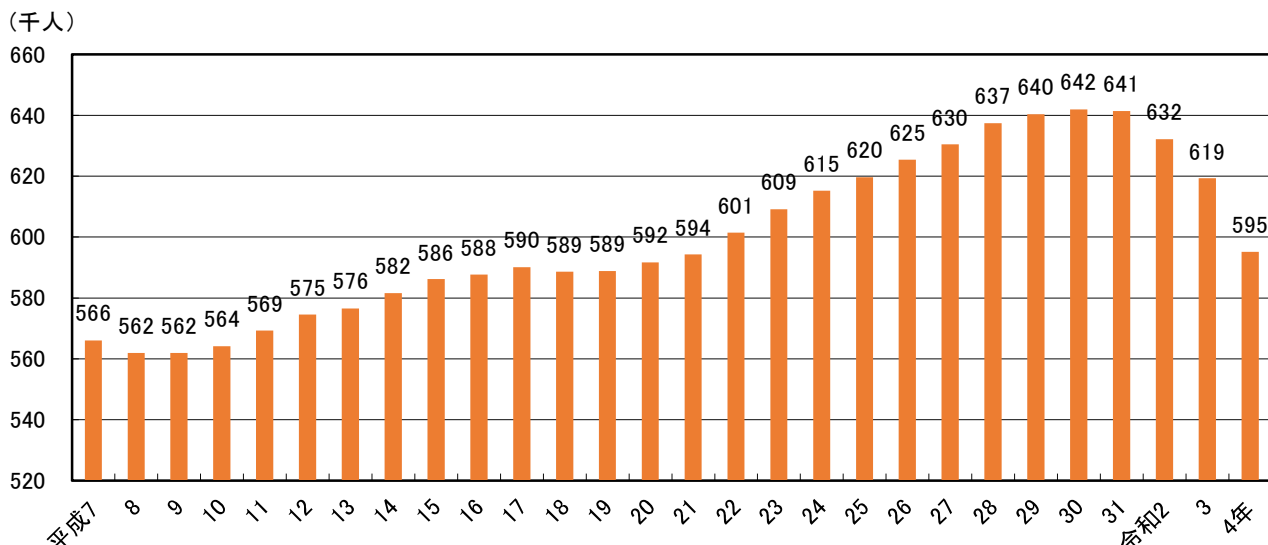


資料：厚生労働省「令和3年人口動態統計」

注：昭和36～39年、41～44年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

- このように、東京都の合計特殊出生率は全国より低いものの、都内の就学前児童数は、他県からの流入等により増加傾向にありましたが、平成30年をピークに減少に転じ、令和4年1月1日現在、59万5,119人となっています。

図表5 就学前児童数（0～5歳）の推移（東京都）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

(2) 少子化の要因と背景

- 少子化の直接の要因は、「未婚化・晩婚化」「初産年齢の上昇」「夫婦の出生力の低下」等、複合的であると言われています。また、こうした現象が生じる背景として、働く女性の増加、結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する負担感、不安定な就業状況などが言われています。

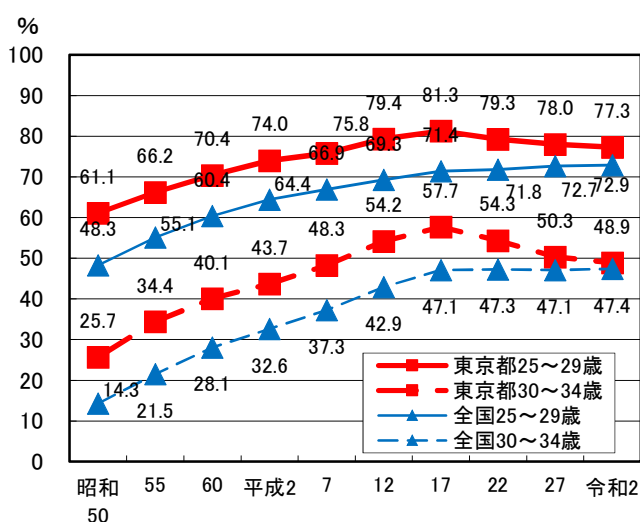
ア 少子化の直接の要因

(未婚化・晩婚化)

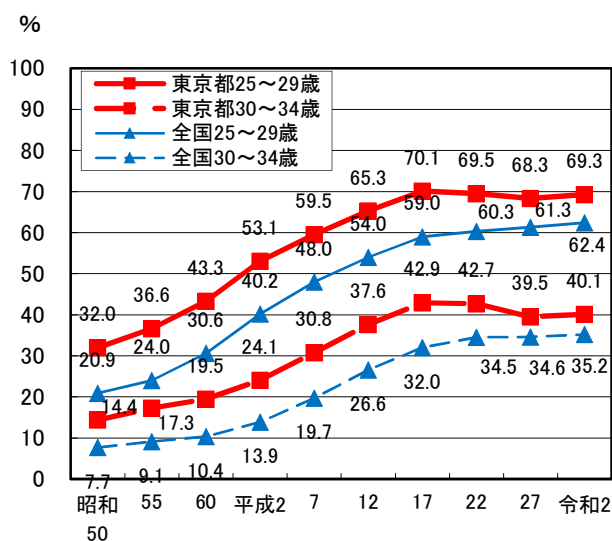
- 全国の年齢別の未婚率の推移をみると、男女ともに昭和50年以降上昇傾向にありましたが、平成17年を頂点に減少し、男性の未婚率（令和2年）は25～29歳が72.9%、30～34歳が47.4%となっています。女性の未婚率（令和2年）は25～29歳が62.4%、30～34歳が35.2%となっています。
- 東京都においても同様の傾向が見られ、男性の未婚率（令和2年）は25～29歳が77.3%、30～34歳が48.9%、女性の未婚率（令和2年）は25～29歳が69.3%、30～34歳が40.1%となっています。昭和50年以降、東京都の未婚率は全国に比べて10ポイント程度高くなっていましたが、平成22年の調査以降はその差が小さくなっています。

図表6 未婚率の推移（全国・東京都）

(男性)



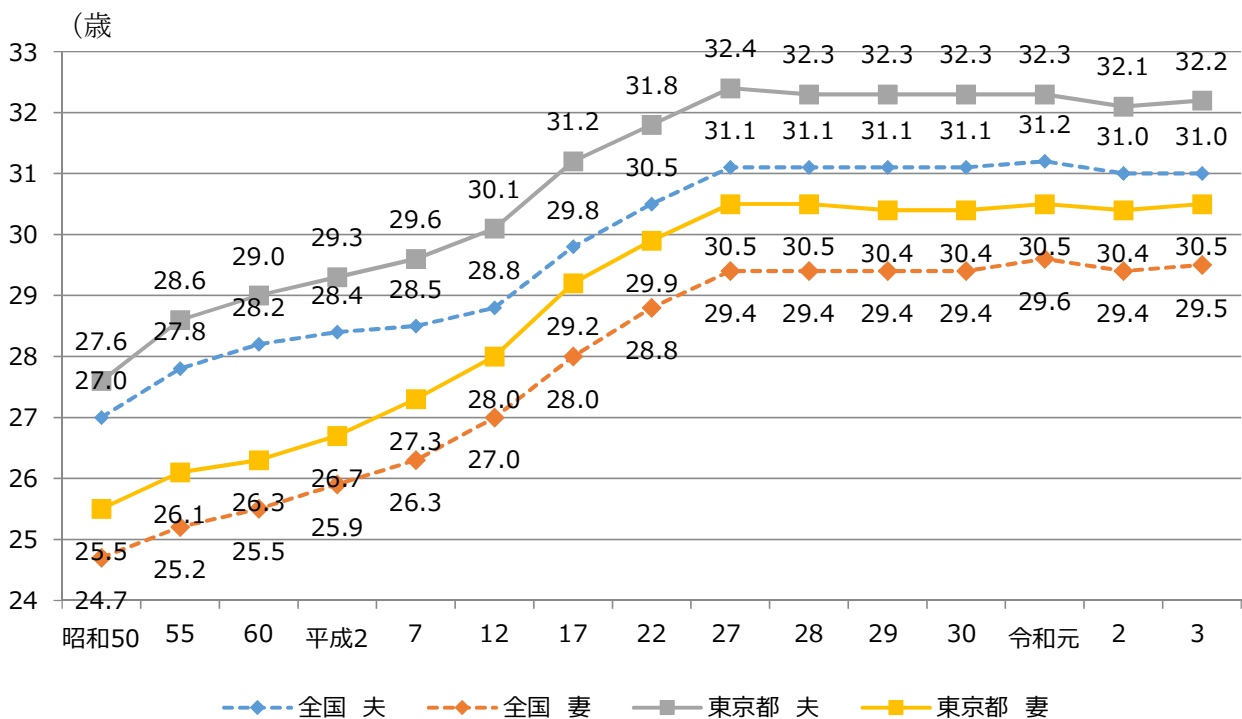
(女性)



資料：総務省「国勢調査」

- また、全国の平均初婚年齢をみると、令和3年の平均初婚年齢は夫 31.0 歳、妻 29.5 歳と、昭和 50 年に比べると夫が 4.0 歳、妻が 4.8 歳上昇しています。東京都の平均初婚年齢をみると、令和3年には夫 32.2 歳、妻 30.5 歳で、昭和 50 年と比較すると、夫が 4.6 歳、妻が 5.0 歳上昇しており、全国・東京都ともに「晩婚化」が進んでいるといえます。
- 日本では、子供は法律上の婚姻夫婦から生まれる場合が多いため、未婚者の増加（未婚化）や平均初婚年齢の上昇（晩婚化）は出生数に影響を及ぼすこととなります。

図表 7 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）

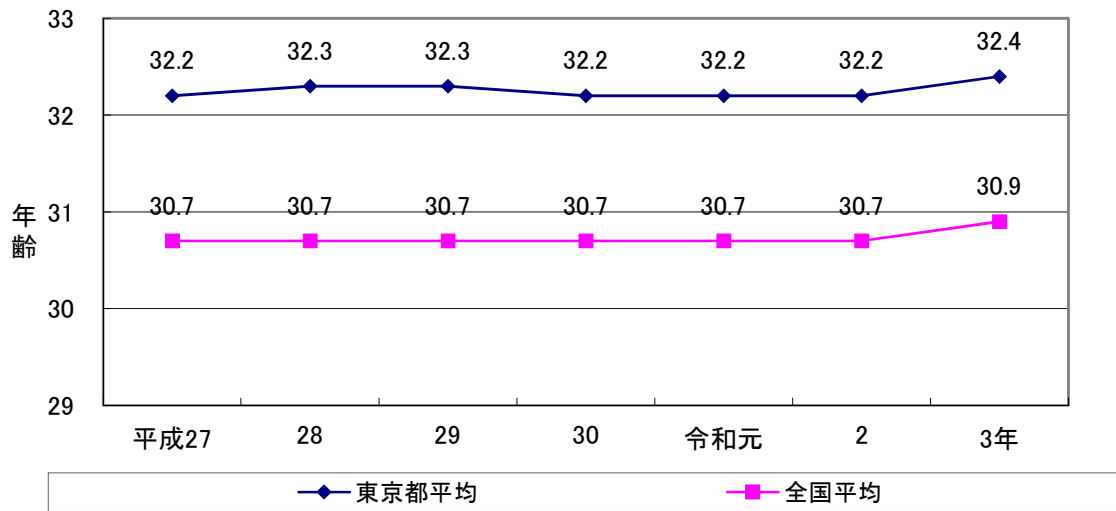


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(初産年齢の上昇)

- 第一子出生時の母の平均年齢は、令和3年には全国で 30.9 歳、東京都で 32.4 歳と、都は、全国平均より 1.5 歳高くなっています。

図表8 第一子出生時の母の平均年齢の推移 (全国・東京都)

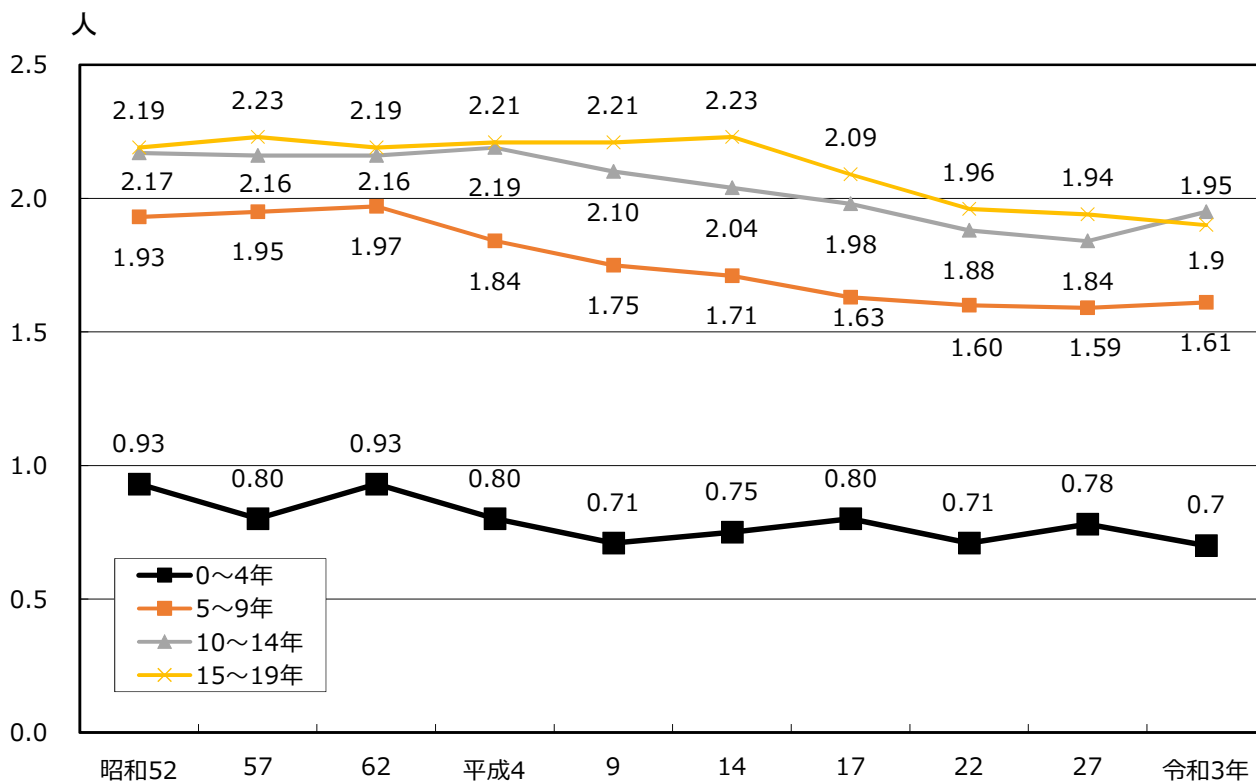


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(夫婦の出生力の低下)

- 全国の子供の出生数の推移を結婚持続期間別にみると、結婚後5年以上経過した夫婦で、平成14年以降減少が続いていましたが、令和3年の調査では、結婚後5～9年、10～14年の夫婦については増加しています。

図表9 結婚持続期間別にみた平均子供出生数の推移（全国）



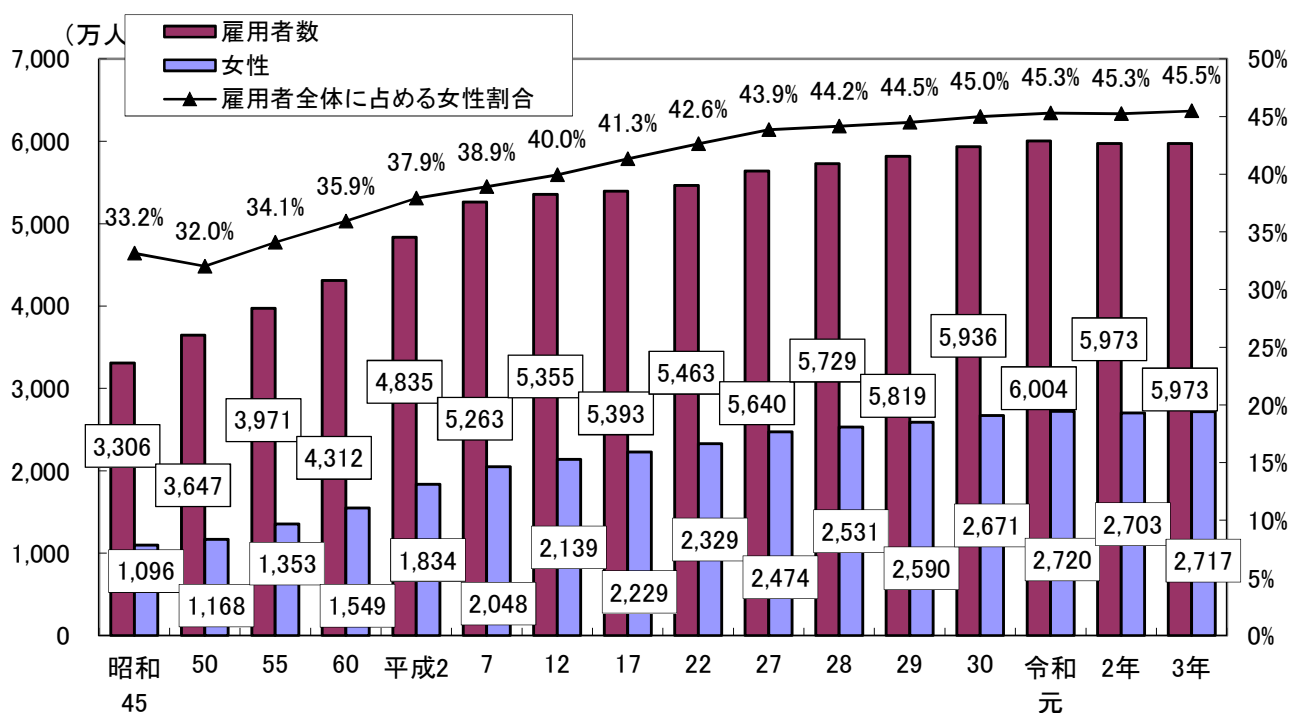
資料：国立社会保障・人口問題研究所
「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」

イ 少子化の要因の背景

(働く女性の増加)

- 全国の働く女性は増加傾向にあり、令和3年度には2,717万人となっています。雇用者総数における女性の割合も、昭和50年以降上昇しており、令和3年度には45.5%となっています。
- 都内の有業者数をみると、男性は平成4年をピークに減少し、平成19年以降再び増加しているのに対し、女性は一貫して増加しています。

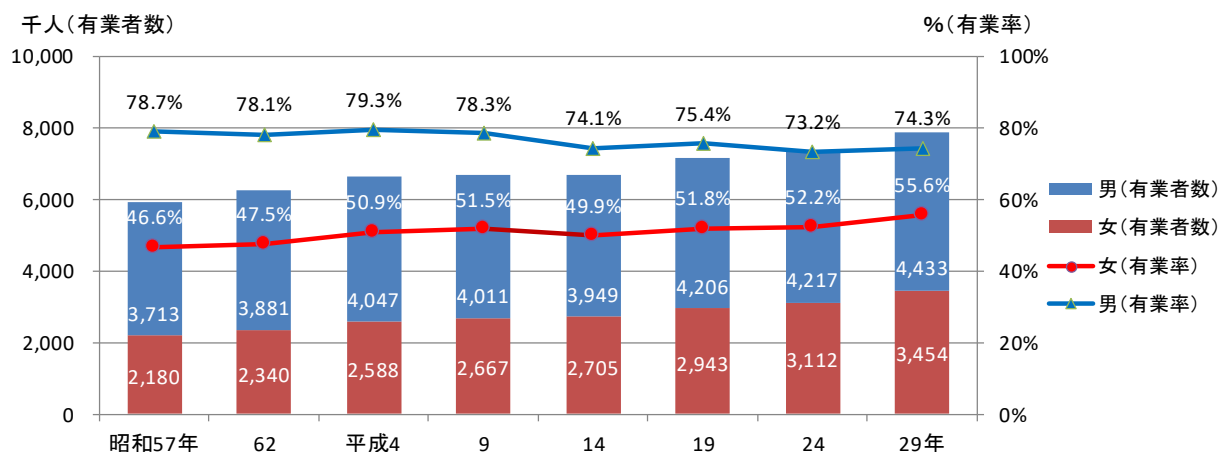
図表10 雇用者数の推移(全国)



資料：総務省「労働力調査」

注：平成23年度の公表データは、岩手県、宮城県及び福島県を除いた値となっているため、上記の表には掲載していない。

図表11 15歳以上人口有業者数及び有業率の推移(東京都)



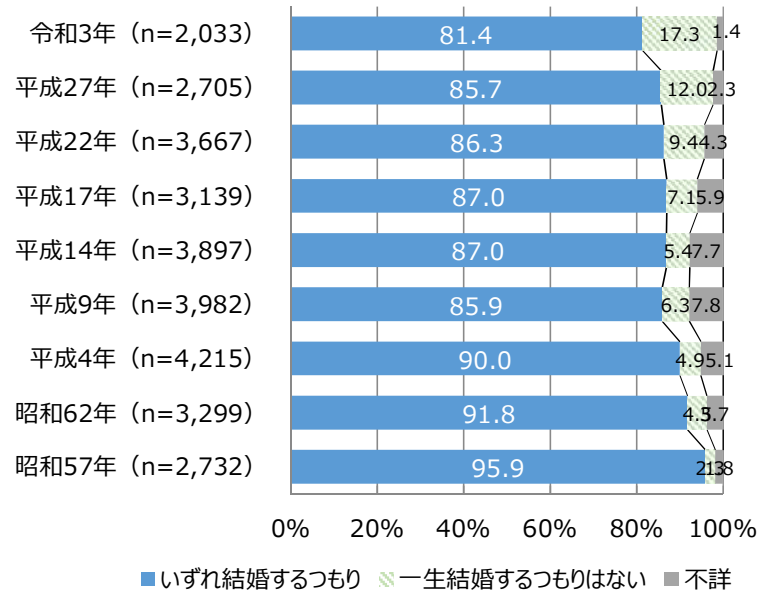
資料：東京都総務局「都民の就業構造」(平成29年)

(価値観の多様化)

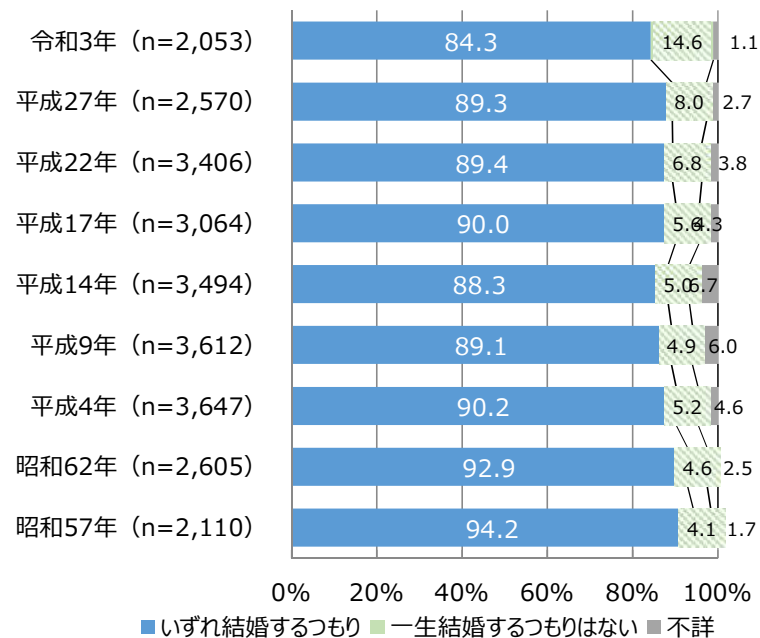
○ 未婚者(18歳以上34歳未満)の結婚の意思に関する全国調査をみると、「いずれ結婚するつもり」の割合は、男女ともに、減少傾向にあります。

図表 12 未婚者の生涯の結婚意思 (全国)

(男 性)



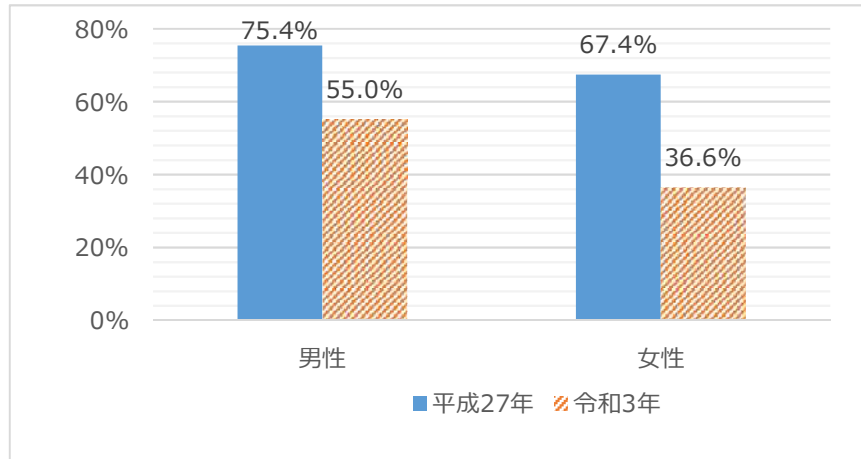
(女 性)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 (独身者調査)」 (令和3年)

- また、「結婚したら子供を持つべき」という考え方について、未婚者（18歳以上34歳未満）に対する平成27年と令和3年の全国調査を比較すると、子供を持つべきとする考え方に賛成とする回答は、男性では75.4%から55.0%に、女性では67.4%から36.6%に大きく低下しています。

図表13 「結婚したら子供を持つべき」という考え方について

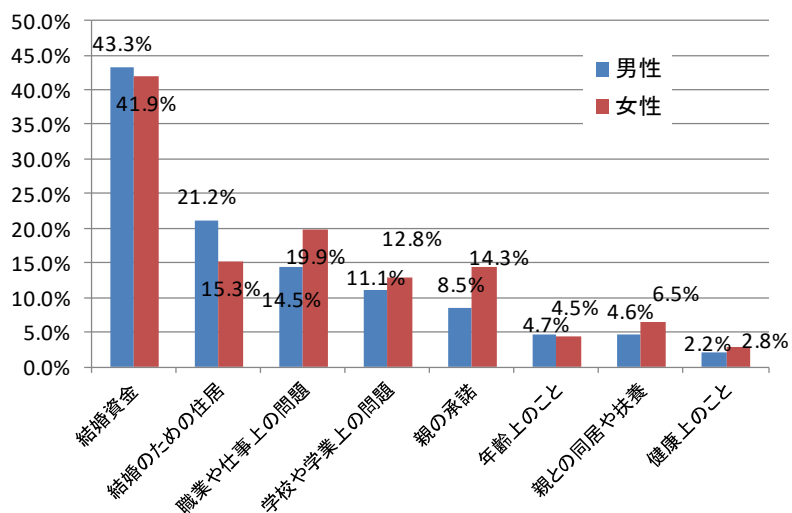


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

(不安定な就業状況)

- 若者が結婚の障害と感じる事柄について「結婚資金」を挙げる回答の割合が高く、結婚に伴う経済的負担を懸念している様子がうかがえます。
- 全国調査で、性別・就業形態別（正規・非正規）に結婚意欲ありの者の割合をみると、男性では「非正規」の方が「正規」に比べて割合が低くなっています。

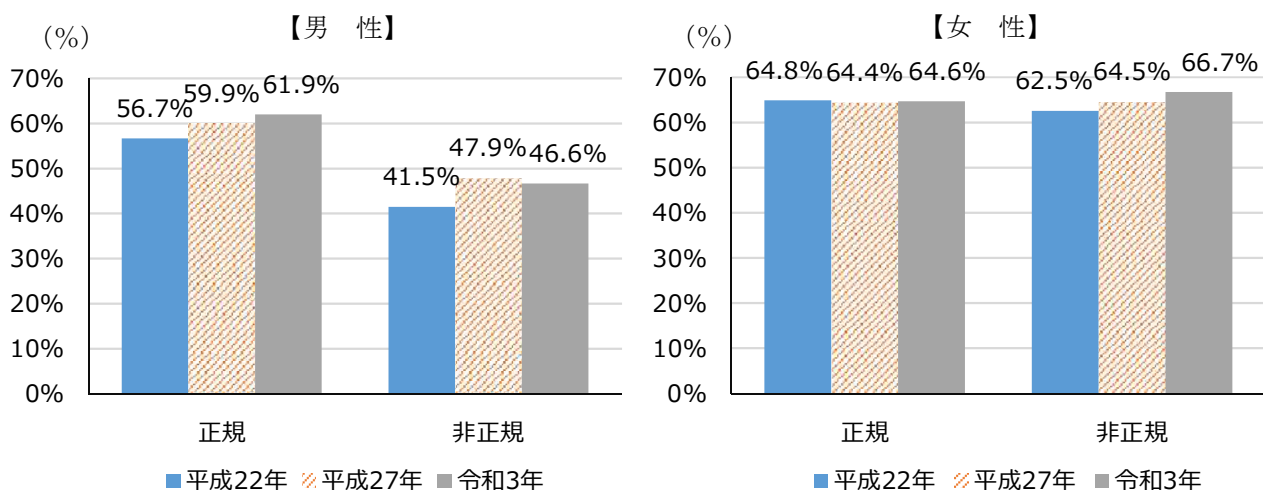
図表 14 1年以内に結婚する場合に障害となるもの（平成27年）（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

注：18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を結婚の主要な障害（2つまで選択）と考えているかを示す。

図表 15 性／正規・非正規別にみた独身者の結婚意欲ありの者の割合

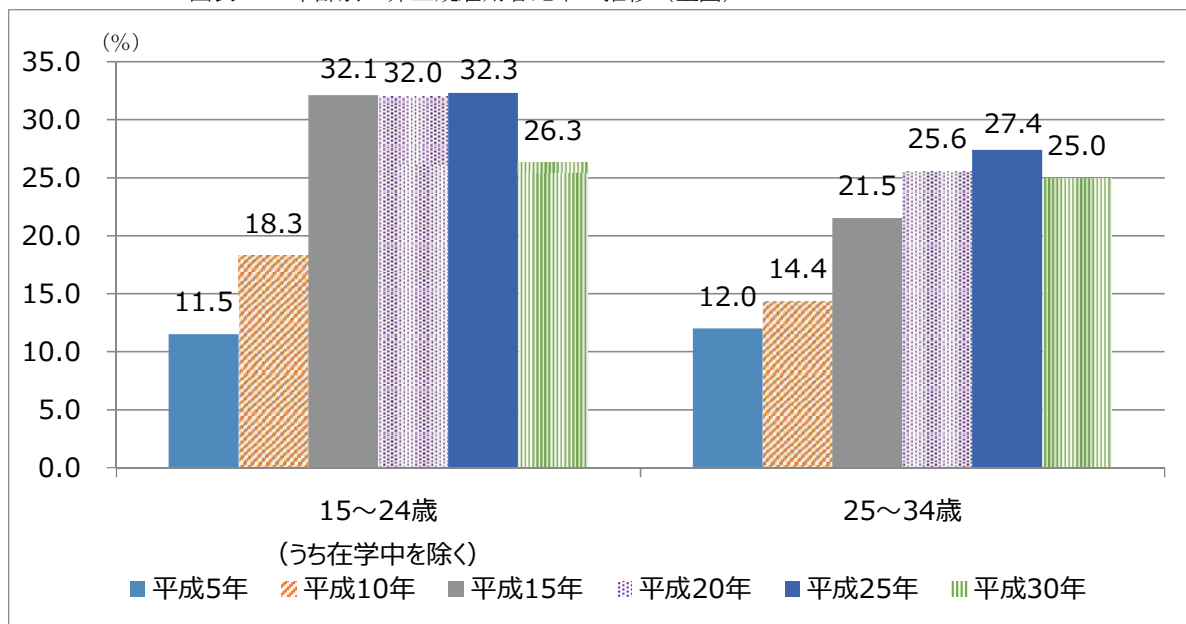


資料：国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

注：18～34歳未婚者のうち就業形態が「正規」、「非正規（パート・アルバイト派遣・嘱託・契約社員）」の者

- 若年層におけるパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合を見ると、平成 25 年の約 3 割から平成 30 年には 2 割台半ばに減少したものの、平成 5 年に比べて大きな割合を占めています。

図表 16 年齢別の非正規雇用者比率の推移（全国）



資料：厚生労働省「非正規雇用」の現状と課題」

出所：総務省「労働力調査」

注：平成 5 年及び平成 10 年における 15～24 歳（うち在学中を除く。）については、当時の公表値（非農林業）の「うち在学中」の者を除いている。

注：平成 20 年の数値は、平成 22 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値

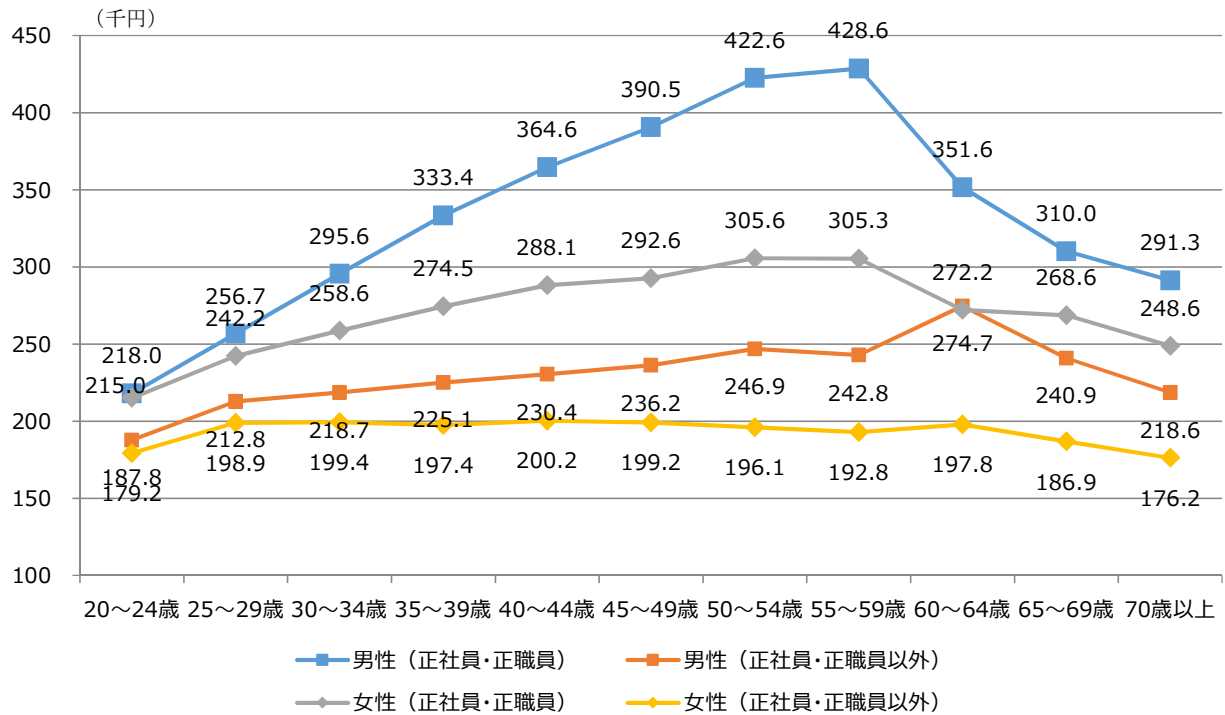
注：雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの

注：非正規労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者

注：割合は、各年齢層における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

- 正社員・正職員とそれ以外の労働者の賃金の傾向を比較すると、60歳未満まででは、男性の正社員・正職員は、年齢階級が高くなるに連れて賃金の上昇がみられますが、それ以外は、年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られません。

図表 17 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国）



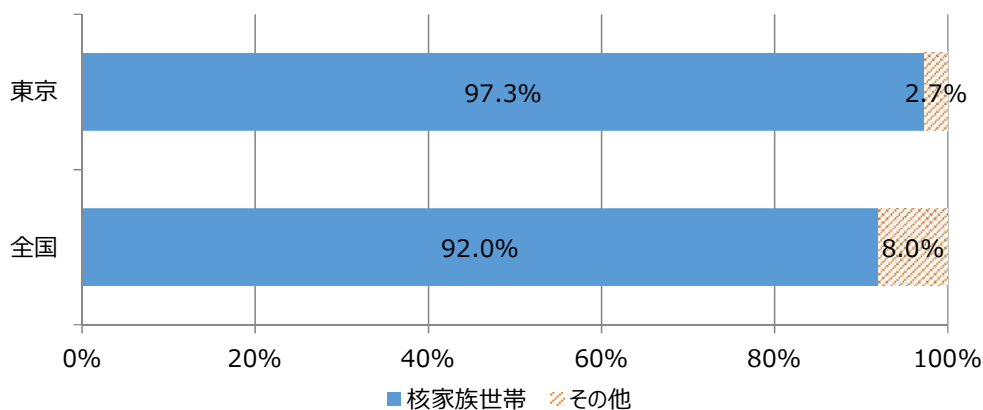
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年）

注：賃金とは、平成28年6月分の平均所定内給与額。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（（1）時間外手当、（2）深夜勤務手当、（3）休日出勤手当、（4）宿日直手当、（5）交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

(3) 子供のいる世帯の形態

- 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、令和2年の東京都の核家族世帯の割合は、97.3%となっており、全国の割合（92.0%）より高い状況です。

図表 18 6歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



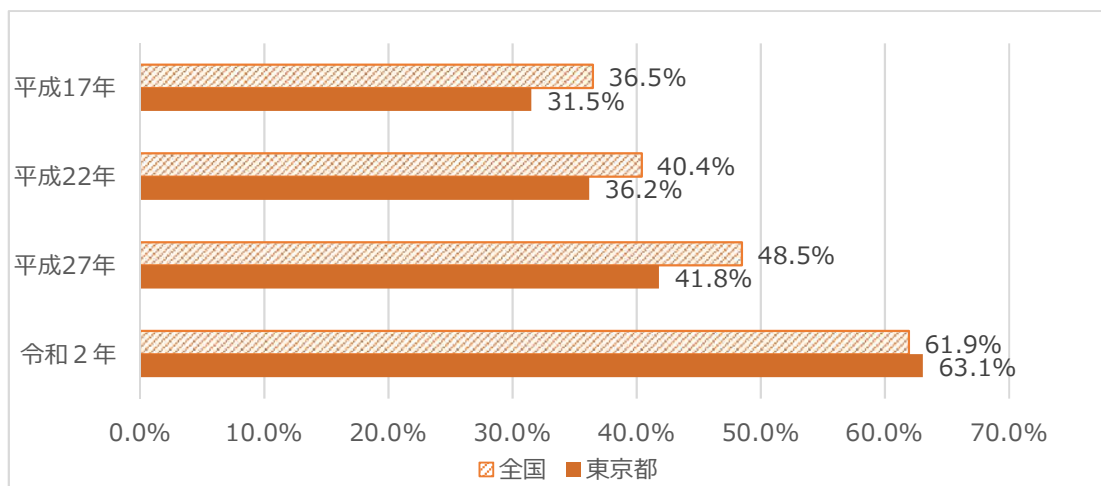
資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

(4) 子供のいる世帯の就労状況

ア 共働き世帯の増加

- 最年少の子供が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は、年々増加傾向にあり、令和2年では、全国で61.9%、東京都では、63.1%となっています。これまで、東京都の共働き率は、全国値より低い状況が続いてきましたが、令和2年は全国値より高くなっています。

図表 19 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率（全国・東京都）

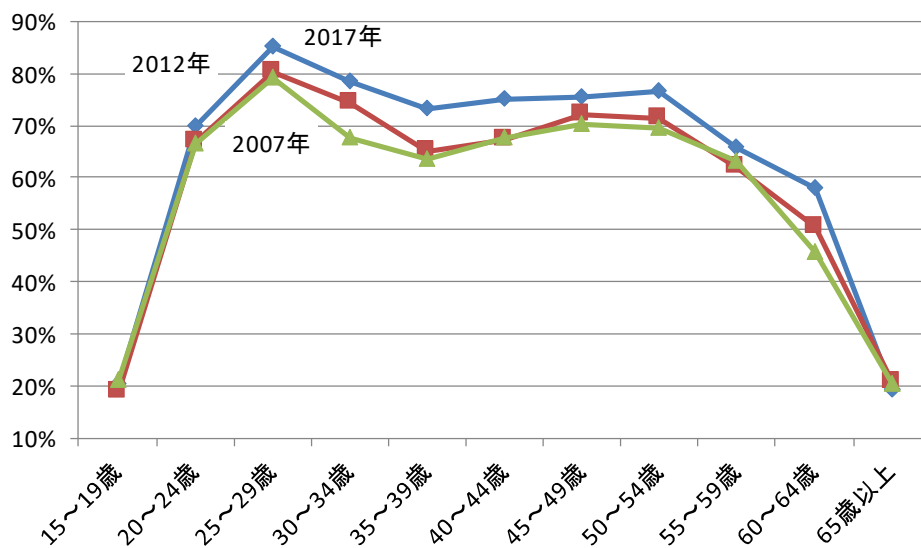


資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

イ 結婚・出産・子育てと女性の就業

- 近年、女性の有業率は増加傾向にあります。また、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブは緩やかになっています。

図表 20 年齢別 女性有業率の推移

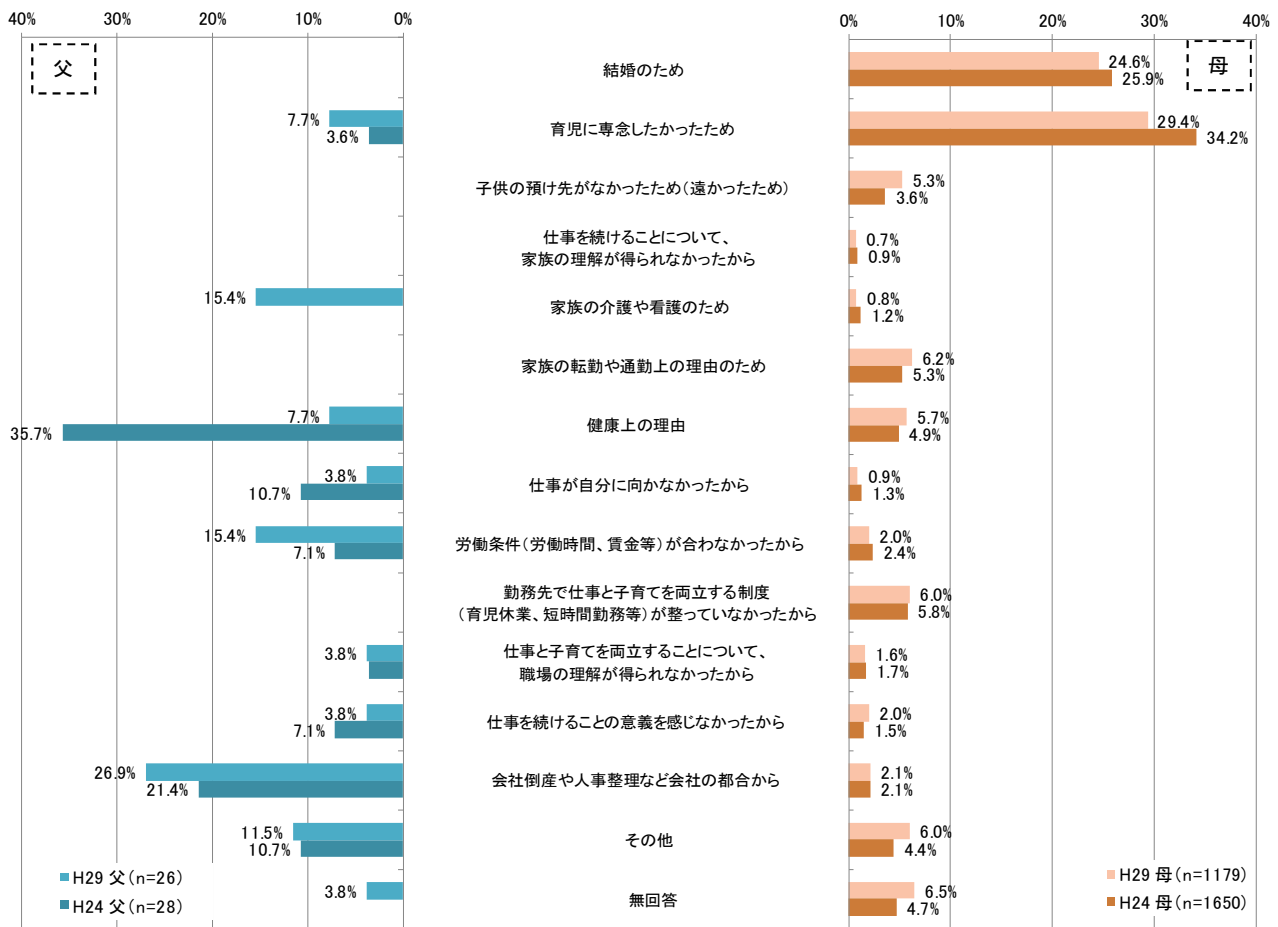


資料：東京都総務局「都民の就業構造」

○ 「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事を辞めた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が 29.4%と最も高く、次いで「結婚のため」が 24.6%となっていますが、ともに前回より減少しています。

○ また、父親が仕事を辞めた理由では、「育児に専念したかったため」の割合が 7.7%、「労働条件（労働時間、賃金等）が合わなかったから」の割合が 15.4%と、前回より大きく増加しています。

図表 21 仕事を辞めた理由（東京都）

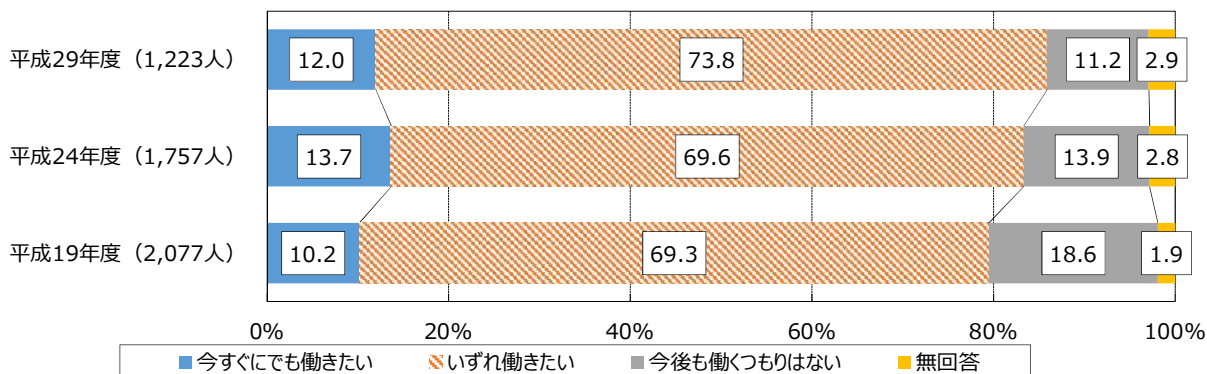


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

ウ 今後の就労希望

- 就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「いずれ働きたい」の割合が増加するとともに「今後も働くつもりはない」の割合が減少しており、就労希望が増加していることがうかがえます。

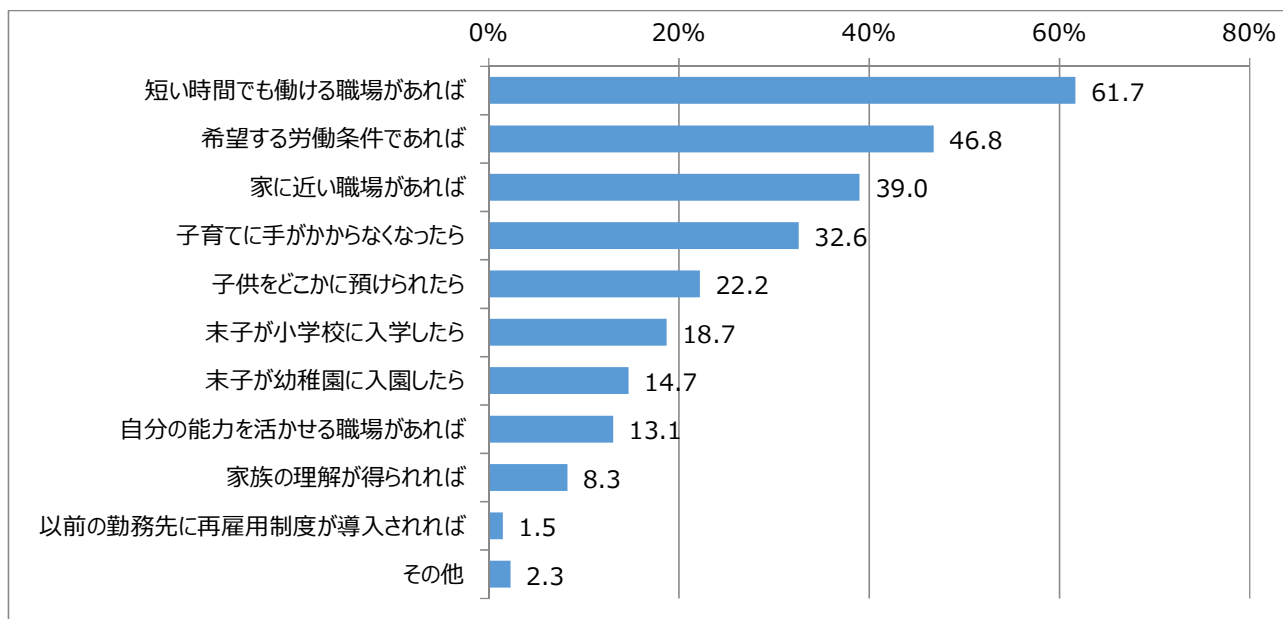
図表 22 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

- 今後の就労希望について、「今すぐにも働きたい」又は「いずれ働きたい」と回答した母親（1,050 人）に、どのような条件が満たされれば働くことができると思うか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が 61.7%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が 46.8%、「家に近い職場があれば」が 39.0%となっています。

図表 23 就労するための条件（3つ以内の複数回答）（東京都）



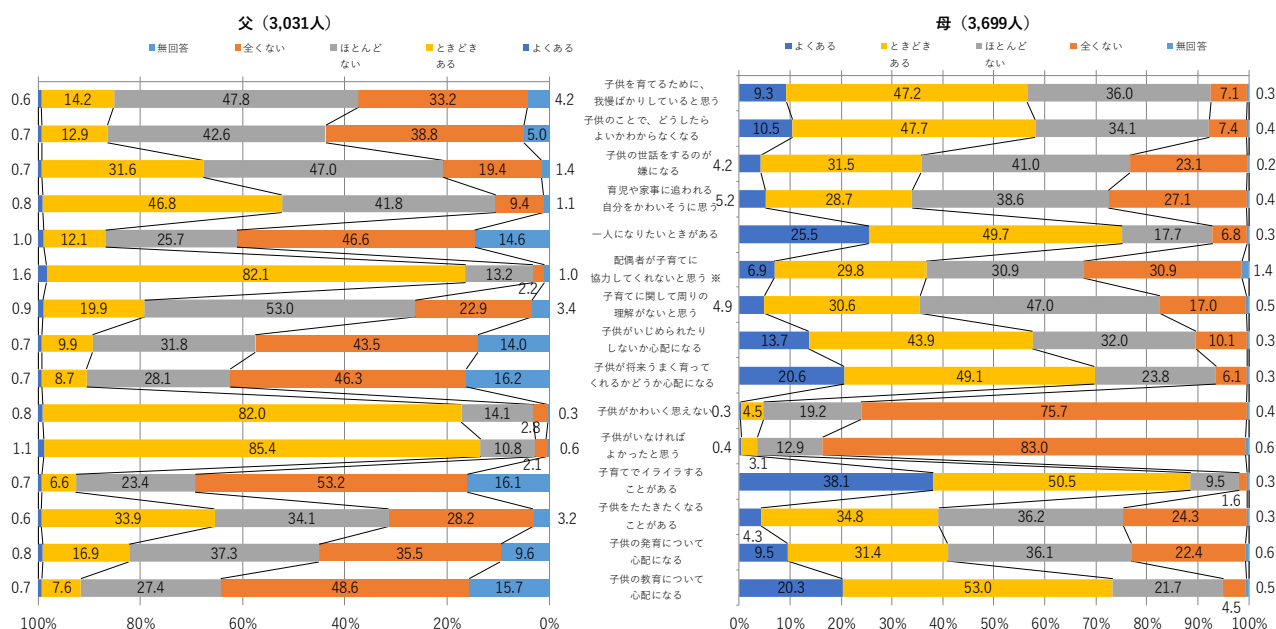
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

(5) 子育て家庭の状況

○ 子育てをしていて、日頃負担に感じることについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「一人になりたいときがある」、「子供が将来うまく育ってくれるかどうか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。

父母別にみると、「子供がいじめられたりしないか心配になる」、「子供がいなければよかったと思う」、「子供の発育について心配になる」を除いて母親の方が父親より「よくある」の割合が高くなっています。

図表24 「子育てをしていて日頃感じること（負担に感じること）」（東京都）

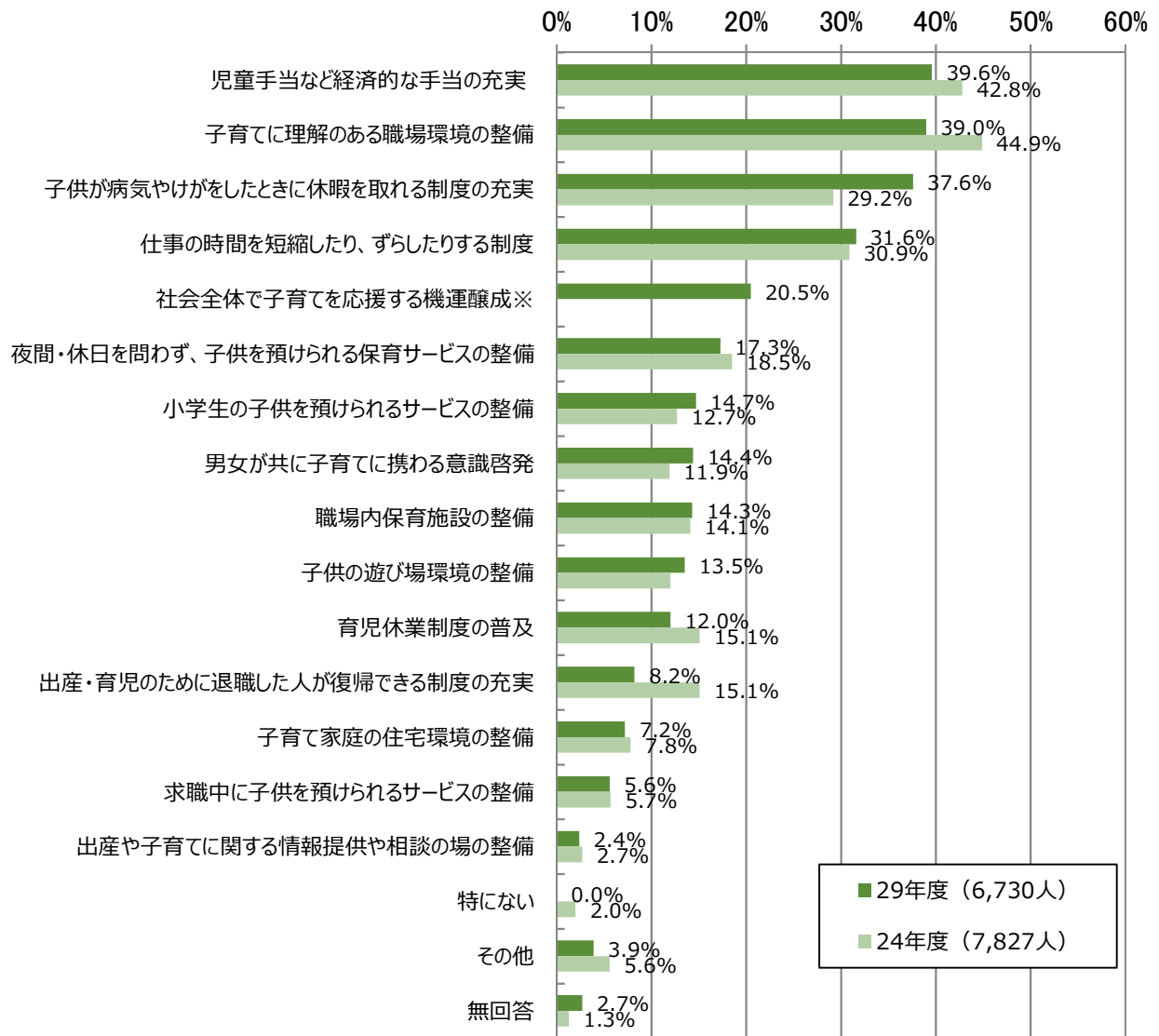


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成29年度）

注：「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている（総数 父=2,976人、母=3,217人）。

○ 「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、平成 29 年度調査では「児童手当など経済的な手当の充実」(39.6%)、「子育てに理解のある職場環境の整備」(39.0%)の順に割合が高く、経済的な問題に対する負担感軽減と子育てと仕事の両立のための環境整備が求められています。

図表 25 子育てをしやすいするために必要なもの（東京都、複数回答）

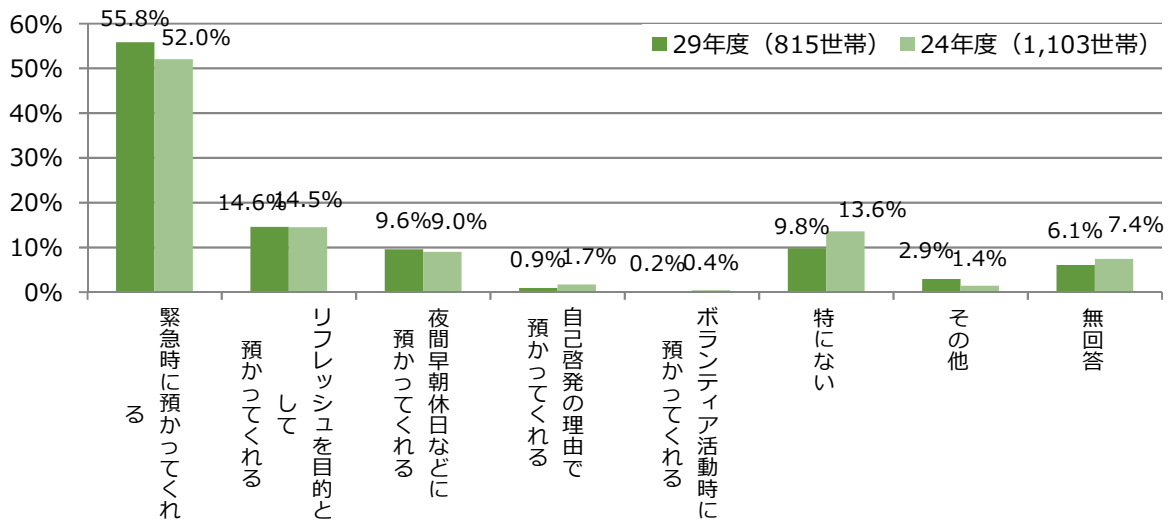


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 29 年度)

注：24 年度調査では、※は選択肢に入っていないため、データが存在しない。

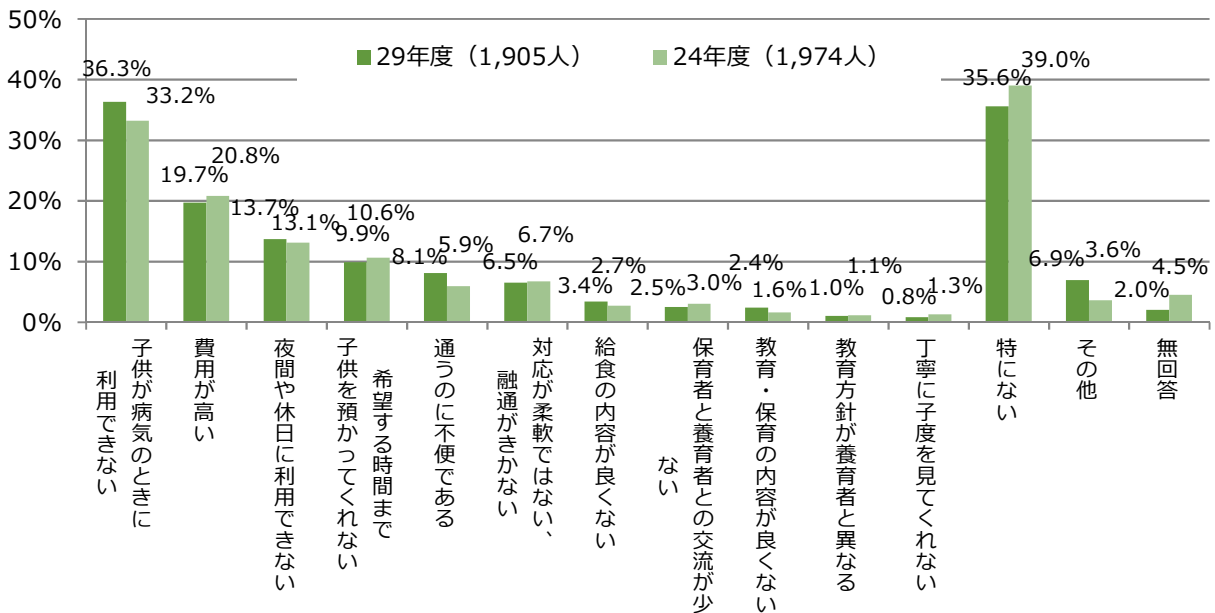
- 都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。
- 一方、保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気のときに利用できない」という回答が最も多くなっています。

図表 26 在宅の母親の希望する「あれば良い在宅支援サービス」(東京都)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 29 年度)

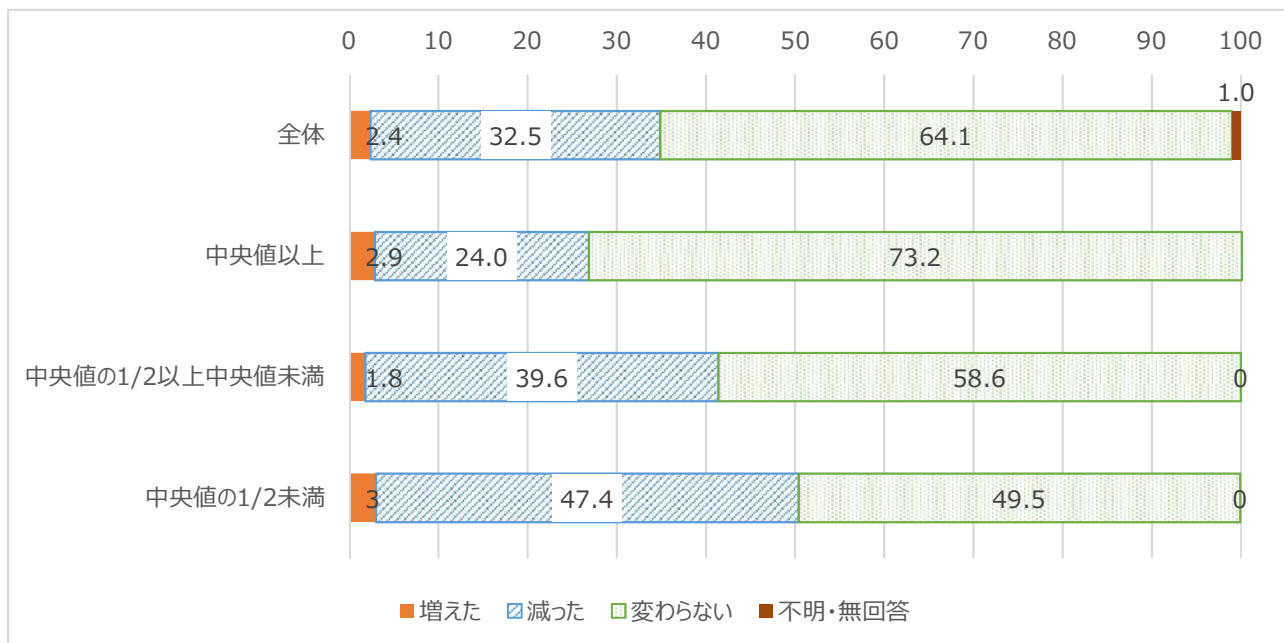
図表 27 子供を預けていて不満に思うこと (複数回答)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 29 年度)

○ 全国の中学2年生の子供がいる家庭における、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の変化については、収入が減ったと答える家庭は3割以上、所得の中央値の半分を下回る家庭（貧困家庭）においては、5割近くとなっています。

図表 28 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の変化（全国）

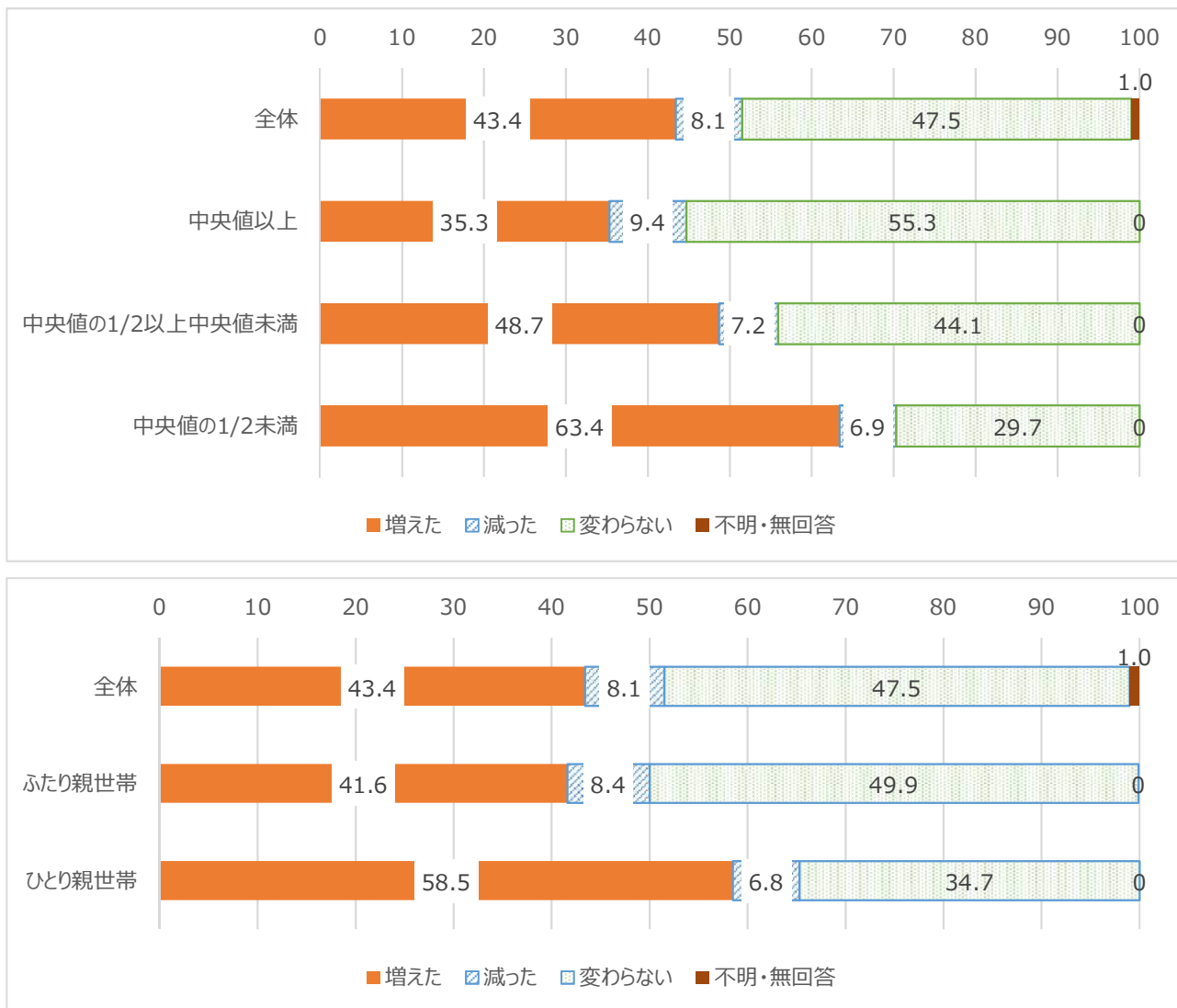


資料：内閣府 子供の生活状況調査（令和3年）

保護者への質問：あなたのご家庭の現在（令和3年2月調査時点）の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校する前（2020年2月以前）から比べて、どのように変わりましたか。

○ 生活に必要な支出の変化については、増えたと答える家庭が4割以上、貧困家庭では6割超となっています。また、ひとり親世帯を全体と比較すると、6割近くのひとり親世帯で、支出が増えたと回答しています。

図表 29 新型コロナウイルス感染症の影響による生活に必要な支出の変化（全国）



資料：内閣府 子供の生活状況調査（令和3年）

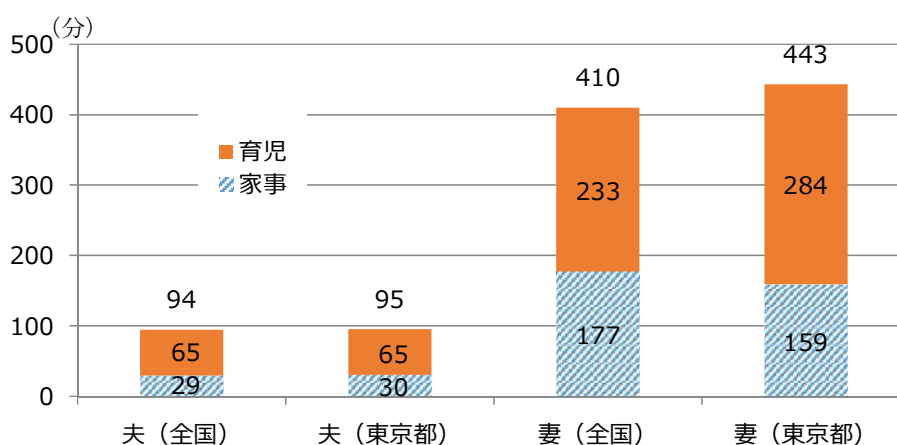
保護者への質問：あなたのご家庭の現在（令和3年2月調査時点）の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校する前（2020年2月以前）から比べて、どのように変わりましたか。

(6) 子育てと仕事の両立（ライフ・ワーク・バランスの状況）

ア 夫婦の家事・育児分担

- 6歳未満の子供のいる家庭における1日の家事・育児時間（週全体平均）について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で410分、東京都で443分に上ります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で94分、東京都で95分です。
- 東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が5：5（夫の回答）、6：4（妻の回答）を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻：夫が8：2、9：1の割合が高くなっています。

図表30 1日の夫婦の家事・育児時間（6歳未満の子供のいる家庭）（週全体平均）

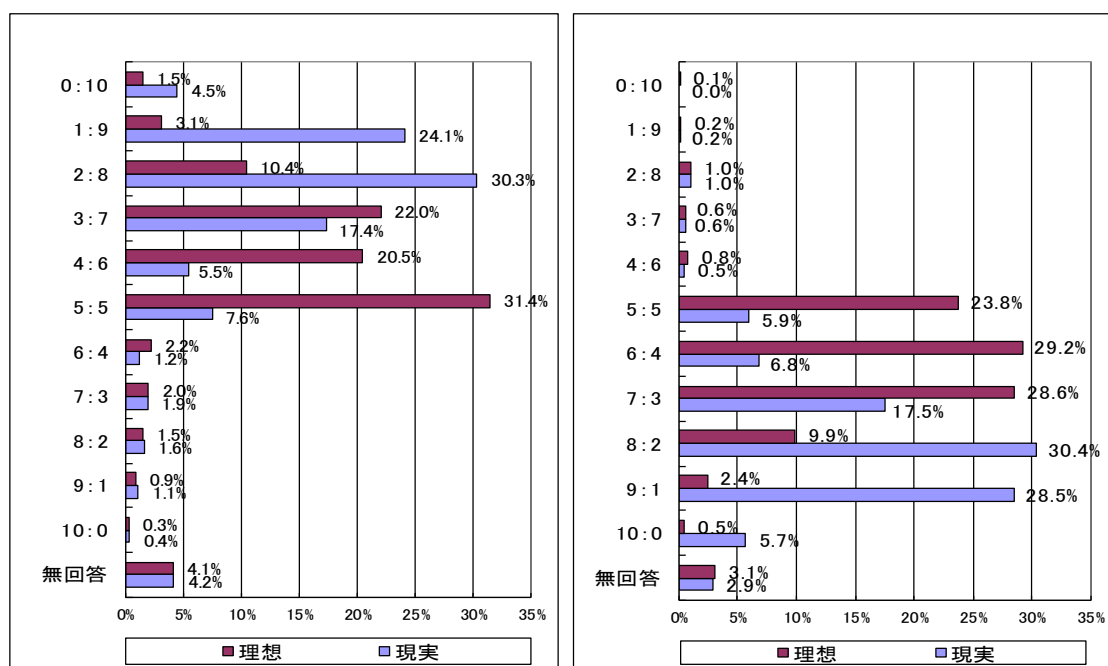


資料：総務省統計局「令和3年社会生活基本調査」

図表31 夫婦の家事・育児分担の割合（理想と現実）

(夫) (自分：配偶者)

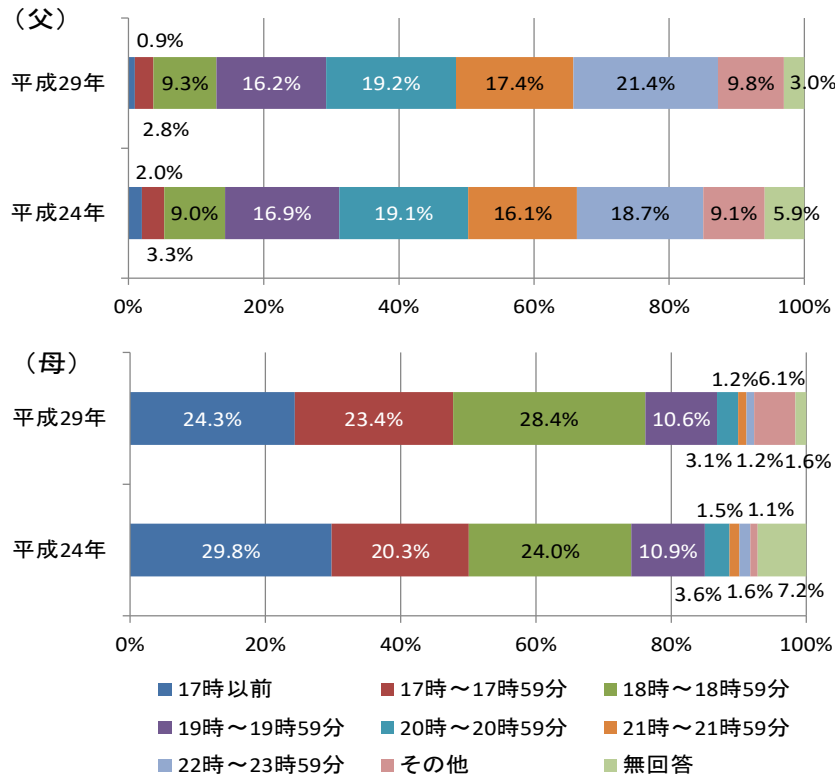
(妻) (自分：配偶者)



資料：東京都福祉保健局「平成29年度東京都福祉保健基礎調査」

- 就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22 時以降に帰宅する父親の割合は、平成 24 年度に比べて増加し、平成 29 年は2割を超えています。また、18 時より前に帰宅する母親の割合は5割弱で、平成 24 年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

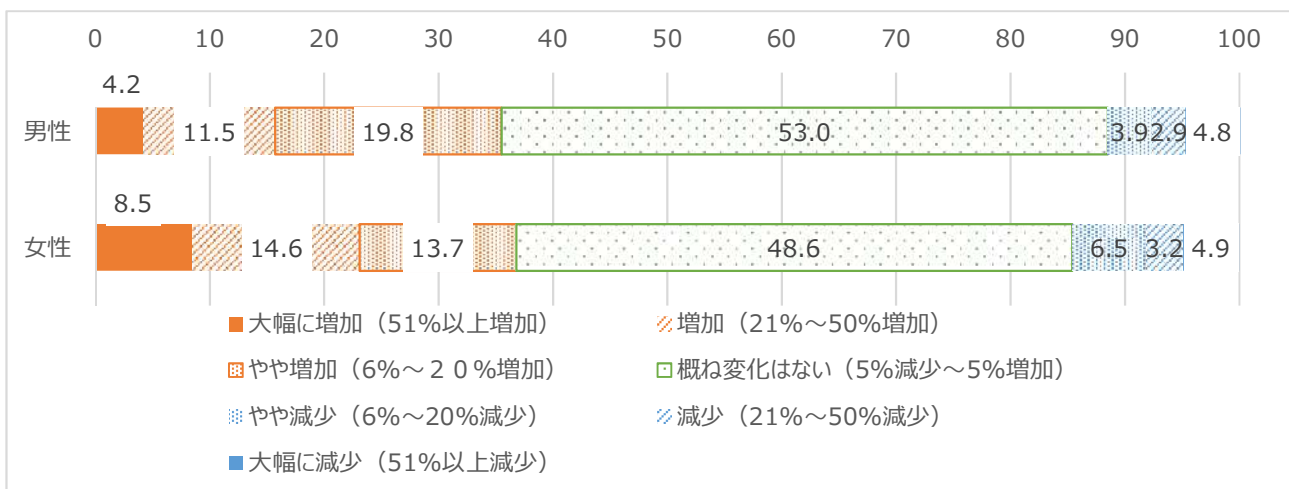
図表 32 帰宅時間



資料：東京都福祉保健局「平成 29 年度東京都福祉保健基礎調査」

- 新型コロナウイルス感染症の影響による家事・育児時間の変化については、男性・女性ともに増加したとする割合が増えています。

図表 33 新型コロナウイルス感染症の影響下における家事・育児時間の変化（全国）



資料：内閣府 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和 4 年）

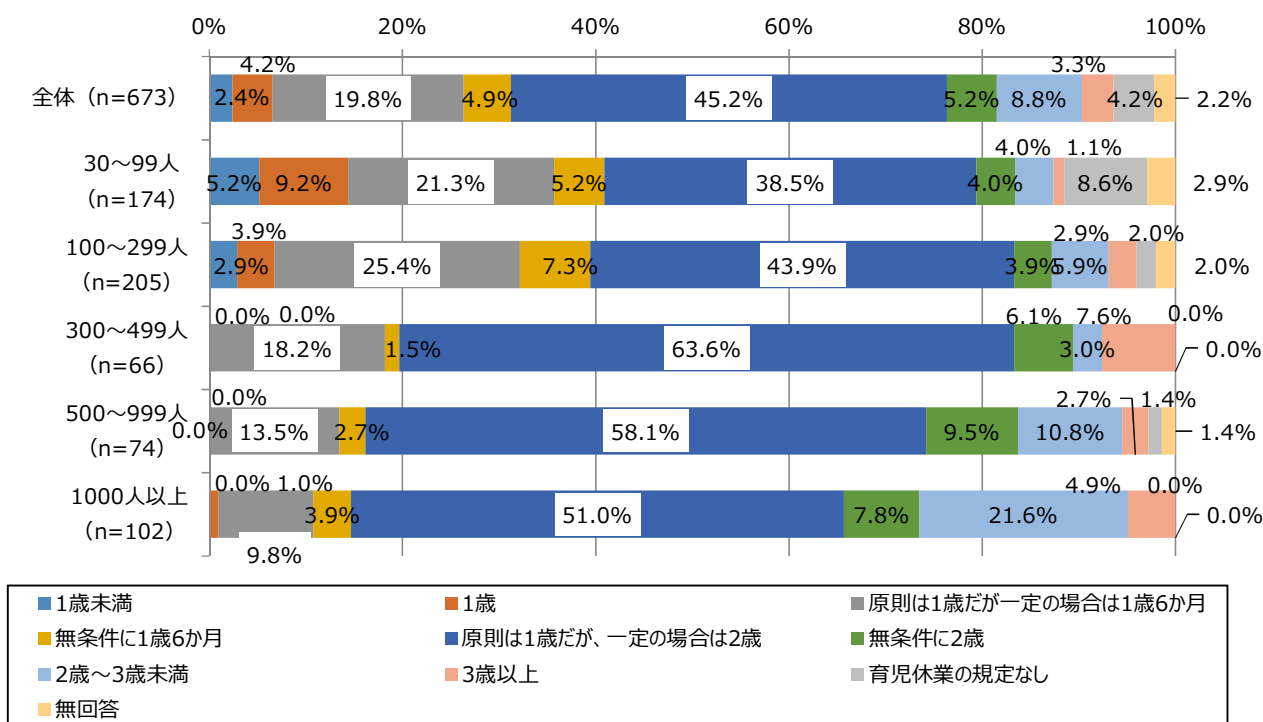
質問：感染症の影響下において、家事・育児に関する夫妻間の役割分担に変化がありましたか

イ 育児休業の取得状況等

○ 育児・介護休業法には、1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができると定められています。また、平成29年10月から、保育所に入れない場合などは、2歳まで育児休業取得を可能とする法改正がされました。

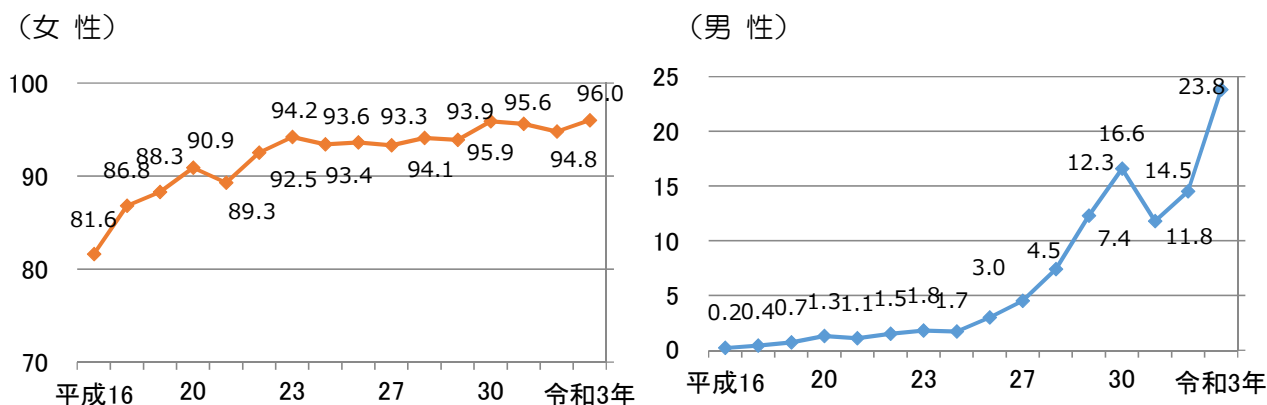
○ 東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は育児・介護休業法に則った「原則は1歳だが一定の場合は2歳」の企業が約4割を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、令和3年度には96.0%であるのに対して、男性の取得率は23.8%と、以前より上昇してはいるものの、依然として低い状況です。

図表 34 育児休業の取得可能期間



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」(令和3年)

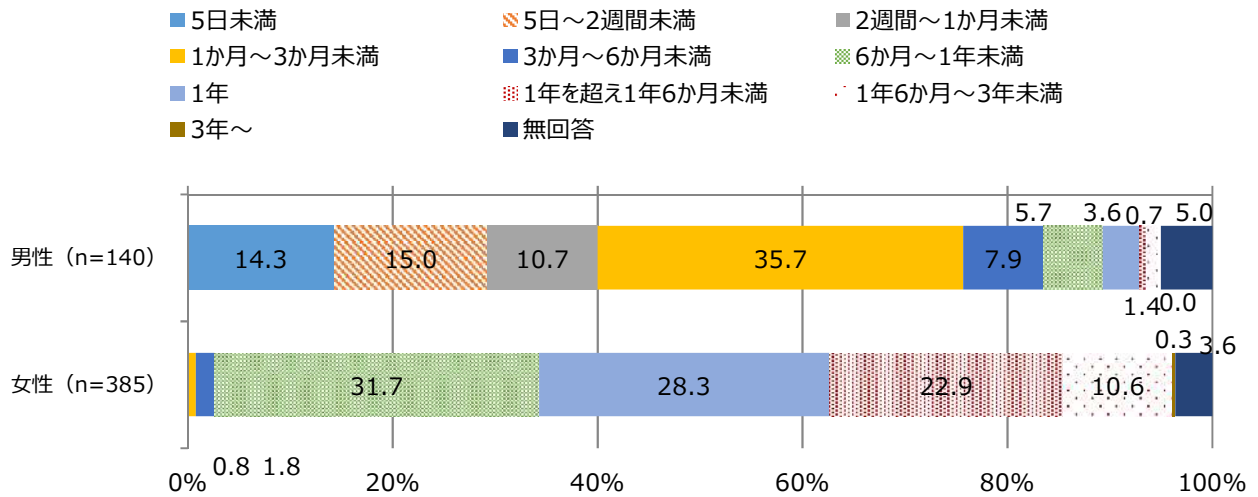
図表 35 育児休業取得率（東京都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」(令和3年) 注：平成24年度はデータなし

○ 育児休業取得者及び申し出た従業員がいる事業所に対し、育児休業取得期間はどのくらいか尋ねたところ、男性では「1か月～3か月未満」(35.7%)が最も多く、次いで「5日～2週間未満」(15.0%)となっています。女性では「6か月～1年未満」(31.7%)が最も多く、次いで「1年」(28.3%)、「1年を超え1年6か月未満」(22.9%)となっています。

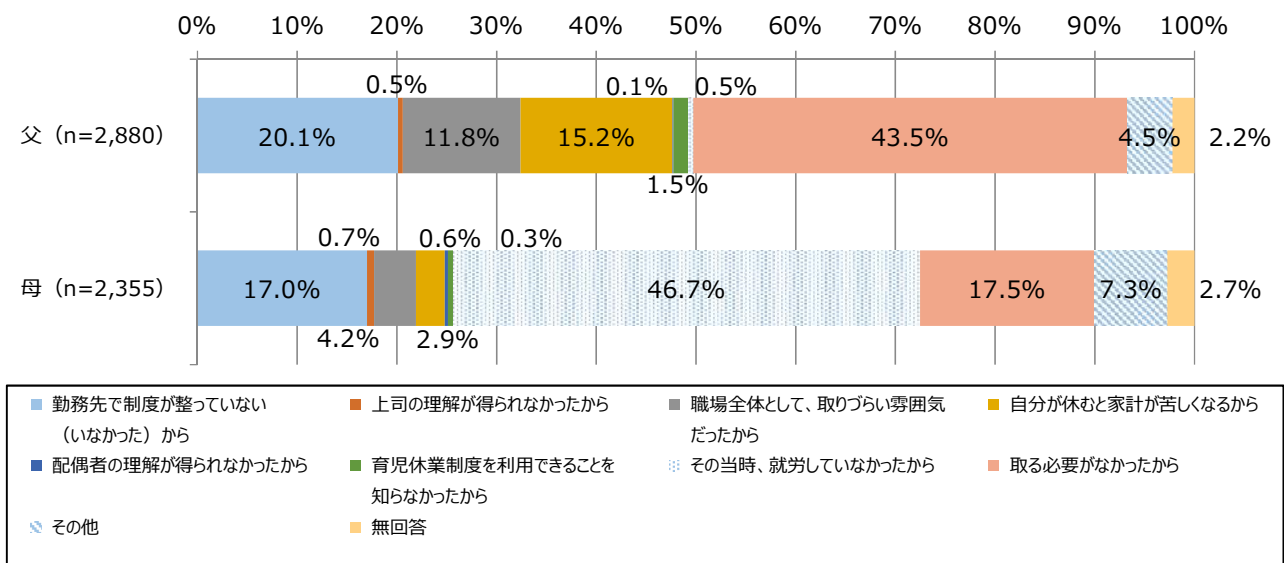
図表 36 育児休業の取得期間（東京都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」(令和3年)

○ 育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」、女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない(いなかった)から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

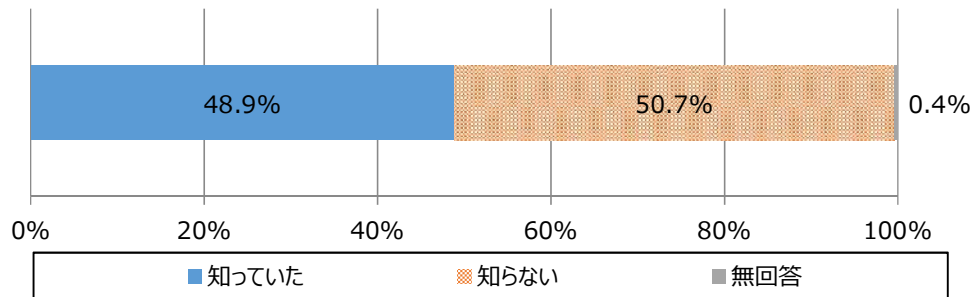
図表 37 育児休業を取得しなかった理由（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成29年度)

- 育児・介護休業法には、小学校就学前の子を養育する労働者が、子供の看護（病気・けが）のために、申請により、子1人の場合1年に5日まで、2人以上の場合1年に10日まで休暇を取得することができる看護休暇制度が定められています。
- しかしながら、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」(50.7%)が「知っていた」(48.9%)をやや上回っています。

図表 38 看護休暇制度の認知度 (n=1,208) (東京都)

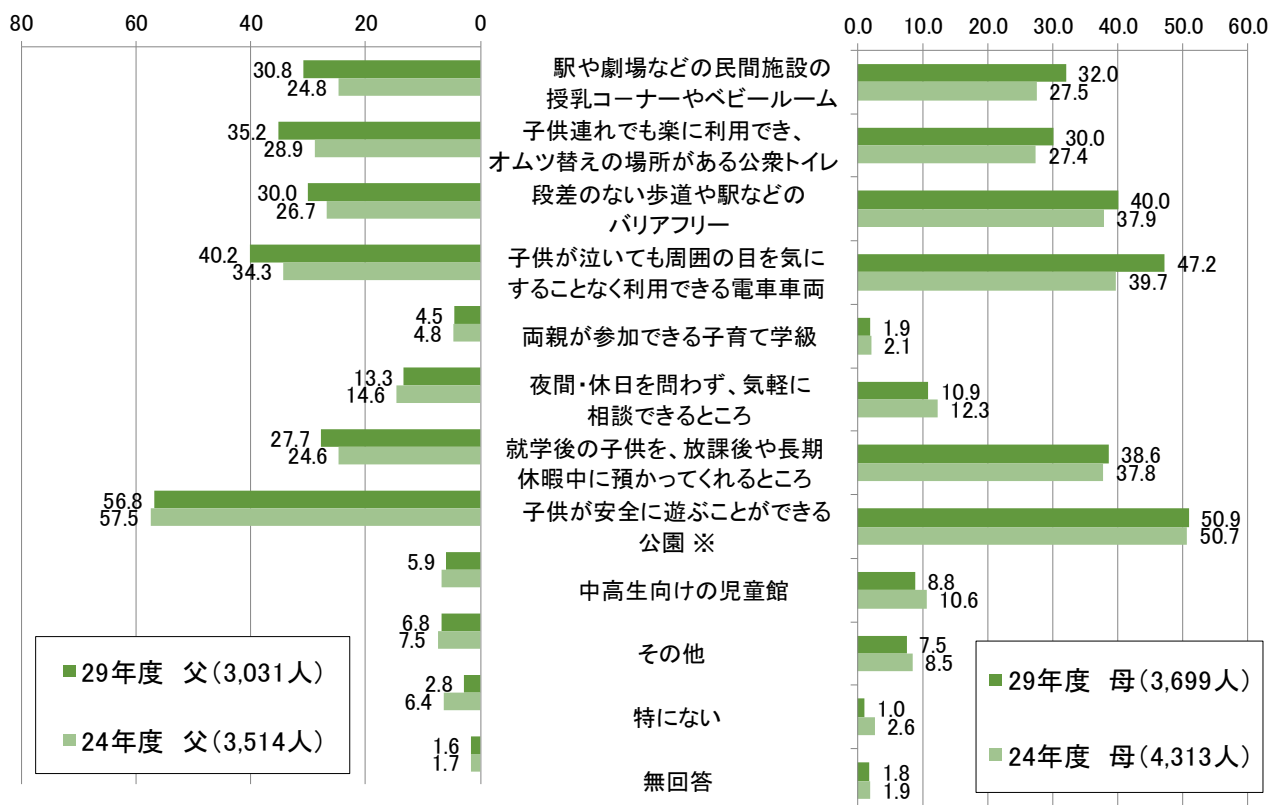


資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」(令和3年)

(7) 子供の安全・安心

- 子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、「子供が安全に遊ぶことができる公園」、「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」、「駅や劇場などの民間施設の授乳コーナーやベビールーム」、「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」などが上位を占めています。

図表 39 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

- 令和3年度に都が実施した調査では、調査対象の小学生の約6割がスマートフォンを利用しています。1日のインターネット利用時間をみると、小学生では、「1時間程度」、「ほとんど使わない」の割合が高く、中学生では「2時間程度」の割合が高くなっています。また、高校生では「3時間程度」の割合が高くなっています。
- 通信系機器や、インターネットの利用が普及する一方、「メールや SNS に書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった」、「無料通信アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした」などのトラブルも報告されています。

図表 40 通信系機器の利用状況（東京都）

| 学校種 | (N) | 通信系機器の利用状況割合 (%) | | | | | | 無回答 |
|--------|--------|------------------|----------|----------|-------|------|-------------|-----|
| | | ①携帯電話 | ②スマートフォン | ③タブレット端末 | ④パソコン | ⑤ゲーム | ⑥携帯型音楽プレイヤー | |
| 全体 | 11,848 | 15.6 | 73.7 | 64.6 | 51.1 | 72.6 | 11.0 | 0.9 |
| 小学校 | 7,409 | 20.9 | 63.4 | 73.7 | 53.1 | 77.3 | 10.7 | 1.1 |
| 中学校 | 2,509 | 7.0 | 89.8 | 56.6 | 54.6 | 69.5 | 13.2 | 0.4 |
| 高等学校 | 1,400 | 4.6 | 98.2 | 34.4 | 40.2 | 58.1 | 9.6 | 0.3 |
| 特別支援学校 | 530 | 10.4 | 77.0 | 54.2 | 35.7 | 60.2 | 9.8 | 1.5 |

資料：東京都教育庁 令和3年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

図表 41 1日のインターネット利用時間（東京都）

| 学校種 | (N) | 一日のインターネット利用時間割合 (%) | | | | | | | | 無回答 |
|--------|--------|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|-----------|-----|
| | | ①1時間程度 | ②2時間程度 | ③3時間程度 | ④4時間程度 | ⑤5時間程度 | ⑥6時間程度 | ⑦6時間を超える | ⑧ほとんど使わない | |
| 全体 | 11,215 | 21.5 | 21.5 | 16.5 | 10.0 | 6 | 4.4 | 9.4 | 8.8 | 2.1 |
| 小学校 | 6,868 | 28.8 | 22.4 | 13.9 | 7.2 | 4.3 | 2.9 | 5.4 | 12.9 | 2.2 |
| 中学校 | 2,483 | 11.4 | 25.7 | 25.3 | 14.6 | 6.9 | 4.3 | 7.7 | 2.7 | 1.4 |
| 高等学校 | 1,377 | 3.1 | 8.0 | 15.0 | 17.0 | 12.7 | 11.4 | 30.9 | 0.6 | 1.4 |
| 特別支援学校 | 487 | 21.4 | 20.1 | 13.8 | 6.6 | 6 | 5.50 | 14.6 | 5.7 | 6.4 |

資料：東京都教育庁 令和3年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

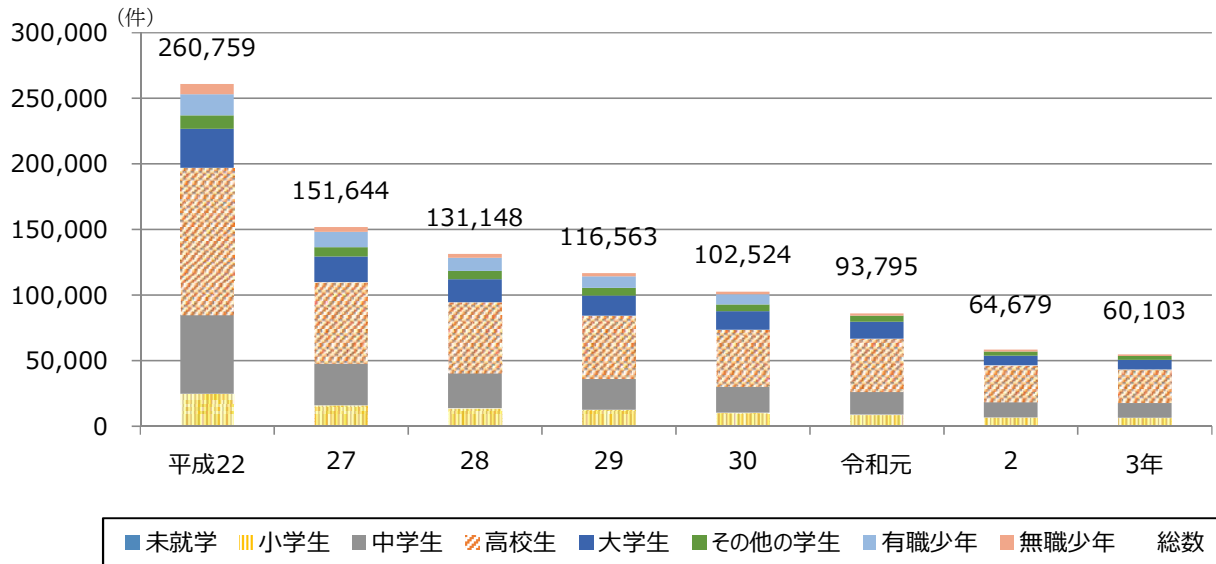
図表 42 トラブルや嫌な思い／お子さんから受けた相談（東京都）

| 学校種 | 年度 | (N) | トラブルや嫌な思い／お子さんから受けた相談割合（％） | | | | |
|--------|-------|-----|--------------------------------|-------------------------------------|---|------|------|
| | | | ①メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友達とけんかになった | ②グループ内や、誰もが見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた | ③無料通話アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした | ④その他 | 無回答 |
| 全体 | 児童・生徒 | 854 | 19.9 | 16.0 | 20.8 | 44.0 | 11.9 |
| | 保護者 | 277 | 28.2 | 19.1 | 9.7 | 43.3 | 11.6 |
| 小学校 | 児童・生徒 | 611 | 15.7 | 13.6 | 22.6 | 45.5 | 13.7 |
| | 保護者 | 133 | 19.5 | 12.8 | 9.0 | 51.9 | 15.0 |
| 中学校 | 生徒 | 139 | 26.6 | 23.0 | 18.0 | 44.6 | 5.0 |
| | 保護者 | 98 | 34.7 | 28.6 | 10.2 | 33.7 | 8.2 |
| 高等学校 | 生徒 | 65 | 33.8 | 23.1 | 16.9 | 35.4 | 7.7 |
| | 保護者 | 24 | 25.0 | 16.7 | 8.3 | 50.0 | 8.3 |
| 特別支援学校 | 児童・生徒 | 39 | 38.5 | 17.9 | 10.3 | 33.3 | 15.4 |
| | 保護者 | 22 | 54.5 | 18.2 | 13.6 | 27.3 | 9.1 |

資料：東京都教育庁 令和3年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」

○ 全国における少年（20歳未満）が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成22年が26万759件、令和3年が6万103件と11年間で約77%減少しています。しかしながら、未就学児については、微増傾向にあり、被害件数全体に占める割合は増加しています。

図表 43 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）



| | 平成22年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 総数 | 260,759 | 151,644 | 131,148 | 116,563 | 102,524 | 93,795 | 64,679 | 60,103 |
| うち未就学 | 472 | 551 | 613 | 620 | 643 | 762 | 839 | 728 |
| うち小学生 | 24,060 | 15,319 | 13,042 | 11,811 | 9,680 | 8,692 | 6,520 | 6,394 |

資料：警察庁生活安全局少年課

「令和3年における少年非行、児童虐待、及び子供の性被害の状況」

注：総数は、20歳未満の件数

(8) 子供の貧困

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成30年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は13.5%となっています。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成30年は12.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は10.7%であるのに対し、大人が1人の世帯では48.1%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中6番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

図表 44 (参考) 相対的貧困率の年次推移 (全国)

単位：%

| | 平成6年 (1994年) | 平成9年 (1997年) | 平成12年 (2000年) | 平成15年 (2003年) | 平成18年 (2006年) | 平成21年 (2009年) | 平成24年 (2012年) | 平成27年 (2015年) | 平成30年 (2018年) |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 子供がいる現役世帯 | 11.3 | 12.2 | 13 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 | 12.6 |
| 大人が1人 | 53.5 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 50.8 | 48.1 |
| 大人が2人以上 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 | 10.7 |
| 相対的貧困率 | 13.8 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16 | 16.1 | 15.7 | 15.4 |
| 子どもの貧困率 | 12.2 | 13.4 | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 | 13.5 |

資料：厚生労働省「平成30年 国民生活基礎調査」

注：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出

注：平成6年の数値は兵庫県を除いたもの

注：平成27年の数値は熊本県を除いたもの

注：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

図表 45 (参考) 貧困率の国際比較

| 相対的貧困率 | | | 子どもの貧困率 | | | 子どもがいる世帯の相対的貧困率 | | | | | | | | |
|--------|----------|------|---------|----------|------|-----------------|----------|-------|----|----------|------|----|----------|------|
| 順位 | 国名 | 割合 | 順位 | 国名 | 割合 | 合計 | | 大人が一人 | | 大人が二人以上 | | | | |
| | | | | | | 順位 | 国名 | 割合 | 順位 | 国名 | 割合 | 順位 | 国名 | 割合 |
| 1 | チェコ | 5.8 | 1 | デンマーク | 3.7 | 1 | デンマーク | 3.0 | 1 | デンマーク | 9.3 | 1 | ドイツ | 2.6 |
| 2 | デンマーク | 6.0 | 2 | フィンランド | 3.9 | 2 | フィンランド | 3.7 | 2 | フィンランド | 11.4 | 2 | デンマーク | 2.6 |
| 3 | アイスランド | 6.4 | 3 | ノルウェー | 5.1 | 3 | ノルウェー | 4.4 | 3 | ノルウェー | 14.7 | 3 | ノルウェー | 2.8 |
| 4 | ハンガリー | 6.8 | 4 | アイスランド | 7.1 | 4 | アイスランド | 6.3 | 4 | スロヴァキア | 15.9 | 4 | フィンランド | 3.0 |
| 5 | ルクセンブルク | 7.2 | 5 | オーストリア | 8.2 | 5 | オーストリア | 6.7 | 5 | 英国 | 16.9 | 5 | アイスランド | 3.4 |
| 6 | フィンランド | 7.3 | 6 | スウェーデン | 8.2 | 6 | スウェーデン | 6.9 | 6 | スウェーデン | 18.6 | 6 | スウェーデン | 4.3 |
| 7 | ノルウェー | 7.5 | 7 | チェコ | 9.0 | 7 | ドイツ | 7.1 | 7 | アイルランド | 19.5 | 7 | オーストリア | 5.4 |
| 8 | オランダ | 7.5 | 8 | ドイツ | 9.1 | 8 | チェコ | 7.6 | 8 | フランス | 25.3 | 8 | オランダ | 5.4 |
| 9 | スロヴァキア | 7.8 | 9 | スロベニア | 9.4 | 9 | オランダ | 7.9 | 9 | ポーランド | 25.3 | 9 | フランス | 5.6 |
| 10 | フランス | 7.9 | 10 | ハンガリー | 9.4 | 10 | スロベニア | 8.2 | 10 | オーストリア | 25.7 | 10 | チェコ | 6.0 |
| 11 | オーストリア | 8.1 | 11 | 韓国 | 9.4 | 11 | フランス | 8.7 | 11 | アイスランド | 27.1 | 11 | スロベニア | 6.7 |
| 12 | ドイツ | 8.8 | 12 | 英国 | 9.8 | 12 | スイス | 8.7 | 12 | ギリシャ | 27.3 | 12 | スイス | 7.2 |
| 13 | アイルランド | 9.0 | 13 | スイス | 9.8 | 13 | ハンガリー | 9.0 | 13 | ニュージーランド | 28.8 | 13 | ハンガリー | 7.5 |
| 14 | スウェーデン | 9.1 | 14 | オランダ | 9.9 | 14 | 英国 | 9.2 | 14 | ポルトガル | 30.9 | 14 | ベルギー | 7.5 |
| 15 | スロベニア | 9.2 | 15 | アイルランド | 10.2 | 15 | アイルランド | 9.7 | 15 | メキシコ | 31.3 | 15 | ニュージーランド | 7.9 |
| 16 | スイス | 9.5 | 16 | フランス | 11.0 | 16 | ルクセンブルク | 9.9 | 16 | オランダ | 31.3 | 16 | ルクセンブルク | 7.9 |
| 17 | ベルギー | 9.7 | 17 | ルクセンブルク | 11.4 | 17 | ニュージーランド | 10.4 | 17 | スイス | 31.6 | 17 | 英国 | 7.9 |
| 18 | 英国 | 9.9 | 18 | スロヴァキア | 12.1 | 18 | ベルギー | 10.5 | 18 | エストニア | 31.9 | 18 | アイルランド | 8.3 |
| 19 | ニュージーランド | 10.3 | 19 | エストニア | 12.4 | 19 | スロヴァキア | 10.9 | 19 | ハンガリー | 32.7 | 19 | オーストラリア | 8.6 |
| 20 | ポーランド | 11.0 | 20 | ベルギー | 12.8 | 20 | エストニア | 11.4 | 20 | チェコ | 33.2 | 20 | カナダ | 9.3 |
| 21 | ポルトガル | 11.4 | 21 | ニュージーランド | 13.3 | 21 | カナダ | 11.9 | 21 | スロベニア | 33.4 | 21 | エストニア | 9.7 |
| 22 | エストニア | 11.7 | 22 | ポーランド | 13.6 | 22 | ポーランド | 12.1 | 22 | ドイツ | 34.0 | 22 | スロヴァキア | 10.7 |
| 23 | カナダ | 11.9 | 23 | カナダ | 14.0 | 23 | オーストラリア | 12.5 | 23 | ベルギー | 34.3 | 23 | ポーランド | 11.8 |
| 24 | イタリア | 13.0 | 24 | オーストラリア | 15.1 | 24 | ポルトガル | 14.2 | 24 | イタリア | 35.2 | 24 | 日本 | 12.7 |
| 25 | ギリシャ | 14.3 | 25 | 日本 | 15.7 | 25 | 日本 | 14.6 | 25 | トルコ | 38.2 | 25 | ポルトガル | 13.1 |
| 26 | オーストラリア | 14.5 | 26 | ポルトガル | 16.2 | 26 | ギリシャ | 15.8 | 26 | スペイン | 38.8 | 26 | アメリカ | 15.2 |
| 27 | 韓国 | 14.9 | 27 | ギリシャ | 17.7 | 27 | イタリア | 16.6 | 27 | カナダ | 39.8 | 27 | ギリシャ | 15.2 |
| 28 | スペイン | 15.4 | 28 | イタリア | 17.8 | 28 | アメリカ | 18.6 | 28 | ルクセンブルク | 44.2 | 28 | イタリア | 15.4 |
| 29 | 日本 | 16.0 | 29 | スペイン | 20.5 | 29 | スペイン | 18.9 | 29 | オーストラリア | 44.9 | 29 | チリ | 17.9 |
| 30 | アメリカ | 17.4 | 30 | アメリカ | 21.2 | 30 | チリ | 20.5 | 30 | アメリカ | 45.0 | 30 | スペイン | 18.2 |
| 31 | チリ | 18.0 | 31 | チリ | 23.9 | 31 | メキシコ | 21.5 | 31 | イスラエル | 47.7 | 31 | メキシコ | 21.0 |
| 32 | トルコ | 19.3 | 32 | メキシコ | 24.5 | 32 | トルコ | 22.9 | 32 | チリ | 49.0 | 32 | トルコ | 22.6 |
| 33 | メキシコ | 20.4 | 33 | トルコ | 27.5 | 33 | イスラエル | 24.3 | 33 | 日本 | 50.8 | 33 | イスラエル | 13.3 |
| 34 | イスラエル | 20.9 | 34 | イスラエル | 28.5 | - | 韓国 | - | - | 韓国 | - | - | 韓国 | - |
| | OECD平均 | 11.3 | | OECD平均 | 13.3 | | OECD平均 | 11.6 | | OECD平均 | 31.0 | | OECD平均 | 9.9 |

資料：内閣府「平成 26 年版子ども・若者白書（全体版）」出所：OECD（2014）Family database
 “Child poverty”

注：ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は 2009 年、
 チリの数値は 2011 年。

2 東京都における子供・子育て支援の状況

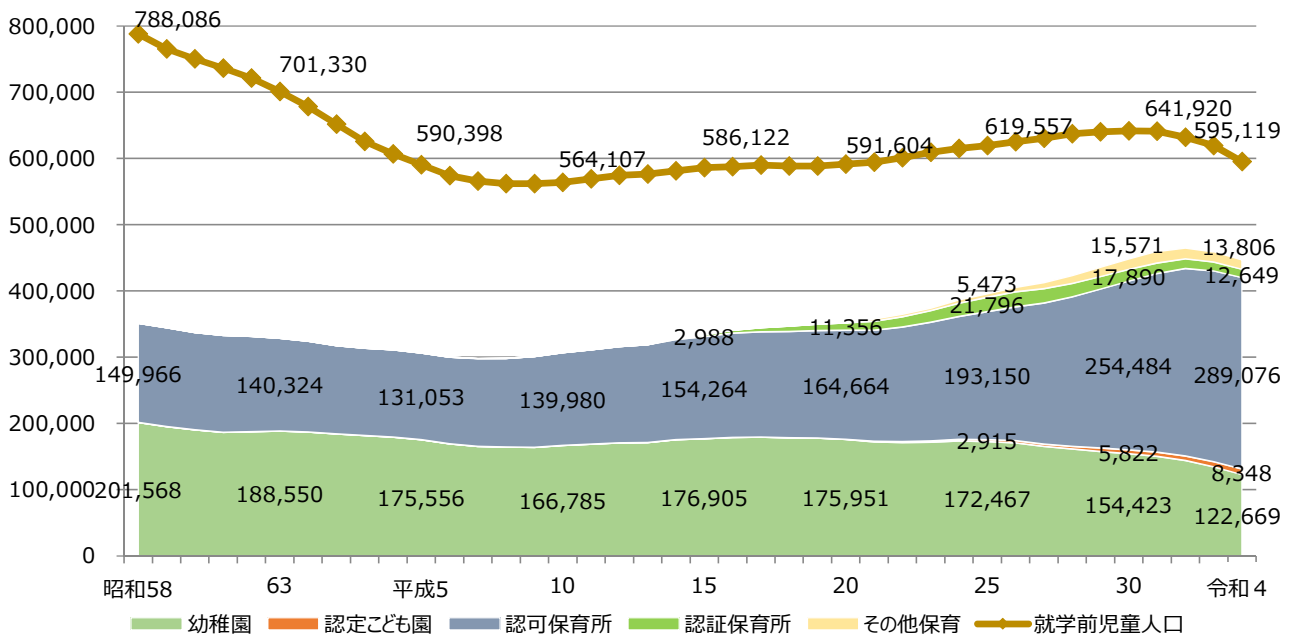
これまでみてきた状況に対応するため、都は、様々な施策を展開してきました。

ここでは、現在、都が取り組んでいる子供・子育て施策の実施状況について概観します。

(1) 幼稚園・保育サービスの利用状況

- 過去約 30 年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数が緩やかに減少が続き、保育施設等の利用児童数は増加が続いていましたが、令和 4 年は減少しました。

図表 46 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



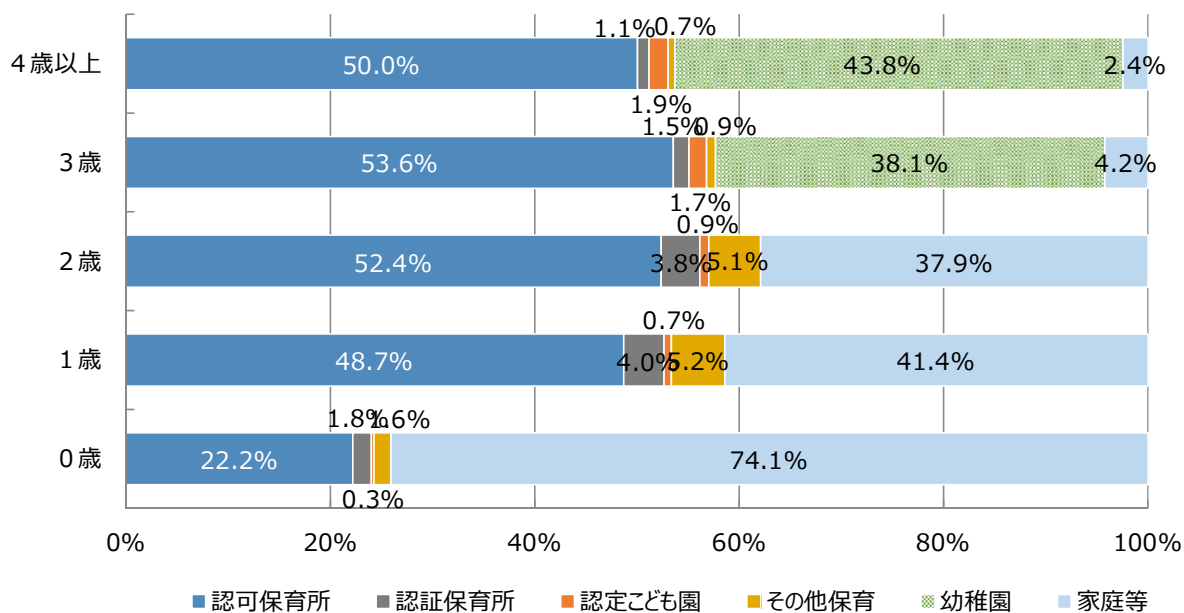
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年 1 月 1 日現在）、
東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

注：幼稚園は各年 5 月 1 日現在、認可保育所、認証保育所、認定こども園及びその他保育は各年 4 月 1 日現在、就学前児童数は各年 1 月 1 日現在

注：認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計

○ 都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、3歳で幼稚園の利用割合が38.1%、4歳以上では43.8%となります。

図表 47 教育・保育施設等の年齢別利用状況（令和3年）



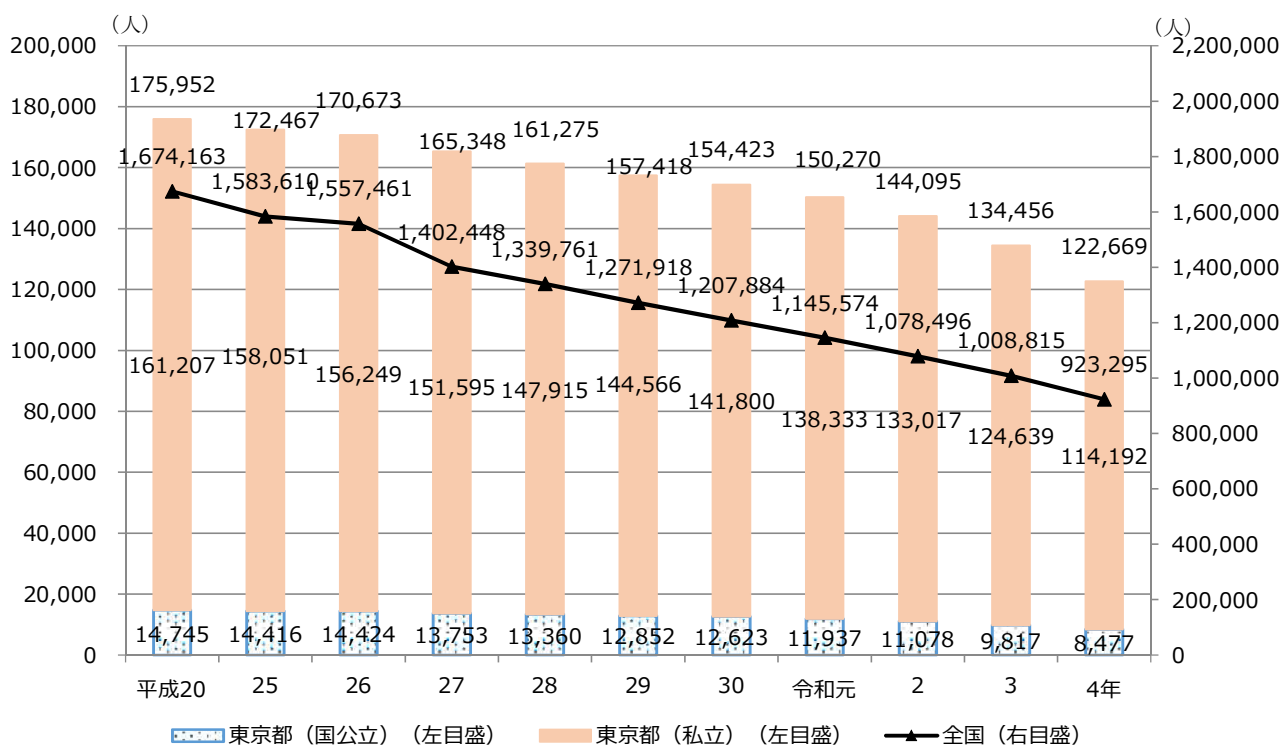
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（令和3年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

(2) 幼稚園の状況

ア 在園児数

- 東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、減少傾向が続いています。
 全国の在園児数も、減少傾向が続いています。

図表 48 幼稚園児数（全国・東京都）

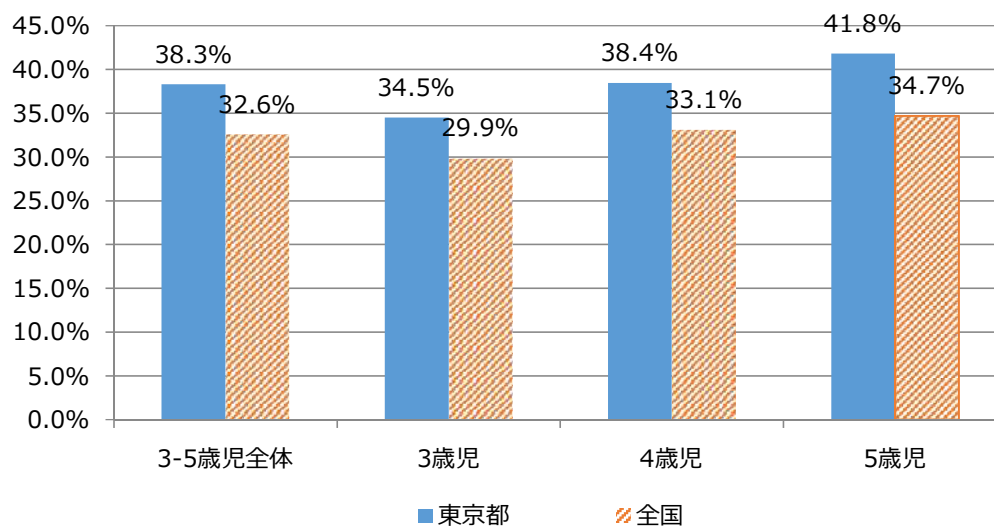


資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

イ 就園率

- 東京都の3～5歳児童の幼稚園就園率は 38.3%であり、いずれの年齢においても全国の就園率より高くなっています。

図表 49 年齢別幼稚園就園状況 (令和4年)



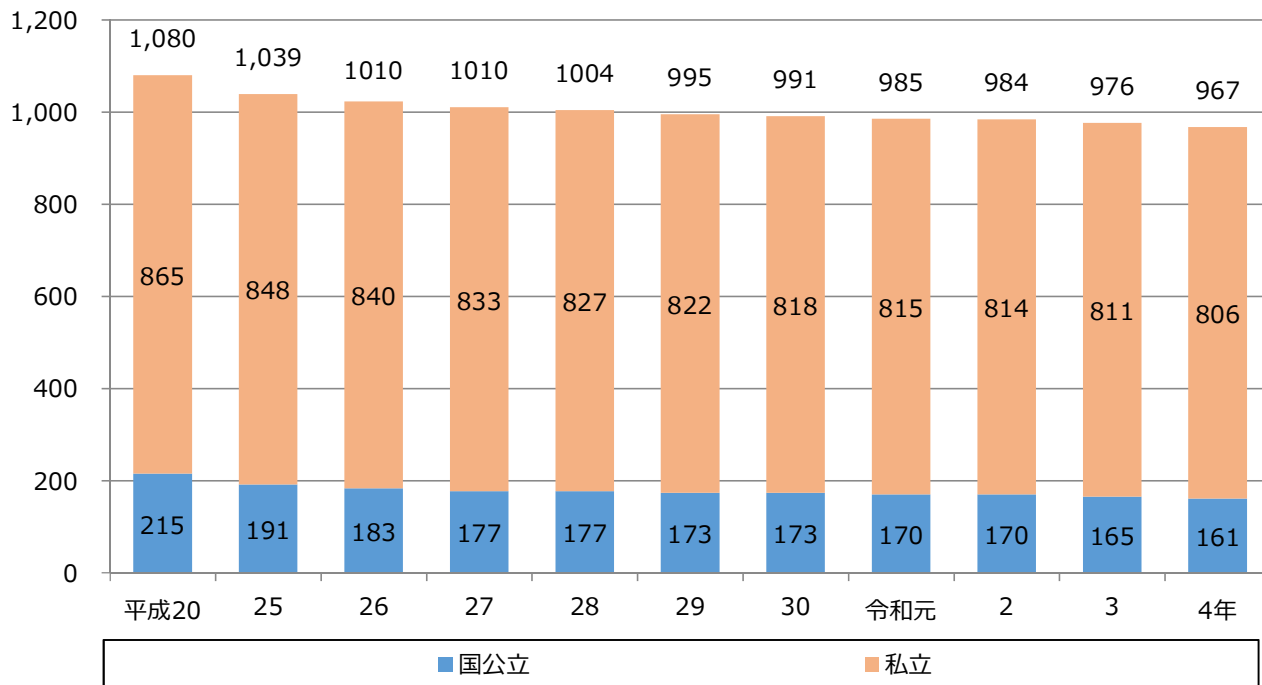
資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

注：全国は、令和3年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」と令和4年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

ウ 幼稚園数

○ 東京都の幼稚園数は、徐々に減少しています。

図表 50 幼稚園数（東京都）

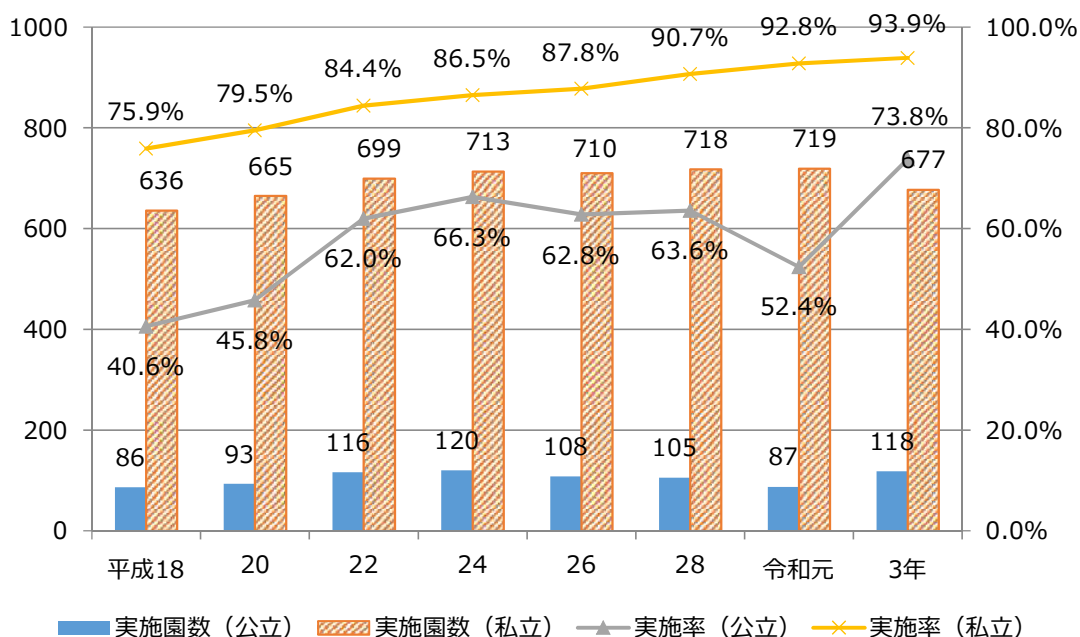


資料：東京都総務局「学校基本調査報告」
注：幼稚園数は、休園している園も含む。

エ 預かり保育

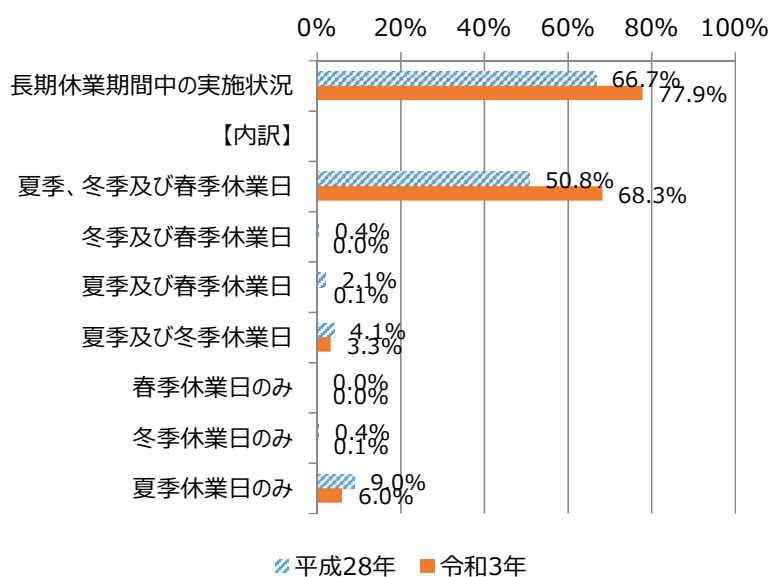
- 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で約7割、私立で約9割の幼稚園が預かり保育を実施しています。
- 長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、令和3年の実施率は77.9%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は68.3%となっています。

図表 51 預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

図表 52 長期休業期間中の預かり保育実施状況

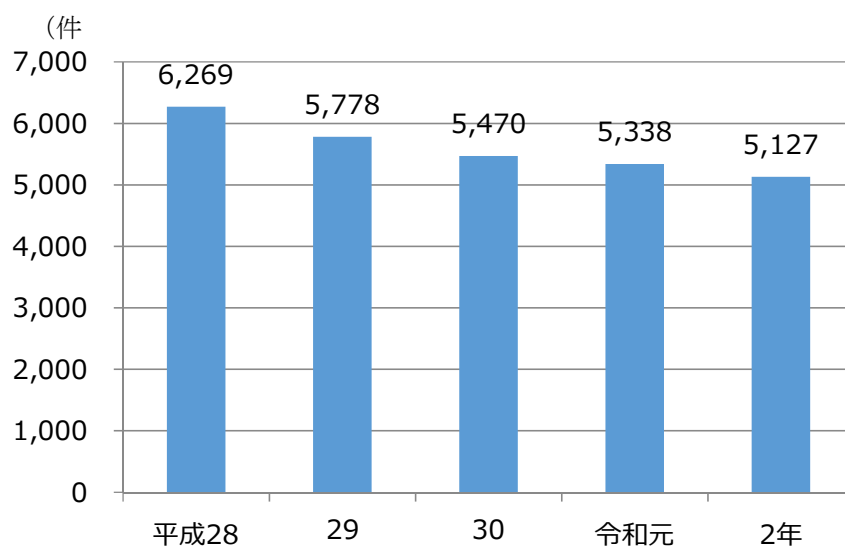


資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

オ 幼稚園教諭免許状授与件数

- 東京都教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状の件数は、徐々に減少しています。

図表 53 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）



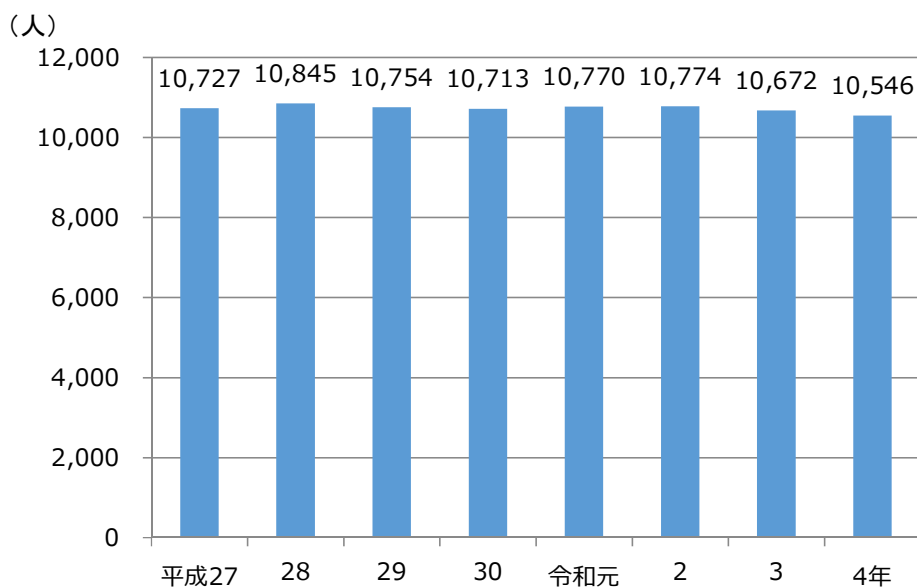
資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

注：東京都教育庁の報告数

カ 教員数

- 東京都の幼稚園の教員数（本務教員数）は、1万人強で推移しています。

図表 54 教員数（東京都）



資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

注：本務者のみを計上

(3) 保育サービスの状況

ア 保育ニーズの状況

(保育サービスの利用状況)

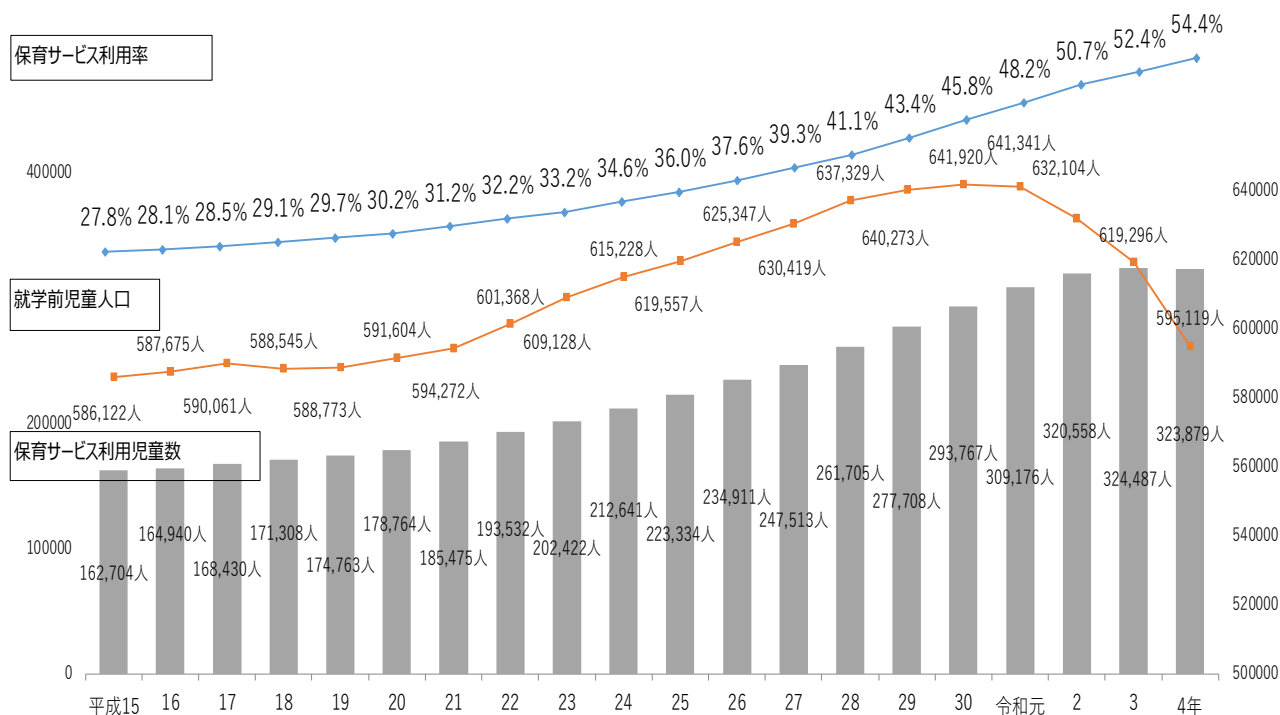
- 都における令和4年4月の状況をみると、認可保育所の定員充足率は9割以上、認証保育所の定員充足率は8割以上となっています。
- 保育サービスの利用児童数は、令和4年4月現在で323,879人、就学前児童人口に対する比率(利用率)は、54.4%となっています。保育サービスの利用率は、年々増加しています。

図表 55 認可保育所と認証保育所の利用状況 (令和4年4月)

| | 認可保育所 | 認証保育所 |
|-------|-----------------|----------------|
| 定員 | <u>319,510人</u> | <u>15,529人</u> |
| 利用児童数 | <u>289,076人</u> | <u>12,649人</u> |
| 定員充足率 | <u>90.5%</u> | <u>81.5%</u> |

資料：東京都福祉保健局

図表 56 保育サービス利用児童数等 (東京都)

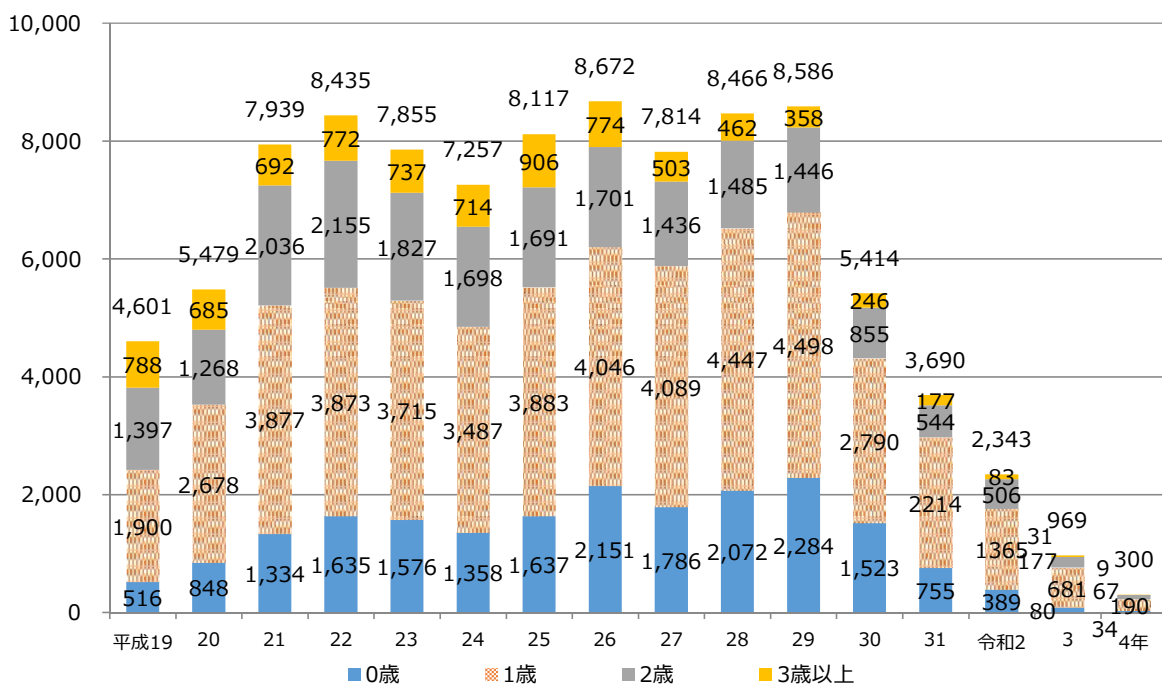


資料：東京都福祉保健局

(増加する保育ニーズへの対応)

- 保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。都内の待機児童数は、平成 20 年度に増加に転じ、その後、7千人から8千人台で推移してきました。待機児童の約9割は、0～2歳児が占めています。
- 都は、平成 27 年3月の第1期計画の策定に際し、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社や NPO 法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。
- また、平成 28 年9月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、平成 28 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、平成 28 年4月1日から平成 31 年度末までの4年間で保育サービス利用児童数を7万人増やすことを目標としました。
- さらに、平成 29 年9月には、「待機児童解消に向けた追加対策」を取りまとめ、平成 30 年1月の「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化において、平成 29 年4月1日から平成 31 年度末までの3年間で保育サービス利用児童数を6万人増やすことを目標とし、平成 26 年から平成 31 年の5年間で、待機児童数は、8,672 人から 3,690 人と、約 5,000 人減少しました。
- 令和2年3月に策定した本計画においては、平成31年4月1日から令和4年度末までの3年間で保育サービス利用児童数を4万2000人増やすことを新たな目標とし、更なる保育サービスの拡充を進めてきました。
- こうした取組の結果、待機児童数は、3,690 人から9割以上減少し、300 人となり、保育サービス利用率は、48.2%から 54.4%と上昇しました。
- 保育ニーズに的確に対応していくためには、顕在化しているニーズだけでなく、今後の動向（潜在的ニーズ）を踏まえるとともに、地域における保育ニーズの変化にもきめ細かく対応していく必要があります。

図表 57 都内の待機児童数（各年4月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

イ 多様な保育サービス

- 都は、これまでも、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。
- また、ライフスタイルや就労形態の多様化、特に配慮を要する子供が増加する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育、医療的ケア児対応など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供が行えるよう、支援していく必要があります。

図表 58 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年4月1日現在

| | 認可 保育所 | 認証 保育所 | 認定 こども園 | 家庭的 保育事業 | 小規模 保育事業 | 事業所内保 育事業 | 居宅訪問型 保育事業 | 定期利用保 育事業 | 企業主導型 保育 | 区市町村単 独施策 | 合計 |
|--------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|--------------|---------------|--------------|-------------|--------------|----------|
| 平成30年度 | 254,484人 | 17,890人 | 5,822人 | 1,669人 | 7,338人 | 684人 | 126人 | 1,285人 | 348人 | 4,121人 | 293,767人 |
| 31年度 | 269,627人 | 16,218人 | 6,269人 | 1,640人 | 7,619人 | 752人 | 160人 | 1,201人 | 727人 | 4,963人 | 309,176人 |
| 令和2年度 | 283,014人 | 14,734人 | 6,804人 | 1,496人 | 7,545人 | 736人 | 186人 | 1,077人 | 772人 | 4,194人 | 320,558人 |
| 3年度 | 287,937人 | 13,645人 | 7,758人 | 1,279人 | 7,213人 | 667人 | 164人 | 771人 | 745人 | 4,308人 | 324,487人 |
| 4年度 | 289,076人 | 12,649人 | 8,348人 | 1,216人 | 6,759人 | 656人 | 134人 | 621人 | 726人 | 3,694人 | 323,879人 |

資料：東京都福祉保健局

図表 59 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

| | 保育所数 | 延長保育実施保育所数 (夜間保育を含む。) | | 休日保育実施 保育所数 |
|--------|---------|--------------------------|-----------|----------------|
| | | | うち2時間以上延長 | |
| 平成28年度 | 2,342施設 | 2,140施設 | 757施設 | 67施設 |
| 29年度 | 2,558施設 | 2,314施設 | 857施設 | 52施設 |
| 30年度 | 2,811施設 | 2,673施設 | 1,093施設 | 53施設 |
| 31年度 | 3,066施設 | 2,905施設 | 1,249施設 | 53施設 |
| 令和2年度 | 3,325施設 | 3,095施設 | 1,394施設 | 68施設 |

| | 一時預かり 利用児童数 | 定期利用 保育利用 児童数 | 障害児保育 | | 病児・病後児 | |
|--------|----------------|---------------------|---------|--------|--------|-------|
| | | | 保育所数 | 児童数 | 実施区市 | 施設数 |
| 平成28年度 | 1,371,284人 | 165,757人 | 1,651施設 | 4,902人 | 48か所 | 134施設 |
| 29年度 | 2,189,740人 | 190,940人 | 1,772施設 | 5,215人 | 48か所 | 144施設 |
| 30年度 | 2,441,434人 | 205,207人 | 1,969施設 | 5,597人 | 48か所 | 149施設 |
| 31年度 | 2,700,714人 | 185,622人 | 2,046施設 | 5,866人 | 48か所 | 159施設 |
| 令和2年度 | 2,253,704人 | 156,561人 | 2,183施設 | 6,457人 | 48か所 | 161施設 |

資料：東京都福祉保健局

ウ 保育士

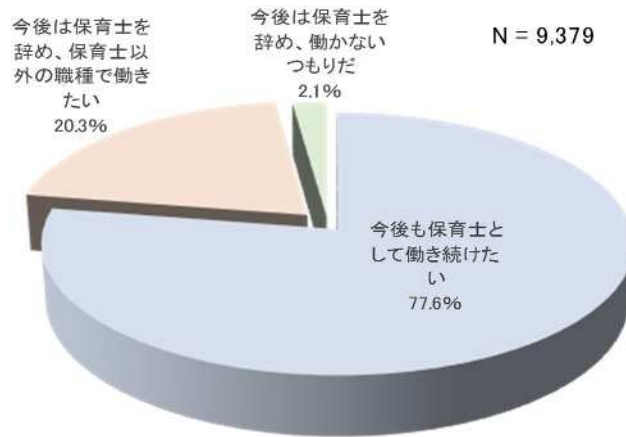
- 保育サービスの拡充を進める上で、保育人材の確保は極めて重要です。
- ここ数年の新規の保育士登録者数は、6千人台から8千人台で推移しています。登録簿記載者数は増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。
- 平成30年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち8割近くの方が「今後も保育士として働きたい。」としています。約2割が退職の意向をもっていますが、退職意向の理由は、「給料が安い」、「仕事が多い」、「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表 60 保育士登録数

| | 新規登録者数 | 登録簿記載者数 |
|--------|--------|----------|
| 平成29年度 | 8,442人 | 133,536人 |
| 30年度 | 8,033人 | 141,569人 |
| 令和元年度 | 8,195人 | 149,764人 |
| 2年度 | 6,523人 | 156,287人 |
| 3年度 | 7,139人 | 163,426人 |

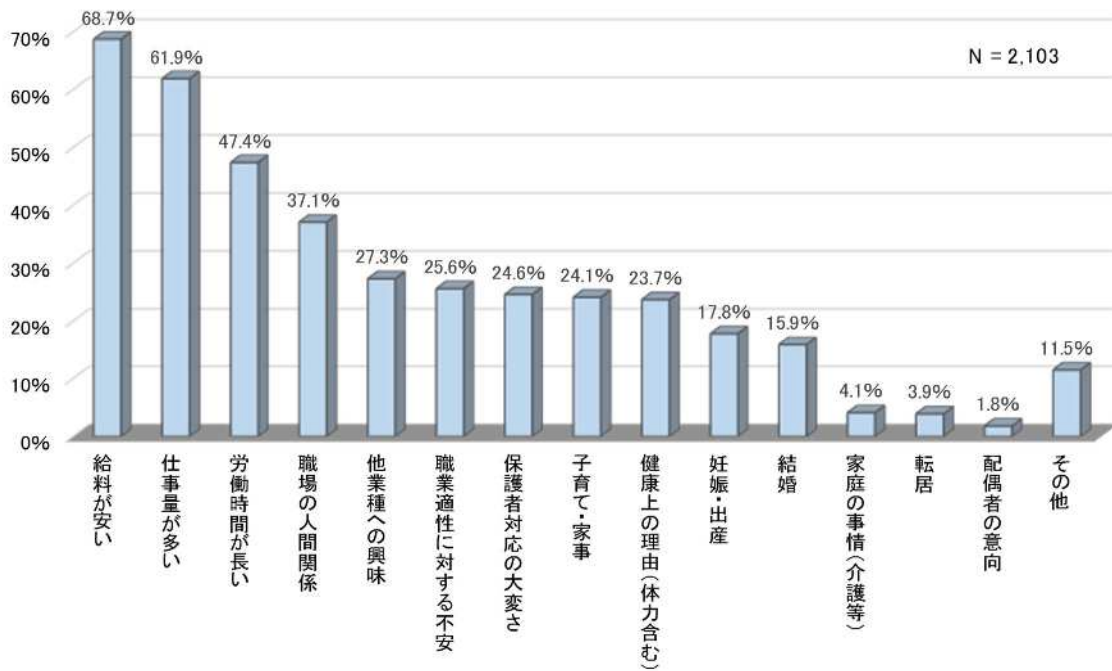
資料：東京都福祉保健局

図表 61 現任保育士の就業継続に関する意識（平成 30 年）



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

図表 62 退職を考えている現任保育士の退職意向理由（平成 30 年）



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

エ 質の確保及び向上

- 保育サービスは、児童に対する保育の実施にとどまらず、保護者に対する支援や、良質な保育環境によって、子供のより良い育ちに資するものでなくてはなりません。
- そのためには、多様な保育サービスの充実と合わせて、保育の質の確保・向上を図る必要があります。
- 保育人材の資質向上のための研修の受講促進、区市町村との連携による適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故防止の徹底や事故が発生した場合の再発防止の取組が重要です。

(4) 認定こども園の状況

- 東京都の認定こども園の認可・認定件数は 167 施設（令和4年4月1日現在）となっており、このうち幼稚園型が 61 施設、保育所型が 53 施設となっています。
- また、定員（令和4年4月1日現在）は、都全体で 31,536 人、そのうち保育を必要とする子の定員が 15,075 人、それ以外の子の定員が 16,461 人となっています。

図表 63 認定こども園の認可・認定件数の推移（各年4月1日現在）（東京都）

| | 認可・認定件数 | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 |
|---------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 平成 20 年 | 19 件 | 4 件 | 9 件 | 3 件 | 3 件 |
| 25 年 | 91 件 | 14 件 | 46 件 | 21 件 | 10 件 |
| 26 年 | 103 件 | 16 件 | 51 件 | 26 件 | 10 件 |
| 27 年 | 93 件 | 17 件 | 34 件 | 34 件 | 8 件 |
| 28 年 | 109 件 | 21 件 | 40 件 | 40 件 | 8 件 |
| 29 年 | 120 件 | 27 件 | 42 件 | 43 件 | 8 件 |
| 30 年 | 129 件 | 30 件 | 46 件 | 46 件 | 7 件 |
| 31 年 | 145 件 | 32 件 | 55 件 | 51 件 | 7 件 |
| 令和 2 年 | <u>155 件</u> | <u>34 件</u> | <u>60 件</u> | <u>53 件</u> | <u>8 件</u> |
| 3 年 | <u>162 件</u> | <u>40 件</u> | <u>61 件</u> | <u>53 件</u> | <u>8 件</u> |
| 4 年 | <u>167 件</u> | <u>45 件</u> | <u>61 件</u> | <u>53 件</u> | <u>8 件</u> |

資料：東京都福祉保健局（注：幼保連携型認定こども園は、平成27年度から認可施設に制度変更）

図表 64 認定こども園の認定件数（令和3年4月1日現在）

| | 認可・認定件数 | 公立 | 私立 | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 東京都 | <u>162 件</u> | <u>30 件</u> | <u>132 件</u> | <u>40 件</u> | <u>61 件</u> | <u>53 件</u> | <u>8 件</u> |
| 全国 | <u>8585 件</u> | <u>1325 件</u> | <u>7260 件</u> | <u>6093 件</u> | <u>1246 件</u> | <u>1164 件</u> | <u>82 件</u> |

資料：内閣府「認定こども園に関する状況について（令和3年4月1日現在）」

（注：幼保連携型認定こども園は、平成27年度から認可施設に制度変更）

図表 65 認定こども園の定員（東京都）（令和4年4月1日現在）

| | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 満3 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 計 |
|-----------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 全体 | <u>970 人</u> | <u>1,818 人</u> | <u>2,127 人</u> | <u>798 人</u> | <u>8,030 人</u> | <u>8,850 人</u> | <u>8,943 人</u> | <u>31,536 人</u> |
| 保育を必要とする子 | <u>970 人</u> | <u>1,818 人</u> | <u>2,127 人</u> | <u>0 人</u> | <u>3,316 人</u> | <u>3,403 人</u> | <u>3,441 人</u> | <u>15,075 人</u> |
| 上記以外の子 | <u>0 人</u> | <u>0 人</u> | <u>0 人</u> | <u>798 人</u> | <u>4,714 人</u> | <u>5,447 人</u> | <u>5,502 人</u> | <u>16,461 人</u> |

資料：東京都福祉保健局

(5) 学齢期の子供たちの状況

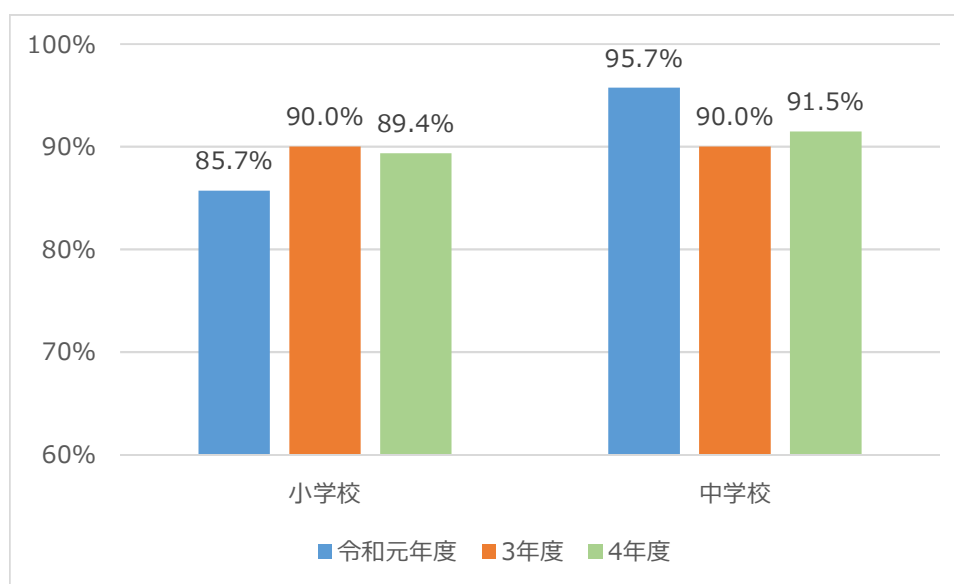
○ 令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小・中学生の平均正答率は、全ての教科において全国平均正答率を上回っています。しかし、全国平均正答率を上回っていない設問もあるため、今後とも、「確かな学力^{※1}」の定着と伸長に取り組む必要があります。

※1 確かな学力…… 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表 66 令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率）

| 小学校 | | 中学校 | |
|-----|------------|-----|------------|
| | 東京都(全国) | | 東京都(全国) |
| 国語 | 69%(65.6%) | 国語 | 70%(69.0%) |
| 算数 | 67%(63.2%) | 数学 | 54%(51.4%) |

図表 67 全国学力・学習状況調査の結果（全国平均正答率を上回っている設問の割合）



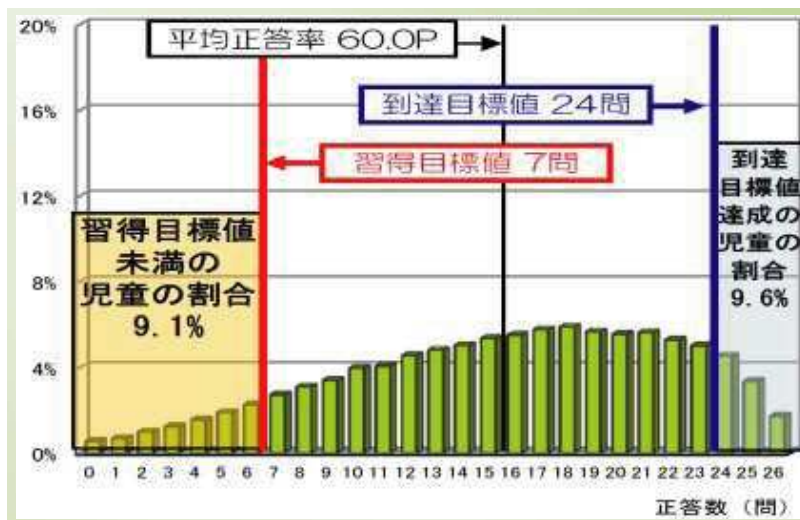
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査結果」

注：全ての教科の正答数を合計して割合を算出

注：実施教科は、国語、算数・数学、理科(令和元年度)、
国語、算数・数学、英語(3年度)(英語は中学校のみ。「話すこと」調査の結果は除く)
国語、算数・数学、理科(4年度)

- 国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

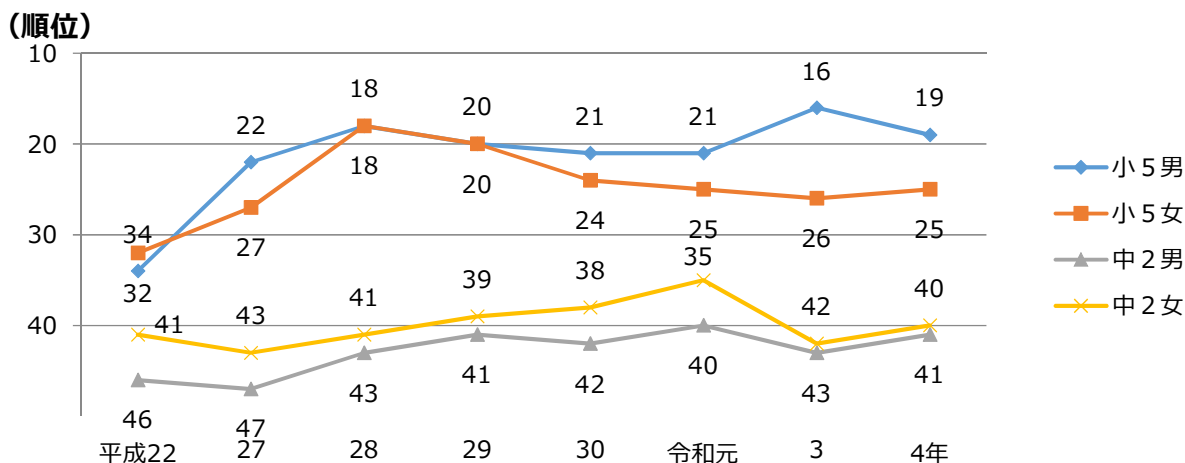
図表 68 小学校第5学年 「小学校算数」 正答数分布



資料：東京都教育庁「平成 31 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」

- 令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、特に中学生で、全国の中で順位が低い状況にあります。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

図表 69 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位

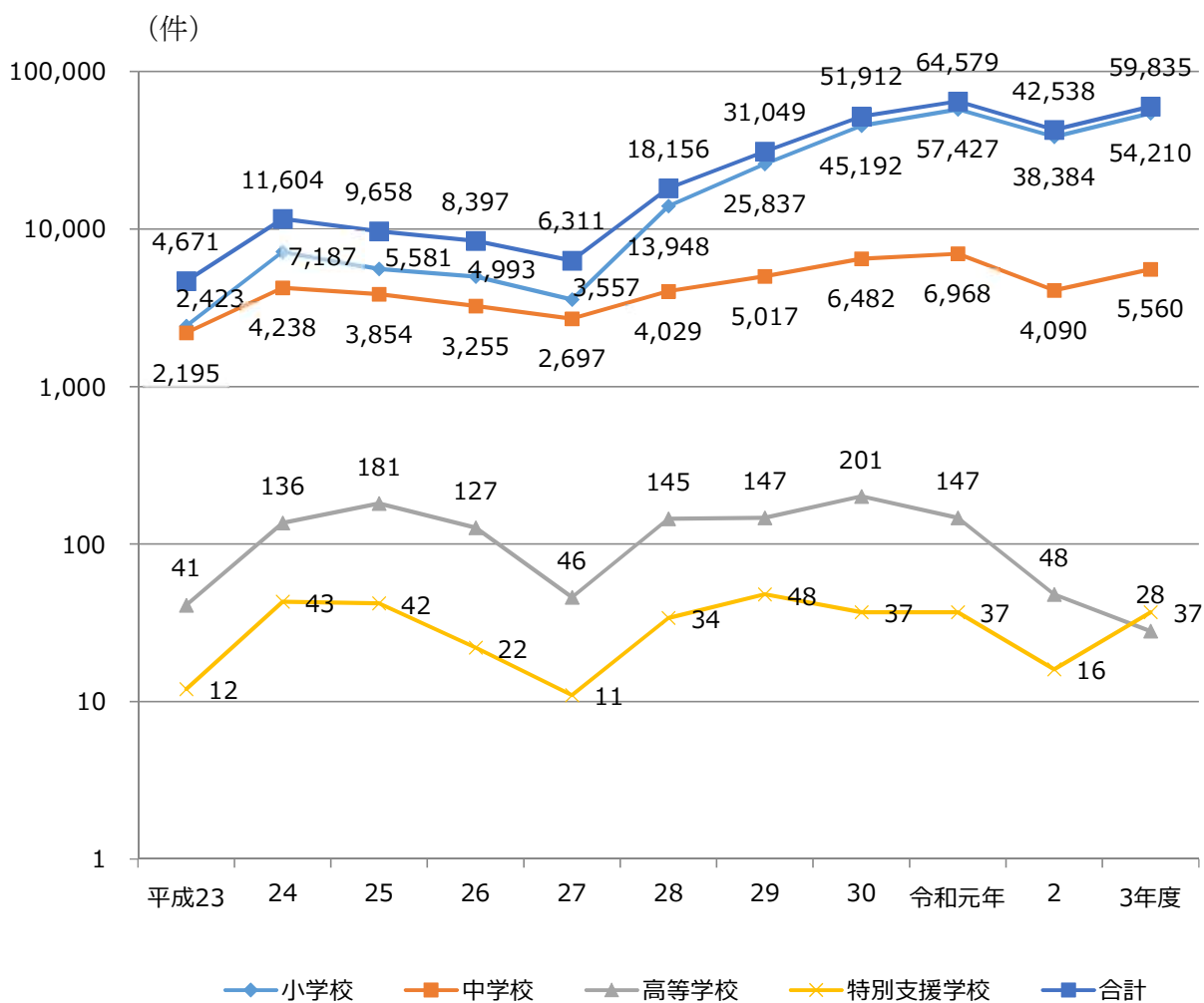


| | 平成 22 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 3 | 4年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小5男 | 53.54 | 53.90 | 54.19 | 54.34 | 54.28 | 53.81 | 52.85 | 52.59 |
| 小5女 | 54.07 | 55.25 | 55.80 | 56.03 | 56.00 | 55.66 | 54.71 | 54.40 |
| 中2男 | 38.66 | 39.88 | 40.67 | 40.92 | 41.02 | 40.54 | 39.76 | 40.08 |
| 中2女 | 45.78 | 47.40 | 48.32 | 49.01 | 49.54 | 49.40 | 47.38 | 46.62 |

資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

○ 令和3年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、前年度と比べ 17,297 件の増加となる59,835 件であり、小学校、中学校、特別支援学校において増加し、高等学校では減少しています。各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。

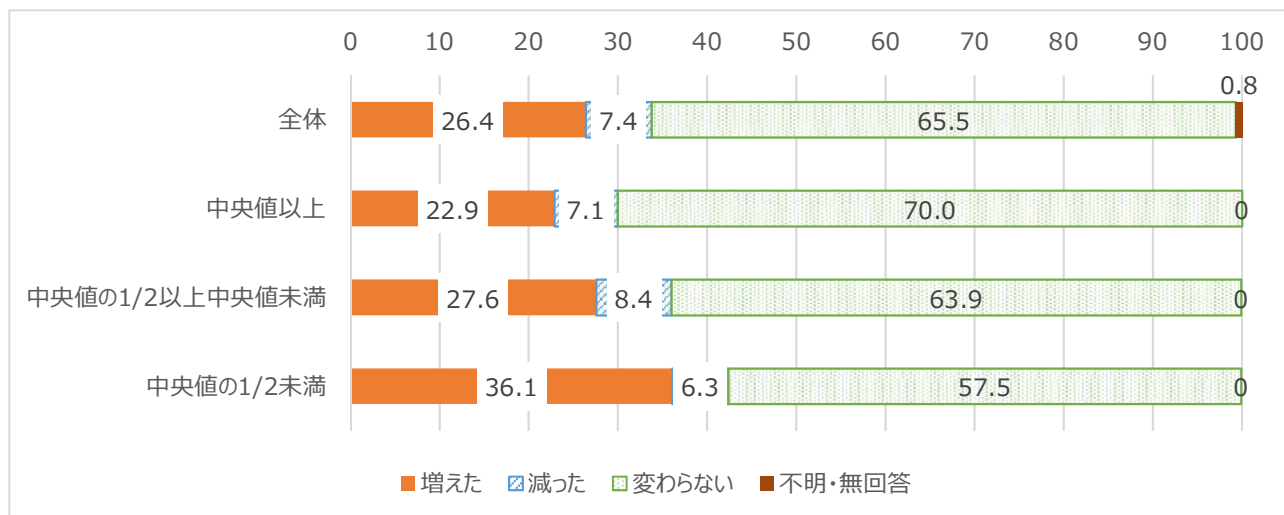
図表 70 いじめ認知件数の推移（東京都）



資料：『令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の授業がわからないと感じることが増えたと答える子供が2割強となり、所得の中央値の半分を下回る家庭（貧困家庭）では3割強と高くなっています。

図表 71 学校の授業がわからないと感じることの変化（全国）

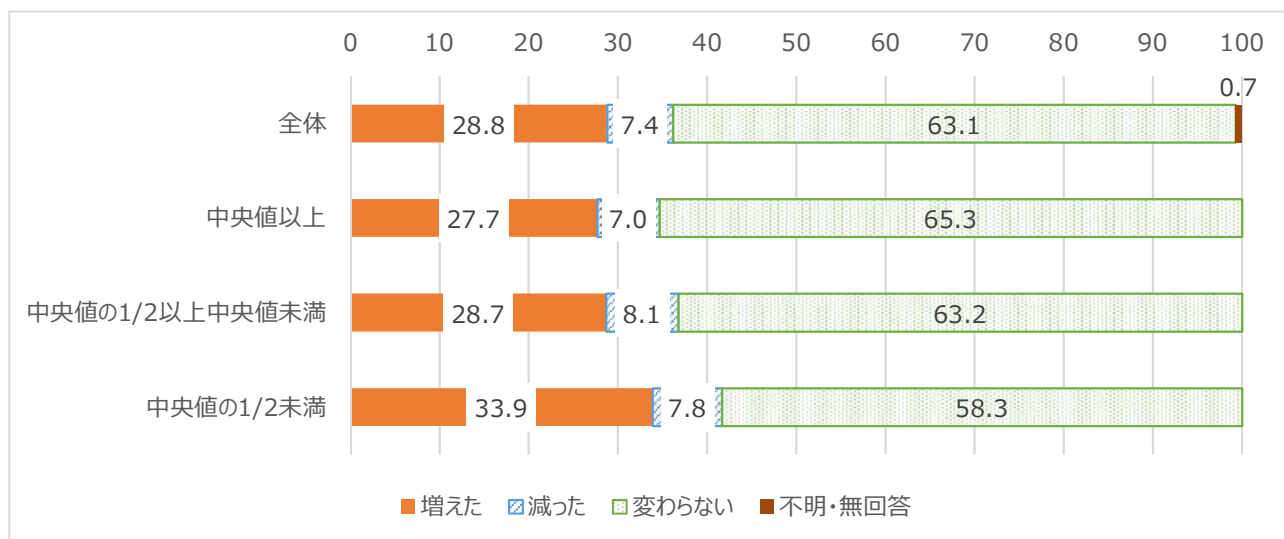


資料：内閣府 子供の生活状況調査（令和3年）

中学生への質問：あなたの現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校になる前（2020年2月以前）と比べて、どのように変わったと思いますか。

○ 子供たちのこころの状況としては、コロナ禍で、イライラや不安を感じたり、気分が沈むと感じる子供は3割弱となっています。家庭の収入の状況による差異は見られません。

図表 72 イライラや不安を感じたり、気分が沈むことの変化（全国）



資料：内閣府 子供の生活状況調査（令和3年）

中学生への質問：あなたの現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校になる前（2020年2月以前）と比べて、どのように変わったと思いますか。

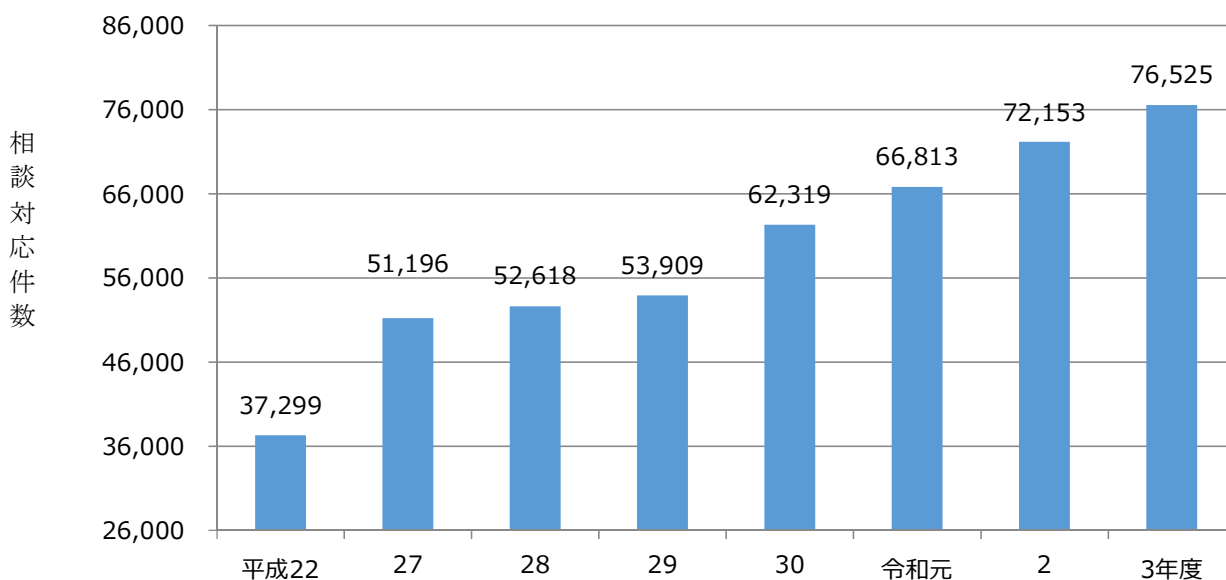
(6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況

- 地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う子育ての孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。
- 東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。(図表8参照)
- 若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。
- このため、若い世代へ妊娠・出産やライフプランに関する普及啓発や検査・治療への支援が必要です。
- 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用されましたが、保険適用された体外受精及び顕微授精と併せて自費で実施した先進医療については、全額自己負担となり、経済的負担がかかることから、治療に要する費用の一部を助成することにより、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。
- 一方で、妊娠はするものの、2回以上の流産等により結果的に子供を持たないとされる、いわゆる不妊症に悩む方へ、安心して出産に臨めるよう支援することも求められています。
- 地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。
- 都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う、東京都出産・子育て応援事業・とうきょうママパパ応援事業や、乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる赤ちゃん・ふらっとの整備など、都独自の支援を実施します。
- 同時に二人以上の妊娠・出産・育児が必要な多胎児の家庭や、既に小さい子供がいる多子世帯は身体的・精神的負担が大きく、育児支援の必要性が高まっています。
- 妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談を行う利用者支援事業は、令和3年度末時点で、都内54区市町村で実施されています。
- 子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、令和4年度現在、ほぼ全ての区市町村で設

置されています。また、虐待対策コーディネーターや主任虐待対策ワーカーを配置するなど、虐待対応力の強化も進めています。

- 子供家庭支援センターの相談対応件数は年々増加しており、令和3年度は76,525件となっています。

図表 73 子供家庭支援センター相談対応件数



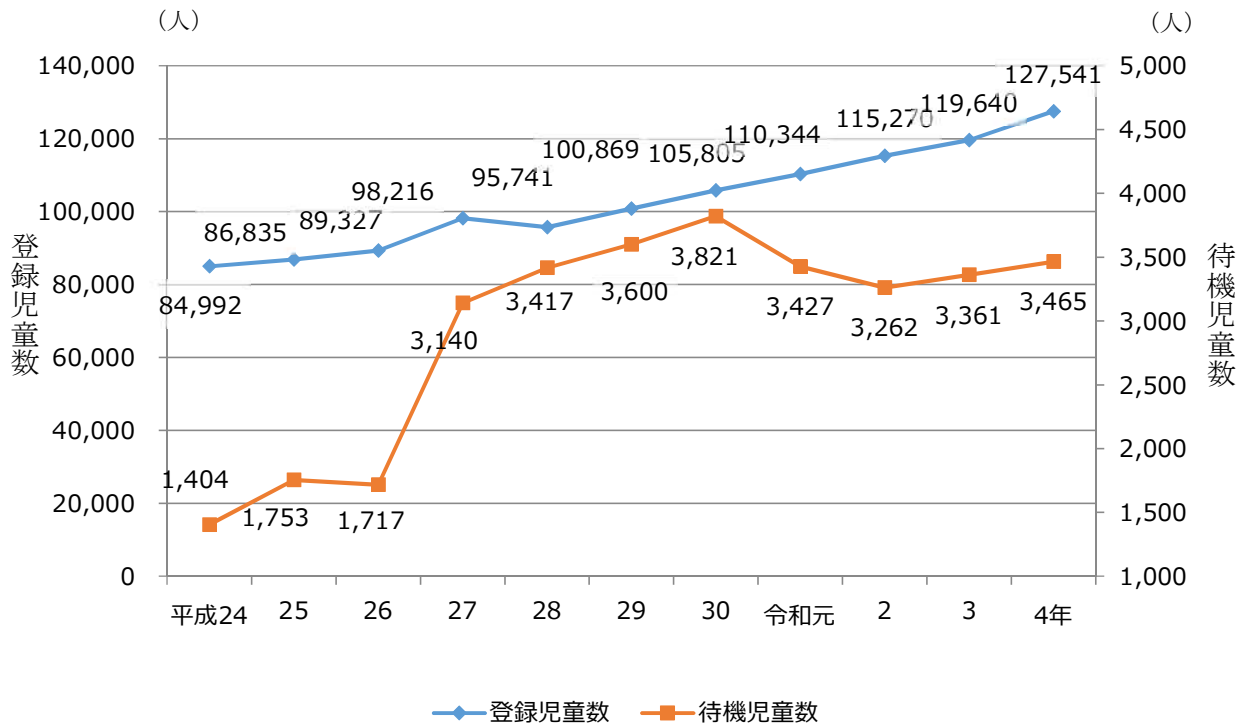
資料：東京都福祉保健局「区市町村児童家庭相談統計」

- 地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体でおおむね9割となっています。
- 在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所をつどいの場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、令和3年9月現在、都内に1,032か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、又は利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。
- 学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放

課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されています。

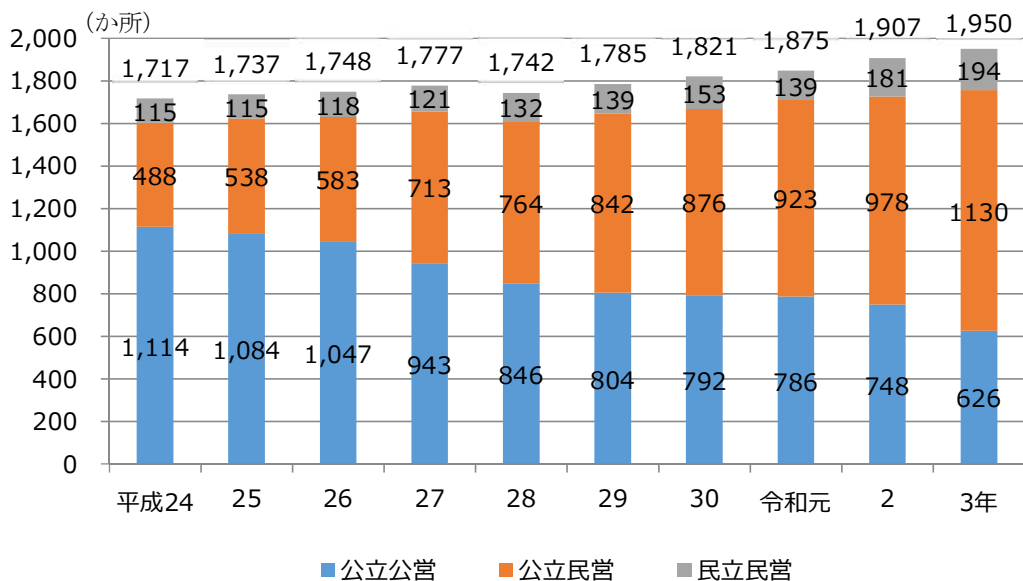
- 学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にあります。利用申込みをしたが学童クラブに登録できなかった児童（待機児童）も発生しています。学童クラブの利用希望や地域の実情を踏まえて、整備を進める必要があります。

図表 74 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年5月1日現在、令和2年のみ7月1日現在）



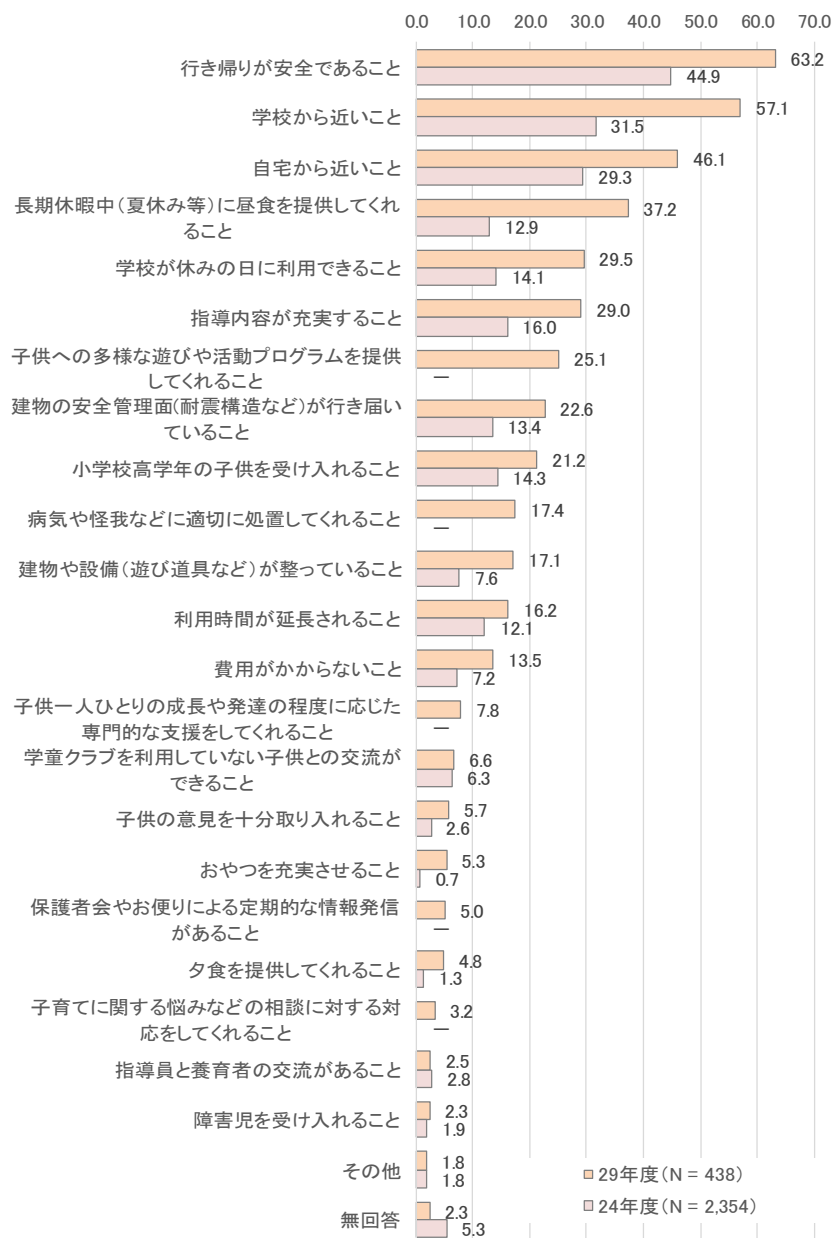
資料：東京都福祉保健局

図表 75 学童クラブ設置数（各年5月1日現在、令和2年のみ7月1日現在）



- 放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進する必要があります。

図表 76 学童クラブを利用するに当たって望むこと



- 放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、令和2年度には55区市町村 1,270か所で実施しており、増加傾向にあります。

図表 77 放課後子供教室の推移

| | 平成 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度 |
|--------------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 教室数（か所） （都立特別支援学校含む。） | 1,158 | 1,200 | 1,240 | 1,260 | 1,272 | 1,270 |
| 区市町村数 | 55 区市町村 | 55 区市町村 | 55 区市町村 | 55 区市町村 | 55 区市町村 | 55 区市町村 |

資料：東京都教育庁

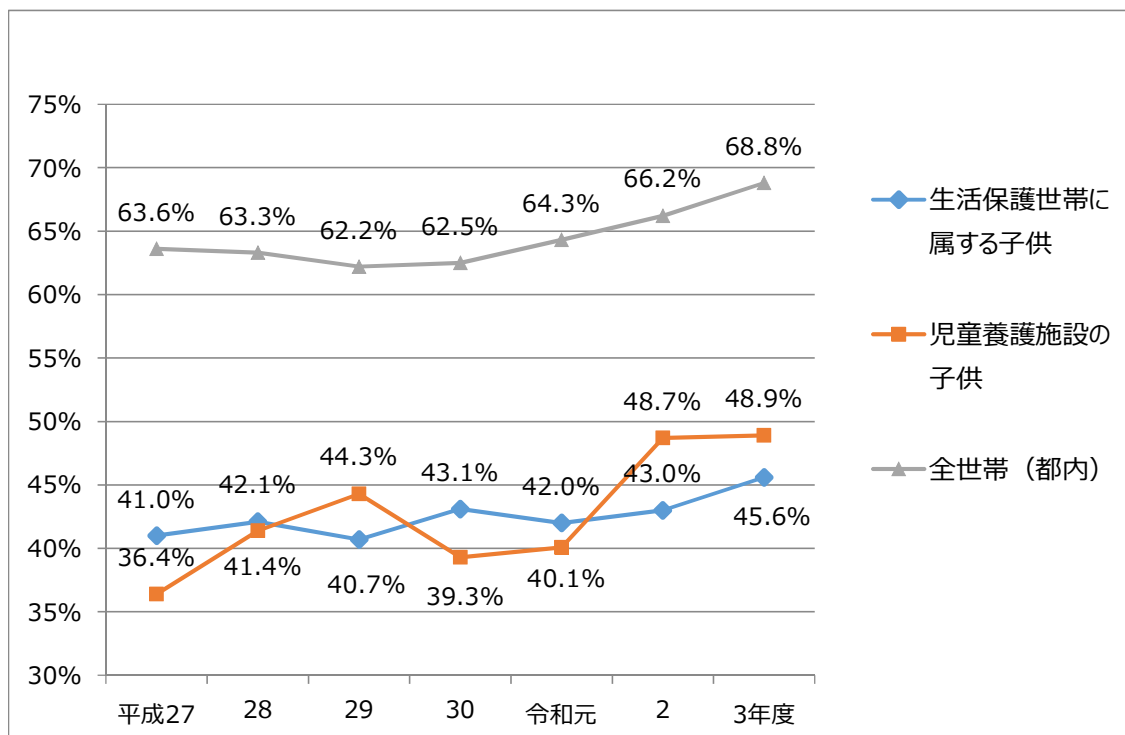
- 国は、平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。この中で、学童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを推進していますが、まだ十分な取組が行われていない区市町村もあります。

(7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

ア 子供の貧困

- 生活保護世帯に属する子供や児童養護施設の子供の大学等への進学率は、全世帯（都内）の進学率よりも低くなっています。

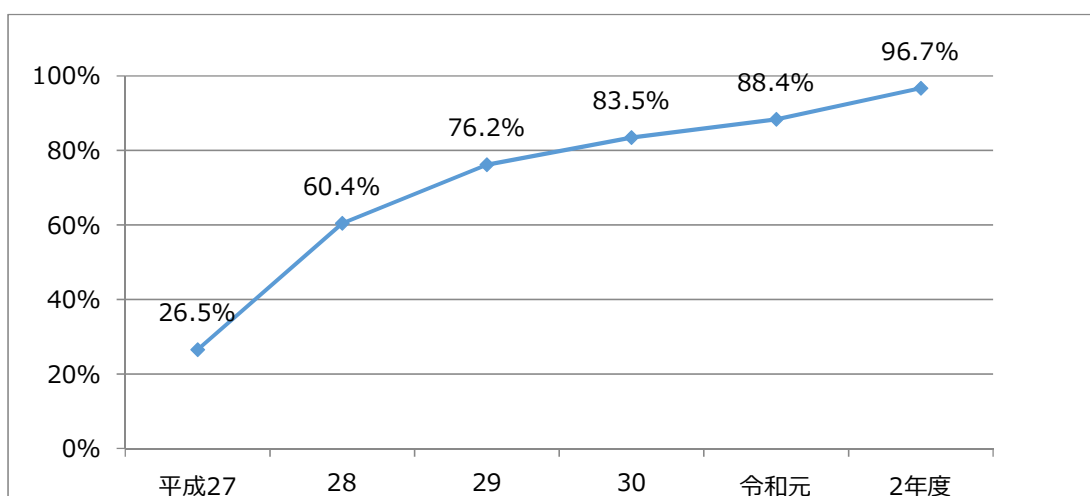
図表 78 大学等への進学率



資料：厚生労働省社会・援護局保護課調べ。全世帯は、文部科学省「学校基本調査」

- 家庭の課題の早期発見にもつなげる妊娠届出者に対する面接を行った割合は、大幅に上昇しています。

図表 79 妊娠届出者に対する面接を行った割合

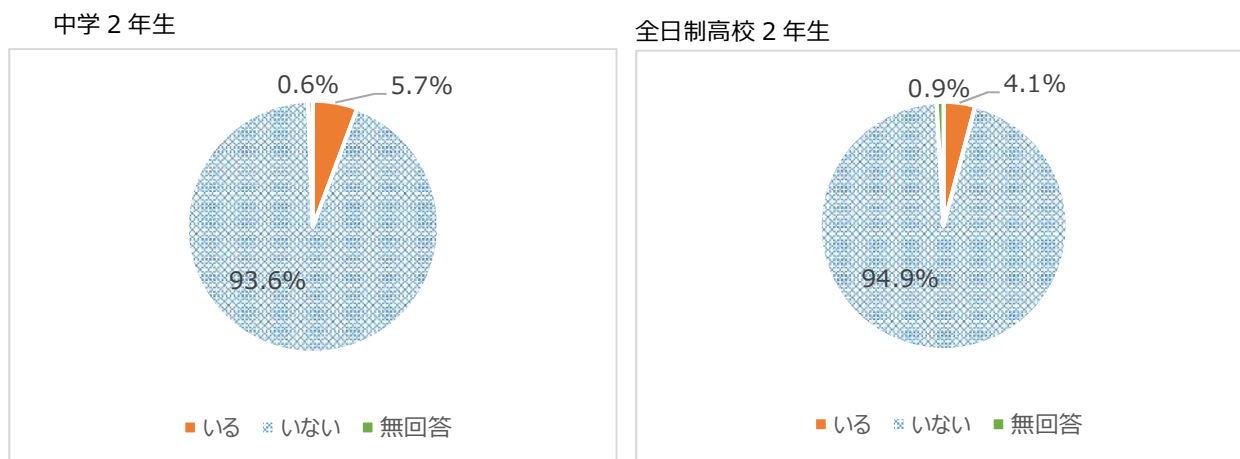


資料：母子保健事業報告年報（東京都福祉保健局）より

イ ヤングケアラー

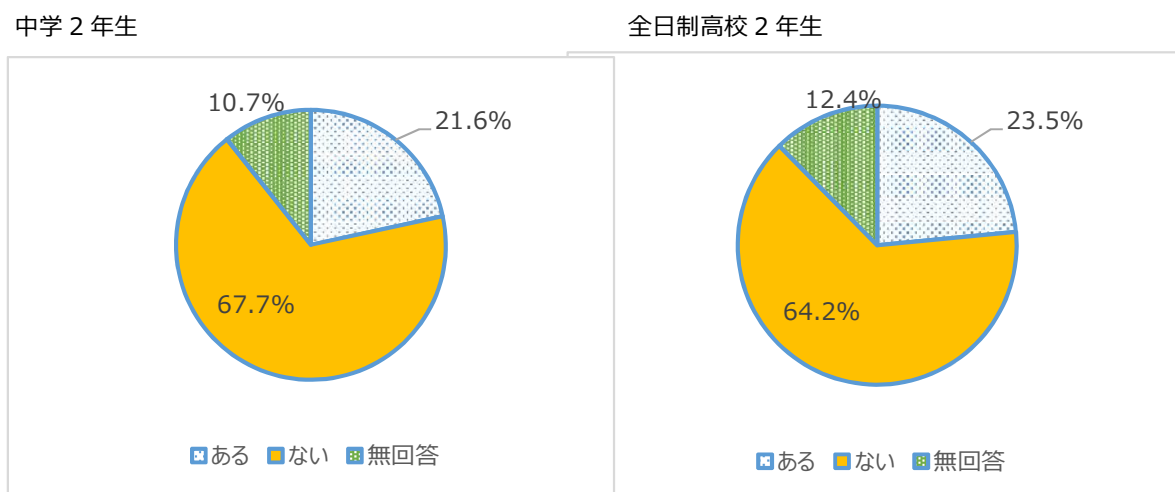
○ 厚生労働省の調査では、家族の中に世話をしている人がいる子供の割合は、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%となっています。また、家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがない割合が6割強となっており、ヤングケアラーが悩みなどを相談しやすい環境の整備などが必要です。

図表 80 家族の中に世話をしている人がいる子供の割合（全国）



資料：厚生労働省 ヤングケアラーの実態に関する調査（令和3年）

図表 81 家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがない割合（全国）

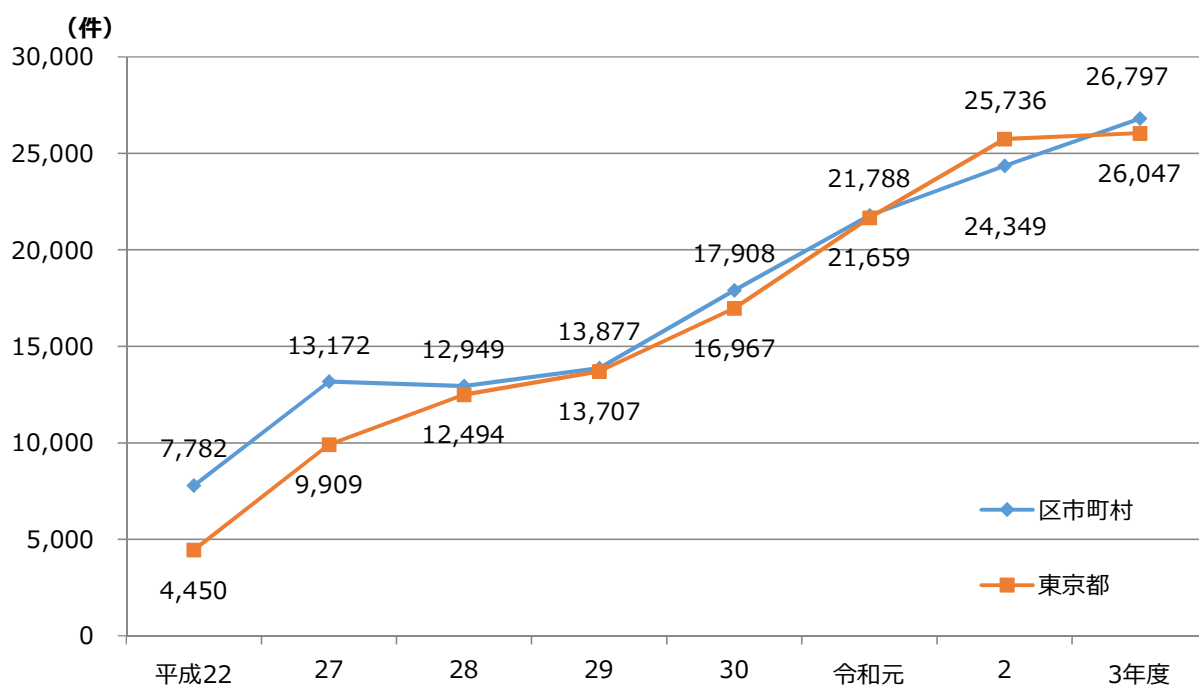


資料：厚生労働省 ヤングケアラーの実態に関する調査（令和3年）

ウ 児童虐待

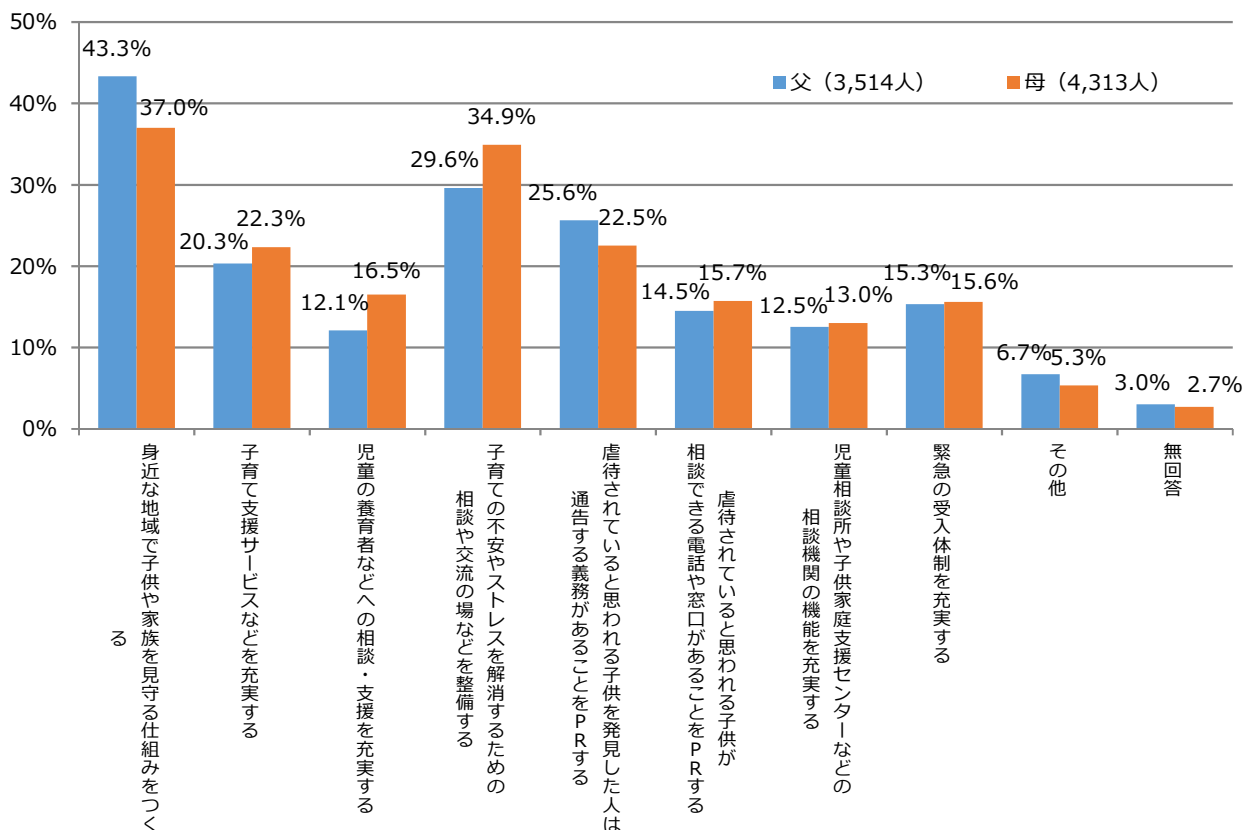
○ 児童虐待相談の件数は、増加傾向にあります。体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。

図表 82 児童虐待相談の対応件数



資料：東京都福祉保健局

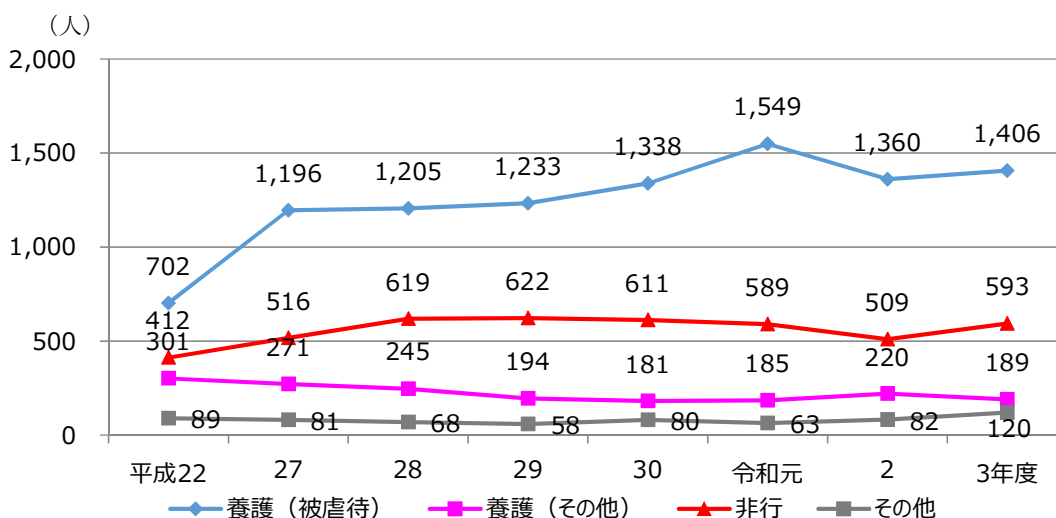
図表 83 児童虐待を防ぐ社会的な働きかけの中で大切なこと



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

○ 児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充するとともに一時保護委託を積極的に活用します。入所する児童の権利が尊重され安心して生活ができるよう、児童の年齢に応じた個別対応環境の整備を進めることも必要です。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。

図表 84 一時保護所 新規入所状況

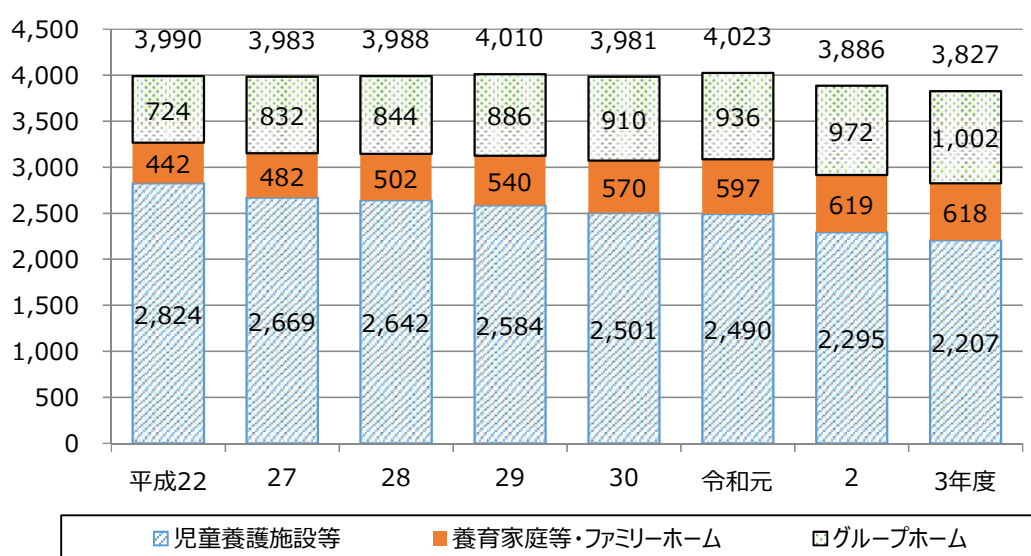


資料：東京都福祉保健局

エ 社会的養護

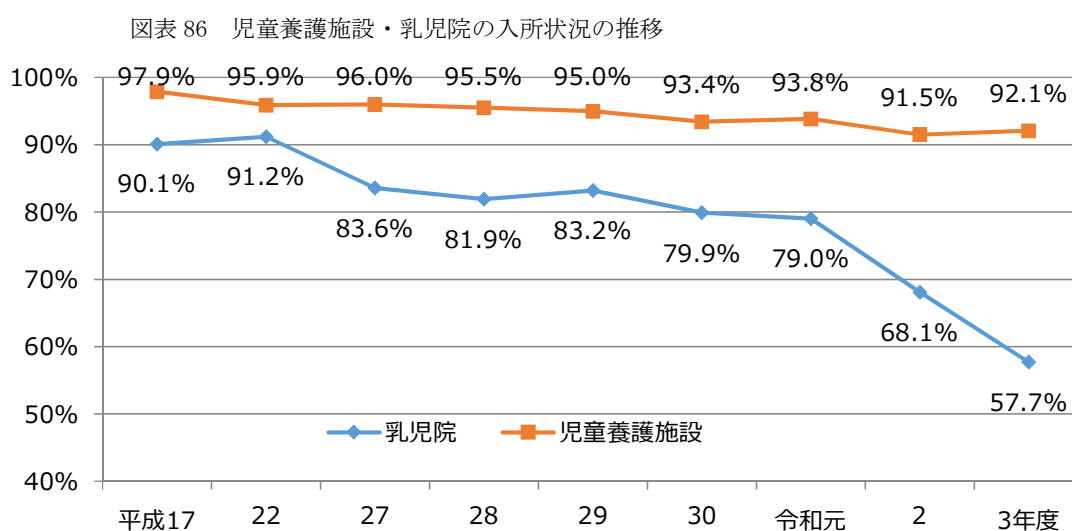
- 東京都における社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 児童虐待等の相談件数の増加に伴い、一時保護所に入所する児童や、その後児童養護施設や乳児院に入所する児童も増加してきました。
- 児童養護施設の入所率は、非常に高い割合で推移しています。一方、乳児院は、近年、割合が低下しています。

図表 85 社会的養護のもとで育つ児童数の推移（各年度3月1日現在）（東京都）



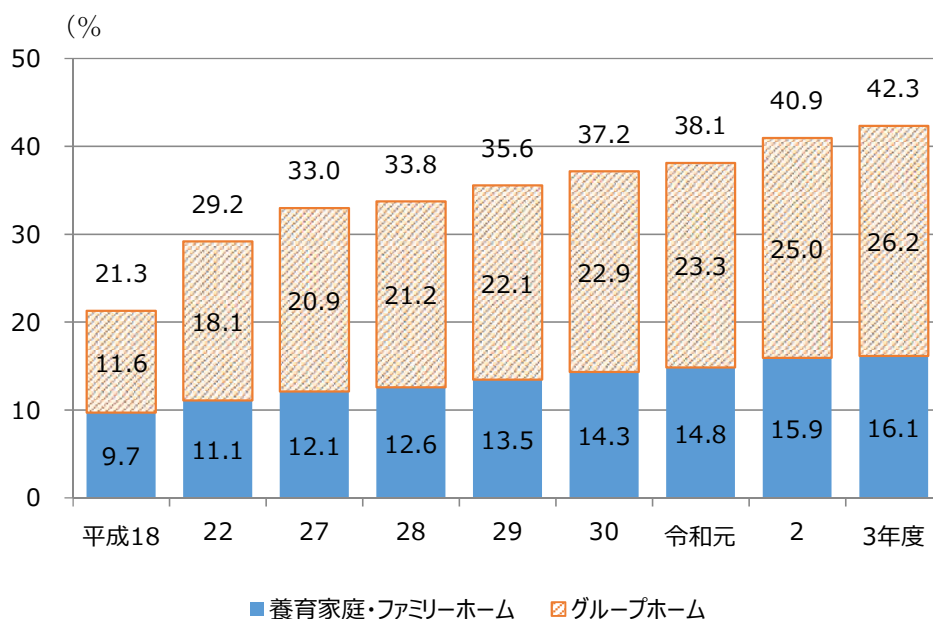
資料：東京都福祉保健局

（児童養護施設及び乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等及びファミリーホームは各年度末現在。令和2年度以降、特別区児童相談所による措置分を含む）



資料：東京都福祉保健局

図表 87 社会的養護のうち養育家庭・ファミリーホーム・グループホームで育つ児童の割合（各年度3月1日現在）（東京都）

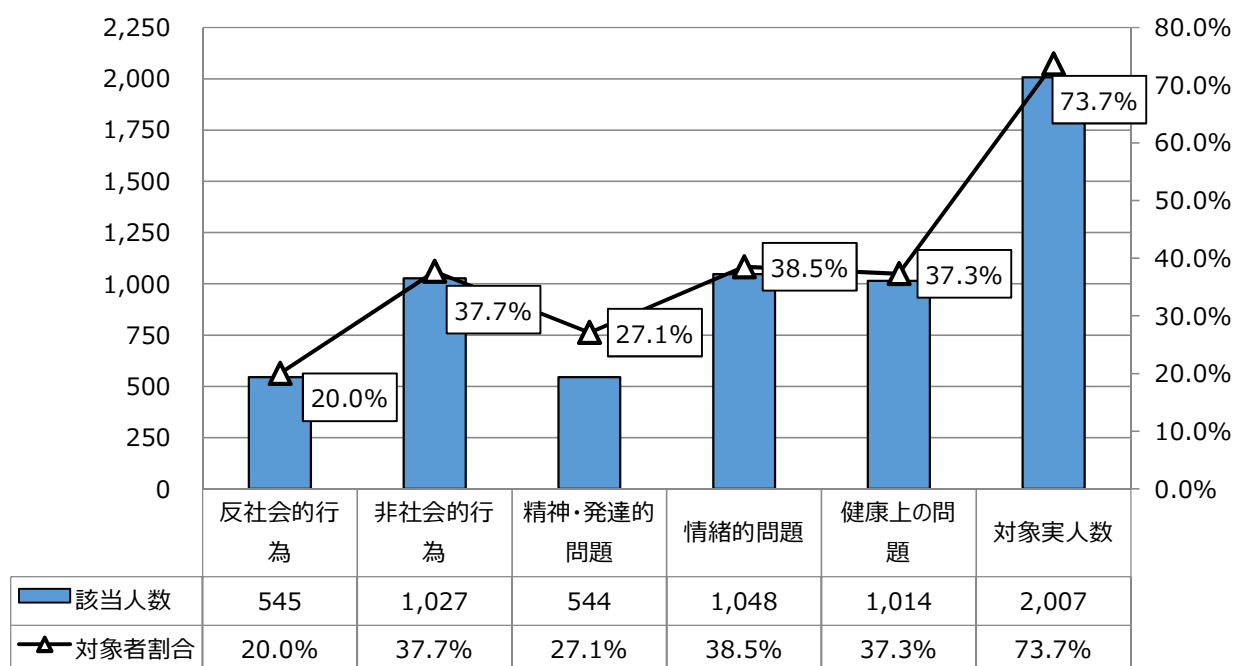


資料：東京都福祉保健局

（児童養護施設及び乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等及びファミリーホームは各年度末現在。令和2年度以降、特別区児童相談所による措置分を含む）

- 施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。

図表 88 児童養護施設入所児童の状況（令和2年6月）



資料：東京都福祉保健局

- 社会的養護のもとにある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていないなどによる学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。

図表 89 令和4年3月卒業児童の進路状況（東京都）

| | 大学等 | 専修学校等 | 就職 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 児童養護施設入所者 | <u>26.5%</u> | <u>17.5%</u> | <u>37.0%</u> |
| 全高卒者 | <u>71.5%</u> | <u>16.1%</u> | <u>5.2%</u> |

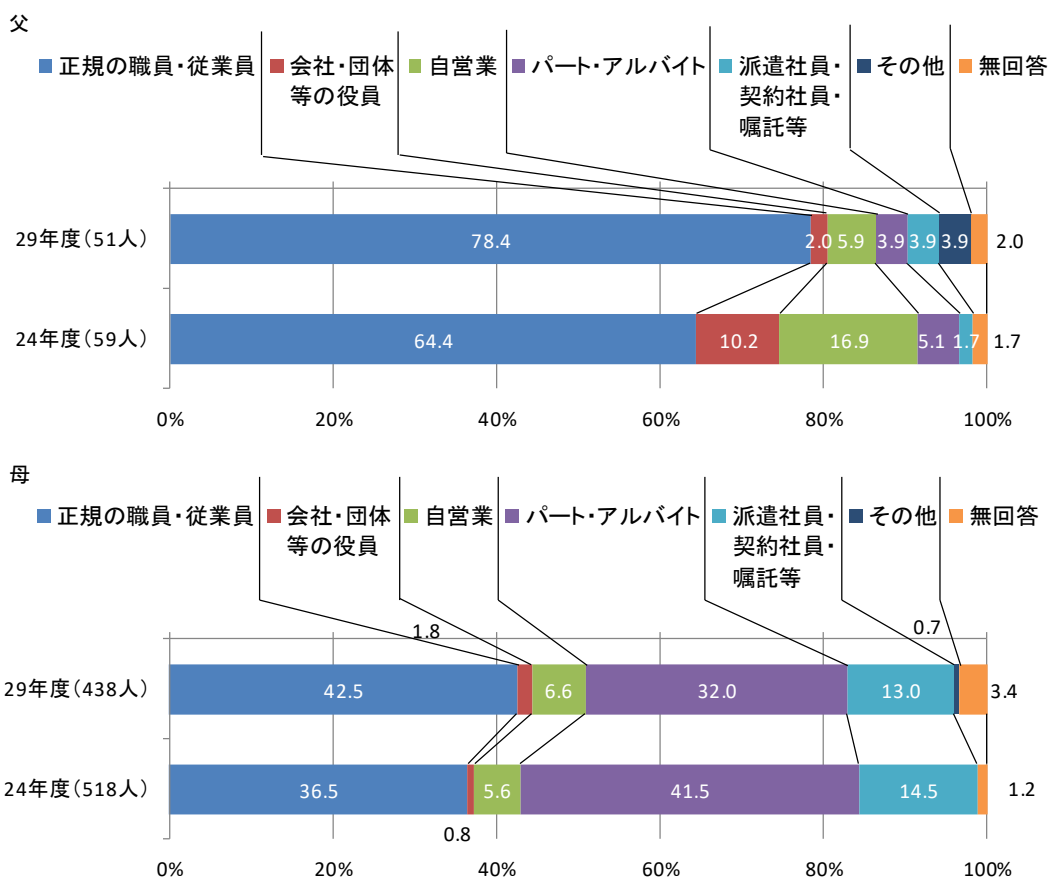
資料：児童養護施設現況調査及び学校基本調査

- また、児童養護施設退所者（ケアリーバー）は、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の約50%が、1年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態があり、支援が必要です。

オ ひとり親世帯

- 都内の三世代同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯約 112,300 世帯、父子世帯約 23,100 世帯と推計されます。
- 平成 29 年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」73.5%、「死別」9.4%、「未婚・非婚」8.8%となっています。
- ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成 24 年度に比べ平成 29 年度は、父母ともに正規の職員・従業員の割合が増えています。

図表 90 就業上の地位

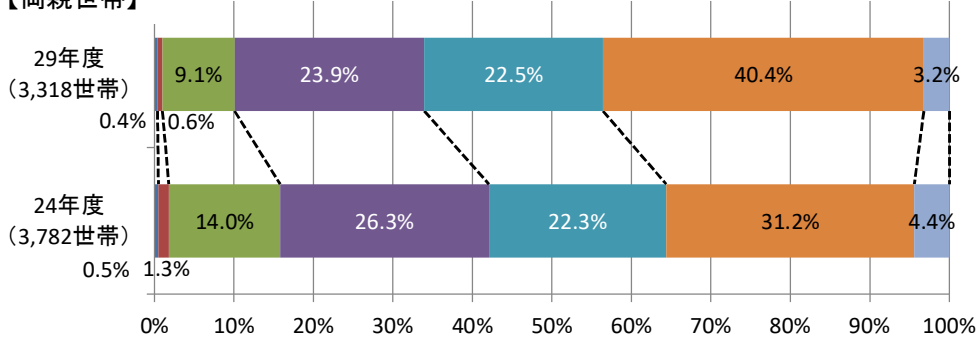


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

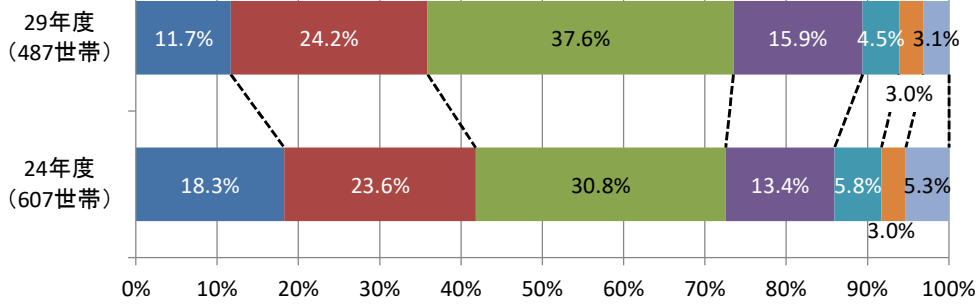
○ 平成 29 年度の収入をみると、母子世帯では年収 200 万円未満が 35.9%となっており、平成 24 年度よりも割合がやや減少しています。父子世帯では、200 万円未満は 14.3%で、平成 24 年度よりも割合がやや増加しています。

図表 91 世帯の年間収入

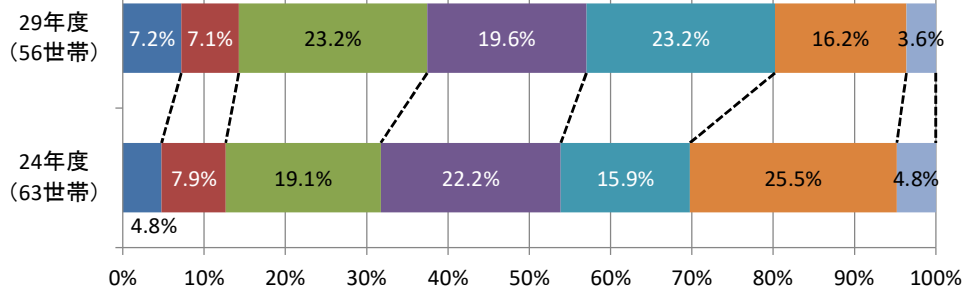
【両親世帯】



【母子世帯】



【父子世帯】



■ 100万円未満 ■ 100~200万円未満 ■ 200~400万円未満 ■ 400~600万円未満
■ 600~800万円未満 ■ 800万円以上 ■ 無回答

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

- ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」64.5%、「子供の教育・進路・就職について」48.7%、父子世帯では「子供の世話について」「子供の教育・進路・就職について」39.5%、「仕事について」「家事について」18.4%となっています。

図表 92 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕—母の従業上の地位別

| | 総数 | 家計について | 仕事について | 住居について | 家事について | 健康について | 親族の健康・介護について | 子供の世話について | 子供の教育・進路・就職について | (世間体的偏見について) | その他 |
|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|-----------------|--------------|------|
| 総数 | 1000 (394) | 64.5 | 26.6 | 14.2 | 4.3 | 17.5 | 9.9 | 19.0 | 48.7 | 7.6 | 2.3 |
| 就業 | 1000 (394) | 64.7 | 24.6 | 14.6 | 4.5 | 16.2 | 9.8 | 19.6 | 51.0 | 7.3 | 1.4 |
| 自営業 | 1000 (22) | 68.2 | 31.8 | 4.5 | 9.1 | - | 13.6 | 27.3 | 59.1 | 4.5 | - |
| 正規の職員・従業員 | 1000 (152) | 58.6 | 18.4 | 13.2 | 5.3 | 17.1 | 8.6 | 21.7 | 48.0 | 4.6 | 2.0 |
| 会社・団体等の役員 | 1000 (6) | 50.0 | 16.7 | 33.3 | - | 33.3 | 16.7 | 33.3 | 66.7 | 16.7 | - |
| パート・アルバイト | 1000 (117) | 72.6 | 30.8 | 17.9 | 2.6 | 17.1 | 10.3 | 15.4 | 48.7 | 8.5 | 0.9 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 1000 (16) | 75.0 | 6.3 | 12.5 | 6.3 | 12.5 | 18.8 | 25.0 | 62.5 | 6.3 | - |
| 契約社員・嘱託、その他 | 1000 (32) | 68.8 | 40.6 | 15.6 | 3.1 | 25.0 | 9.4 | 15.6 | 59.4 | 9.4 | 3.1 |
| 非就業 | 1000 (35) | 60.0 | 48.6 | 11.4 | 2.9 | 31.4 | 11.4 | 14.3 | 25.7 | 11.4 | 11.4 |

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 29 年度)

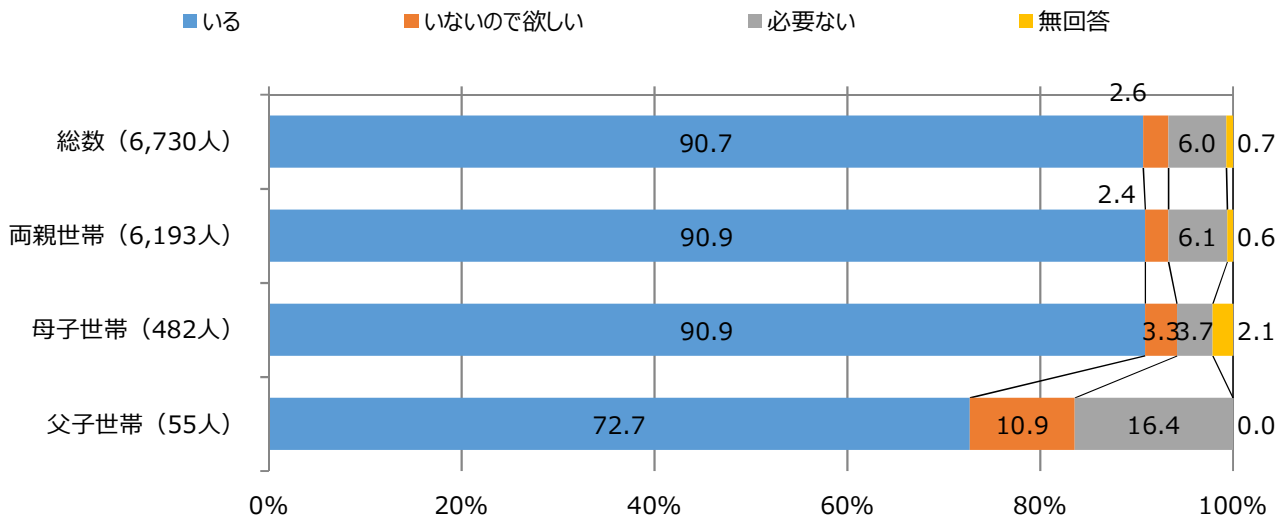
図表 93 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕—父親の従業上の地位別

| | 総数 | 家計について | 仕事について | 住居について | 家事について | 健康について | 親族の健康・介護について | 子供の世話について | 子供の教育・進路・就職について | (世間体的偏見について) | その他 |
|-------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|-----------------|--------------|-----|
| 総数 | 1000 (38) | 7.9 | 18.4 | - | 18.4 | 7.9 | 7.9 | 39.5 | 39.5 | 2.6 | 2.6 |
| 就業 | 1000 (34) | 8.8 | 20.6 | - | 20.6 | 8.8 | 8.8 | 41.2 | 41.2 | 2.9 | 2.9 |
| 自営業 | 1000 (2) | - | 50.0 | - | - | - | 50.0 | - | 100.0 | - | - |
| 正規の職員・従業員 | 1000 (26) | 3.8 | 11.5 | - | 23.1 | 11.5 | 7.7 | 42.3 | 46.2 | 3.8 | 3.8 |
| 会社・団体等の役員 | 1000 (1) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| パート・アルバイト | 1000 (1) | 100.0 | 100.0 | - | - | - | - | 100.0 | - | - | - |
| 契約社員・嘱託、その他 | 1000 (4) | 25.0 | 50.0 | - | 25.0 | - | - | 50.0 | - | - | - |
| 非就業 | 1000 (3) | - | - | - | - | - | - | 33.3 | 33.3 | - | - |

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 29 年度)

- 相談相手がいる割合は、両親世帯、母子世帯は 90.9%、父子世帯では 72.7%となっています。

図表 94 相談相手の有無―世帯類型（母子・父子世帯）別



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成 29 年度）

オ 障害のある子供

- 東京都内には、令和 4 年 3 月末現在、身体障害者手帳を持つ 18 歳未満の子供が約 2.4 万人、知的障害の「愛の手帳」を持つ 18 歳未満の子供が約 1.4 万人います。

図表 95 障害者の手帳所持者数（総数及び 18 歳未満）（東京都：令和 4 年 3 月末現在）

| | 総数 | 18 歳未満 | 構成比 |
|-----------------|---------|--------|-------|
| 身体障害者手帳交付数 | 487,827 | 24,066 | 4.9% |
| 愛の手帳交付数 | 98,035 | 14,116 | 14.4% |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 141,000 | — | — |

資料：東京都福祉保健局 年報（福祉・衛生行政統計）

注：精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18 歳以上、18 歳未満の統計はなく、総数のみである。

- また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、6.5%となっています。

図表 96 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）

| | 推定値（95%信頼区間） |
|--------------------|-----------------|
| 学習面又は行動面で著しい困難を示す | 6.5%（6.2%～6.8%） |
| 学習面で著しい困難を示す | 4.5%（4.2%～4.7%） |
| 行動面で著しい困難を示す | 3.6%（3.4%～3.9%） |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 1.6%（1.5%～1.7%） |

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年）

注：調査対象は、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数 53,882 人（小学校：35,982 人、中学校：17,990 人）

注：「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の 1 つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について 1 つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

- 特別支援学校高等部の生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率については、令和 3 年度は卒業した 1,699 人のうち、703 人（41.4%）が企業就労しています。

図表 97 特別支援学校高等部の就労実績

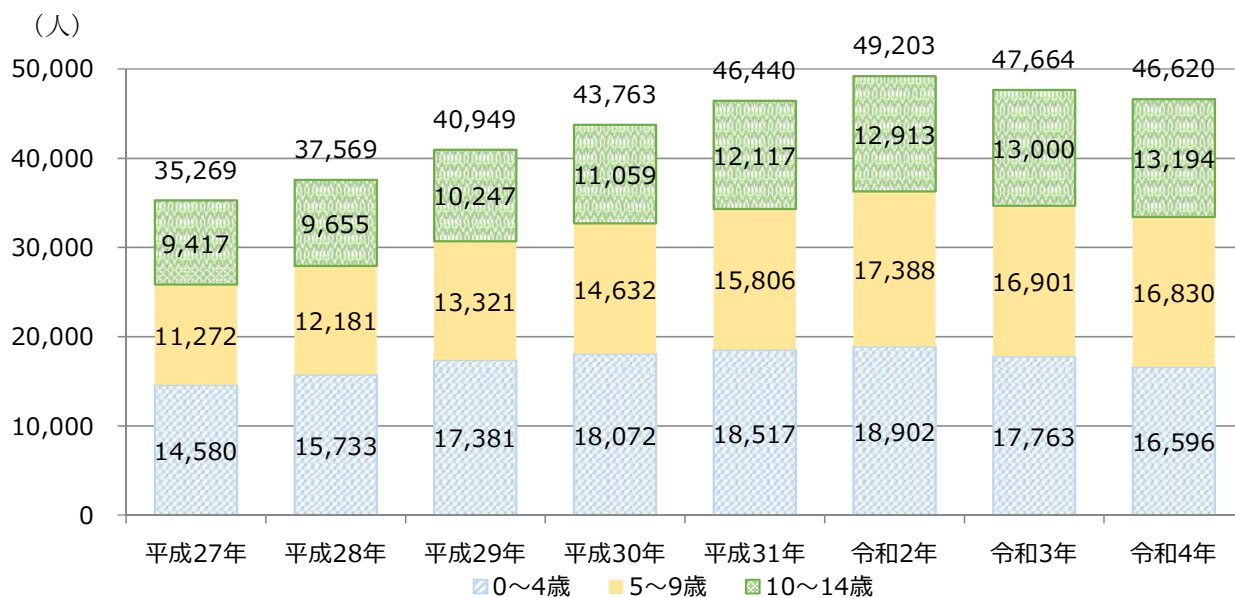
| | 平成 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30 年 | 令和元年 | 2 年 | 3 年 |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 卒業生総数（人） | 1,806 | 1,884 | 1,864 | 1,926 | 1,897 | 1,883 | 1,699 |
| 企業就労者（人） | 744 | 754 | 817 | 854 | 843 | 809 | 703 |
| 就労率 | 41.2% | 40.0% | 43.8% | 44.3% | 44.4% | 43.0% | 41.4% |

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」

カ 外国人の子供

- 外国人の年少人口の推移をみると、令和2年まで増加した後、令和4年で46,620人とやや減少しています。

図表 98 外国人の年少人口の推移



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
 - (1) 妊娠・出産に関する支援の推進
 - (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備
 - (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
 - (4) 子供の健康の確保・増進
 - (5) 子供の育ちへの切れ目ない支援

- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
 - (1) 就学前教育の充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 認定こども園の充実
 - (4) 就学前教育と小学校教育との円滑な接続

- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実
 - (1) 子供の生きる力を育む環境の整備
 - (2) 次代を担う人づくりの推進
 - (3) 子供の居場所づくり

- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
 - (1) 子供の権利擁護の取組
 - (2) ヤングケアラーへの支援
 - (3) 子供の貧困対策の推進
 - (4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化
 - (5) 社会的養護体制の充実
 - (6) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (7) 障害児施策の充実
 - (8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
 - (9) 外国につながる子供等への支援

- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
 - (1) 家庭生活と仕事との両立の実現
 - (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - (3) 子供の安全を確保するための取組の推進
 - (4) 良質な住宅と居住環境の確保
 - (5) 安心して外出できる環境の整備
 - (6) 子供・子育てを応援する機運の醸成

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

安心して子供を産み育てるためには、必要な医療や子育て支援サービスを適切に利用できることが必要ですが、周囲に相談できる相手がいない、必要な情報が得にくいなどにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が少なくありません。

サービスや情報提供を充実するとともに、妊婦等の心身の状態や家庭の状況を早期に把握し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発やAMH検査への支援等を行います。
- 体外受精・顕微授精を保険診療で受診した際に併せて行った先進医療にかかる費用の一部を助成するとともに、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。
- 子供を望む方に対する支援として、社会的適応の卵子凍結への助成制度の構築に向け、必要な支援等を調査・検討し、ガイドラインを作成します。
- また、ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、普及啓発や職場環境整備を推進します。
- 妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持たないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成します。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、妊婦健康診査における超音波検査の費用助成を行う区市町村を支援します。
- 悩みを抱える妊婦等の相談において、継続した支援の必要な方が適切な支援につながるよう、区市町村へ情報提供を行うとともに、必要な場合は、未受診の妊婦に対して、民間機関を活用して産科等医療機関への同行支援などを行います。
- 安心して子育てができるよう、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭

のニーズに応じた支援を実施するとともに、育児用品や子育て支援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。

- また、保健師等専門職による妊婦への全数面接や、産後間もない産婦の健康診査、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアの取組等を一層推進するため、区市町村を支援します。
- さらに、産後の家事・育児の負担軽減を図り産後うつ等を未然に防止するため、子供を出産した世帯に対し、家事育児サポーターを派遣する区市町村を支援します。
- 多胎児を育てる家庭は、同時に複数の子供の育児をすることによって、身体的・精神的負担がより大きくなるため、母子保健事業利用時の移動や家事・育児をサポートする区市町村を支援します。
- 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備する区市町村を支援します。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICU※の確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

※NICU：新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。
- 子供家庭支援センターにおいて、虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援します。
- 虐待相談や虐待の恐れのある家庭への支援を身近な地域で行う経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置の支援、また、行政機関・学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して要保護児童等の支援体制の整備や個別の支援方法

等を検討する要保護児童対策地域協議会の円滑な開催に向けた事務支援、さらに、平日夕方以降や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図ります。

- 年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、区市町村が虐待対策ワーカー業務の一部を民間委託する取組を支援します。
- 児童福祉法の改正に伴い、児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設する区市町村を支援するため、予防的支援推進とうきょうモデル事業及びとうきょう子育て応援パートナー事業を実施し、虐待の未然予防に取り組む子供家庭支援センターと母子保健部門の体制強化を図ります。
- また、乳幼児健診未受診者等、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、アウトリーチ型支援を充実させるとともに、専門性向上に資する研修を実施することで、地域の支援体制を強化していきます。
- 子育て世帯の孤独・孤立対策を強化するため、子供や子育て世帯の日常的な悩みや不安に寄り添うアウトリーチ型の支援や SNS を活用した相談環境づくりなどを実施していきます。
- 子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- また、障害の有無にかかわらず、全ての親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、発達障害を含む障害のある子供や多胎児のいる家庭など、特に配慮が必要な子育て家庭に向けた交流の場の提供や相談支援、講習等の区市町村の取組を支援するとともに、職員の専門性向上に向けた研修を実施します。
- 保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズの把握、子供・子育て支援に関する情報提供、必要に応じた相談・助言及び関係機関調整などを行う区市町村を支援します。
- 家事援助等の訪問支援やショートステイ事業などの様々な子育て支援策について、子育て家庭のニーズを踏まえて適切にサービス提供できるよう、区市町村の体制整備を促進します。
- 複合的な課題等に対応するため、属性や世代を問わない包括的な相談・支援体制を構築する区市町村の取組を後押しするとともに、子育て家庭が地域社会とつながる多様な居場所を創出する取組を促進します。

【4 子供の健康の確保・増進】

- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができる人材の育成を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

【5 子供の育ちへの切れ目ない支援】

- 都内に在住する全ての 18 歳以下の子供に対し、所得制限なく給付を行うことで、子供の育ちを切れ目なく支援します。

目標1 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関して普及啓発や情報提供、相談対応等を行うとともに、
妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。

ライフステージに応じて施策を展開

| | 妊娠前 | 妊娠期 | 子育て期 |
|------|---|--|--|
| 課題 | 妊娠・出産に関する知識不足 | | |
| | 晩婚化の進行による初産年齢の上昇 | | |
| 主な取組 | 育児の孤立化による不安感・負担感の増大 | | |
| | <p>■妊娠適齢期等に関する普及啓発等 若い世代の男女を対象に、妊娠適齢期や不妊に関する知識の普及啓発や、AMH検査への支援等を行う。</p> | <p>■妊娠相談ほっとライン 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、適切な支援につなげる。</p> | <p>■「子供の健康相談室」 (小児救急電話相談#8000) 子供の健康や救急に関する相談に対し、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応する。</p> |
| | <p>■妊産婦向け助産師オンライン相談 妊娠期から産後の心身の不調や育児不安等に対してオンラインでの相談対応を行う。</p> | | |
| | <p>■女性のための健康ホットライン 女性の心身の健康に関する悩みに看護師等の専門職が電話とメールで相談に対応する。</p> | | |
| | <p>■不妊・不育ホットライン 経験のあるピアカウンセラーが不妊・不育に関する悩みについて、電話で相談に対応する。</p> | <p>■TOKYO子育て情報サービス 妊娠や子育て、子供の事故防止等に関する情報をインターネットにより提供する。</p> | |
| | <p>■不妊検査・不妊治療費助成 早期に検査を受け、必要な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する。 特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精・顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」にかかる費用の一部を助成する。 社会的適応による凍結卵子を用いた体外受精・顕微授精に関する助成制度を構築する。</p> | <p>■とうきょうママパパ応援事業 ■東京都出産・子育て応援事業 全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を実施するとともに、育児用品や子育て支援サービス等の提供を一体的に実施することで、区市町村と連携して妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。</p> <p>《主要事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦等への育児用品や子育て支援サービス等の提供 ○保健師等専門職による妊婦全数面接 ○産婦健康診査 ○産前・産後サポート事業 ○産後ケア事業 ○パースデーサポート ○産後家事・育児支援事業 ○多胎児家庭支援事業 ○人材育成 ○出産・子育て応援交付金事業 | |
| | <p>■不育症検査助成 妊娠はするものの、2回以上の流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持たないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査費用の一部を助成する。</p> | <p>■妊婦健診受診促進 妊婦に対して、早期の医療機関受診と妊娠の届出、妊婦健康診査の定期的な受診を促すための普及啓発を行う。</p> | |
| | <p>■予防的支援推進とうきょうモデル事業 ■とうきょう子育て応援パートナー事業 妊娠期から子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートするための体制強化を支援する。</p> | | |

目標 1 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を確保します。

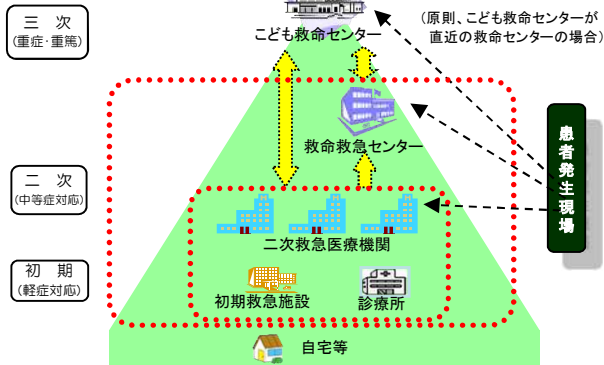
小児救急医療体制の確保

○ 東京都こども救命センターの運営

- ◆ 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所指定
- ◆ 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

○ 小児救急医療体制の確保

- ◆ 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保



周産期医療体制の確保

○ NICUを340床確保

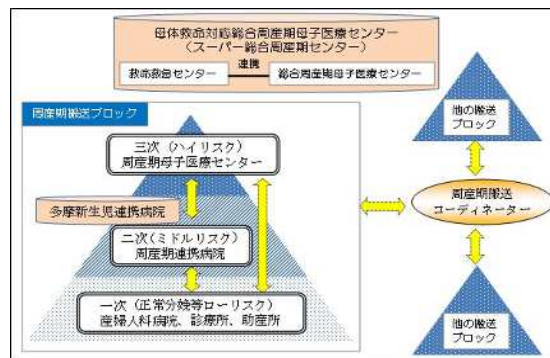
- ◆ ハイリスク妊産婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、低出生体重児の医療に対応するため、令和5年度末までに都全域で周産期母子医療センター及び周産期連携病院にNICUを340床確保

○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を指定

○ 周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築

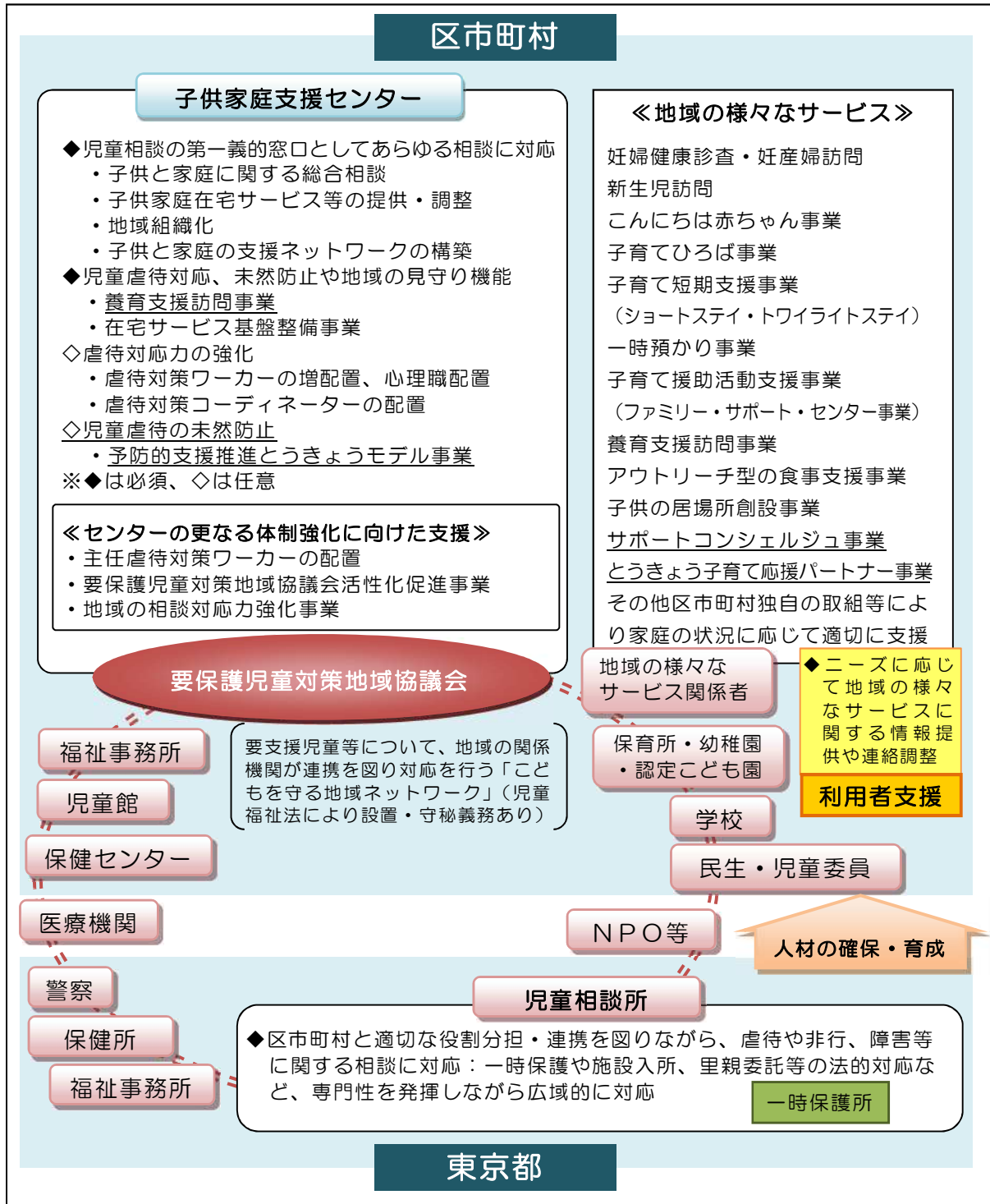


医師確保対策の推進

- 医師の勤務環境改善や復職支援
- 医師奨学金の貸与
 - ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら分野に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与（一定期間従事することにより返還を免除）
- 小児救急医療を担う人材の育成
 - ◆ 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

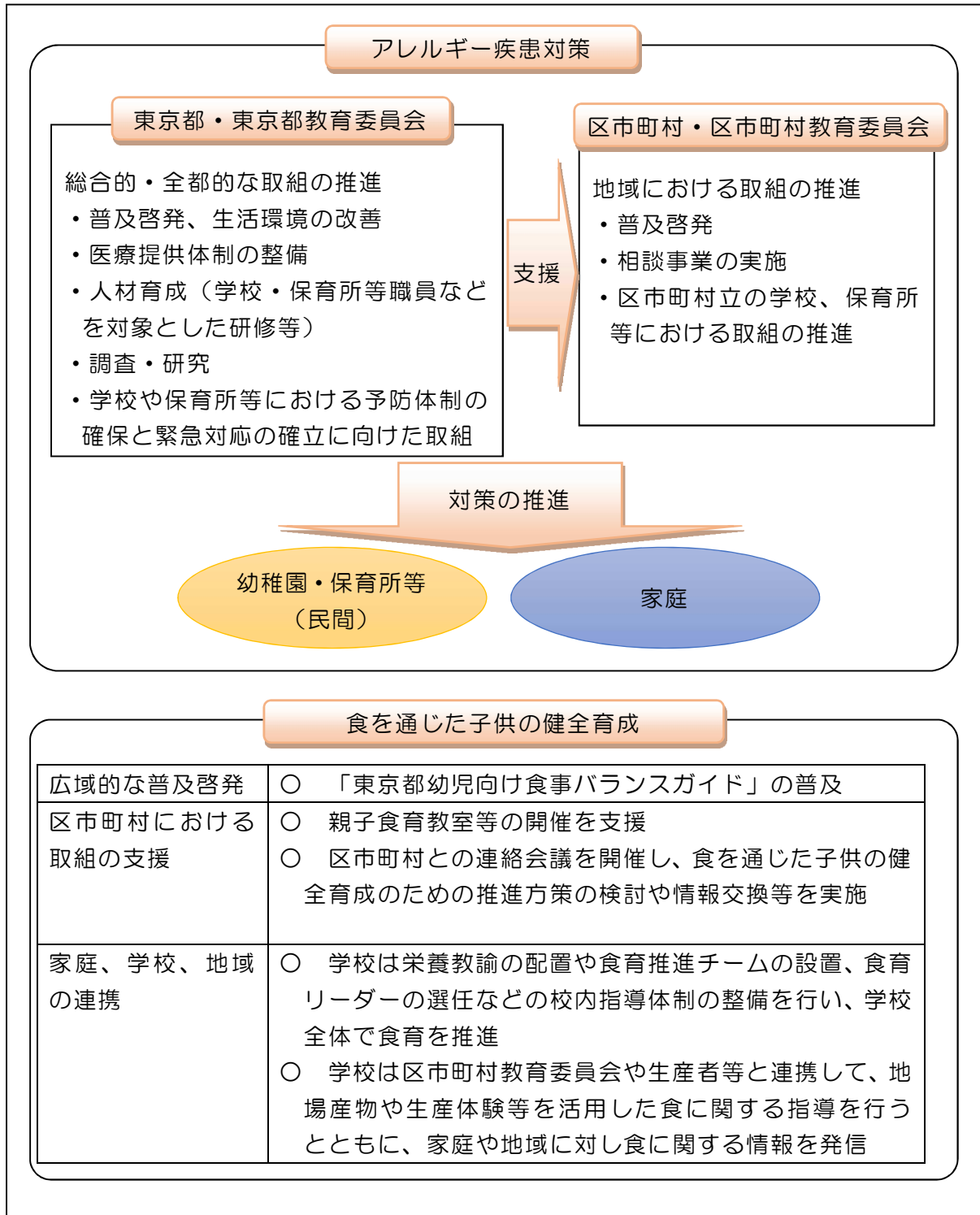
目標1 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービスの拡充と切れ目ない支援体制の構築を進める区市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。



目標1【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患の予防や対策を進めるとともに、生涯にわたる健康づくりのため、健全な食生活が身につくよう支援します。



目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育^{※1}の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携し、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の3歳から5歳までの就学前児童の約4割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。
- 幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を越え、乳幼児が多彩な体験・経験に触れ合うことのできる共通プログラムを策定・実践し、幼児教育・保育の充実を図る幼稚園・保育所等を支援します。

※1 就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

【2 保育サービスの充実】

- 多様な保育ニーズに対応するため、令和6年度までに4万人分の保育サービスの確保が必要です。そのため、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- また、保育ニーズの変化にきめ細かく対応できるよう、認可保育所や認証保育所の空き定員を有効活用して、保育の受け皿確保に取り組む区市町村を支援していきます。

<保育サービスの利用児童数見込み> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------|----------|---------|---------|---------|
| (11,382人) | (3,929人) | (▲608人) | 13,000人 | 12,000人 |

※令和5年及び令和6年については暫定値

- 特に配慮を要する子供が増加する中、これまでの病児保育、障害児、アレルギー児などへの支援に加え、医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）の受入体制の整備や外国につながる子供への対応など、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。
- ライフスタイルや就労形態が柔軟化・多様化する中、夜間保育や休日保育などを行う区市町村や事業者を支援していきます。
- 働きながら複数の子供を持ちたいと願う方々が、安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯の保育料の負担軽減を図ります。
- 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みを創出します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。
- 保育所等で地域の子育て家庭を対象とした育児相談などを行うことにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組を支援していきます。
- 子供のより良い育ちに資するため、保護者への支援や、良質な保育の提供が必要です。
- そのため、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。
- 子供の健康及び安全の確保のため、子供の健康支援、食育の推進、施設における環境及び衛生並びに安全管理、災害への備えなど保育所保育指針で示されている内容を踏まえながら、散歩等の園外活動やバス送迎も含め、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応が図られるよう、区市町村と連携しながら取り組んでいきます。
- 子供を主体とした保育等の実践に係る保育者向け研修等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質の向上及び保育の充実につなげます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

<認定こども園の目標設置数> 各年4月1日現在（累計）

| | |
|-------|-------|
| 令和5年 | 令和6年 |
| 166か所 | 182か所 |

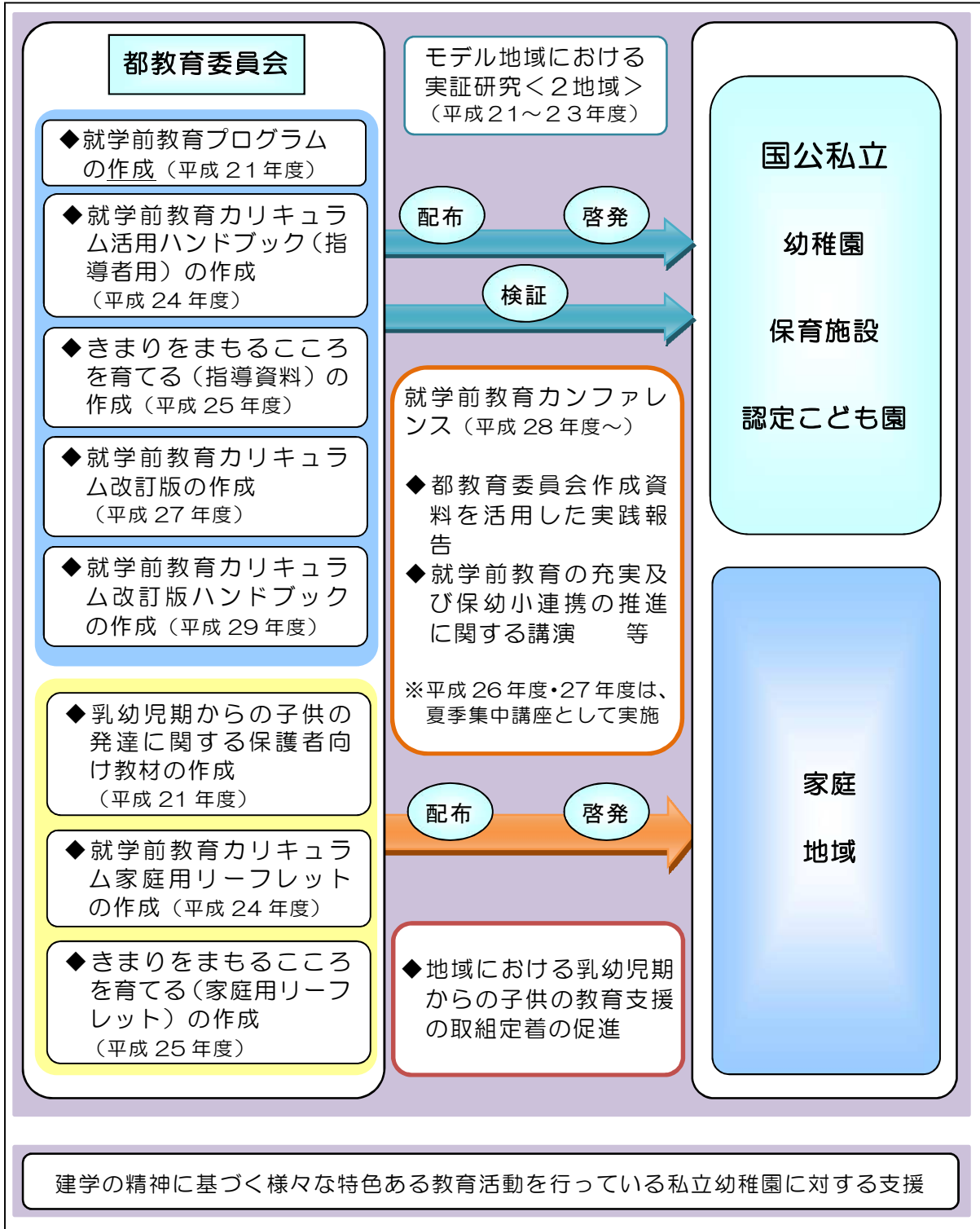
【4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続】

- 幼児が生きる力^{※2}の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適應できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。
- また、就学前教育及び小学校教育のより一層の充実を図るために、幼稚園の5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発するとともに、教育課程に基づいた実践及び効果検証を進めます。

※2生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力

目標2 【1 就学前教育の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。



目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

<保育ニーズの状況>

需要の動向

- 保育サービス利用率の上昇、共働き家庭の増加
- 利用児童数の増加

多様なニーズ

- 多様な働き方に対応する延長保育や夜間・休日保育
- いざという時の病児保育 等

保育の質を支える要素

- 質の高い人材の確保・育成
- 児童の安全や保育の質を守るしくみ

多様な保育ニーズに対応する取組

～需要見込みを踏まえた確保量（利用児童数）～

| R5 | R6 |
|--------|--------|
| 13,000 | 12,000 |

※令和6年度までに必要な保育士数 18,000人

◆確保方策に対する支援◆

- 施設整備の支援
 - ・ 保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため「高騰加算」を上乗せ
- 用地確保の支援
 - ・ 所有地の減額貸付や、国有地及び私有地の借地料補助等

多様なニーズへの対応

◆多様な保育サービスの整備を支援◆

- 延長保育や夜間保育などの大都市ニーズや、比較的短時間の保育サービスを定期的に活用する短時間勤務等への対応
- 一時預かりや、病児保育、アレルギー児、障害児、医療的ケア児等への対応
- 多子世帯の保育料の負担軽減
- 多様な働き方に対応するため、都独自の定期利用保育やベビーシッター活用を引き続き実施
- 在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組を支援
- 都交付金や国事業を活用し、地域の実情に応じて多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援

保育の質の確保

◆保育の質の維持・向上にむけた取組◆

- 第三者評価の受審促進
 - ・ 第三者評価の受審に要する経費を引き続き支援することなどにより、受審を促進
- 情報公表
 - ・ 認可・確認情報の適切な公表
- 指導検査や事故時の対応
 - ・ 区市町村と連携した効果的な指導監督を実施
 - ・ 事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応と再発防止策の徹底
- 子供を主体とした保育実践の普及促進
 - ・ 保育者向け研修やアドバイザー派遣

人材の確保

◆保育人材の確保・定着◆

- 資格取得支援と、就職・定着支援
 - ・ 保育士資格取得に要する費用を補助
 - ・ 就職支援と就職後のフォローや就職相談会の実施、宿舍借り上げ支援などを実施

◆保育人材の資質向上◆

- 研修の実施
 - ・ 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助
- キャリアパスの実施に向けた支援
 - ・ 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援
 - ・ 保育士等キャリアアップ研修の実施を支援

目標2 【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

認定こども園の特徴

幼児教育・保育の一体的提供

一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

地域における子育て支援機能

すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

認定こども園の整備

開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

移行施設の取扱い

事業者が認定こども園への移行を希望する場合には、意向を踏まえつつ、地域の実情に応じ、基準を満たしていれば原則認可・認定

<区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日）>

| | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|-------|-------|
| 幼保連携型 | 42か所 | 47か所 |
| 幼稚園型 | 64か所 | 72か所 |
| 保育所型 | 53か所 | 56か所 |
| 地方裁量型 | 7か所 | 7か所 |
| 合計 | 166か所 | 182か所 |

保育教諭

確保

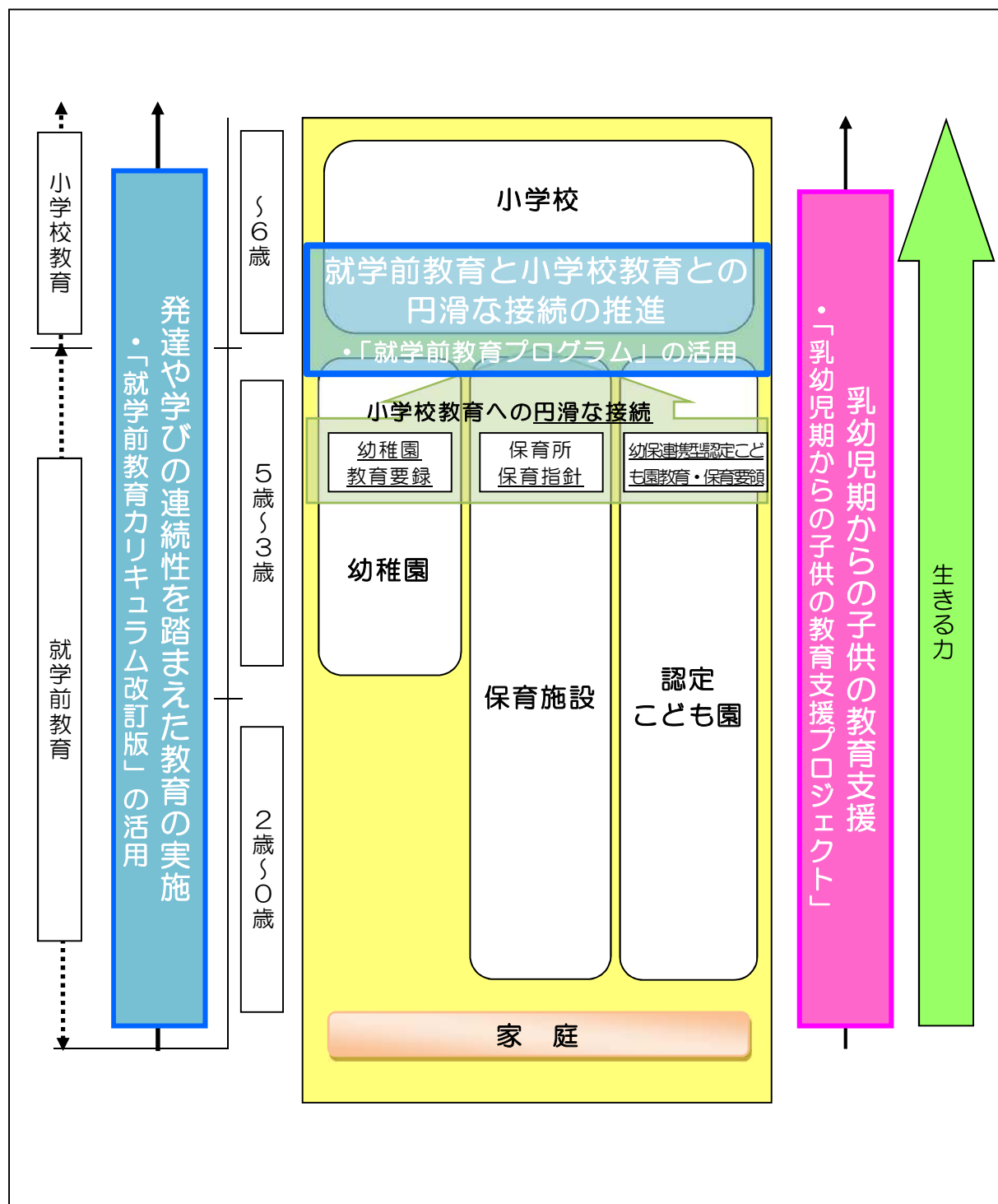
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

目標2 【4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続】

「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

子供を伸ばす教育・体験機会を数多く整え、多様な選択を可能とするとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

【1 子供の生きる力*を育む環境の整備】

*生きる力：「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」参照

- 国及び都の学力調査や授業改善の一層の推進により、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力・人間性等の涵養を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活気に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成するため、総合的な子供の基礎体力向上方策である「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を推進します。
- 都独自の東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。
- 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどの相談に対応するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援、健康教育、普及啓発を実施する区市町村を支援します。
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 外国の子供との学びや海外での実体験等を通じて、高度な英語力と豊かな国際感覚を身に付け、世界に羽ばたきグローバルに活躍する人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

【2 次代を担う人づくりの推進】

- 子供をはじめ、すべての都民に「東京都こども基本条例」をわかりやすく伝えるハンドブックや動画を作成し、理解促進に向けた普及啓発を実施します。
- また、身近な区市町村において、子供の権利を尊重し、擁護するための取組が進むよう、子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援します。
- 社会的自立に困難を抱える若者をはじめ、全ての子供・若者が円滑に社会生活を営むことができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。
- ひきこもりの状態にある本人や家族が、年齢によらず、状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援します。
- 未来を担う子供たちが東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。
- 低所得世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に合った進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職業観を育成する取組を推進していきます。
- 不登校の生じない魅力ある学校づくりによる未然防止を推進するとともに、不登校や高校中途退学の実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

【3 子供の居場所づくり】

- 児童館について、乳幼児から中高校生世代までの多様な年齢層の子供の居場所としての機能・役割の強化を図るため、好事例を収集し、区市町村への情報提供などを通して、遊びを通じた児童の健全育成を推進します。
- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や放課後児童クラブ運営指針を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援します。

- 放課後子供教室の活動プログラムに参加し多様な体験ができること、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られること等の効果があるため、学童クラブと放課後子供教室との一体型の実施や、共同プログラムの企画・実施を推進します。
- また、依然として高いニーズに対応するため、地域の実情に応じて整備を進める区市町村を支援し、令和6年度までに学童クラブの登録児童数23,000人増を目指します。

<学童クラブ登録児童数見込み> 各年5月1日現在の対前年の登録児童増加数

| 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4,926人 | 4,370人 | 7,901人 | 3,000人 | 3,000人 |

※令和5年及び令和6年については暫定値

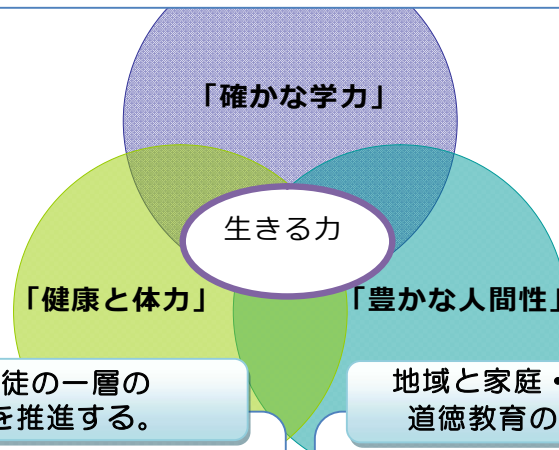
- さらに、「学童クラブ待機児童対策提案型事業」により、令和6年度末までの3年間、区市町村が地域の実情に応じて実施する多様な学童クラブ待機児童対策を支援し、待機児童の早期解消を目指します。
- 学童クラブにおける医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要な人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援します。
- 認証保育所における児童の受け入れやベビーシッターによる一時預かりにより、放課後における小学生の居場所のさらなる充実を図ります。
- 放課後児童支援員の適切な配置及びその資質の向上に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室の実施を推進するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 地域の子供への食事や交流の場を提供する子供食堂について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。
- 子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し必要な支援につなげる取組を行う子供食堂に対し支援します。

目標3 【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

児童・生徒一人一人の学力向上を図る。

- 都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進します。
- 理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図ります。



児童・生徒の一層の体力向上を推進する。

- 東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る
- 運動・スポーツに親しむことができる機会や場を設定
- 思春期特有の健康上の悩みの相談や適切な健康管理の普及啓発を実施

地域と家庭・学校が連携した道徳教育の取組を推進する。

- 東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
- 伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進
- 奉仕等の体験活動の実施により規範意識や公共心を身に付ける

教育環境の整備

- 都立学校への外国人英語指導者等の配置
- TOKYO GLOBAL GATEWAYの設置

- いじめ総合対策
- 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン

- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- アドバイザリースタッフの派遣

- 学校と家庭の連携の推進

- ICT環境の整備

- 私立学校への助成

目標3 【2 次代を担う人づくりの推進】

次代を担う子供たちが、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや実際に自立するための支援を進めます。

■ 「東京都子ども基本条例」の普及啓発

条例の内容を分かりやすく伝えるハンドブックや動画を作成し、理解促進を図ります。

- ・「東京都子ども基本条例」の理解促進に向けた普及啓発事業

■ 芸術・文化を通じた子供の育成

舞台芸術や伝統芸能等に触れ、体験することにより、子供たちの文化を生み出す心を育み、創造的な才能を育成します。

- ・子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- ・芸術文化を通じた子供たちの育成

■ 就労観・職業観の育成

高校生の勤労観・職業観を育成するために、関係機関との連携等によりインターンシップの充実・拡大を図ります。

- ・勤労観・職業観育成推進プラン

■ 不登校・中途退学対策

不登校の生じない魅力ある学校づくりによる未然防止を推進するとともに、不登校や高校中途退学の実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止策と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。

- ・不登校・中途退学対策事業
- ・都立学校へのユースソーシャルワーカーの派遣や関係機関との連携

■ 若者総合相談等

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者等の相談を受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。

- ・東京都若者総合相談センター「若ナビα」
- ・若者支援ホットライン「若ぼた」

■ 若年者への就業支援

不安定雇用を余儀なくされている若者等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援の実施により、正規雇用化を促進します。

- ・若年者の雇用就業支援事業
- ・若年者能力開発訓練

■ 低所得者世帯への学習支援

低所得者世帯の子供への学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行い、家庭の状況にかかわらず、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

次代を担う子供たちの社会的自立

目標3 【3 子供の居場所づくり】

子供たちの安全・安心な居場所が確保できるよう、区市町村が取り組む地域の子供の居場所づくりの取組や、学童クラブ事業と放課後子供教室の実施・運営などについて支援します。

児童館

乳幼児から中高生まで幅広く利用でき、子供たちが利用しやすい環境の整備や専門の知識を持った指導員が子供の遊びをサポートするほか、保護者の相談に対応

子供食堂推進事業

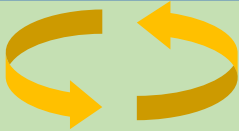
子供たちに食事や居場所を提供し、必要な支援につなげる取組を支援

子供の居場所創設事業

子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う居場所（拠点）を設置

学童クラブ等

- ◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。
- ◎ 令和6年度までに登録児童数23,000人増
- ◆ 開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施
- ◆ 待機児童解消に向けた計画策定と環境整備を行う区市町村を支援
- ◆ 医療的ケア児等を受け入れる環境整備を行う区市町村を支援
- ◆ 認証保育所において小学生を受け入れる仕組みを整備
- ◆ ベビーシッターによる一時預かりの利用支援を拡大



新・放課後子ども総合プラン

放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業を、一体的に又は連携して実施

放課後子供教室

- ◆ 全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進します。

人材の確保・育成

それぞれの事業に適切な人材の確保・育成を図るとともに、連携して事業に取り組めるよう、研修を実施

放課後児童支援員認定資格研修・放課後児童支援員資質向上研修

- ◆ 放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要な知識・技能を習得させることを目的として研修を実施
- ◆ 放課後児童支援員のうち一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を実施。

児童館職員研修

- ◆ 児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子供が、あらゆる場面において権利の主体として尊重されるとともに、生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

一方、子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、ヤングケアラーや、発達障害を含む障害のある子供、慢性的な疾病を抱える子供、外国につながる子供等への支援についても、ニーズに応じた適切な取組が求められています。

全ての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、子供と家庭の状況に応じた切れ目ない総合的な取組を進める必要があります。

【1 子供の権利擁護の取組】

- 当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護専門相談事業のさらなる周知を図ります。
- 児童虐待を防止するため、子供及びその保護者にとって身近な LINE（ライン）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置します。
- 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に明記している保護者による体罰その他の子供の品位を傷つける罰の禁止を徹底し、体罰や暴言によらない子育てを推進するため、子供のしつけには体罰が必要という認識を社会からなくし、体罰などによらない子育てが社会全体に浸透するよう普及啓発に努めます。

【2 ヤングケアラーへの支援】

- 福祉・教育などの関係機関が、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげられるよう、ヤングケアラー支援マニュアルの活用を促進します。
- ヤングケアラーを支援するための教職員の対応力向上のため、学校の役割や具体的な取組を分かりやすく記載したリーフレットや教職員に助言を行う相談窓口の活用を促進します。
- ヤングケアラー支援推進協議会を設置・運営し、多機関連携の体制を強化します。
- 関係機関との調整等を行うヤングケアラー・コーディネーターの研修を実施するとともに、区市町村におけるコーディネーターの配置促進を支援して

いきます。

- ヤングケアラーの支援に向けた普及啓発を実施するほか、悩みなどを共有できるオンラインサロンやピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援を民間団体と連携して推進していきます。

【3 子供の貧困対策の推進】

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。
- 家庭の課題の早期把握に資する事業について、子供の貧困対策として位置づけます。

【4 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要です。
- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進します。
- また、区立児童相談所の設置が進められているものの、緊急性や重要性を鑑み、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。また、児童相談体制に係る区市町村との合同検討会において、情報共有をはじめとした効果的な連携方策等を検討していきます。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。また、一時保護された子供の権利擁護や安定した生活のため、アセスメントの強化、職員研修の充実、意見を受け止める取組

を推進します。

- 予防的支援について、モデル自治体と連携して具体的な支援方法の策定、データ収集、効果測定等を実施し、支援マニュアルや研修プログラムを区市町村へ展開します。
- 児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

【5 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。また、施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保します。
- フォスタリング業務*を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業を実施し、里親等委託を推進する体制の強化を図り、令和 11 年度における里親等委託率（合計）を 37.4%とすることを目指します。
※里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所（里親委託解除）後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所（里親委託）中から退所（解除）後まで、一貫して支援していきます。
- 年齢や発達の状況に応じて子供が自らの権利や相談方法等について知り、意見を表明することができるよう、子供の権利ノートを配付するほか、幼児や障害児に対する効果的な啓発を実施していきます。
- 子供から意見を酌み取る取組を促進するとともに、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援するため、意見表明等支援員の導入などについて、国の動向も踏まえ取り組みます。

【6 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や新たな相談拠点

の設置など相談体制の更なる強化を図るとともに、相談支援の質の向上、関係機関の連携強化を進めます。

- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成を図るため、個別・継続的な就業支援の充実や、就業と子育ての両立が可能となる地域の子育て支援や子供の学習支援などを推進することにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。

【7 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。
- 個々の状況に応じた地域生活を支援するため、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築など、支援の提供体制の拡充を図っていきます。

【8 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。

【9 外国につながる子供等への支援】

- 海外から帰国した子供、外国人の子供、両親が国際結婚の子供等の外国につながる子供が増えていることを踏まえ、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう支援します。

目標4 【1 子供の権利擁護の取組】

子供は、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があります。子供の権利を擁護するため、子供本人からの悩みや訴えに対応する相談窓口を設置しています。

子供の権利擁護 専門相談事業

「話してみなよ
—東京子供ネット—
0120-874-374

○いじめ、体罰など子供の権利侵害に関する相談に対応

○必要に応じて、弁護士等の専門員が関係機関等に調査・助言

児童虐待を防止する ためのSNSを活用 した相談事業

○親子のかかわりで困っていること等の相談に対応

○無料通話アプリ（LINE）を活用し、よりアクセスしやすい相談窓口を設置



体罰などによらない子育て

○保護者は体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。
（東京都子供への虐待防止条例第6条）

○体罰や暴言は、虐待につながる行為であるだけでなく、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼし、健全な成長を阻害

○「体罰は×～叩かない、とどならない宣言」をキャッチフレーズに普及啓発を展開し、社会全体で体罰などによらない子育てのムーブメントを醸成



目標4【2 ヤングケアラーへの支援】

関係機関との連携のもと、ヤングケアラーを早期に把握し、多面的な支援につなげていきます。

支援の課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくいこと、また、周囲の大人からも「介護力」と見なされ、相談支援の対象として十分に認識されないことなどから、必要な支援につながりにくい。
- 子供自身も、ヤングケアラーである自覚がなく、子供家庭支援センターなどの公的機関に相談することが少ない。



ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、区市町村・関係機関と連携した体制の強化が必要

具体的な取組

「早期把握」と「相談・支援」へのつなぎの強化

- ヤングケアラーに関する情報の発信
- ヤングケアラー支援マニュアルを作成・活用し、福祉・教育などの関係機関職員向けの実践的な研修を実施
- スクールソーシャルワーカーによる支援
- 教職員の対応力向上・ヤングケアラーの支援における学校の役割等を分かりやすく示したデジタルリーフレット、教職員に助言を行う相談窓口（ヤングケアラー専用相談ダイヤル）の活用促進
- 元ヤングケアラーを講師とした都立高校への出前授業を実施

多機関連携の具体的実践

- 支援推進協議会を設置し、多機関連携の体制を強化
- 関係機関との連携等において核となるヤングケアラー・コーディネーターを配置する区市町村を支援、人材育成を実施

ヤングケアラーの実情を踏まえた多面的支援の拡充

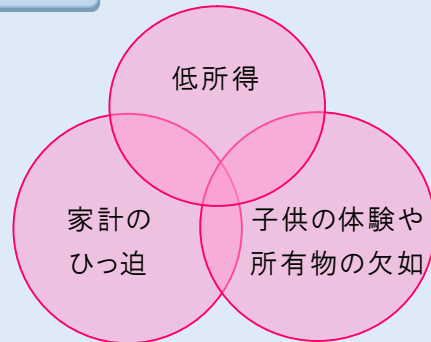
- ピアサポートや家事支援ヘルパーの派遣等支援を行う団体を支援
- SNS等を活用し、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営等を行う団体を支援

目標4 【3 子供の貧困対策の推進】

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つを柱に、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

子供の生活実態調査

- 平成28年度に、首都大学東京と連携して、子供と子育て家庭の生活状況を把握するため実施
- 子供の生活困難を以下の3つの要素により分類
 - ① 低所得（等価世帯所得が135.3万円未満）
 - ② 家計のひっ迫
 - ③ 子供の体験や所有物の欠如（海水浴や旅行、本、勉強部屋等）
- 各年齢層における生活困難層の割合は以下のとおり



| | 小学5年生 | 中学2年生 | 16・17歳 |
|---------------|-------|-------|--------|
| 生活困難層 | 20.5% | 21.6% | 24.0% |
| 困窮層（2つ以上に該当） | 5.7% | 7.1% | 6.9% |
| 周辺層（いずれか1つ該当） | 14.9% | 14.5% | 17.1% |

東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

子供の貧困の課題

- 生活困窮を含めた家庭内の様々な課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じていく必要があります。
- 乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。
- 貧困の状況にある子供やその家庭において、必要な支援制度を知らない、利用の仕方が分からない等の状況がみられます。

取組の方向性

妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を通じて、子供の貧困を早期に把握し、支援につなげます。

子供のライフステージに応じた問題発見と支援

子供の貧困の早期把握

子供の貧困に対する施策

子供の貧困を含めた家庭の課題の早期把握に資する都の施策

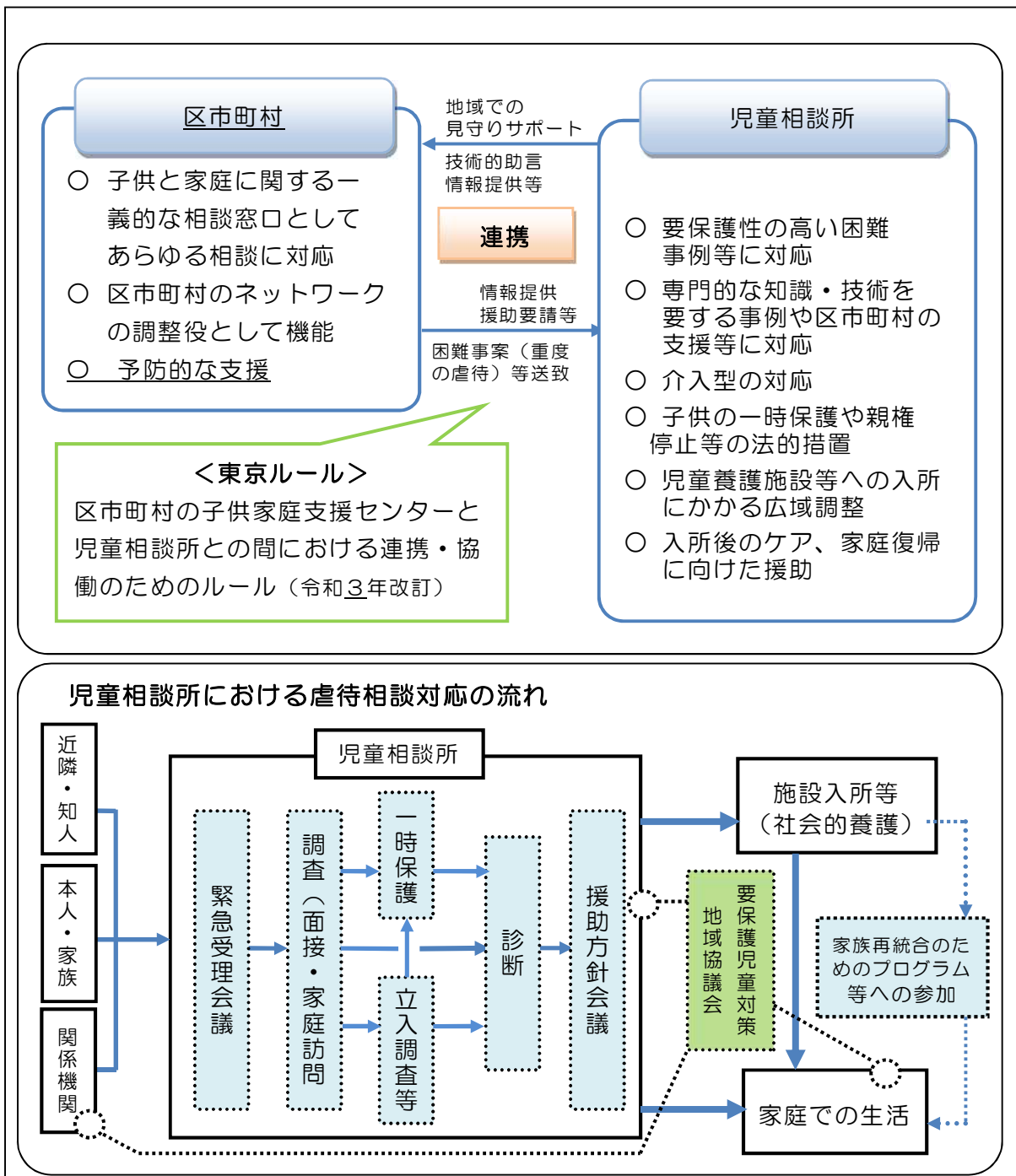
- ・妊娠相談ほっとライン
- ・とうきょうママパパ応援事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育てひろば事業
- ・児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 など
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・子供家庭支援センター事業
- ・要支援家庭の早期発見に向けた取組
- ・4152（よいこに）電話

子供の貧困に対する都の施策

| | 教育支援 | 生活支援 | 保護者に対する就労支援 | 経済的支援 |
|--|---|---|--|--|
| 生活保護世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による教育扶助（基準額、教材代、学習支援等） ・生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費） ・進学準備給付金の支給 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度） | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による生活相談・援助 ・生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援 ・ひとり親世帯の親の高校就学支援 ・若年者の雇用就業支援等 ・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による就労準備及び就労支援 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 ・就労活動促進費の支給 ・就労自立給付金の支給 ・能力開発訓練（公共職業訓練） | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による各種扶助 ・生活福祉資金の貸付 |
| ・被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣費用）等 | | | | |
| 生活困窮者世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・受験生チャレンジ支援貸付事業 ・授業料に係る負担軽減 ・学習活動等に係る負担軽減 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲） ・校内寺子屋 ・地域未来塾 ・放課後子供教室 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度による自立相談・家計改善相談支援 ・生活困窮者自立支援制度による子供の学習・生活支援 ・子供の居場所創設事業 ・子供サポート事業立上げ支援事業 ・子供食堂推進事業 ・フードパントリー設置事業 ・ひきこもりに係る支援事業 ・子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業 ・若年者の雇用就業支援等（再掲） ・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲） ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度による就労準備支援 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲） ・就業支援 ・能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲） ・正規雇用等転換安定化支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金の支給 ・生活福祉資金の貸付（再掲） |
| ひとり親世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援） ・母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談・支援 ・ひとり親家庭支援センター事業（生活相談等） ・ひとり親家庭等生活向上事業（区市町村における相談支援、会計管理・生活支援講習会等） ・都営住宅における子育て世帯の入居機会の拡大（再掲） ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭就業推進事業 ・ひとり親家庭支援センター事業（就業支援） ・ひとり親の資格・技能取得のための支援（給付金、資金貸付） ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・能力開発訓練（公共職業訓練）（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の支給 ・母子・父子福祉資金の貸付 ・女性福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭支援センター事業（養育費相談） ・養育費確保支援事業 ・ひとり親家庭等医療費助成 |
| 社会的養護の もので生活する子供 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設における学習・進学支援等 ・自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付） | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援強化事業 ・ジョブ・トレーニング事業 ・養育家庭等自立援助補助事業 ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 ・専門機能強化型児童養護施設 ・乳児院の家庭養育推進事業 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（再掲） | / | <ul style="list-style-type: none"> ・自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等） ・児童養護施設退所者等に対する自立支援 ・資金貸付事業（資格取得支援費等） ・自立援助促進事業 |
| 4分野における施策の調整・普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策支援事業 ・子育てサポート情報普及推進事業 | | ※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む） | |

目標4 【4 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。



目標4 【5 社会的養護体制の充実】

親の病気や虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組みます。

社会的養護の課題

- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭と同様の環境や家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

具体的な取組

里親等委託の推進

子供が、家庭と同様の養育環境で生活できるよう、里親制度の普及、登録家庭数の拡大、特別養子縁組に関する取組を推進していきます。

(令和11年度里親委託率目標37.4%)

- ・養育家庭等支援の充実
- ・フォスタリング機関事業
- ・普及啓発の充実
- ・新生児委託推進事業

家庭的な養育の推進

施設で生活する児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、グループホームの設置を推進していきます。

- ・グループホームの設置促進
- ・職員配置への支援
- ・職員育成、スキル向上への支援

施設等の機能強化

虐待等の問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・専門機能強化型児童養護施設
- ・乳児院の家庭養育推進事業
- ・連携型専門ケア機能モデル事業

継続した自立支援

社会的養護のもとで育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるよう、入所(里親委託)中から退所(解除)後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・自立支援強化事業
- ・ジョブ・トレーニング事業
- ・里親委託児童の自立支援を強化

意見表明等の支援

児童相談所が関わる子供の意見形成や意見表明を支援していきます。

- ・子供の権利の理解促進
- ・措置決定の場面等に意見表明等支援員導入

目標4 【6 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。

自立支援の3つの理念

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る

ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援

ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境の整備

自立に向けての取組

相談体制の整備

○ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切な支援につなげる体制を整備します。

- ・ 広報・普及啓発の強化
- ・ 利用しやすい相談体制の整備
- ・ 相談支援の質の向上
- ・ 関係機関との連携強化・民間団体を活用したつながりを作る支援
- ・ 養育費相談・面会交流支援の実施

就業支援

○ひとり親家庭のより安定した就業を支援します。

- ・ 正規雇用や就業定着、キャリアアップへの支援など状況に応じた支援
- ・ 安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施
- ・ 地域の就業支援体制の強化
- ・ 在宅就業の機会の確保

子育て支援・生活の場の整備

○ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開します。

- ・ 保育、学童クラブ、子育て支援などニーズにあった様々なサービスによる支援
- ・ 都営住宅優先入居による住宅確保支援
- ・ 学習支援
- ・ 母子生活支援施設における支援

経済的支援

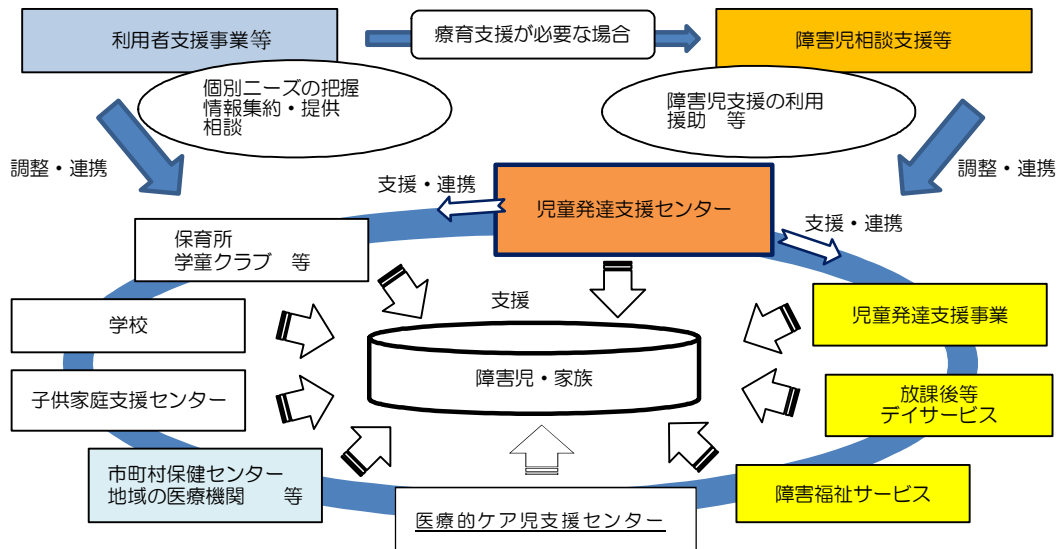
○ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的な支援を行います。

- ・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給
- ・ 母子及び父子福祉資金の貸付
- ・ 進学のための塾費用や受験費用の貸付
- ・ ひとり親家庭等への医療費の助成
- ・ 養育費確保への支援

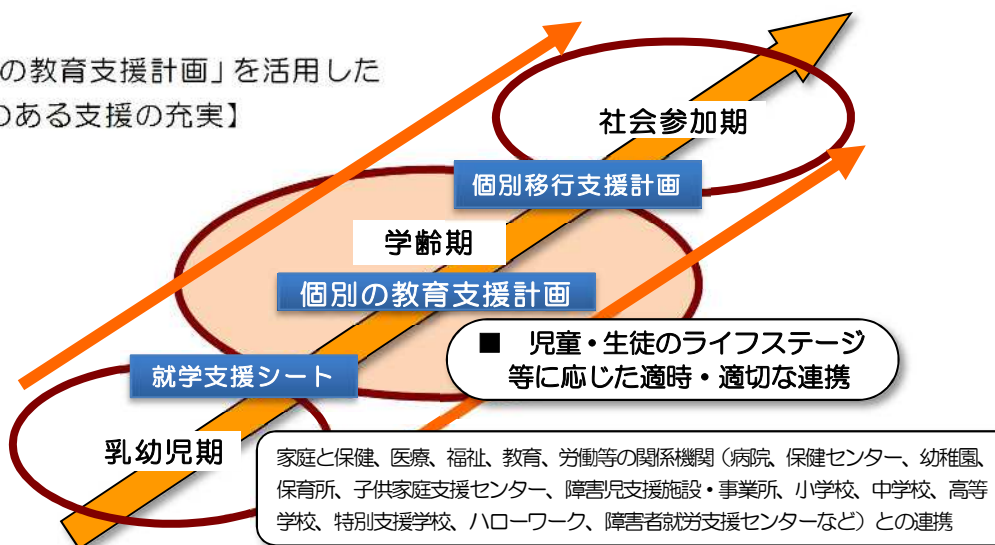
目標4 【7 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。
- 社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制整備に取り組みます。また、学校においては、「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。



【「個別の教育支援計画」を活用した
一貫性のある支援の充実】



目標4【8 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け
- 小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携を推進

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

実施事業

- 相談支援事業
電話相談、
ピアカウンセリング等
- 小児慢性特定疾病児童等
自立支援員による支援
関係機関との連絡調整等
- その他の事業

地域関係機関とのネットワーク

- 地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施
- 地域の現状と課題の把握
- 地域資源の把握
- 課題の明確化
- 支援内容の検討

小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援体制整備事業

小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施していきます。

目標4【9 外国につながる子供等への支援】

一人ひとりに応じた日本語教育・指導により、地域や学校への適応を支援するとともに、多くの人とつながり、心理面や生活面等にも寄り添った、きめ細かな支援を実施します。

- 外国につながる子供たちが安心して学校に通うためには、一人一人の状況に応じた支援が必要
- 外国につながる子供が抱える悩みは様々であり、学校の内外で多面的なサポートが必要
- 地域においては、国際交流協会等の外国人支援団体、日本語教室などが相談対応や交流の機会の提供等も行っており、外国につながる子供の居場所となっていることから、多くの関連機関とさらに連携を図ることが必要

日本語教育・指導の一層の充実

- 学習の基礎となる初期日本語の早期習得に向けた取組を実施する区市町村を支援
- 仮想空間上の学びの場を開発など、多様な学習機会を創出し、日本語学習を支援
- 児童・生徒用教材や教員用ハンドブックの改定、教員向け研修の実施
教員向け研修の実施による教材の拡充による日本語指導のレベルアップ
- 都立高校における外部人材の活用による日本語指導や相談対応の充実

困りごとや悩みに寄り添う相談体制の強化

- 母語が日本語ではない保護者が、子育てや教育に関する情報を取得し、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語に対応する相談窓口を設置する区市町村を支援
- 困り事を抱える子供や家族を適切な窓口につなげるよう、やさしい日本語を含む15言語で対応する「東京都多言語相談ナビ」を運営
- 日本語を母語としない子供等や保護者の困りごとや悩みに寄り添い、適切な情報や支援につなぐ「多文化キッズコーディネーター」を配置する区市町村を支援
- SNSを活用した相談環境を整備

子供が集い・交流する居場所の創出

- 地域における多文化の子供目線の居場所を設置する区市町村を支援

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組が不可欠です。そのため、性別にかかわらず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行うとともに、働き方の見直しに向けた普及啓発等が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

さらに、身近な地域のまちづくりや政策を子供の目線に立って進めるとともに、様々な主体と連携することで、社会全体で子供・子育てを応援していく機運を醸成する取組が必要です。

【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

- ライフ・ワーク・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。
- 企業や NPO 団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ライフ・ワーク・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、子育て中の夫婦、プレパパ・プレママ、経営者・管理職、若者からシニアまであらゆる方々に向け、多様な媒体を活用した普及啓発のメッセージを発信する等、家事・育児参画に向け社会全体のマインドチェンジを促します。
- 育児は「休み」ではなく「未来を育む仕事」とイメージを一新し、男女問わず望む人誰もが気兼ねなく育業できる社会の実現に向け、育児休業の愛称「育業」やロゴマークを活用し、多様な主体と連携した普及啓発の取組を進めます。



- 男女ともに育児などのライフイベントが訪れた際に、「育業」しやすく、家庭と仕事を両立できる職場環境の整備や、男性の家事・育児の参加を推進するための普及啓発を、より一層推進していきます。

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアの活性化など、地域で子供を見守る取組を促進します。
- 薬物乱用による健康被害について、学校では、小学校、中学校、高等学校と、発達段階に応じ、保健の授業において指導します。

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施します。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。
- 災害時において乳幼児の健康と安全を確保するため、調製粉乳と哺乳瓶の備蓄を行います。
- 利便性が高く災害時の活用にも有効な乳児用液体ミルクについて、備蓄を行うとともに、民間事業者と締結した協定に基づき、災害発生時に緊急に調達し、提供します。
- 子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、民間賃貸住宅への円滑な入居に対する支援、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。
- 子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

【5 安心して外出できる環境の整備】

- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

- 社会のあらゆる主体との連携の輪を広げ、「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を官民一体となって展開しています。
- こどもスマイルムーブメントの取組を更に加速させるために、幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組の推進や参画企業・団体の特性や強みを活かした様々な取組の促進に加え、こどもスマイルムーブメントの普及啓発を進めていきます。
- 子供が意見を表明するシンポジウムの開催や企業・店舗等による子育て家庭へのサービス提供などにより、子供・子育てを応援する機運を醸成していきます。



東京都の子育て情報サイト
とうきょう子育てスイッチ

2021 10.1
リニューアル
オープン!

地域の
子育て支援
サービスを
調べよう!

パスポートが
使えるお宝を
探そう!

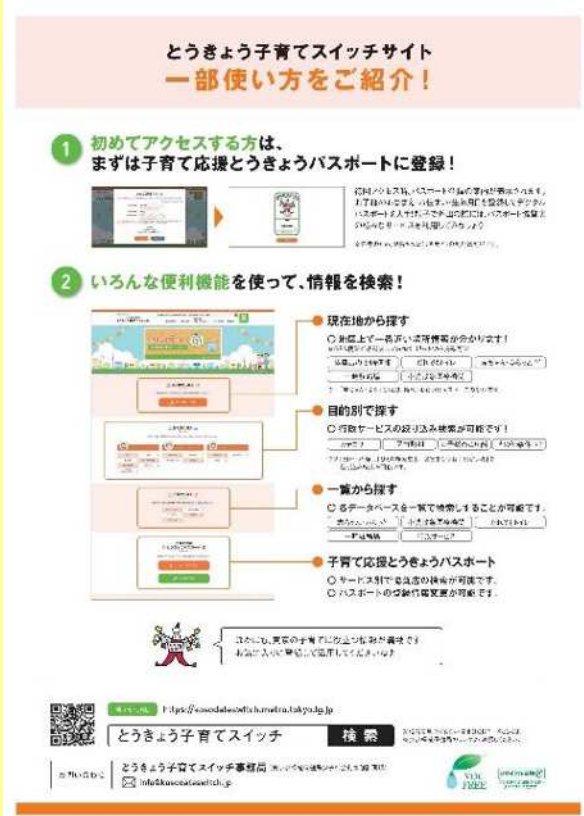
子育てに
役立つ情報が
満載!

「とうきょう子育てスイッチ」がリニューアル。
「子育て応援とうきょうパスポート」を統合して、使いやすくなりました!

新とうきょう子育てスイッチでできること!
とうきょう子育てスイッチは東京都で子育てするあなたを応援するサイトです。
東京都の子育て支援の情報を検索、最新情報をお知らせします。

- 1 住んでいる地域の
子育て支援情報が
チェックできる!**
● 地域から探す
一覧がわかる
● 最新の情報
● 知らない
支援を受けたい
種別が
見たい
- 2 子育て関連の
お役立ち情報が
見られる!**
● 子育てに関する
お役立ち情報
● 子育てに関する
お役立ち情報
● 子育てに関する
お役立ち情報
- 3 「子育て応援とうきょう
パスポート」を使って
お役立ち情報で様々な
サービスを受けられる!**
● 子育てに関する
お役立ち情報
● 子育てに関する
お役立ち情報
● 子育てに関する
お役立ち情報

東京都



**とうきょう子育てスイッチサイト
一部使い方をご紹介します!**

- 1 初めてアクセスする方は、
まずは子育て応援とうきょうパスポートに登録!**
子育て応援とうきょうパスポートの登録は簡単です。
お申し込みは、子育て応援とうきょうパスポートの登録ページから
お申し込みいただけます。お申し込み後は、子育て応援とうきょうパスポート
の登録完了メールが届きます。お申し込み後は、子育て応援とうきょうパスポート
の登録完了メールが届きます。
- 2 いろいろな便利機能を使って、情報を検索!**
● **現在地から探す**
○ 現在地から探す機能があります!
○ 現在地から探す機能があります!
○ 現在地から探す機能があります!
- **目的別で探す**
○ 行政サービスの絞り込み検索が可能です!
○ 行政サービスの絞り込み検索が可能です!
○ 行政サービスの絞り込み検索が可能です!
- **一覧から探す**
○ 各データベースを一覧で検索することが可能です。
○ 各データベースを一覧で検索することが可能です。
○ 各データベースを一覧で検索することが可能です。
- **子育て応援とうきょうパスポート**
○ サービス別で検索が可能です。
○ サービス別で検索が可能です。
○ サービス別で検索が可能です。

東京都の子育てに関する最新情報は、
お役立ち情報で活用してください。

東京都子育てスイッチ事務局
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
info@kosodateswitch.jp

東京都の子育て情報サイト「とうきょう子育てスイッチ」

<https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/>



目標5 【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

性別にかかわらず仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般を充実して送ることができるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、中小企業等への支援や、多様な対象へ向けた普及啓発を進めていきます。

企業・個人への支援

- ・家庭と仕事の両立支援推進事業
- ・働きやすい職場環境づくり推進事業
- ・働くパパママ育業応援事業

両立支援推進企業マーク付与、
専門家派遣、奨励金支給等

- ・子育て・介護支援融資
- ・女性再就職支援事業
- ・女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業

低利融資、再就職支援等

企業（中小企業等）

個人（従業員 求職者）

ライフ・ワーク・バランスの実現

普及啓発の推進

多様な対象へ向けた普及啓発

- ・ライフ・ワーク・バランス推進事業
- ・子育て応援とうきょう事業
- ・普及啓発セミナーの実施 ・啓発資料、冊子の作成
- ・男性の家事・育児参画を促すセミナーの開催
- ・ウェブサイト（TEAM家事・育児）等を通じた情報発信・意識改革
- ・父親向け子育てデジタルブックの作成
- ・男性育業促進に向けた普及啓発事業
- ・子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進

目標5【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

通学路等における安全対策の強化、インターネットの適正利用の推進、薬物乱用防止対策など、子供を犯罪等の被害から守るために、総合的な取組を推進します。

子供を犯罪被害から守るための取組を推進

東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。

子供が危険を予測し、回避する能力を高めるための教育を充実

放課後活動時間帯における安全対策を強化

事業者と連携した子供見守りの推進

防犯教室、セーフティ教室の充実など、子供を対象に危険予測・回避能力を高めるための取組を推進

子供が放課後に活動する塾や公園等への経路に区市町村が設置する防犯カメラの設置費を補助し安全安心を確保

地域を巡回する事業者や、商業施設等の事業者と連携し、地域ぐるみで子供を守る社会気運を醸成する取組を推進

インターネットの適正利用を推進

- 青少年がスマートフォンやインターネットの利用に伴う各種トラブルや「自撮り被害」等の犯罪被害に巻き込まれないよう、「ファミリールール」講座の開催など、青少年や保護者への啓発を行い、インターネットの適正利用に係る取組を進めます。
- ネット・スマホのトラブル相談窓口（こたエール）の運営により、ネット・ケータイのトラブルや悩みの解決を支援します。



薬物乱用防止対策の推進

- 青少年による薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の実施や啓発パンフレット、リーフレット等の作成を行っていきます。
- インターネット上で販売されている危険ドラッグを入手し分析して、違反成分を検出した場合には、物品の販売中止等指導取締りを行うとともに報道発表も行い、都民へ危険性の周知を図っていきます。



指定薬物（※）の「使用・所持」も処罰対象です。

※中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚を引き起こす作用を有する蓋然性が高く、人体に使用すると保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、国が指定するもの

目標5 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、事故防止に関する情報の発信、子供の安全に配慮した商品の普及、予防のための子供の死亡検証など、子供の安全を確保するための取組を推進していきます。

交通事故防止等の取組

交通安全教育の推進

子供の年齢・発達段階に応じて、交通事故防止のための教育やチャイルドシート設置の普及啓発を実施

ハードの整備

子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象とした歩車分離式信号の導入など信号機の改良

子育て世代への情報発信・普及啓発

- 乳幼児の転落・転倒、やけど、誤飲に関する事故防止ガイド等を作成し、子供の事故防止に関する情報を発信します。
- 子育て世代が多く集まる各種イベント等で家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っています。



安全な商品の普及

- 事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、子供の事故防止の視点で開発された安全・安心なデザインの商品をPRしていきます。
- 事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大を促進するとともに、消費者が、安全な商品を主体的に選択・購入できる環境作りをしていきます。
- 子供の事故防止のための、商品安全に関する交流型デジタルプラットフォームの運用を支援し、消費者・事業者の情報交流を促進します。

予防のための子供の死亡検証（CDR）

子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげます。

目標5 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京こどもすくすく住宅認定制度」の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援します。

安全で安心して子育てができる居住環境の整備

- 都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき整備します。
- 子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録促進及び入居相談などのサポートを行う東京都居住支援法人の指定を進めます。

ファミリー世帯のニーズへの対応

都営住宅や公社住宅の入居者募集において、子育て世帯の入居の機会を拡大します。

都営住宅における入居機会の拡大

- ・ 一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年夫婦・子育て世帯向け募集」（ひとり親世帯含む。）等
- ・ 優遇抽選制度やポイント方式による多子世帯向け募集の実施

公社住宅における入居機会の拡大

- ・ 子育て世帯を対象に、新築住宅における倍率優遇や空き家への優先入居の実施
- ・ 優先入居等により子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援

安全な室内環境の確保

化学物質による子供の健康への影響を予防するため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

目標5 【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、地域・企業等関係機関と連携し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

外出環境の整備

赤ちゃん・ふらっと

授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置します。



こころとからだを育てる活動体験の活動広場拠点づくり

都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備します。

バリアフリー化の取組

交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進

- ・ ノンステップバスの導入
- ・ 駅施設のバリアフリー化
- ・ 道路のバリアフリー化
- ・ 歩道の整備・改善

心のバリアフリーの理解促進と情報バリアフリーの普及推進

- ・ 心のバリアフリーに関する世代別の広告やポータルサイトの構築等の戦略的な広報を展開
- ・ ハンドブックの作成等、心のバリアフリーに向けた普及啓発

都営交通の取組

- ・ 地下鉄車両の更新にあわせ、各車両にフリースペースを導入します。また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線に展開し、導入車両を順次拡大します。
- ・ 都営バス（乗合バス車両）については、平成 24 年度末に全車両をノンステップバスとしています。

【子育て応援スペース】



©2023 Gullane(Thomas) Limited.

目標5 【6 子供・子育てを応援する機運の醸成】

こどもスマイルムーブメントや子供・子育て応援とうきょう事業などにより、子供・子育てを応援する機運を醸成していきます。

こどもスマイルムーブメント

社会のあらゆる主体との連携の輪を広げ、「子供の笑顔が溢れる社会」「安心して子供を産み育てられる社会を」目指す。

参画主体の行動指針（抜粋）

- ・こどもが社会の一員として様々な場面で参画できる機会の創出に努め、こどもの目線に立った取組を推進する
- ・社会全体で「こどもを大切にする」気運を醸成し、安心して働き、子育てができる環境づくりに取り組む等

官民推進チームによる議論

- ・有識者、経済団体、民間企業・NPO等により構成し、戦略的なムーブメントの展開に向けた議論を行い、効果的なアクションや情報発信を具体化



子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々なアクションを展開

コア・アクション

- ・幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組

参画企業・団体のアクション

- ・参画企業・団体が主体となり、各主体の特性や強みを活かした様々な取組

子供・子育て応援とうきょう事業

- ポータルサイト「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信
- 子供が意見表明できるティーンズ・アクション TOKYO を開催
- 子育て応援とうきょうパスポートを運営

子育て応援とうきょうパスポートの仕組み

社会全体で、子供と子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供する。



<提供サービスの種類>

- ① 粉ミルクのお湯の提供
- ② おむつ替えスペースあり
- ③ トイレにベビーキープ設置
- ④ 授乳スペースあり
- ⑤ キッズスペースあり
- ⑥ ベビーカー入店可能
- ⑦ 景品の提供
- ⑧ ポイントの付与
- ⑨ 商品の割引
- ⑩ その他

第4章

子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 1 母子保健
- 2 子育て支援
- 3 幼児教育
- 4 保育
- 5 認定こども園
- 6 子供の居場所づくり
- 7 児童相談所
- 8 社会的養護
- 9 ひとり親家庭支援
- 10 障害児支援

第3章で掲げた事業を支えるのは、専門職に加え、子育て経験者やボランティアなど、地域で活動する様々な人材です。

これらの人材の確保・資質の向上は、一義的には事業者の責務ですが、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために必要な人材の確保・資質の向上は、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあります。

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

平成30年1月から、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび(webサイト)」を運営しています。福祉分野に多様な人材を確保するため、福祉職場に関心のある方にシステムへの登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信しています。

1 母子保健

- 子供と子育て家庭を切れ目なく支援するためには、全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わり、各家庭の状況や子育て支援のニーズ等を把握し、適切な相談支援やサービス提供を行うことが必要です。
- また、必要に応じて、関係機関とも連絡調整を行い、支援につなげることも求められます。
- 区市町村の保健所・保健センターにおいては、こうした妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するための人材を確保・育成する必要があります。

<取組の方向性>

- 区市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、区市町村における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を支援します。
- また、実際的な取組の参考となるよう、区市町村担当者の連絡会を開催するなどし、各区市町村の取組の状況に関する情報提供なども行います。
- 産後の家庭や多胎児を育てる家庭に寄り添い、適切に支援する「家事育児サポーター」（産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等）の

質の向上を図る区市町村を支援します。

- 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー事業」を担う人材の役割や必要なスキルに基づき、研修を実施するための養成プログラムを作成し、人材を育成します。

2 子育て支援

- 子供家庭支援センターは、全ての子供と子育て家庭にとって、第一義的な相談窓口であり、ニーズに応じた適切なサービスの提供・紹介や、地域のネットワークの連絡調整を行うなど、地域における子育て支援の中心的な役割を果たす必要があります。
- 虐待対応や関係機関調整、地域の実情に応じた社会資源の開発などを総合的に行える人材の確保・育成が不可欠ですが、区市町村により、職員の配置や経験年数など、組織の体制にはばらつきがあり、対応力の強化が求められています。
- 児童福祉法等改正により、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期から包括的な相談支援等を行うための人材の養成が求められています。
- 子育てひろばについては、地域で子育て家庭が孤立しないよう、親同士の交流や、保護者に寄り添う相談支援等を適切に行うことができる職員を育成する必要があります。また、地域支援やニーズを踏まえ適切なサービスにつなげる利用者支援の役割も果たせるような人材の育成も必要です。
- 障害の有無にかかわらず、全ての子育て家庭が安心して子育てひろばを利用できるよう、障害に早期に気づき、適切な支援につなぐことができる職員の育成も求められています。
- 区市町村で実施している子育て支援策には、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業等の預かり型の事業や、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの訪問型の事業、その他、支援を必要とする家庭に向けた様々なサービスがあり、こうした支援策を確実に実施するために必要な人材を確保・育成する必要があります。

- 利用者支援事業において、妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、これを担う人材を育成する必要があります。
- 小規模保育、家庭的保育、企業主導型保育、学童クラブ、子育てひろば事業、利用者支援事業等の各事業を確実に実施するために、保育士等の有資格者に加えて、保育や子育て支援分野で活躍できる「子育て支援員」の確保・育成が必要です。
- ヤングケアラー及びその家族への支援を推進するには、関係機関が、早期にヤングケアラーと思われる子供に気付くことや、具体的な相談・支援へのつなぎを強化していくことが必要です。

＜取組の方向性＞

- 都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。
- 相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援します。また、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上や専門性の確保を図るため、引き続き、講習会を開催します。
- 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー事業」を担う人材の役割や必要なスキルに基づき、研修を実施するための養成プログラムを作成し、人材を育成します。(再掲)
- 子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な子育てひろば職員研修を実施します。
- また、子育てひろばを利用する子供の障害に早期に気付き、適切な支援につなげるため、障害児支援に関する研修を実施します。
- 預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、よ

り質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。

- ファミリー・サポート・センター事業において子育てを援助する提供会員に子育てに関する研修の受講を義務付けるとともに、報酬を引き上げることで、提供会員の質と量の確保に取り組む区市町村を支援します。
- 利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。
- 子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。
- ヤングケアラーと接する関係機関の職員が、早期に気づき、具体的な相談・支援につなげられるよう、都は、研修を実施する区市町村を支援するとともに、関係機関との連携等において核となるヤングケアラー・コーディネーターに対して、その役割等について認識を深めるための研修を実施し、育成と質の向上を図ります。

3 幼児教育

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、都は質の高い幼児教育が提供されるよう区市町村や事業者を支援していきます。

(1) 人材の確保

- 幼稚園において幼児の教育に直接携わる教諭は、幼稚園教諭免許状を保有している必要があり、免許状の授与件数は、毎年、約 5,500 件前後で推移しています。
令和3年度の東京都内の国公私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭は、10,672 人です。
- 幼稚園教諭の必要数についてもおおむね、これまでと同程度で推移する

と見込まれます。

＜取組の方向性＞

- 引き続き幼稚園教諭免許授与の所要資格の特例制度^{※1} について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

※1 幼稚園教諭免許授与の所要資格の特例制度：保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で、幼稚園教諭免許状を取得できる制度

(2)資質の向上

- 教育公務員特例法に基づき、東京都教育委員会は、公立の新規採用幼稚園教諭研修や東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修Ⅰを実施しています。
- また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続や乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の実施など、幼稚園、保育所及び認定こども園における質の高い就学前教育を支援してきました。
- 公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会では、東京都と共催で行う新規採用教員研修会や、中堅、管理者といった職層別の研修会のほか、教育研究大会や公開保育、教員免許状更新講習など、教職員の専門性を高めるための取組を積極的に展開しています。
- いずれも、国公立幼稚園や公私立保育所、認定こども園等の保育者など、都内の就学前教育に関わる保育者が広く参加できる説明会や研究協議会を実施しています。

＜取組の方向性＞

- 幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園等において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公私立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、保育者等が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。
- 専門的・広域的な観点から、小学校教員や保育士等を対象とした就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた講座・説明会の開催等、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していきます。

4 保育

- 保育サービスの提供に当たっては、保育士、家庭的保育者、子育て支援員など、様々な人材が必要です。
- また、障害のある子供や食物アレルギーのある子供など、特に配慮が必要な子供に適切に対応するためには、専門的な知識や技術を有する人材が必要になります。
- さらに、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、保育所をはじめとする保育の現場には、保育サービスの提供だけでなく、在宅の子育て家庭も含め、保護者に対する支援も求められるようになっていきます。

(1)人材の確保

① 保育士

- 多様な保育ニーズに対応するためには、令和6年度までに4万人分の保育サービスの確保が必要です。そのために令和5年度及び令和6年度において必要となる保育士数は、離職率等も考慮して試算すると、1万8000人になります。

保育サービスの利用児童数見込みと保育士の必要見込数

(各年4月1日現在の対前年比の利用児童増加数)

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------|-----------|----------|---------|---------|---------|
| 保育サービス 利用児童増加数 | (11,382人) | (3,929人) | (▲608人) | 13,000人 | 12,000人 |
| 保育士数 | — | | | 18,000人 | |

※令和5年及び令和6年は暫定値

<取組の方向性>

- 必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかわる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、区市町村が行う保育人材確保・定着に向けた取組への支援、保育従事者向けの宿舍借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組みます。
- また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。

- 併せて、保育士等キャリアアップ研修支援事業により、技能・経験を積んだ職員に対する国の処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援します。
- 保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に、保育施設での職場体験や保育士養成施設の学校説明会を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に取り組みます。

② その他の保育従事者

- 家庭的保育者や子育て支援員を必要とする主な保育サービスは区市町村認可によるものが多く、区市町村が保育サービスの拡充のスケジュールに合わせて計画的に研修を実施していくことが求められます。

<取組の方向性>

- 区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、各事業に従事することを希望する方などを対象に、子育て支援員研修を実施していきます。
- 居宅訪問型保育を担う人材を確保するため、ベビーシッター団体と連携してベビーシッターの養成研修を実施します。

(2) 資質の向上

- 全ての子供の健やかな成長に資するよう、保育従事者の資質を高め、質の高い保育及び地域の子育て支援を提供することが求められます。

<取組の方向性>

- 事業者や区市町村による研修実施の支援、都による研修の実施とともに、代替職員確保に対する支援をはじめ受講促進に向けた環境を整備します。
- また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。
- 障害児やアレルギー児、病児・病後児への対応、保護者対応といった様々な課題に対応するための研修を実施していきます。
- 特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活

管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。

- 保育の質の確保・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。ライフ・ワーク・バランスの推進や対話的な職場風土づくりなど、保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。
- さらに、公開保育をはじめとする保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の促進に取り組む区市町村を支援し、保育の質の確保・向上を図ります。

5 認定こども園

- 幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を有する保育教諭の確保が必要ですが、都内の幼保連携型認定こども園における両資格の併有者の割合は、令和4年4月1日現在約8割となっています。
- 国は、平成27年度の法施行後10年間（令和6年度末まで）に限り、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の資格を有していれば良いこととするとともに、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」^{※2}を実施しています。
※2「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」：新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得ができる。（文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施）
- これに対し、都では、幼保連携型認定こども園における教育・保育が適切に実施されるよう、少なくとも学級担任は幼稚園教諭であること、また、保育を必要とする児童を保育する者は、3歳以上児についてはその6割以上、3歳未満児については全員が保育士資格を有することを求めています。
- また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、保育教諭の資質向上も必要です。

<取組の方向性>

- 都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などによ

り、幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。

- また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を提供する取組を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら推進します。

6 子供の居場所づくり

- 子供たちの安全・安心な居場所が確保できるよう、区市町村が取り組む児童館の運営、学童クラブ事業や放課後子供教室に必要な人材を確保する必要があります。
- 学童クラブでは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、児童の対応にあたる「放課後児童支援員」の資格要件として、都道府県知事等が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の修了が必須となっています。都としてはこれを確実に実施し、職員の確保に努める必要があります。
- 学童クラブ及び放課後子供教室は、障害児など特に配慮を必要とする児童への対応も含め、安心して過ごすことができる居場所の提供や適切な育成支援が行われるよう職員や従事者の資質の向上が求められています。また、支援の必要な児童などに適切に対応するため、保護者・学校・地域との連携も求められています。
- 学童クラブと放課後子供教室が、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進められるよう、人材育成についても、福祉部門と教育部門の連携を強化する必要があります。

<取組の方向性>

- 児童館については、児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施します。
- 学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を実施しています。必要とされる放課後児童支援員を確保できるよう、引き続き、計画的に研修を実施します。また、一定の勤務経験を有する職員に対し、資質向上のための研修を実施します。放課後児童支援員の補助者については、子育て支援員研修において養成します。

- 放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- 「新・放課後子ども総合プラン」の実施に向け、福祉部門と教育部門の一層の連携を図るため、推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方等の協議を行うとともに、両事業の従事者が共に参加できる研修を毎年度確実に実施するなど、一層の相互理解と資質向上を目指します。

7 児童相談所

- 児童相談所における虐待相談件数が年々増えています。中には、保護者対応等が困難な事例や、重篤化する危険性が高い事例、居住実態が把握できない事例なども含まれており、対応に苦慮するケースも少なくありません。
- 都はこれまでも、児童福祉司や児童心理司など、児童虐待対応の中心となる職員を着実に増やしていますが、虐待に適切に対応していくためには、引き続き、体制の強化や職員の育成が求められています。
- また、児童福祉司は、職員の増員等により、経験年数の少ない職員が増えており、困難事例等への対応力の向上が必要となっています。
- さらに、子供の最善の利益を確保するためには、子供を権利の主体として尊重し、子供が意見を表明できる環境を整えていくことが求められます。

<取組の方向性>

- 児童虐待の対応力の更なる向上に向け、児童福祉司や児童心理司、児童福祉司等の業務を補助する非常勤職員を増員するとともに、医師や弁護士、保健師など様々な専門職の更なる活用等により、児童相談所の一層の体制強化を図ります。
- 従来の研修に加え、令和4年度に新たに開設したトレーニングセンターにおいて、児童や保護者との面接スキル向上に向けたロールプレイングや、ゼミ形式の事例検討などの実践的な研修を実施するなど、職員の育成に取り組みます。

- 子供の意見表明や意見表明等支援の重要性についての理解促進を図ります。

8 社会的養護

- 社会的養護を必要とする子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。児童の多様なニーズに応え子供たちを適切に支援するためには、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。
- 児童養護施設や乳児院において専門的な支援や養育の質の確保を図るためには、職員の確保・育成及び定着支援に向けた法人・施設の自主的な取組や体制の確立が重要です。また、養育家庭等においても、委託される児童の状態に合わせた養育の質の向上が必要です。
- また、生活の様々な場面において、子供が意見を表明しやすい環境を整えることも重要です。

<取組の方向性>

- 法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。
- 児童養護施設等には、高度な専門的ケアや小規模化・地域分散化に対応したケアが求められていることから、専門的なケア等に必要な人材の育成を支援します。
- 施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別的で丁寧な指導ができるよう施設に担当職員等を配置したり、児童指導員等を目指す者や実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。また、職員用の宿舍の借り上げを支援します。
- 養育家庭等の研修体系については、必修研修に加え、養育上の様々な課題に対応する知識・技術を得られる実践的な研修を実施し、養育力の向上と安定した委託の推進を図ります。

- 子供の意見表明や意見表明等支援の重要性についての理解促進を図ります。

9 ひとり親家庭支援

- ひとり親家庭が抱える課題は、就業から生活や子育て等多岐に渡っています。ひとり親家庭が、地域で自立した生活を送れるよう、相談の内容から課題を的確に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなげることが求められます。
- 地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っているのは、各区市の母子・父子自立支援員ですが、その平均勤続年数は約2～3年となっており、経験やノウハウが蓄積されにくい状況にあります。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要となっています。
- また、母子生活支援施設は児童福祉施設の中で、唯一母子で入所できる施設であることから、課題を抱える母と子、また、ひとつの家庭としての親子への支援を適切に行うことが必要ですが、入所する母子の課題は複雑化する傾向にあります。

<取組の方向性>

- 都は、広域的な立場から、母子・父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。
- 母子生活支援において、母子の課題に適切に対応できる職員の確保・育成を図ります。

10 障害児支援

(1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

- 保育所や学童クラブ等において、障害児の受入れが進んでいますが、障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるよう、一般的な子育て支援施策においても、職員の専門性を向上させる必要があります。

<取組の方向性>

- 保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

(2)障害児の支援を担う人材の養成・確保

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、障害児支援については、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の構築が必要です。また、関係機関の連携の下、ライフステージに応じた適切な支援を行っていくために、障害児の相談支援体制の整備が重要であり、障害児通所支援のすべての利用者について障害児支援利用計画が作成されるよう、相談支援体制の整備を計画的に進める必要があります。
- 発達障害児（者）支援については、身近な地域における支援体制の整備が必要であり、保健センター、保育所・幼稚園等や児童発達支援事業所等の関係機関による連携や、心理職等による家族、保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組が、各区市町村において進んでいます。また、周囲からの孤立や将来への不安などを抱える家族に対する支援も重要です。
- 重症心身障害児（者）や医療的ケア児について、個々の特性等に応じた支援や関係機関との調整を行える人材の確保・養成が課題となっています。
- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を一層実施できるように、学校における指導・支援体制の整備や指導内容・方法の充実等が、重要な課題となっています。中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、極めて重要です。

<取組の方向性>

- 障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携の下で、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるように、都は、相談支援専門員の養成を着実に進めます。
- また、在宅や障害児施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができるよう、介護職員等を対象とした研修を実施するほか、施設職員等の専門性を強化し、適切な支援を提供できるように、強度行動障害に関する研修を実施します。

- 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、発達障害児（者）支援に携わる区市町村や相談支援事業所等の職員、医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていきます。
- また、同じ発達障害のある子供を持つ親が相談相手となって悩みを共感したり、自分の子育て経験を通して子供の関わり方などを助言するペアレントメンターを養成し、悩みや不安を抱える家族への適切な支援に結びつけることで、家族支援体制の整備を図ります。
- 重症心身障害児（者）施設等で働く看護師については、経験に応じた専門研修を実施してレベルアップを図るとともに、認定看護師資格取得の機会の提供を行い、育成と定着を促進していきます。また、重症心身障害看護の特徴や魅力を発信し、都内の療育センターの人材確保に資するために、看護大学や看護専門学校において説明会を実施します。
- 在宅の重症心身障害児（者）等の健康を支える上で重要な役割を果たす訪問看護ステーションの看護師について、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する研修及び訪問実習を行います。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う協議会において、課題や情報の共有、支援方策等の協議を行い、関係機関の一層の連携を図ります。
- また、地域で医療的ケア児に対する支援を適切に行うことができる人材を育成するための各種研修を行います。さらに、訪問看護ステーションに対する同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業の成果を踏まえ、医療的ケア児の訪問看護に取り組む訪問看護ステーションの拡大を図ります。
- 特別支援教育が全ての学校において実施されるよう全都的な視点に立って人材の育成と確保を進めていきます。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、全ての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図っていきます。

第5章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業者の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 進捗状況の評価・公表

本計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

(本計画の着実な推進)

- 本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。
- 本計画対象事業の実施に当たっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。
- 子供目線の政策を展開するため、本計画の見直し等において、子供への意見聴取に取り組みます。

(区市町村への支援)

- 区市町村が、子供・子育て支援の実施主体として、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び子供の貧困対策に係る計画に基づき、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。
- 保育サービスや学童クラブについては、区市町村が、多様なニーズに対応し、サービス拡充に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。
- 保健所や保健センターにおける母子保健事業、子育て世代包括支援センター、子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

(広域的・専門的な施策の実施)

- 地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。
- 子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識、体罰等によらない子育て及び虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育てを応援する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

(企業の取組を促進)

- 雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、生活と仕事の両立支援に向けた機運の醸成に取り組みます。

(地域の活動を支援)

- 子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織やNPO団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。
- また、企業、NPO団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

(新制度の実施主体)

- 新制度の実施主体として、全ての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

(地域の子供・子育て支援の拡充)

- 子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、全ての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。
- そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。
- また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

(待機児童の解消に係る取組)

- 保育所について、国は「新子育て安心プラン」(令和2年12月厚生労働省公表)において令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備し、令和6年度末までに、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応する方針を打ち出しました。
- 学童クラブ(放課後児童クラブ)について、国は「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月厚生労働省公表)において、令和3年度末までに待機児童を解消し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備する方針を打ち出しました。

- また、都は「『未来の東京』戦略」（令和3年3月策定）において、保育所及び学童クラブについて、待機児童を早期に解消し、その状態を継続することとしています。
- 区市町村において、これらも踏まえた目標を設定し、保育所及び学童クラブの多様なサービスを拡充させていくことが求められています。その際、女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なるニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童を解消しその状態を継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

（雇用環境の整備）

- 育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、生活と仕事の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。
- 次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。

（企業の社会的責任）

- 企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入れなど、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

（児童虐待の防止）

- 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（以下「子供への虐待防止条例」という。）では、児童相談所等の子供の安全確認措置に協力することなどの責務を定めています。社会全体で子供を虐待から守ることに理解を深めることが必要です。

4 地域社会・都民の役割

（子供・子育て支援）

- 全ての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

(児童虐待の防止)

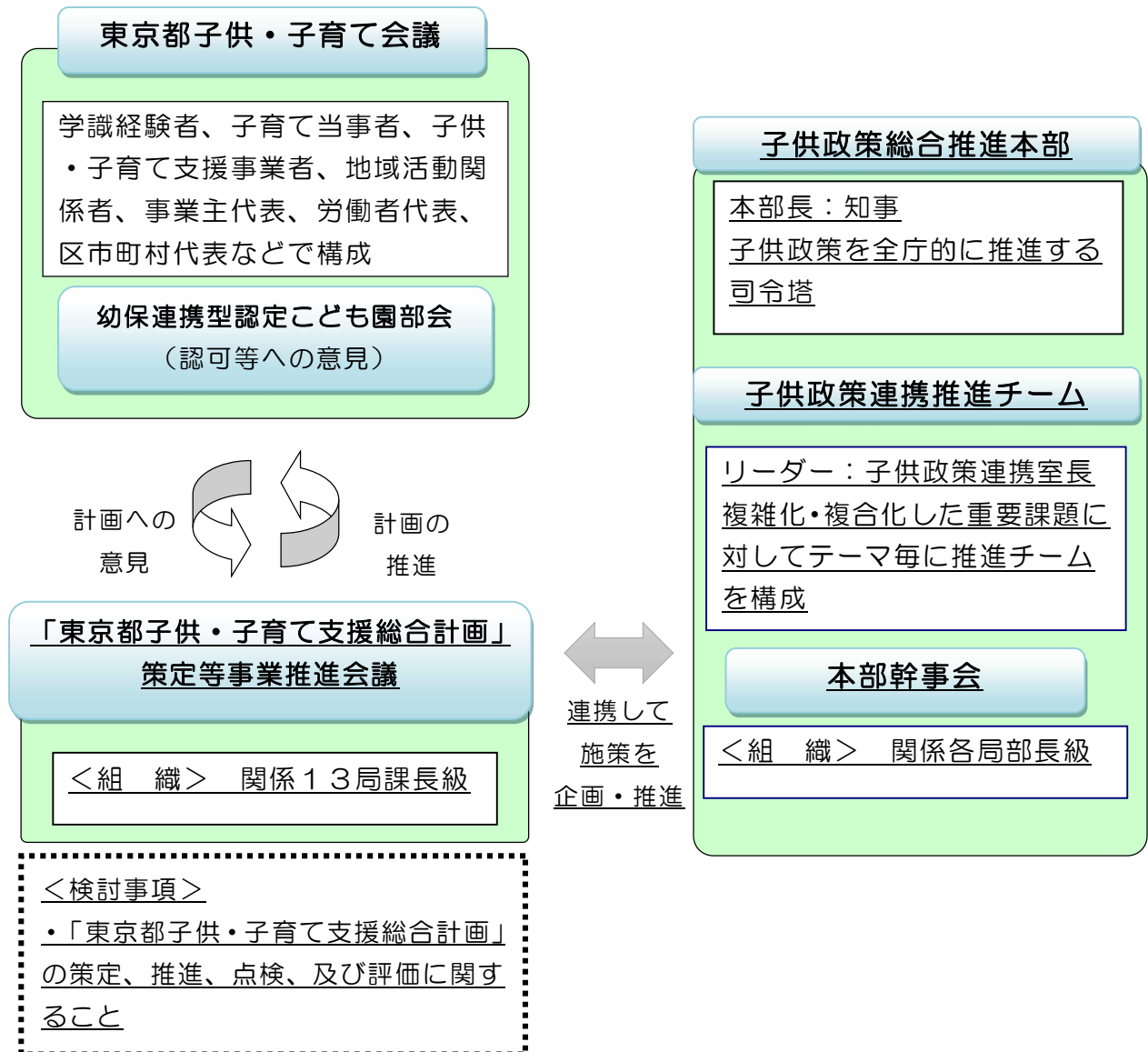
- 児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加傾向となっています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがSOSにいち早く気づき、支援につなげるなど手を差し伸べることが大切です。
- 子供への虐待防止条例では、あらゆる場面において子供は権利の主体として尊重される必要があることを明記するとともに、体罰等によらない子育てを推進することとしています。
- 児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、子供を守るとともに家庭への支援の契機になることを踏まえ、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

(関係機関や企業等と行政との連携)

- 民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。
- また、既に構築されているネットワーク等を生かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

- 「東京都子供・子育て会議」及び「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。計画の中間見直しや新たな計画の策定にあたっては、子供政策総合推進本部と連携して、施策を企画・推進していきます。



6 進捗状況の評価・公表

- 第一期東京都子供・子育て支援総合計画策定後、対象事業の進捗状況、事業効果等の評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行ってきました。
- また計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、毎年度、個別事業の進捗状況（アウトプット）を点検・評価するとともに、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても、令和3年度に設定した評価指標により点検・評価し、施策の推進及び本計画の策定に活かしています。
- 本計画についても、「東京都子供・子育て支援総合計画」策定等事業推進会議において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議していきます。
- 本計画の進捗状況等に関する資料については、東京都公式ホームページ等により公表していきます。

第6章

計画事業

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
 - (1) 妊娠・出産に関する支援の推進
 - (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備
 - (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
 - (4) 子供の健康の確保・増進
 - (5) 子供の育ちへの切れ目ない支援
- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
 - (1) 就学前教育の充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 認定こども園の充実
 - (4) 就学前教育と小学校教育との円滑な接続
- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実
 - (1) 子供の生きる力を育む環境の整備
 - (2) 次代を担う人づくりの推進
 - (3) 子供の居場所づくり
- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
 - (1) 子供の権利擁護の取組
 - (2) ヤングケアラーへの支援
 - (3) 子供の貧困対策の推進
 - (4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化
 - (5) 社会的養護体制の充実
 - (6) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (7) 障害児施策の充実
 - (8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
 - (9) 外国につながる子供等への支援
- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
 - (1) 家庭生活と仕事との両立の実現
 - (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - (3) 子供の安全を確保するための取組の推進
 - (4) 良質な住宅と居住環境の確保
 - (5) 安心して外出できる環境の整備
 - (6) 子供・子育てを応援する機運の醸成
- 6 『未来の東京』戦略」の推進プロジェクト
- 7 目標を掲げている取組 一覧表

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|---|------|-----|-------|--|
| 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり | | | | |
| (1) 妊娠・出産に関する支援の推進 | | | | |
| 1 | (1) | 旧1 | 福祉保健局 | 区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。 |
| 1 | (1) | 旧2 | 福祉保健局 | 電話相談事業(「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」)「妊産婦向け助産師オンライン相談」やLINEチャットボット(「妊娠したかも相談@東京」)により様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行う。 |
| 1 | (1) | 新規 | 福祉保健局 | 妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やAMH検査への支援等を実施する。 |
| 1 | (1) | 新規 | 福祉保健局 | 妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援する。 |
| 1 | (1) | 旧3 | 福祉保健局 | 不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する(平成29年度事業開始)。また、特定不妊治療の費用の一部(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部も含む)を助成する。 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用とされたことに伴い、助成内容を見直し、体外受精及び顕微授精を保険診療した際に併せて実施する先進医療について、かかる費用の一部を助成する。 さらに、女性が自らのライフプランを考える際に適切な選択を行えるよう、がん以外に疾病がある方に対しても卵子凍結に係る費用について助成する。また、卵子凍結のメリット・デメリットについて等、正しい知識を普及啓発する。 加えて、社会的適応により凍結した卵子を用いて体外受精・顕微授精を行った方に対し、治療にかかる費用の一部を助成する。 |
| 1 | (1) | 新規 | 福祉保健局 | 子供を望む方に対する支援の充実を図るため、社会的適応の卵子凍結への助成制度の構築に向け、医療機関等と連携しながら、必要な支援等を調査・検討し、ガイドラインを作成する。 |
| 1 | (1) | 新規 | 産業労働局 | ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、普及啓発や職場環境整備を推進する。 |
| 1 | (1) | 旧4 | 福祉保健局 | 妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返し、子供を持ってないといわれるいわゆる不育症について、不育症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成する。 |
| 1 | (1) | 旧6 | 福祉保健局 | 全ての子育て家庭に対して妊娠前から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠前から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。 |
| 1 | (1) | 新規 | 福祉保健局 | 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰など、子供と子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増している中において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするために、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、育児用品や子育て支援サービス等を提供するとともに、とうきょうママパパ応援事業と連動し、併走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援体制の整備を推進する。 |
| 1 | (1) | 旧8 | 福祉保健局 | 公的な支援につながない子供がいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。 |
| 1 | (1) | 旧9 | 福祉保健局 | 母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。 |
| 1 | (1) | 旧10 | 福祉保健局 | 妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。 |
| 1 | (1) | 旧11 | 福祉保健局 | 子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。 |
| 1 | (1) | 旧12 | 福祉保健局 | 休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットによる医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。 |
| 1 | (1) | 新規 | 福祉保健局 | 若年がん患者等が、生殖機能温存から妊娠まで一貫した治療を受けるための費用を助成し、将来の妊娠に備えながら、希望を持ってがん治療に取り組むことを支援する。 |
| 1 | (1) | 旧13 | 福祉保健局 | 子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応し、保護者の不安の軽減を図る。 |
| 1 | (1) | 旧14 | 福祉保健局 | 小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。 |
| 1 | (1) | 旧15 | 福祉保健局 | 小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。 |
| 1 | (1) | 旧16 | 福祉保健局 | 「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。 |
| (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備 | | | | |
| 1 | (2) | 旧17 | 福祉保健局 | 子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。 |
| 1 | (2) | 旧18 | 福祉保健局 | 地域の小児初期救急診療事業に参加する医師を確保するため、小児科二次救急医療機関における地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や、小児救急医療への参加を促進する小児救急研修会、地域で小児救急医療に従事する医師の研修会を実施する。 |
| 1 | (2) | 旧19 | 福祉保健局 | 小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-------------------------------|------|--|---------|--|
| 1 | (2) | 旧20 休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置) | 福祉保健局 | 休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。 |
| 1 | (2) | 旧21 小児集中治療室医療従事者研修事業 | 福祉保健局 | 良質な小児救命、集中治療体制を維持していくため、東京都小児救命救急センターにおいて医師等に対する小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行う。 |
| 1 | (2) | 旧22 こども救命センターの運営 | 福祉保健局 | 重篤な小児救命患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。 |
| 1 | (2) | 旧23 東京都小児医療協議会 | 福祉保健局 | 小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。 |
| 1 | (2) | 旧24 周産期医療システムの整備 | 福祉保健局 | 出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。 |
| 1 | (2) | 旧25 周産期医療施設等整備費補助 | 福祉保健局 | 都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。 |
| 1 | (2) | 旧26 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置 | 福祉保健局 | 救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。 |
| 1 | (2) | 旧27 周産期搬送コーディネーターの配置 | 福祉保健局 | 総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。 |
| 1 | (2) | 旧28 周産期医療ネットワークグループの構築 | 福祉保健局 | 周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。 |
| 1 | (2) | 旧29 周産期連携病院の確保 | 福祉保健局 | ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。 |
| 1 | (2) | 旧30 多摩新生児連携病院の確保 | 福祉保健局 | 区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。 |
| 1 | (2) | 旧31 在宅移行支援病床運営事業 | 福祉保健局 | NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。 |
| 1 | (2) | 旧32 在宅療養児一時受入支援事業 | 福祉保健局 | NICU等長期入院児等の在宅療養中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。 |
| 1 | (2) | 旧33 地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金) | 福祉保健局 | 将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等(小児医療、周産期医療、救急医療等)の医師の確保及び質の向上を図る。 |
| 1 | (2) | 旧34 産科医等育成・確保支援事業 | 福祉保健局 | 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。 |
| 1 | (2) | 旧35 新生児医療担当医育成・確保支援事業 | 福祉保健局 | NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。 |
| 1 | (2) | 旧36 病院勤務者勤務環境改善事業 | 福祉保健局 | 都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組を行う病院を支援する。 |
| 1 | (2) | 新規 助産所と囃託医療機関等の連携支援 | 福祉保健局 | 助産所における囃託医師、囃託医療機関等確保のための相談窓口を設置するとともに、助産所と囃託医師等の連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援する。 |
| 1 | (2) | 新規 助産所設備整備費補助 | 福祉保健局 | 妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に産出できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備を促進する。 |
| (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 | | | | |
| 1 | (3) | 旧37 医療保健政策区市町村包括補助事業 | 福祉保健局 | 身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。 |
| 1 | (3) | 旧38 要支援家庭の早期発見に向けた取組 | 福祉保健局 | 母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。 |
| 1 | (3) | 新規 ファミリー・アテンダント事業(仮称) | 子供政策連携室 | 子育て家庭の孤独・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添い、「アウトリーチ型支援」を展開する。 |
| 1 | (3) | 新規 子供・子育てでメンター事業(仮称) | 子供政策連携室 | 子供や子育て家庭の不安や悩みに対し、SNSを活用した相談環境(バーチャルな居場所)づくりとともに、AI活用により、プッシュ型で情報提供を行う環境の整備を推進する。 |
| 1 | (3) | 新規 とうきょう子育て応援パートナー事業 | 福祉保健局 | 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー制度」を創設し、安心して子育てができる環境を整備する。 |
| 1 | (3) | 新規 予防的支援推進とうきょうモデル事業 | 福祉保健局 | 児童虐待の未然防止のため、新たな予防的支援に取り組む区市町村を支援するとともに、その効果検証を行い、方法を確立し都内区市町村全体に展開する。 |
| 1 | (3) | 旧39 乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業) | 福祉保健局 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧40 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 新規 子供家庭支援センター地域支援力強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施、平日夕方や休日の相談体制を確保することにより、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図る取組を支援する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | |
|-----------------|------|-----|---|--------------|--|
| 1 | (3) | 新規 | 虐待対策コーディネーター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 子供家庭支援センターにおいて、調整機能を担う虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進行管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援する。 |
| 1 | (3) | 新規 | 虐待対策ワーカー業務の委託支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー業務の委託料の補助を創設し、業務の一部を民間委託する取組を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧41 | 養育支援訪問事業 | 福祉保健局 | 保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧42 | 親の子育て力向上支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 親同士が相互に学び合うグループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧43 | 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) | 福祉保健局 | 子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧44 | 要支援家庭を対象としたショートステイ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧45 | ショートステイ事業の拡充 | 福祉保健局 | ショートステイについて、実施施設を当日でも利用できる枠や個別対応を有する児童の受入体制を確保するとともに、協力家庭の活用に対する支援を充実することにより、利用者ニーズに応じた体制を整備する。 |
| 1 | (3) | 旧46 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金> | 福祉保健局 | 仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧47 | ファミサポマイスター推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保する。 |
| 1 | (3) | 旧48 | 一時預かり事業 | 福祉保健局 | 保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧51 | 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実 | 福祉保健局 | 身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する子育てひろばの整備や相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧52 | 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 | 福祉保健局 | 区市町村において、子供を守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧53 | 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧54 | 4152(よいこに)電話 | 福祉保健局 | 土・日・祝日(年末年始を除く)を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。 |
| 1 | (3) | 旧56 | 利用者支援事業 | 福祉保健局 | 子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所等で情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧57 | 地域子育て支援研修 | 福祉保健局 | 年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点(子育てひろば)等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。 |
| 1 | (3) | 旧58 | 子育て支援員研修 | 福祉保健局 | 保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材の確保と質の向上を図る。 |
| 1 | (3) | 旧60 | 子供が輝く東京・応援事業 | 福祉保健局 | 社会全体で子育てを支えるため、都のええん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。 |
| 1 | (3) | 旧61 | 地域における多世代交流拠点の整備 | 福祉保健局 | 地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援する。 |
| 1 | (3) | 新規 | 東京みんなでサロン事業 | 住宅政策本部 | 都営住宅の集会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、NPO 等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多様なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各地で展開する。 |
| (4) 子供の健康の確保・増進 | | | | | |
| 1 | (4) | 旧62 | アレルギー疾患対策 | 教育庁 福祉保健局 | (教育庁) アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。 (福祉保健局) 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、適切な自己管理方法等の情報提供、状態に応じた適切な医療が受けられる体制の整備、相談体制の充実や社会福祉施設等における緊急時対応体制の整備などに取り組む。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|----------------------|------|---------------------------|--------------|---|
| 1 | (4) | 旧63 食を通じた子供の健全育成 | 教育庁 福祉保健局 | (教育庁) 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。 (福祉保健局) 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。 |
| (5) 子供の育ちへの切れ目ない支援 | | | | |
| 1 | (5) | 新規 Q18サポート | 福祉保健局 | 生まれた家庭の環境に関わらず、すべての子どもの成長を等しく応援することを趣旨として給付することで、18歳以下の子どもの育ちを切れ目なく支援する。 |
| 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実 | | | | |
| (1) 就学前教育の充実 | | | | |
| 2 | (1) | 旧64 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 | 教育庁 | 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、幼稚園、保育所等の就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。 |
| 2 | (1) | 旧65 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト | 教育庁 | 子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。 |
| 2 | (1) | 旧66 子供の読書活動の推進 | 教育庁 | 児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。 ○乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 ○小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 ○高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等 ○障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 ○読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等 |
| 2 | (1) | 旧67 私立幼稚園等への助成 | 生活文化スポーツ局 | ○私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る学修上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。 |
| 2 | (1) | 旧68 私立幼稚園等における預かり保育の充実 | 生活文化スポーツ局 | ○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業(幼稚園型)を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組み私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。 |
| 2 | (1) | 旧69 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援 | 生活文化スポーツ局 | ○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。 |
| 2 | (1) | 旧70 公立幼稚園における預かり保育の充実 | 教育庁 | 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業(幼稚園型)を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 |
| 2 | (1) | 新規 乳幼児「子育て」応援プログラムの推進 | 子供政策連携室 | ○乳幼児から子供の健やかな成長をサポートするため、幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を越え、多彩な体験・経験に触れ合うことのできる共通プログラムを策定する。 ○共通プログラムを実践し、幼児教育・保育の充実を図る幼稚園・保育所等を支援する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|------|------|--|--------------------|--|
| | (2) | (2) 保育サービスの充実 | | |
| 2 | (2) | 旧71 保育サービスの充実(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育) | 福祉保健局 | 地域の实情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。 ○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設 ○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設 ○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設 ○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業 ○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業 ○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業 ○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業 ○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業(地域の児童も受け入れ可能) ○定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス |
| 2 | (2) | 旧72 子育て推進交付金 | 福祉保健局 | 子育て支援の主体である市町村が地域の实情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。 |
| 2 | (2) | 旧73 <保育サービスの拡充>認可保育所 | 福祉保健局 | ○賃貸物件による保育所等を設置するために要する開設前の建物賃借料の一部を補助することにより、保育所の設置を促進する。 |
| 2 | (2) | 旧74 <保育サービスの拡充>認証保育所 | 福祉保健局 | 大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧75 <保育サービスの拡充>認定こども園 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 | 開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧76 <保育サービスの拡充>定期利用保育事業※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充 | 福祉保健局 | 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。 |
| 2 | (2) | 旧77 <保育サービスの拡充>家庭的保育事業 | 福祉保健局 | 区市町村が行う都独自の家庭的保育事業等に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による家庭的保育事業を活用した保育サービスの拡充の取組を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧78 <保育サービスの拡充>小規模保育事業 | 福祉保健局 | 開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービスの拡充の取組を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧79 <保育サービスの拡充>居宅訪問型保育事業 | 福祉保健局 | 地域型保育事業の一つである居宅訪問型保育事業を活用して、待機児童対策に取り組む区市町村を支援することにより、区市町村による居宅訪問型保育事業を活用した保育サービスの拡充の取組を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧81 <保育サービスの拡充>企業主導型保育事業 | 福祉保健局 | ○企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。 ○既存の企業主導型保育施設の地域枠の活用や利用促進に取り組む区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧83 ベビーシッター利用支援事業 | 福祉保健局 | 保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等の保育サービスを利用できずに養育する乳幼児が待機児童となっている保護者、育児休業を1年間取得した後復職する保護者、夜間帯保育を必要とする保護者、一時的に保育を必要とする保護者等が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援する。 また、事業者による巡回やWebカメラの設置により、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧84 保育所等利用多子世帯負担軽減事業 | 福祉保健局 | 生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、認可保育所等に通う第2子以降の保育料(利用者負担分)について、第2子は半額(令和5年10月以降は無償化)、第3子は無償化とするよう負担軽減を行う区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧85 認可外保育施設利用支援事業 | 福祉保健局 | 認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の实情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図る。 |
| 2 | (2) | 旧86 緊急1歳児受入事業 | 福祉保健局 | 待機児童が多い1歳児を、新設の認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、緊急的に受け入れる区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧87 認証保育所1歳児受入促進事業 | 福祉保健局 | 待機児童解消に有効かつ保護者のニーズを踏まえた取組を推進するため、認証保育所を活用し、1歳児に対する保育サービスの拡大を図る。 |
| 2 | (2) | 旧88 待機児童解消区市町村支援事業 | 福祉保健局 | 保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乗せし、待機児童解消に向けた区市町村の取組を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧89 保育環境改善等事業 | 福祉保健局 | 駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、待機児童の解消を図る区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧90 保育所等用地確保の支援 | 福祉保健局 | ○都営地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。 |
| 2 | (2) | 旧91 民有地マッチング事業 | 福祉保健局 | 民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧93 とうきょう保育ほうれんそう | 福祉保健局 | 都営地を活用した保育所の整備を推進するため、民間事業者等からの都営地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。 *ほうれんそう:「方法のアドバイス(ほう)」、「連携(れん)」、「相談(そう)」の頭文字をとったもの。 |
| 2 | (2) | 旧94 民有地を活用した保育所等整備促進税制 | 主税局 | 待機児童の解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等として使用するために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。 |
| 2 | (2) | 旧95 認証保育所に対する減免 | 主税局 | 認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者等に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税(23区内)及び事業所税(23区内)を減免する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | |
|------|------|------|--------------------------------|-------|--|
| 2 | (2) | 旧96 | 福祉インフラ整備への協力 | 交通局 | 〇局資産の貸付時には、地元自治体の要望等に応じて福祉施設の整備を条件とするなど、用地確保が困難な都市部における福祉インフラ施設の整備に協力する。 〇保育所等の整備を推進するため設置された「都有地活用推進本部」に参画し、活用可能な局有地を情報提供する。 |
| 2 | (2) | 旧97 | 夜間帯保育事業 | 福祉保健局 | 深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯(22時から翌7時まで)及び休日の保育を提供する。 |
| 2 | (2) | 旧98 | 夜間保育事業 | 福祉保健局 | 保護者の就労等の事情により、夜間(おおよそ午後10時まで)のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧99 | 延長保育事業 | 福祉保健局 | 保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧100 | 休日保育事業 | 福祉保健局 | 保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧101 | 病児保育事業の充実 | 福祉保健局 | 〇病中又は病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。 〇病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用、病児保育の登録家庭に対する相談支援など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧102 | 医療的ケア児への支援 | 福祉保健局 | 医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧103 | 送迎保育ステーション事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧104 | 都庁内に地域に開放した保育施設の設置 | 総務局 | 民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する(平成28年10月設置済み)。 |
| 2 | (2) | 旧105 | 保育の質の確保 | 福祉保健局 | 〇保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。 〇質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。 〇区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。 〇認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。 〇認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。 〇保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。 〇認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受け皿の拡大を図る区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧107 | 保育サービス推進事業及び保育力強化事業 | 福祉保健局 | アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧108 | 保育体制強化事業 | 福祉保健局 | 地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を、保育に係る周辺業務や園外活動時における見守り活動に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。 |
| 2 | (2) | 旧110 | 保育人材の確保及び定着支援 | 福祉保健局 | 〇保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 〇社会保険労務士による対面・双方向での講座を開講し、保育事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、定着支援を図る。 〇保育に特化した常設のプラットフォーム開設し、保育の魅力やそのやりがい等について情報を発信する。 〇保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 〇指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 〇保育事業者等が保育従事者向けの宿舎を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 〇保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 〇保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 〇保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。 〇保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。 〇保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援する。 〇認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 〇認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 〇書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるICT化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 旧111 | 保育士等キャリアアップ研修支援事業 | 福祉保健局 | 技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----------------------------|------|--|--------------------|---|
| 2 | (2) | 旧112 都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施 | 福祉保健局 | 区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。 |
| 2 | (2) | 新規 多様な他者との関わりの機会の創出 | 福祉保健局 | 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みを創出する。 併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。 |
| 2 | (2) | 新規 保育所等における地域の子育て支援事業 | 福祉保健局 | 保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育てで家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援する。 |
| 2 | (2) | 新規 子供主体の保育普及促進事業 | 福祉保健局 | 子供を主体とした保育等の実践に係る保育者向け研修やアドバイザー派遣等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質の向上及び保育の充実につなげる。 |
| 2 | (2) | 新規 保育所等における要支援児童等対応推進事業 | 福祉保健局 | 保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。 |
| (3) 認定こども園の充実 | | | | |
| 2 | (3) | 旧116 認定こども園の設置支援 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 | 開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。 |
| 2 | (3) | 旧117 保育教諭の確保 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 | 保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用(任用)されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。 |
| (4) 就学前教育と小学校との円滑な接続 | | | | |
| 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実 | | | | |
| (1) 子供の生きる力を育む環境の整備 | | | | |
| 3 | (1) | 旧118 地域スポーツクラブの設立・育成支援事業 | 生活文化スポーツ局 | 子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。 |
| 3 | (1) | 新規 だれでもフィットネス推進事業 | 生活文化スポーツ局 | 運動することに無関心や苦手意識のある子供、高齢者に対し、身体を動かすことの楽しさ等を伝える動画を作成・発信し、フィットネス等の実施につなげる。 |
| 3 | (1) | 旧120 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進 | 教育庁 | 子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る。 |
| 3 | (1) | 旧121 学校2020レガシー | 教育庁 | 学校はオリンピック・パラリンピック教育で培ったネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を「学校2020レガシー」として位置付け、共生社会の形成に向けた取組を継続・発展させていく。 |
| 3 | (1) | 旧122 Sport-Science Promotion Clubの指定 | 教育庁 | 科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進し、競技力向上を図る。 |
| 3 | (1) | 旧123 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施 | 教育庁 | 児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。 ○児童・生徒の学力向上を図るための調査 ○調査結果、保護者向け資料の配布 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等の発信 ○基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用による、基礎的・基本的な事項の定着 ○「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進 |
| 3 | (1) | 旧124 校内寺子屋 | 教育庁 | 義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、個に応じた学習を支援するため、外部人材を活用している。「学力向上研究校」として10校を指定し、平成30年度からは、指定校を30校に拡充して実施する。 |
| 3 | (1) | 旧125 都立高校学カスタンダードに基づく指導 | 教育庁 | 具体的な学習目標を明示した「都立高校学カスタンダード」を参考に、都立高校が自校の学カスタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。 |
| 3 | (1) | 旧126 都立専門高校技能スタンダードの実施 | 教育庁 | 専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。 |
| 3 | (1) | 旧127 理数教育の推進 | 教育庁 | 都内全公立小学校を対象とした「小学生科学展」の実施や都内全中学校を対象とした「中学生科学コンテスト」の実施、理数教育重点校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。 |
| 3 | (1) | 旧129 道徳教育の推進 | 教育庁 | 東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、子供たちの豊かな心の育成について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。 |
| 3 | (1) | 旧130 スクールサポーター制度 | 警視庁 | 児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。 |
| 3 | (1) | 旧131 思春期に係る相談、研修の実施 | 福祉保健局 | ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会(研修)や、家族向けの家族講座の開催 |
| 3 | (1) | 旧132 HIV/エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施 | 福祉保健局 | 都民のHIV/エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都新宿東口検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | |
|------|------|------|--|------------------|--|
| 3 | (1) | 新規 | ユースヘルスケア普及啓発事業 | 子供政策連携室 | 思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページを構築し、ユースヘルスケアの普及啓発を推進する。 |
| 3 | (1) | 新規 | 東京ユースヘルスケア推進事業 | 福祉保健局 | 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援 |
| 3 | (1) | 新規 | 「遊び」推進プロジェクト | 子供政策連携室 | 子供が身近な場所で多様な遊びを経験できるプロジェクトを実施し、「遊び」の魅力を発信する。 |
| 3 | (1) | 新規 | 「遊び場」づくりに対する補助事業 | 子供政策連携室 | 子供の意見を反映しながら、プレーパークや地域資源を活用した「遊び場」など、区市町村の「遊び場」創出に向けた取組を支援する。 |
| 3 | (1) | 旧133 | 20歳未満の喫煙防止対策 | 福祉保健局 | 20歳未満の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 <20歳未満の喫煙防止> ○小中高校生用副教材やリーフレット、ホームページ等において、未成年者や胎児・妊産婦への喫煙・受動喫煙防止に関する啓発を実施（教育・福保） ○小中高校生を対象に20歳未満喫煙防止ポスターコンクールの実施 ○都内公立学校に対して、敷地内禁煙とする受動喫煙防止対策の推進依頼（教育） ○両親学級等において、喫煙の健康被害等を啓発（福保） <受動喫煙の健康影響防止> ○平成30年4月1日施行の「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」及び令和2年4月1日から全面施行した「東京都受動喫煙防止条例」・「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止する取組を実施（福保） |
| 3 | (1) | 旧134 | 地域における青少年の健全育成 | 生活文化スポーツ局 | 青少年の規範意識やコミュニケーション力などを育む取組に加え、地域の中で多様な尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。 |
| 3 | (1) | 旧135 | 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進 | 教育庁 | 地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の地域学校協働活動推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「地域学校協働本部」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。 |
| 3 | (1) | 旧136 | 東京都教育の日の設定による地域の協働の推進 | 教育庁 | 都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。 |
| 3 | (1) | 旧137 | 私立学校への助成 | 生活文化スポーツ局 | 私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。 |
| 3 | (1) | 旧138 | 学校と家庭の連携推進事業 | 教育庁 | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。 |
| 3 | (1) | 旧139 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育庁 | いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。 |
| 3 | (1) | 旧140 | いじめ総合対策【第2次】 | 教育庁 | 令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、軽微ないじめも見逃さず、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に示す取組を確実に実施していく。 |
| 3 | (1) | 旧141 | スクールカウンセラー活用事業 | 教育庁 | いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。 |
| 3 | (1) | 旧142 | アドバイザースタッフ派遣事業 | 教育庁 | アドバイザースタッフ（臨床心理士等）を学校に派遣し、不登校や集団不適応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。 |
| 3 | (1) | 旧143 | 東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン | 教育庁 | いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。 |
| 3 | (1) | 旧144 | 防災教育の推進 | 教育庁 生活文化スポーツ局 | 防災教育デジタル教材「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、防災教育デジタル教材「防災ノート」の情報提供や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。 |
| 3 | (1) | 旧145 | JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置 | 教育庁 生活文化スポーツ局 | JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から、平成30年度には240人に拡大し、全都立高等学校等（定時制課程単独校を除く。）に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。生徒がJETから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。 |
| 3 | (1) | 旧146 | 海外留学支援事業 | 教育庁 生活文化スポーツ局 | 【教育庁・次世代リーダー育成道場】 将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーを輩出するため、事前研修や約1年間の留学、事後研修を通して、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、課題解決能力等を育成する。 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。 |
| 3 | (1) | 旧147 | 私立学校教員海外派遣研修事業費補助 | 生活文化スポーツ局 | 世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員（国語、数学、英語、社会、理科の5教科が対象）を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助する。 |
| 3 | (1) | 旧148 | 私立高等学校外部検定試験料補助 | 生活文化スポーツ局 | 私立高等学校が、在籍する生徒の英語力向上を目的として外部検定試験（高等学校における英語教育レベルを満たし「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込むもの）を実施する場合、当該試験に係る経費を補助する。 |
| 3 | (1) | 旧149 | 都立国際高校での国際バカロレアの取組 | 教育庁 | 都立国際高校のバカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得により海外大学進学を推進する。 |
| 3 | (1) | 旧150 | 東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上 | 教育庁 | 小学生から高校生までを主な対象とし、体験的で実践的な学習を通じて、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲を自ら向上させることを目的に、民間事業者とともにTOKYO GLOBAL GATEWAYを開設する。児童・生徒8人につき1人のイングリッシュ・スピーカーが常に付き添い、海外の日常生活シーンや文化、ビジネス、国際貢献などの多彩な内容を、英語漬けで体験する。 また、令和5年1月から、多摩地域に同様の施設を開設し、運営する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|------|------|---------------------|--|---|
| | (2) | 次代を担う人づくりの推進 | | |
| 3 | (2) | 新規 | 「東京都子ども基本条例」に関する理解促進事業 | 子供政策連携室 子供や保護者等に対し、条例の内容を分かりやすく伝え、子供の意見表明や地域社会等への参加促進、子供の権利擁護に関する理解促進を図る。 |
| 3 | (2) | 新規 | 「東京都子ども基本条例」を踏まえた新たな取組<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援する。 |
| 3 | (2) | 新規 | 東京都子どもホームページ | 子供政策連携室 未来の東京を担う子供たちが、楽しみながら東京の魅力や都政への興味・関心を高められるよう、「子供の参加」、「子供の意見」を作成・更新プロセスに反映させながら、子供と都政をつなぐ新たな情報プラットフォームとして、多彩な情報を発信する。 |
| 3 | (2) | 旧151 | 子供向け舞台芸術参加・体験プログラム | 生活文化スポーツ局 子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。 |
| 3 | (2) | 旧152 | 芸術文化を通じた子供たちの育成 | 生活文化スポーツ局 子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。 |
| 3 | (2) | 旧153 | 中学生の職場体験 | 教育庁 中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験に関わる情報提供を行い、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。 |
| 3 | (2) | 旧154 | 都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施 | 教育庁 教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識の向上を図る。 |
| 3 | (2) | 旧155 | 勤労観・職業観育成推進プラン | 教育庁 高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。 |
| 3 | (2) | 旧156 | 高等学校「家庭」における保育体験活動の充実 | 教育庁 都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。 |
| 3 | (2) | 旧157 | 不登校・中途退学対策事業 | 教育庁 不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。 |
| 3 | (2) | 旧158 | 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業 | 教育庁 都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。 |
| 3 | (2) | 旧159 | ひきこもりに係る支援事業 | 福祉保健局 (1) 東京都ひきこもりに係る支援協議会 (2) 都民向け普及啓発 (3) 都民に対する相談支援 (4) 区市町村に対する支援 (5) 人材育成 |
| 3 | (2) | 新規 | バーチャル・ラーニング・プラットフォームの開発 | 教育庁 日本語指導や不登校児童・生徒への支援等に活用するため、オンライン(仮想空間)上にプラットフォームを構築し、区市町村に提供 |
| 3 | (2) | 新規 | 学齢期の子育ちに関する調査等 | 子供政策連携室 フリースクール等に通う学齢期の子供を取り巻く環境や課題の把握のため、フリースクールに通う子供や支援団体へのアウトリーチ型のヒアリングを通じて、国内外の先進事例調査を実施し、今後の施策へつなげる。 |
| 3 | (2) | 新規 | 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への取組 | 生活文化スポーツ局 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する認知や関心を高めるため、教育機関との連携などにより大人と子供の両面から意識啓発を図る。 |
| 3 | (2) | 新規 | デジタル分野等で働く魅力発信事業 | 生活文化スポーツ局 ・将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援するため、デジタル分野等の企業と連携し、女子中高生を対象とした職場体験ツアーを実施する。 |
| 3 | (2) | 旧160 | 地域における若者の自立等支援体制整備事業 | 生活文化スポーツ局 社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口の設置や支援事業の新設・拡充など、地域のニーズに応じて若者の支援施策を実施する区市町村を対象に、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を開催し、地域における若者の自立支援体制の整備を促進する。 また、社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催する。 |
| 3 | (2) | 旧161 | 若者総合相談支援事業 | 生活文化スポーツ局 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、悩みを抱える若者や、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しする。 |
| 3 | (2) | 旧162 | 地域の若者支援社会資源ポータルサイト(若ぼた)の運営 | 生活文化スポーツ局 若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営している。 |
| 3 | (2) | 旧163 | 非行少年の立ち直り支援事業 | 生活文化スポーツ局 非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを支援するため、立ち直り支援に携わる支援者を対象としたガイドブックの作成・配布や研修会の開催、保護観察対象少年の会計年度任用職員としての雇用、非行の入口ともいわれる子供の万引き防止対策に取り組む。 |
| 3 | (2) | 旧164 | 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 | 福祉保健局 貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。 |
| 3 | (2) | 旧165 | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉保健局 学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。※令和4年度より収入要件を緩和し、対象を拡大 |
| 3 | (2) | 旧166 | 多子世帯への授業料支援 | 教育庁 生活文化スポーツ局 総務局 所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23歳未満の子供を3人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、高等学校等の授業料等の半額相当額の支援を行う。 (注:私立学校については「私立高等学校等特別奨学金」の所得要件に該当する世帯は除く。) |
| 3 | (2) | 新規 | 都立大学・都立高専の授業料実質無償化 | 総務局 教育費の負担軽減による少子化対策を進めるとともに、家庭の経済状況にかかわらず意欲ある学生に教育機会を提供するため、国に先駆け都立大及び都立産技高専において授業料を実質無償化(R6年度から) |
| 3 | (2) | 旧167 | 被保護者自立促進事業 | 福祉保健局 生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小学1年生～高校3年生の学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(大学等受験料)等を補助している。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|------------------------------------|------|---|---------|---|
| 3 | (2) | 旧168 若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業) | 産業労働局 | 進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。 |
| 3 | (2) | 旧169 若年者能力開発訓練 | 産業労働局 | 30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を実施している。 |
| (3) 子供の居場所づくり | | | | |
| 3 | (3) | 旧170 シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業 | 福祉保健局 | 児童館において、中高生世代向けの講習会の講師や見守りボランティアとして、シニア世代・シニア予備群の力を活用し、中高生の放課後の居場所の充実に取り組む区市町村を支援することで、児童の健全育成の推進を図る。 |
| 3 | (3) | 旧171 学童クラブ運営費補助事業 | 福祉保健局 | 就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。 |
| 3 | (3) | 旧172 学童クラブの設置促進 | 福祉保健局 | 既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。 |
| 3 | (3) | 新規 学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業 | 福祉保健局 | 医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要な人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援する。 |
| 3 | (3) | 新規 学童クラブ待機児童対策提案型事業 | 福祉保健局 | 令和6年度末までの3年間、区市町村が地域の実情に応じて実施する多様な学童クラブ待機児童対策を支援し、待機児童の早期解消をめざしていく。 |
| 3 | (3) | 旧173 児童館等整備費補助 | 福祉保健局 | 児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。 |
| 3 | (3) | 旧174 放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修 | 福祉保健局 | ○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施する。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施する。 |
| 3 | (3) | 旧175 放課後居場所緊急対策事業 | 福祉保健局 | 学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する。 |
| 3 | (3) | 旧176 放課後子供教室 | 教育庁 | すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。 |
| 3 | (3) | 新規 児童館支援事業 | 福祉保健局 | 児童館等について、区市町村への情報提供や職員の資質の向上を図るための研修を実施することにより、遊びを通じた児童の健全育成を図る。 |
| 3 | (3) | 旧49 子供の居場所創設事業 | 福祉保健局 | 子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援する。 |
| 3 | (3) | 旧50 子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。 |
| 目標4 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実 | | | | |
| (1) 子供の権利擁護の取組 | | | | |
| 4 | (1) | 旧177 児童虐待防止の普及啓発 | 福祉保健局 | 児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。 |
| 4 | (1) | 旧178 子供の権利擁護専門相談事業 | 福祉保健局 | 様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。 |
| 4 | (1) | 旧55 児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 | 福祉保健局 | 児童虐待の未然防止を図るため、近年、コミュニケーション手段として浸透しているソーシャルメディアのうち、最も利用されている無料通話アプリ(LINE)を活用した相談窓口を設置する。 |
| (2) ヤングケアラーへの支援 | | | | |
| 4 | (2) | 新規 ヤングケアラー普及啓発事業 | 子供政策連携室 | ヤングケアラーに関する正しい知識や様々な支援内容等を幅広く情報発信し、ヤングケアラー支援に向けた普及啓発を実施する。 |
| 4 | (2) | 新規 ヤングケアラー支援事業 | 福祉保健局 | ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、ヤングケアラーの状況や、把握・支援のポイントを記載した支援マニュアルを作成・活用し、関係機関の連携強化をより一層促進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備する。 ○関係機関に対する研修の実施 ・区市町村等が主体的に研修等を実施できるよう、研修資料(動画等)を作成 ○ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営 ○ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援 ・ヤングケアラー・コーディネーター研修 ・ヤングケアラー・コーディネーター配置支援 ○ヤングケアラー相談支援等補助事業 ・ピアサポート等相談支援を行う団体への支援 ・オンラインサロンを行う団体への支援 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|------|------|------------------------------------|-------------------------|--|
| | (3) | 子供の貧困対策の推進 | | |
| 4 | (3) | 旧179 子供の貧困対策支援事業 | 福祉保健局 | 生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等が必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。 |
| 4 | (3) | 旧180 子育てサポート情報普及推進事業 | 福祉保健局 | 生活に困窮する子育て家庭等が必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。 |
| 4 | (3) | 新規 チャットボットによる子育て支援情報の発信 | 福祉保健局 | 東京の子育てに関する情報をまとめた「とうきょう子育て応援ブック」の内容を基に、子育て相談のチャットボットを作り、保護者が必要な情報を入手しやすい環境を整備する。 |
| 4 | (3) | 旧181 子供サポート事業立上げ支援事業 | 福祉保健局 | 貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援する。 |
| 4 | (3) | 旧182 フードパントリー設置事業 | 福祉保健局 | 住民の身近な地域に「フードパントリー(食の中継地点)」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。 |
| 4 | (3) | 新規 フードパントリー緊急支援事業 | 福祉保健局 | ウクライナ情勢に係る食料価格、原油価格等の高騰及び経済状況悪化による利用者増加の影響を受ける事業者に対し、フードパントリー運営にかかる食料調達費、光熱水費、設備費等の経費を補助することにより、運営の安定化を図る。 |
| 4 | (3) | 旧183 生活保護制度 | 福祉保健局 | 国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助(教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。 ・教育扶助(基準額、教材代、学習支援費等) ・生業扶助(高等学校等就学費、技能修得費等) ・就労自立給付金、進学準備給付金、就労活動促進費の支給 ・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施 ・ケースワーカーによる生活相談・援助 |
| 4 | (3) | 旧185 生活福祉資金制度 | 福祉保健局 | 低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。 ※平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度と連携して世帯の支援を行っている。 |
| 4 | (3) | 旧186 公共職業訓練等の実施 | 産業労働局 | 求職者等を対象として就職に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。一部科目について、保育サービス付で実施する。 |
| 4 | (3) | 旧188 高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減 | 教育庁 生活文化スポーツ局 総務局 | 高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。 |
| 4 | (3) | 旧189 私立高等学校等特別奨学金 | 生活文化スポーツ局 | 都内に在住する私立高校等に通う一定の収入未満の世帯等の生徒を対象に、授業料の一部を助成する。 |
| 4 | (3) | 新規 私立中学校等特別奨学金 | 生活文化スポーツ局 | 都内に在住する私立中学校等に通う一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、授業料の一部を助成する。 |
| 4 | (3) | 旧190 給付型奨学金(高等学校等) | 教育庁 総務局 | 家庭の経済状況が教育の格差につながることはないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)や特別支援学校(高等部)の生徒や都立産業技術高等専門学校1~3年生に対し、選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。 |
| 4 | (3) | 旧191 高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減 | 教育庁 生活文化スポーツ局 総務局 | 高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。 |
| 4 | (3) | 旧192 就学奨励事業(特別支援学校) | 教育庁 | 都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。 |
| 4 | (3) | 旧193 育英資金事業費補助 | 生活文化スポーツ局 | 高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。 |
| 4 | (3) | 旧194 地域未来塾(スタディ・アシスト+) | 教育庁 | 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。また、中学3年生を対象とした進学支援を行う。 |
| 4 | (3) | 旧195 母子・父子自立支援員による相談・支援 | 福祉保健局 | ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 |
| 4 | (3) | 旧207 生活保護受給者等就労自立促進事業 | 福祉保健局 | 生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童扶養手当受給者、生活保護の相談段階の者等(以下「生活保護受給者等」という。)を対象として、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体等への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進すること、さらには、住居や生活支援の確保に困難を抱え、生活困窮状態に陥る可能性のある求職者に対して、住居・生活支援に関する相談、住居・生活支援施策に関する制度説明等、住居・生活支援から就労支援までの一貫した支援を行うことにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。 |
| 4 | (3) | 旧208 生活困窮者自立支援制度 | 福祉保健局 | 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。 (1)必須事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 (2)任意事業 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子供の学習・生活支援事業(再掲:NO.158「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」) |
| 4 | (3) | 旧209 東京しごとセンター事業 | 産業労働局 | 東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。 |
| 4 | (3) | 旧210 若年者の雇用就業支援事業 | 産業労働局 | 東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若年者就業のためのワンストップサービスを展開する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----------------------------|------|----------------------------------|-------|---|
| 4 | (3) | 旧211 若年者の雇用就業支援事業「高校生向け就業意識啓発講座」 | 産業労働局 | 都立高校を対象に、自分にあった就職先を選択できるように意識啓発をする講座を実施する。 |
| 4 | (3) | 旧212 若者正社員チャレンジ事業 | 産業労働局 | 正社員としての実務経験や心構えが十分でない若年者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供し、実践的な能力の付与や就業現場での実習による就業意識の醸成により、正社員での就職を促進する。 |
| 4 | (3) | 旧213 正規雇用等転換安定化支援事業 | 産業労働局 | 計画的な育成計画の策定や退職金制度など、正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、質の良い転換を促進する。 さらに、結婚・育児を支援する制度を整備した企業には、助成金を上乗せして支給する。 |
| (4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化 | | | | |
| 4 | (4) | 旧224 未就園児等全戸訪問事業 | 福祉保健局 | 未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化する。 |
| 4 | (4) | 新規 サポートコンシェルジュ事業 | 福祉保健局 | 乳幼児健診未受診者や未就園児等への訪問や子供食堂の実施等により把握した、継続的な見守りが必要な児童のいる家庭について、関係機関等との連携により虐待リスクが表面化する前に適切に支援する。 |
| 4 | (4) | 旧225 児童相談所の体制と取組の強化 | 福祉保健局 | 児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、サテライトの設置など区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、トレーニングセンターでの研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保、練馬児童相談所の新設や多摩地域の児童相談所管轄区域の見直し等により、一層の体制強化を図る。また、AIを活用した音声マイニングシステムを導入し、電話対応の効率化・職員育成を図る。 |
| 4 | (4) | 旧226 医療機関における虐待対応力の強化 | 福祉保健局 | 児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。 |
| 4 | (4) | 旧227 医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業 | 福祉保健局 | 児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。 |
| 4 | (4) | 旧228 児童相談所における外部評価 | 福祉保健局 | 一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を受審する。また、児童相談所の相談部門における業務について、より適正な運営の実現を図るため、外部評価機関による評価を実施する。 |
| 4 | (4) | 旧229 一時保護所における第三者委員の活動 | 福祉保健局 | 一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の仕組みを導入します。 |
| 4 | (4) | 新規 児童相談所業務における民間事業者の活用 | 福祉保健局 | 深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図る。 |
| (5) 社会的養護体制の充実 | | | | |
| 4 | (5) | 旧230 家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム)の推進 | 福祉保健局 | ○令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していく。 ○民間フォスターリング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築する。 ○養育家庭でより多くの児童が生まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。 ○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を着実に実施する。 |
| 4 | (5) | 旧206 乳児院の家庭養育推進事業 | 福祉保健局 | 乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備する。 |
| 4 | (5) | 旧231 育児指導機能強化事業 | 福祉保健局 | 乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図る。 |
| 4 | (5) | 旧232 医療機関等連携強化事業 | 福祉保健局 | 乳児院等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。 |
| 4 | (5) | 旧233 新生児委託推進事業 | 福祉保健局 | 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。 |
| 4 | (5) | 旧234 児童福祉施設の整備 | 福祉保健局 | 児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。 |
| 4 | (5) | 旧205 専門機能強化型児童養護施設 | 福祉保健局 | 虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。 |
| 4 | (5) | 旧235 家庭的養育(グループホーム)の設置促進 | 福祉保健局 | ○児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養育を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。 ○4か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。 |
| 4 | (5) | 旧236 連携型専門ケア機能モデル事業 | 福祉保健局 | 都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。 |
| 4 | (5) | 旧237 児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成 | 福祉保健局 | ○児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。 ○児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図る。 ○児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材の育成を図る。 |
| 4 | (5) | 旧238 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業 | 福祉保健局 | 児童養護施設等に勤務する職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する。 |
| 4 | (5) | 旧239 児童養護施設等体制強化事業 | 福祉保健局 | 児童指導員や養育者等の直接処遇職員の業務負担の軽減等に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。 |
| 4 | (5) | 旧240 施設と地域との関係強化事業 | 福祉保健局 | シニア世代・シニア予備群を児童養護施設等における様々な家事・養育等を担う人材として活用するための費用の一部を支援する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | |
|--------------------------|------|------|---------------------------------------|-------|--|
| 4 | (5) | 新規 | 児童養護施設等のBCP策定支援事業 | 福祉保健局 | 大規模災害や感染症が発生した場合等における児童養護施設等利用者の安全を確保するため、児童養護施設等に専門的な支援を行い、BCP(事業継続計画)策定の推進とその実効性を確保する。 |
| 4 | (5) | 旧241 | 東京都児童自立サポート事業 | 福祉保健局 | 児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。 |
| 4 | (5) | 旧242 | フレンドホーム事業 | 福祉保健局 | 児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。 |
| 4 | (5) | 旧200 | 養護児童に対する自立支援機能の強化 | 福祉保健局 | ○児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員(自立支援コーディネーター)を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う(自立支援強化事業)。 ○児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る(児童養護施設における学習・進学支援等)。 ○児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する(ジョブ・トレーニング事業)。 ○施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集まる場(ふらっとホーム)を提供する。 ○施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る。 ○措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給する(社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援) ○児童養護施設等に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員(自立支援担当職員)を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う。 ○児童養護施設及び法人型ファミリーホームの退所者が居住する住居を法人等が借り上げる際にかかる費用の一部を補助することで、退所後のアフターケアの充実を図る。 ○社会的養護施設の退所者(ケアリーバー)等の退所後における居住費の支援や施設職員等によるきめ細かなアフターケアを実施し、生活の安定を支援する。 |
| 4 | (5) | 旧201 | 自立生活スタート支援事業 | 福祉保健局 | 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。 |
| 4 | (5) | 旧202 | 養育家庭等自立援助補助事業 | 福祉保健局 | 養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、元里子からの生活相談対応などの自立に向けた援助に取り組む養育家庭等を支援する。 |
| 4 | (5) | 旧203 | 児童養護施設退所者等の就業支援事業 | 福祉保健局 | 児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、NPO等に委託して行う。 |
| 4 | (5) | 旧204 | 自立援助促進事業 | 福祉保健局 | 児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。 |
| 4 | (5) | 旧223 | 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度 | 福祉保健局 | 児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。 |
| 4 | (5) | 新規 | フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)事業 | 福祉保健局 | 社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアクセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。 |
| 4 | (5) | 新規 | 里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット) | 福祉保健局 | チーム養育の中で調整できなかった事案について、専門相談員が第三者の立場から、子供や里親、児童相談所の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会のもとに設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図る。 |
| 4 | (5) | 旧243 | 被措置児童等虐待の防止・対応強化 | 福祉保健局 | 「3つの電話相談窓口(東京都、児童相談所、児童福祉審議会)」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。 |
| 4 | (5) | 新規 | 被措置児童に対する子供の権利の啓発 | 福祉保健局 | 施設等に措置されている幼児や障害児に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を図る。 |
| 4 | (5) | 新規 | 子供アドボケート検討委員会の運営 | 福祉保健局 | 子供アドボケート検討委員会(仮)を設置し、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みを検討・構築する。 |
| (6)ひとり親家庭の自立支援の推進 | | | | | |
| 4 | (6) | 旧198 | ひとり親家庭向けポータルサイトの運用 | 福祉保健局 | 国、都、区市町村や民間機関等の様々な機関が実施しているひとり親家庭への支援施策等について、横断的に検索できるポータルサイトを運用する。 |
| 4 | (6) | 旧214 | 東京都ひとり親家庭支援センター事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業) | 福祉保健局 | ○相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。 ○就業支援 ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業(就業相談、就業促進活動、キャリアアップ支援、相談支援員研修会)、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 *親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。 |
| 4 | (6) | 旧244 | ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 | 就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、SNS等を活用した対面相談以外のひとり親がより相談しやすい体制強化を実施する区市町村に対し子供家庭支援区市町村包括補助事業により補助を実施する。 |
| 4 | (6) | 旧245 | 母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修) | 福祉保健局 | 身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。 |
| 4 | (6) | 旧197 | ひとり親家庭等生活向上事業 | 福祉保健局 | ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|--------------|------|------|------------------------------|--|
| 4 | (6) | 旧246 | 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援 | 生活文化スポーツ局 配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談(精神科医による相談・法律相談) ○配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ○子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ○各関係機関が統一した支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布 ○被害者支援民間団体への活動支援(人材育成、施設機能の強化等) ○民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ○区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等 |
| 4 | (6) | 旧247 | 在宅就業推進事業 | 福祉保健局 在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。 |
| 4 | (6) | 旧219 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 福祉保健局 ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進する。 |
| 4 | (6) | 旧215 | 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 | 福祉保健局 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。 |
| 4 | (6) | 旧216 | 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 | 福祉保健局 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。 |
| 4 | (6) | 旧217 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | 福祉保健局 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にするとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。 |
| 4 | (6) | 旧218 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 福祉保健局 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。 |
| 4 | (6) | 旧248 | ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 | 福祉保健局 福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。 |
| 4 | (6) | 旧196 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 福祉保健局 ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。 |
| 4 | (6) | 新規 | ひとり親家庭就業推進事業 | 福祉保健局 ひとり親の希望や適性に応じて、就業相談、スキルアップ訓練、職業紹介、マッチング支援、アフターフォローに至るまで一貫して実施することで、ひとり親家庭等の自立を支援する。 |
| 4 | (6) | 旧249 | 都営住宅の優先入居 | 住宅政策本部 ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。 |
| 4 | (6) | 旧250 | 公社住宅への入居機会確保 | 住宅政策本部 ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施する。 |
| 4 | (6) | 新規 | ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業 | 産業労働局 PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。 |
| 4 | (6) | 新規 | 女性しごと応援キャラバン | 産業労働局 都内各区市町村において、キャラバン型のセミナー及び就職相談を実施するとともに、セミナー等受講後、ひとり親の方などきめ細やかな支援を望む女性を想定し、飯田橋及び多摩においてキャリアカウンセリング機能を強化する。 |
| 4 | (6) | 旧252 | 母子生活支援施設等の支援力の向上 | 福祉保健局 母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。 |
| 4 | (6) | 旧253 | 施設に入所する子供の自立支援の充実 | 福祉保健局 養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。 |
| 4 | (6) | 旧254 | 母子生活支援施設等の施設整備 | 福祉保健局 老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。 |
| 4 | (6) | 旧255 | 母子緊急一時保護事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉保健局 緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。 |
| 4 | (6) | 旧199 | 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 | 福祉保健局 ○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学(母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付)、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類 |
| 4 | (6) | 旧221 | ひとり親家庭等医療費助成 | 福祉保健局 ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。 |
| 4 | (6) | 旧222 | 養育費確保支援事業 | 福祉保健局 ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、養育費確保に係る事業を実施する区市町村については、都が直接事業を実施する。 |
| 4 | (6) | 旧220 | 女性福祉資金の貸付 | 福祉保健局 配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。 |
| 4 | (6) | 旧256 | 若年被害女性等支援事業 | 福祉保健局 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。 |
| (7) 障害児施策の充実 | | | | |
| 4 | (7) | 旧257 | 短期入所事業の充実 | 福祉保健局 保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。 |
| 4 | (7) | 旧258 | 児童発達支援 | 福祉保健局 未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 |
| 4 | (7) | 旧259 | 放課後等デイサービス | 福祉保健局 就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。 |
| 4 | (7) | 旧260 | 児童発達支援センターの設置促進 | 福祉保健局 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|------|------|------|-------|---|
| 4 | (7) | 旧261 | 福祉保健局 | 児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の体制確保に係る取組を支援する。 |
| 4 | (7) | 旧262 | 福祉保健局 | 保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 |
| 4 | (7) | 旧263 | 福祉保健局 | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進 |
| 4 | (7) | 旧264 | 福祉保健局 | 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 都で定める基準を満たす事業者に対し、運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図る。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 医療的ケア児及び重症心身障害児に対する放課後等支援の充実を図るため、サービス提供時間の延長や専門職の配置、送迎支援等に取り組む区市町村の支援を行う。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 第2子以降の児童発達支援事業所等自己負担を無償化する。 |
| 4 | (7) | 旧265 | 福祉保健局 | ○相談支援従事者研修 必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。 ○サービス管理責任者等研修 個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行う。 ○強度行動障害支援者養成研修 強度行動障害を有する者(児)に対し、適切な支援を行う職員や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成のための研修を行う。 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。 |
| 4 | (7) | 旧266 | 福祉保健局 | ○発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児(者)のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)の福祉の増進を図る。 ○発達障害者支援センターの運営 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 ○ペアレントメンター養成・派遣事業 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児(者)の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。 |
| 4 | (7) | 旧267 | 福祉保健局 | 在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 ① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。 ② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。 ③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。 |
| 4 | (7) | 旧268 | 福祉保健局 | NICU等の高度な医療施設に入院している重症心身障害児及び医療的ケア児が、在宅生活に円滑に移行できるよう訪問看護等の早期療育支援を行うとともに、安定した在宅生活を継続できるよう地域の訪問看護人材の育成及び関係機関の連携を図り、もって重症心身障害児及び医療的ケア児の在宅療育体制の整備の推進を図る。 ①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催 |
| 4 | (7) | 旧269 | 福祉保健局 | 重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する。 |
| 4 | (7) | 旧270 | 福祉保健局 | 病床確保事業を実施する短期入所事業所に対して、受入促進員である看護師等の経費を支援することで、重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 短期入所事業所において、病床確保することで、特に医療ニーズの高い重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行う。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進する。 |
| 4 | (7) | 旧271 | 福祉保健局 | 都が指定する重症心身障害児(者)通所事業所において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。 |
| 4 | (7) | 旧272 | 福祉保健局 | 在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-------------------------------|------|------|-----------|--|
| 4 | (7) | 旧273 | 福祉保健局 | 医療的ケア児の支援に携わる関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児コーディネーターの養成及び障害児通所支援施設において医療的ケア児に対応できる看護職員を育成するための研修を行い、在宅の医療的ケア児に対する支援体制を整備する。 |
| 4 | (7) | 旧275 | 福祉保健局 | 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場勤務環境改善及び看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児(者)への支援の充実を図る。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成する。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図る。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 民間の事業所に配置されている医療的ケア児コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進する。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援する。 |
| 4 | (7) | 新規 | 福祉保健局 | 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備する。 |
| 4 | (7) | 旧276 | 教育庁 | 都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員(学校介護職員)の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするるとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を整備している。 |
| 4 | (7) | 旧277 | 教育庁 | 肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。 |
| 4 | (7) | 旧278 | 教育庁 | 知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。 |
| 4 | (7) | 旧279 | 教育庁 | 知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。 |
| 4 | (7) | 旧280 | 教育庁 | 知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。 |
| 4 | (7) | 旧281 | 教育庁 | 特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。 |
| 4 | (7) | 旧282 | 教育庁 | 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。 |
| 4 | (7) | 旧283 | 教育庁 | 東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、都内全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入が完了した(小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度全校導入完了)。小・中学校における特別支援教室の更なる充実のため、巡回心理士の派遣、都職員による巡回指導、通常学級における生徒のサポートを行う支援員配置に係る予算補助などの支援を引き続き実施していく。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を実施している。学校内で実施する通級による指導については、平成30年度から令和2年度までのパイロット校での実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、外部人材を活用した都独自の仕組みを導入している。 |
| 4 | (7) | 旧284 | 教育庁 | 主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。 |
| 4 | (7) | 旧285 | 教育庁 | 都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。 |
| 4 | (7) | 旧286 | 教育庁 | 公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート(個別的教育支援計画)」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。 |
| 4 | (7) | 旧287 | 教育庁 | 副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。 |
| 4 | (7) | 旧288 | 教育庁 | 都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。 |
| 4 | (7) | 旧289 | 生活文化スポーツ局 | 私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。 |
| (8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援 | | | | |
| 4 | (8) | 旧290 | 福祉保健局 | 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。 |
| 4 | (8) | 旧291 | 福祉保健局 | 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律(自立)支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。 |
| (9) 外国につながる子供等への支援について | | | | |
| 4 | (9) | 新規 | 子供政策連携室 | 「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、子供目線の地域の居場所として、多文化キッズサロンを設置する区市町村に対し、その経費の一部を補助する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|----------------------------------|------|------|------------------------------|--|
| 4 | (9) | 新規 | 日本語を母語としない子どもへの支援 | 区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと(学校や生活全般の悩み等)に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対して補助を行う。また、東京都つながり創生財団は、専門家で構成されるスーパーバイザーチームと連携して、各地域の「多文化キッズコーディネーター」をサポートする。 |
| 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備 | | | | |
| (1) 家庭生活と仕事との両立の実現 | | | | |
| 5 | (1) | 旧292 | 家庭と仕事の両立支援推進事業 | 産業労働局 育児・介護等について、法定以上の休暇制度などの整備状況に応じて、利用実績を確認のうえ、両立支援推進企業マークを付与するとともに、介護と仕事の両立に関する普及啓発や情報提供を行うことにより両立支援の充実を図る。 また、育児と仕事の両立を図る従業員に対してスキルアップ支援やライフイベントを支援する企業の取組事例等を発信するとともに、働くヤングケアラーの状況や企業の対応等について普及啓発を行い、企業における両立支援の取組を推進していく。 |
| 5 | (1) | 旧294 | 働きやすい職場環境づくり推進事業 | 産業労働局 育児・介護や病気治療と仕事の両立や、非正規雇用労働者の処遇改善など働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を支援するため、研修会、奨励金の支給、専門家派遣を行う。 |
| 5 | (1) | 旧296 | 働く人のチャイルドプランサポート事業 | 産業労働局 不妊治療・不育症治療と仕事の両立を支援するために、企業担当者へ必要な知識を付与する研修を実施するとともに、相談体制や休暇制度などを整備した企業への支援を実施する。 |
| 5 | (1) | 旧297 | 子育て・介護支援融資 | 産業労働局 中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用(教育費・医療費・保育サービス費など)や介護費用(医療費・介護サービス費など)及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利で融資する。 |
| 5 | (1) | 旧298 | 女性再就職支援事業 | 産業労働局 〇東京しごとセンター(飯田橋)内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。 〇ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を実施するほか、家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けの「在宅ワークセミナー」、就活と保活に関する情報を提供する「子育て女性向けセミナー」を実施する。 |
| 5 | (1) | 旧300 | 女性向け委託訓練 | 産業労働局 結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援する。 |
| 5 | (1) | 旧301 | 保育支援つき施設内訓練 | 産業労働局 職業能力開発センター等に入校する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。 |
| 5 | (1) | 旧302 | 働くパパママ育業応援事業 | 産業労働局 女性従業員に、希望する期間(合計1年以上)の育業をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る育業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、定額助成する。また、育業しやすい職場環境を整備する取組を行うとともに、男性従業員に合計15日以上育業をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて助成する。 |
| 5 | (1) | 新規 | 育業によるパワーアップ応援事業 | 産業労働局 女性従業員に、合計6か月以上1年未満の育業(産後休業含む)をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、夫婦双方の育業計画書(パートナーは合計30日以上)を作成した企業に対して、定額助成を行う。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行う。 |
| 5 | (1) | 新規 | 男性育業もつと応援事業 | 産業労働局 複数の男性育業を奨励するため、継続的に育業しやすい法定上の環境整備を複数実施するとともに、男性従業員に合計30日以上育業をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて定額助成する。 |
| 5 | (1) | 旧303 | ライフ・ワーク・バランス推進事業 | 生活文化スポーツ局 Webサイト「TEAM家事・育児」や「TOKYOライフ・ワーク・バランス」を通じ、男性の家事・育児参画など、ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的に分かりやすく紹介する。また、若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」を活用し、将来、社会を担う若者に向けた普及啓発を行う。 |
| 5 | (1) | 旧293 | ライフ・ワーク・バランス推進事業 | 産業労働局 生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者(学識経験者、労使団体等)からなる審査会で審査し、都が「東京ライフワークバランス認定企業」として認定する。併せて、働き方改革やテレワークといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとにエリアを設けた総合展を開催する。 |
| 5 | (1) | 旧304 | 東京ウィメンズプラザ普及啓発事業 | 生活文化スポーツ局 各種研修や講座を通じてライフ・ワーク・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性の家事・育児参画を促すセミナーの開催、子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子の配布等により、ライフ・ワーク・バランスを推進する。 |
| 5 | (1) | 旧305 | 女性も男性も輝くTOKYO会議 | 生活文化スポーツ局 男女平等参画施策を総合的に推進するため、行政のみならず、産業・医療・教育・地域など幅広い分野の32団体の代表者や学識経験者が参加し、都の施策や各団体の取組に関する情報共有や意見交換を行う。 |
| 5 | (1) | 旧307 | 普及啓発セミナーの実施 | 産業労働局 企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。 |
| 5 | (1) | 旧308 | 普及啓発資料の発行 | 産業労働局 労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。 |
| 5 | (1) | 旧309 | 男女雇用平等参画状況調査 | 産業労働局 雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。 |
| 5 | (1) | 新規 | 子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進 | 子供政策連携室 育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成するとともに、「育業」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にしたい多様な働き方を推進する。 |
| 5 | (1) | 新規 | 男性の家事・育児参画に向けた多様な主体と連携した意識改革 | 生活文化スポーツ局 プロスポーツチーム等多様な主体と連携し、幅広い世代の都民に対し広く情報を発信することで、男女平等参画に向けた意識改革を働きかける。 |
| 5 | (1) | 新規 | 父親向け子育てデジタルブックの作成 | 福祉保健局 男性の育業を推進し、家事育児への参加を促進するため、新たに父親向け子育てデジタルブックを作成することで、育児と仕事の両立について普及啓発を図る。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | |
|---------------------------|------|------|---------------------------|-----------|---|
| 5 | (1) | 新規 | 男性育業促進に向けた普及啓発事業 | 産業労働局 | 男性の育業を促進するため、男性の育児休業取得率平均50%以上を達成し、今後も継続して男性育業を推進する企業等に取得率に応じた登録マークを付与するとともに、男性育業の促進に積極的に取り組む企業の事例の発信やセミナー等を行う。また、男性育業促進に関する講演会やパネルディスカッション等を行う男性育業フォーラムを開催する。 |
| 5 | (1) | 新規 | 女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業 | 産業労働局 | 出産や育児等のため退職するなどした女性に対し、オフィスソフトの基礎的操作のほか、オンライン会議やローコード開発等のデジタルスキル等を付与する訓練を実施する。身近なエリアにある通いやすい訓練会場において無料の託児サービスを提供するなど、育児・家事等をしながらでも参加しやすい環境を提供し、再就職を支援する |
| 5 | (1) | 新規 | エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業 | 産業労働局 | 専門家の派遣を受けて、従業員のエンゲージメント向上に取り組む企業に対して奨励金を支給する。奨励金対象事業に、結婚から子育てまでのライフステージを支援する取組を追加する。 |
| 5 | (1) | 新規 | ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ推進事業 | 産業労働局 | 育児等と仕事の両立を図る従業員のスキルアップ支援制度等の整備に取り組む中小企業等に対して、奨励金の支給や、専門家を派遣する。 |
| 5 | (1) | 新規 | 女性向けキャリアチェンジ支援事業 | 産業労働局 | 非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを支援するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する。 |
| 5 | (1) | 新規 | 育業中スキルアップ支援事業 | 産業労働局 | 育業を後押しするため、育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成する。 |
| (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進 | | | | | |
| 5 | (2) | 旧310 | 子供の安全確保に向けた対策の推進 | 生活文化スポーツ局 | 活動事例紹介による防犯ボランティア団体等の活性化、子供自らが危険を避けることができる能力の向上、家庭での防犯教育の促進、子供・保護者の防犯意識向上や地域ぐるみでの子供を守る社会気運醸成に向けた親子で訪れる機会の多い商業施設等の事業者と連携等、地域や家庭で子供を守る取組を促進する。 |
| 5 | (2) | 旧311 | セーフティ教室の実施・充実 | 教育庁 | 学校と家庭や地域社会、関係諸機関と連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。 |
| 5 | (2) | 旧312 | 防犯教室の実施 | 警視庁 | 子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。 |
| 5 | (2) | 旧313 | 電子メールなどを活用した情報の発信 | 警視庁 | 子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや防犯アプリ「デジボリス」で発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。 |
| 5 | (2) | 旧314 | 「子ども110番の家」活動の支援 | 警視庁 | 子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を支援する。 ○活動マニュアルの作成、配布 |
| 5 | (2) | 旧315 | ながら見守り連携事業 | 生活文化スポーツ局 | 犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等を見守るネットワークの構築を推進する。 |
| 5 | (2) | 旧316 | 在住外国人等の子供の安全確保に向けた対策の推進 | 生活文化スポーツ局 | 都内の在住外国人は、増加傾向にあり、在住外国人や外国にルーツを持つ者の子供も将来的に増えていくことが予想される。 そこで、在住外国人等の子供等を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないための安全に関する啓発等、安全・安心に関する取組を実施する。 |
| 5 | (2) | 新規 | 子供の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業 | 生活文化スポーツ局 | 区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が、子供の放課後活動時間帯における安全確保のため必要と認める場所へ設置する防犯カメラの整備に関し、その経費の一部を補助し、子供の安全確保を図る。 |
| 5 | (2) | 旧318 | 青少年の健全な育成に関する条例の運用 | 生活文化スポーツ局 | 青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。 ○優良映画の推奨・不健全図書類の指定(図書、DVD等) ○立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等) ○有害広告物の行政指導 ○青少年健全育成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 ○インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、フィルタリングの開発、告知、利用の勧奨の努力義務等(平成17年3月改正)) ○青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備) ○青少年に対する保護者の養育の在り方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等(平成22年12月改正)) ○児童ポルノの根絶等に向けた都の責務(平成22年12月改正) ○青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止(平成29年12月改正) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリング有効化措置に関する手続規定整備(平成29年12月改正)) |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-------------------------------|------|---------------------------------|------------------|--|
| 5 | (2) | 旧319 インターネットの利用環境の整備 | 生活文化スポーツ局 | インターネットやスマートフォン等の利用に伴うトラブルから身を守るため、青少年やその保護者等を対象に、ネット上のトラブルや危険性、その防止策等についての講座を開催する。 |
| 5 | (2) | 旧320 ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 | 生活文化スポーツ局 | 青少年やその保護者等を対象とした、インターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルに気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」の運営や、相談内容の分析、都民に対する啓発や広報活動等を行っている。運営に当たっては、教育庁や福祉保健局等の関係部局と連携している。 |
| 5 | (2) | 旧321 情報教育に関する啓発・指導 | 教育庁 | 児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、スマートフォンの急速な普及やSNS等の利用状況について把握する。 ○学校非公式サイトの監視等を実施し、監視結果を都立学校・区市町村教育委員会に情報提供する。 ○SNS東京ノート等を都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。 |
| 5 | (2) | 旧322 学校における安全教育の推進 | 教育庁 | 幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。 ○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布 ○「安全教育プログラム」の中に、高等学校における交通安全教育の充実を図るため、「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し、高等学校等に配布 ○安全教育を推進する教員の資質・能力を育成する「学校安全教室指導者講習」の実施 |
| 5 | (2) | 旧323 学校における安全体制の推進 | 教育庁 | 公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。 ○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進 |
| 5 | (2) | 旧324 薬物乱用防止対策 | 教育庁 福祉保健局 | 青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 ○薬物乱用防止教室の実施 ○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布 ○危険ドラッグに関する教員研修 |
| (3) 子供の安全を確保するための取組の推進 | | | | |
| 5 | (3) | 旧325 チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発 | 警視庁 | 子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 ○チャイルドシート着用講習会を実施する。 |
| 5 | (3) | 旧326 交通安全教育の推進 | 生活文化スポーツ局 警視庁 | (生活文化スポーツ局) 小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施 (警視庁) 子供が正しい交通安全知識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。 |
| 5 | (3) | 旧327 信号機の導入・整備 | 警視庁 | ○歩車分離式信号機の導入 子供の利用機会が多い交差点を対象に、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。 ○歩行者感应式信号機の導入 子供の利用機会が多い主要幹線道路の道路幅員が広い信号を対象に、歩行速度の遅い子供を横断歩道上で感知した場合に安全に横断できるよう歩行者信号の青時間を延長させる。 |
| 5 | (3) | 旧328 自転車の安全利用の推進 | 生活文化スポーツ局 警視庁 | (生活文化スポーツ局) ○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータを活用した参加・体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。 (生活文化スポーツ局、警視庁) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策を推進する。 ○ヘルメットの着用を促進する。 (警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生以上に対して、スタントマンによる交通事故再現スタントを中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルールの遵守意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。 |
| 5 | (3) | 旧329 地域幹線道路の整備 | 建設局 | 幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現する。 |
| 5 | (3) | 旧330 連続立体交差事業 | 建設局 | 歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。 |
| 5 | (3) | 旧331 子育て世代への情報発信・普及啓発 | 生活文化スポーツ局 | 乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まるイベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。 |
| 5 | (3) | 旧332 災害用ミルク等の確保 | 福祉保健局 | 乳幼児用の調製粉乳と哺乳瓶4日分(災害発生後の最初の3日分は区市町村、都は以降の4日分)をランニングストック方式で備蓄する。 |
| 5 | (3) | 新規 「東京マイ・タイムライン」の普及啓発 | 総務局 | ○冊子版の配布 都内全ての国公立小・中・高等学校の児童、生徒を対象に配布する。 (配布対象は小1、小4、中1、高1の学年) ○学校出前講座 高校生を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。 ○親子セミナー 小学生以上の子供とその保護者を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 | |
|---------------------------|------|------|---------------------------------|-----------|---|
| 5 | (3) | 新規 | セーフティ・レビュー事業 | 子供政策連携室 | 各局・各行政機関、専門家、研究機関等が連携し、事故事例データの収集・共有・分析、事故防止策の調査・研究、調査結果等に基づく提言等を実施する。 |
| 5 | (3) | 新規 | リ・デザイン事業 | 子供政策連携室 | 各局がこれまでの蓄積された子どもの事故防止に関する知識を、子供目線や新たな研究視点等を加えて再編し、対象に届きやすいしやすいう方法で、普及啓発活動を実施する。 |
| 5 | (3) | 新規 | データベース構築事業 | 子供政策連携室 | 子供の事故情報データベースを構築し、収集したデータをオープン化することで子供の安全安心への取組を促進する。 |
| 5 | (3) | 新規 | 予防のための子供の死亡検証(CDR) | 福祉保健局 | 子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげる。 |
| 5 | (3) | 旧333 | 安全な商品の普及 | 生活文化スポーツ局 | 事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。 |
| 5 | (3) | 新規 | 商品安全のための交流型デジタルプラットフォームの構築・運用支援 | 生活文化スポーツ局 | 子育て世代への注意喚起・情報発信を効果的に行うため、民間団体と協力して、消費者と事業者が交流する商品安全のためのデジタルプラットフォームを構築する。また、消費者から投稿された事例の活用を検討するなど、内容の更なる充実に向けて運用を支援する。プラットフォームでは、例として子供の事故に関する事例や対策、危害・危険情報の収集・発信、安全に配慮された商品の紹介、安全意識の向上につながるような学習コンテンツなどを掲載する。 |
| (4) 良質な住宅と居住環境の確保 | | | | | |
| 5 | (4) | 旧334 | 住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施 | 住宅政策本部 | 住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。 |
| 5 | (4) | 旧250 | 若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保 | 住宅政策本部 | 若年夫婦・子育て世帯(ひとり親世帯含む)向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年または未子の高校修了期までとする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向け(ひとり親世帯含む)」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を拡大する。 |
| 5 | (4) | 旧335 | 小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保 | 住宅政策本部 | 都営住宅における、小学校就学前の子供のいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。 |
| 5 | (4) | 旧336 | 地域開発整備事業 | 住宅政策本部 | 都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。 |
| 5 | (4) | 旧337 | 公社住宅における子育て世帯への入居支援 | 住宅政策本部 | ○優先入居の実施 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進する。 ○近居の支援 世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新規募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」及び一定期間、家賃を割引する「近居サポート割」を実施する。 |
| 5 | (4) | 旧338 | 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 | 住宅政策本部 | 子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」を「東京こどもすくすく住宅認定制度」に名称変更し、認定基準を多段階化するとともに、認定住宅における改修や新築に対する直接補助の実施などにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。 |
| 5 | (4) | 旧184 | 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進 | 住宅政策本部 | 子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅(東京ささエール住宅)の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進める。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村居住支援協議会の設置を推進する。 |
| 5 | (4) | 旧339 | シックハウス対策 | 福祉保健局 | 化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」や「健康・快適居住環境の指針(平成28年度改定版)」等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者等におけるガイドライン等の周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の促進等の取組を進める。 |
| (5) 安心して外出できる環境の整備 | | | | | |
| 5 | (5) | 旧340 | 子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」 | 福祉保健局 | 子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。 |
| 5 | (5) | 旧341 | 水辺空間の魅力向上 | 建設局 | 子供連れでも安全に安心して散歩できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。 |
| 5 | (5) | 旧342 | 緑の拠点となる公園の整備 | 建設局 | 都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----------------------------|------|------|---------|--|
| 5 | (5) | 旧343 | 建設局 | 都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に來園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。 |
| 5 | (5) | 旧344 | 福祉保健局 | 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進する。 |
| 5 | (5) | 旧345 | 福祉保健局 | 地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。 |
| 5 | (5) | 旧346 | 福祉保健局 | 年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。 |
| 5 | (5) | 新規 | 福祉保健局 | 年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。 |
| 5 | (5) | 旧347 | 福祉保健局 | ○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村 |
| 5 | (5) | 旧348 | 福祉保健局 | 区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。 |
| 5 | (5) | 旧349 | 福祉保健局 | 東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。 |
| 5 | (5) | 新規 | 福祉保健局 | 公共トイレへの介助用大型ベッドの計画的な設置・情報発信等に一体的に取り組む区市町村を支援することで、公共トイレのバリアフリー化を促進する。 |
| 5 | (5) | 旧352 | 都市整備局 | 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。 |
| 5 | (5) | 旧353 | 都市整備局 | JR・私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。 |
| 5 | (5) | 旧354 | 都市整備局 | JR・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。 |
| 5 | (5) | 新規 | 都市整備局 | JR・私鉄の鉄道駅における車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリースタイルの整備や機能の分散配置に対する補助を行う。 |
| 5 | (5) | 旧355 | 都市整備局 | 地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良（ホームドア、エレベーター等整備含む。）に対する補助を行う。 |
| 5 | (5) | 旧356 | 都市整備局 | 民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。 |
| 5 | (5) | 旧357 | 建設局 | 多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。 また、既設道路橋の「優先的に整備する橋梁」について、バリアフリー化整備を順次進めていく。 |
| 5 | (5) | 旧358 | 建設局 | 歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の幅幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行う。 |
| 5 | (5) | 旧359 | 交通局 | 新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置する。 また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線へ展開し、導入車両を順次拡大する。 |
| 5 | (5) | 旧360 | 交通局 | 老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ベビーチェア・おむつ交換台の増設、パウダーコーナーの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップする。 |
| 5 | (5) | 旧361 | 交通局 | 出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。 |
| (6) 子供・子育てを応援する機運の醸成 | | | | |
| 5 | (6) | 新規 | 子供政策連携室 | 社会のあらゆる主体との連携の輪を広げ、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもマイルムーブメント」を戦略的に展開している。令和4年9月1日現在、1,235の参画企業・団体がこどもマイルムーブメント宣言に賛同し、子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々な取組を展開している。 |
| 5 | (6) | 旧306 | 福祉保健局 | 東京のポテンシャルを生かした協働の促進、東京の子育てに役立つ情報の発信、子育て家庭が子育てを応援するサービスを受けられることができる仕組みの構築等(子育て応援とうきょうパスポート事業)、その他、社会全体で子育てを応援する機運を高める取組を行う。 (「子育て応援とうきょう会議事業」(平成19年度開始)と「子育て応援とうきょうパスポート事業」(平成28年度開始)を統合。「子育て応援とうきょう会議の運営」は令和2年度をもって終了。) |

<「『未来の東京』戦略」の推進プロジェクト>

| プロジェクト名 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| 妊娠・出産・子育て全力応援プロジェクト | <p>○子育て世代がいかなる状況にあっても安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向け、妊娠・出産・子育ての各ステージに応じた切れ目のない支援を重層的に展開</p> <p>○誰一人取り残さない視点から、困難な環境にある子供や親へのサポートを強化し、子供も親も毎日笑顔で過ごすことができる環境整備を一層推進</p> |
| 子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト | <p>「世界で最も子供に優しく、子供がすくすくと育つまち」を実現するため、都内区市町村の手上げ方式で、子供・子育て世代との対話等を通じた、これまでにない子供目線・子育てのための政策やまちづくりの推進を、東京都が徹底的に支援</p> |
| こどもスマイルムーブメントプロジェクト | <p>子供、子育てを社会のトッププライオリティとし、「チルドレンファースト」の社会を創出することを目的として、社会のあらゆる主体と連携し、子供の笑顔を育むアクションである「こどもスマイルムーブメント」を強力に推進</p> |
| 組織横断の推進チームによるリーディングプロジェクト | <p>子供政策について、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断的に取り組む</p> |

目標を掲げている取組

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 目標値（年度の記載ないものは、令和6年度末までの目標） | 令和3年度実績 |
|---|------|--|-------|--|---|
| 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり | | | | | |
| (1) 妊娠・出産に関する支援の推進 | | | | | |
| 1 | (1) | 旧6 とうきょうママパパ応援事業 | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築 | 58区市町村(22区26市4町6村)が実施 |
| (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備 | | | | | |
| 1 | (2) | 旧24 周産期医療システムの整備 | 福祉保健局 | ■事業目標(令和5年度末) NICU340床 | NICU(新生児集中治療室)病床数 365床 (参考) 総合周産期母子医療センター 14所 地域周産期母子医療センター 14所 |
| (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 | | | | | |
| 1 | (3) | 旧39 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業) | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築 | 54区市町村(23区26市2町3村) |
| 1 | (3) | 旧41 養育支援訪問事業 | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築 | 52区市町村(23区26市2町1村) |
| 1 | (3) | 旧43 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備 | 51区市町(23区26市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 51区市町(23区26市2町) トワイライトステイ 25区市(17区8市) |
| 1 | (3) | 旧46 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金> | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備 | 53区市町村(23区26市3町1村) 令和3年度 提供会員14,117人 (実績報告速報値ベース) |
| 1 | (3) | 旧48 一時預かり事業 | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備 | 55区市町村 年間延べ利用児童数:758,639人(幼稚園型を除く) 【令和3年度決算ベース】 |
| 1 | (3) | 旧51 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実 | 福祉保健局 | 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施 | 地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば:312か所 (21区20市1村) ※令和3年9月1日時点 |
| 1 | (3) | 旧56 利用者支援事業 | 福祉保健局 | 62区市町村、地域の実情に応じた実施体制の整備 | 23区26市2町3村で実施。(東京都子供・子育て支援交付金交付申請より) ○基本型:127か所(14区15市1村) ○特定型:49か所(18区18市) ○母子保健型:128か所(22区26市2町2村) |
| (4) 子供の健康の確保・増進 | | | | | |
| 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実 | | | | | |
| (1) 就学前教育の充実 | | | | | |
| (2) 保育サービスの充実 | | | | | |
| 2 | (2) | 旧71 保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育) | 福祉保健局 | ■事業目標 令和6年4月時点 保育サービス利用児童数 40,000人増 (平成31年4月比) | 保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等) 保育サービスの利用児童数 323,879人 (令和4年4月1日現在) |
| 2 | (2) | 旧98 夜間保育事業 | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備 | 延長保育事業(午後9時までの開所) 13区市 夜間保育所 3区 計13区市(10区3市)(上記のいずれか又は両方を実施) |
| 2 | (2) | 旧99 延長保育事業 | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備 | 51区市町 (23区26市2町)【交付決定ベース】 |
| 2 | (2) | 旧100 休日保育事業 | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備 | 現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。) |
| 2 | (2) | 旧101 病児保育事業の充実 | 福祉保健局 | 187か所、定員951人 | 159か所 |
| (3) 認定こども園の充実 | | | | | |
| (4) 就学前教育と小学校との円滑な接続 | | | | | |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 目標値（年度の記載ないものは、令和6年度未までの目標） | 令和3年度実績 |
|------------------------------------|------|---------------------------------------|-----------|---|--|
| 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実 | | | | | |
| (1) 子供の生きる力を育む環境の整備 | | | | | |
| 3 | (1) | 旧118 地域スポーツクラブの設立・育成支援事業 | 生活文化スポーツ局 | 都内全区市町村に設置 | 56区市町村 147クラブ (23区:70クラブ、24市:68クラブ、4町:4クラブ、5村:5クラブ) |
| 3 | (1) | 旧120 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進 | 教育庁 | 運動やスポーツとの多様な関わりを通して健康で活気に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成する。等 | ○東京都統一体力テスト実施…全公立学校対象(2,185校 941,403人)・実施報告書配布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査都道府県順位 【小学生】男子16位、女子26位 【中学生】男子43位、女子42位 |
| (2) 次代を担う人づくりの推進 | | | | | |
| 3 | (2) | 旧164 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 | 福祉保健局 | 62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備 | ○区市における実施状況(令和3年度) 48区市(23区25市) ○西多摩福祉事務所における支援対象者(在籍者)数 51名(R4年3月時点) ○大島支庁における支援対象者(在籍者)数 71名(R4年3月時点) ○八丈支庁における支援対象者(在籍者)数 50名(R4年3月時点) |
| (3) 子供の居場所づくり | | | | | |
| 3 | (3) | 旧171 学童クラブ運営費補助事業 | 福祉保健局 | | 登録児童数 127,541人 (令和4年5月1日現在) |
| 3 | (3) | 旧172 学童クラブの設置促進 | 福祉保健局 | | 1,930か所(令和4年5月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 209か所 |
| 3 | (3) | 新規 学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業 | 福祉保健局 | 令和6年5月時点 登録児童数 23,000人増 (令和元年5月比) | |
| 3 | (3) | 新規 学童クラブ特権児童対策提案型事業 | 福祉保健局 | | — |
| 3 | (3) | 旧173 児童館等整備費補助 | 福祉保健局 | | ○児童館 (創設)3施設 (改築)5施設 (大規模改修)12施設 (防犯対策強化)3施設 ○学童クラブ (創設)26クラブ (改築)20クラブ (大規模修繕)6クラブ |
| 目標4 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実 | | | | | |
| (1) 子供の権利擁護の取組 | | | | | |
| (2) ヤングケアラーへの支援 | | | | | |
| (3) 子供の貧困対策の推進 | | | | | |
| (4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化 | | | | | |
| (5) 社会的養護体制の充実 | | | | | |
| 4 | (5) | 旧230 家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進 | 福祉保健局 | (令和11年度) 里親等委託率37.4% | 【令和4年3月末現在】 ○養育家庭等(登録数:1,039家庭、委託児童数:496人) ○ファミリーホーム(設置数:31ホーム、入所児童数:122人(区児相含む)) ○社会的養護に対する家庭養育の割合16.8% |
| 4 | (5) | 旧205 専門機能強化型児童養護施設 | 福祉保健局 | 全民間児童養護施設(54か所) | 専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 41か所 |
| 4 | (5) | 新規 フォスターリング機関(里親養育包括支援機関)事業 | 福祉保健局 | 全ての都児童相談所担当地域で実施 | モデル実施1か所 |
| (6) ひとり親家庭の自立支援の推進 | | | | | |
| 4 | (6) | 旧197 ひとり親家庭等生活向上事業 | 福祉保健局 | ひとり親家庭生活向上事業のうち子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業について、62区市町村で実施 | 1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業)(5)短期施設利用相談支援事業 12区市 |
| 4 | (6) | 旧219 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 福祉保健局 | 62区市町村 | 13区23市13町村 |

| 施策体系 | 事業番号 | 事業名 | 所管局 | 目標値（年度の記載ないものは、令和6年度末までの目標） | 令和3年度実績 |
|----------------------------------|------|--|--------|--|---|
| 4 | (6) | 旧218 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 福祉保健局 | 62区市町村 | 13区22市13町村 |
| (7) 障害児施策の充実 | | | | | |
| 4 | (7) | 旧257 短期入所事業の充実 | 福祉保健局 | 令和5年度までに160人分の短期入所整備（障害者を含めた総数） | 事業者数 314か所（うち児童 122か所） 定員数 1251名（うち児童 620名） （令和3年3月31日現在） |
| 4 | (7) | 旧260 児童発達支援センターの設置促進 | 福祉保健局 | 令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上設置 | 34か所（17区17市） （令和3年3月31日現在） |
| 4 | (7) | 旧262 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 福祉保健局 | 令和5年度までに各区市町村において利用できる体制を構築 | 34か所（18区16市） （令和3年3月31日現在） |
| 4 | (7) | 旧263 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進 | 福祉保健局 | 令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保 | 31か所（16区15市） （令和3年3月31日現在） |
| 4 | (7) | 旧264 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進 | 福祉保健局 | 令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保 | 36か所（19区17市） （令和3年3月31日現在） |
| 4 | (7) | 新規 聴覚障害児のための体制整備事業 | 福祉保健局 | 都において体制を確保 | 検討会を設置し検討中 |
| (8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援 | | | | | |
| (9) 外国につながる子供等への支援について | | | | | |
| 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備 | | | | | |
| (1) 家庭生活と仕事との両立の実現 | | | | | |
| (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進 | | | | | |
| (3) 子供の安全を確保するための取組の推進 | | | | | |
| (4) 良質な住宅と居住環境の確保 | | | | | |
| 5 | (4) | 旧338 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 | 住宅政策本部 | （令和12年度末） 認定戸数 10,000戸 | 認定戸数 延べ1,678戸 |
| (5) 安心して外出できる環境の整備 | | | | | |
| 5 | (5) | 旧352 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助） | 都市整備局 | バリアフリー化に向けた取り組みを都内各地に展開 （2030年度） | 基本構想31区市町村（96地区） 促進方針3区2市 |
| 5 | (5) | 旧354 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業） | 都市整備局 | JR・私鉄の整備率 約6割（2030年度） | 整備率 34.5% |
| 5 | (5) | 旧357 道路のバリアフリー化 | 建設局 | 駅・生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化： 累計約90km 主な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化：累計約150km | ○主要駅周辺 7km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 9km整備完了 |
| (6) 子供・子育てを応援する機運の醸成 | | | | | |